令和４年度
浄化槽の指導普及に関する調査結果

令和５年３月

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課　浄化槽推進室

令和 4 年度　浄化槽の指導普及に関する調査結果

目次

頁

1. 浄化槽行政組織 1

2. 浄化槽行政担当職員 4

3. 浄化槽新設基数 7

（1）令和 3 年度に新設された浄化槽基数（処理方式別） 7

（2）令和 3 年度に新設された浄化槽基数（人槽区分別） 8

4. 浄化槽設置基数 9

（1）処理方式別浄化槽全設置基数（旧構造基準のもの） 9

（2）人槽区分別浄化槽全設置基数（旧構造基準のもの） 10

（3）処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準のもの） 11

（4）人槽区分別浄化槽全設置基数（新構造基準のもの） 12

（5）処理方式別浄化槽全設置基数 13

（6）人槽区分別浄化槽全設置基数 14

（7）建築用途別浄化槽設置基数 15

（8）浄化槽設置基数の推移（全国） 16

5. 浄化槽廃止基数 17

（1）浄化槽法第 11 条の 3 により廃止が確認された基数 17

（2）化槽法第 11 条の 3 以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数 18

（3）浄化槽法第 11 条の 3 以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数 19

6. 行政処分等の件数及び根拠 20

（1）行政処分の件数 20

（2）行政処分等を行った根拠 26

7. 浄化槽関係業者数 29

8. 浄化槽法第 7 条検査関係 32

（1）浄化槽法第 7 条検査結果 32

（2）不適正の内容と件数 33

9. 浄化槽法第 11 条検査関係 35

（1）浄化槽法第 11 条検査結果 35

（2）不適正の内容と件数 36

10. 浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果 38

11. 指定検査機関関係 39
（1）指定検査機関の検査体制 39
（2）水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況 40
（3）BOD 検査導入状況一覧 42
（4）効率化検査導入状況一覧 43
12. 浄化槽設置整備事業の実施状況 44
13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況 47
14. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況 51
15. 公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況 52
16. 国庫助成による浄化槽整備実績 55
17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況 56
（1）都道府県による補助制度の概要 56
（2）補助制度がある市町村 61
18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況 63
（1）補助制度がある市町村 63
（2）市町村による補助の概要 64
19. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況 72
（1）浄化槽台帳の整備状況（都道府県・保健所設置市・特別区） 72
（2）台帳データに係る整備状況（都道府県・保健所設置市・特別区） 81
（3）台帳の活用状況（都道府県・保健所設置市・特別区） 88
20. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況 92
（1）一括契約の推進に向けた取組状況 92
（2）一括契約の概要 （参考事例） 93
21. 放流水域に対する規制について 101
（1）規制の概要 101
（2）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細 102
（2）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細 113
（2）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細 122
（2）④その他水域に放流する場合の規制の詳細 132
22. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況 140
（1）浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体 140
（2）浄化槽の休止に関する取り扱い状況 141
23. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況 148

(1)地方公共団体が所有する浄化槽の基数 148
(2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途 149
(3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分 150
24. 協議会等の整備状況 151
25. 浄化槽処理促進区域の指定状況 157
26. 浄化槽管理士に対する研修機会の確保 158

1. 浄化槽行政組織(令和4年4月現在)

都道府県名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先機関数
北海道	環境生活部環境保全局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	011-231-4111(24-312)	011-204-5198	011-232-4970	0	14
青森県	環境生活部	環境保全課	水・大気環境グループ	017-722-1111(6467)	017-734-9242	017-734-8081	0	4
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	資源循環担当	019-651-3111(5380)	016-629-5380	019-629-5369	9	13
	県土整備部	下水環境課	下水管理担当	019-651-3111(5896)	019-629-5896	019-629-9130		
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	施設班	022-211-2111(2648)	022-211-2648	022-211-2390	5	1
秋田県	生活環境部	環境整備課	調整・循環型社会推進班	018-860-1111(1622)	018-860-1622	018-860-3835	8	0
	建設部	下水道マネジメント推進課	調整・環境整備班	018-860-1111(2461)	018-860-2461	018-860-3813		
山形県	環境エネルギー部	水大気環境課	水環境担当	023-630-2211(2338)	023-630-2338	023-625-7991	0	4
福島県	生活環境部	一般廃棄物課		024-521-1111(2783)	024-521-7249	024-521-7984	0	7
茨城県	県民生活環境部	環境対策課水環境室	水質保全グループ	029-301-1111(2966)	029-301-2966	029-301-2997	0	5
栃木県	環境森林部	環境保全課	水環境担当	028-623-2323(3189)	028-623-3189	028-623-3138	0	5
群馬県	県土整備部(交付金)	下水環境課	農集排・浄化槽係	027-223-1111(3689)	027-226-3689	027-223-1214	0	5
	環境森林部(法令)	廃棄物・リサイクル課	一般廃棄物係	027-223-1111(2854)	027-226-2853	027-223-7292		
埼玉県	環境部	水環境課	浄化槽・豊かな川づくり担当	048-824-2111(3083)	048-830-3083	048-830-4773	0	7
千葉県	環境生活部	水質保全課	浄化槽班	043-223-2110(3813)	043-223-3813	043-222-5991	0	10
東京都	環境局 資源循環推進部	一般廃棄物対策課	生活排水対策担当	03-5321-1111(42-844)	03-5388-3583	03-5388-1381	0	1
神奈川県	健康医療局生活衛生部	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-1111(4951)	045-210-4950	045-210-8864	0	8
	環境農政局緑政部	水源環境保全課	水源企画グループ	045-210-1111(4354)	045-210-4352	045-210-8855		
新潟県	環境局	資源循環推進課	資源循環企画係	025-285-5511(2503)	025-280-5160	025-280-5740	0	12
富山県	生活環境文化部	環境政策課	廃棄物対策班	076-431-4111(2685)	076-444-3140	076-444-3480	0	7
石川県	土木部	都市計画課 生活排水対策室	地域排水グループ	076-225-1111(5236)	076-225-1493	076-225-1760	4	0
福井県	健康福祉部	医薬食品・衛生課	生活衛生グループ	0776-21-1111(2646)	0776-20-0354	0776-20-0630	6	0
山梨県	環境・エネルギー部	大気水質保全課	大気水質担当	055-237-1111(6408)	055-223-1511	055-223-1512	0	4
長野県	環境部	生活排水課	生活排水係	026-232-0111(3380)	026-235-7299	026-235-7399	0	10
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	一般廃棄物係	058-272-1111(2716)	058-272-8219	058-278-2607	0	8
静岡県	くらし・環境部環境局	生活環境課	大気水質班	054-221-2455(2258)	054-221-2258	054-221-3665	0	4
愛知県	環境局環境政策部	水大気環境課生活環境地盤対策室	生活環境グループ	052-961-2111(3043)	052-954-6219	052-953-5716	0	7
三重県	環境生活部	大気・水環境課	生活排水・水道班	059-224-3145	059-224-3145	059-229-1016	0	9
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	循環調整係		077-528-3471	077-528-4845	0	6
京都府	建設交通部	水環境対策課	計画係	075-451-8111(5209)	075-414-5209	075-414-5470	7	0
大阪府	健康医療部	生活衛生室 環境衛生課	衛生指導グループ	06-6941-0351(2577)	06-6944-9180	06-6944-6707	9	0
兵庫県	環境部	環境整備課	資源循環班	078-341-7711(3350)	078-362-3279	078-362-4189	0	7
奈良県	水循環・森林・景観環境部	水資源政策課	水環境係	0742-27-1101(3397)	0742-27-8737	0742-27-6395	0	1
和歌山県	県土整備部 河川・下水道局	下水道課	管理班	073-432-4111(3203)	073-441-3203	073-436-2940	8	0
鳥取県	生活環境部くらしの安心局	水環境保全課	上下水道担当	0857-26-7111(7401)	0857-26-7400	0857-26-8194	0	2
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	指導グループ	0852-22-6151(6563)	0852-22-6563	0852-22-6738	7	0
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	一般廃棄物班	086-224-2111(3105)	086-226-7307	086-224-2271	0	3
広島県	環境県民局	循環型社会課	一般廃棄物G	082-228-2111(2958)	082-513-2958	082-211-5374	0	7
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	ゼロエミッション推進班	083-922-3111	083-933-2992	083-933-2999	7	0
徳島県	県土整備部	水・環境課	浄化槽担当	088-621-2500(2279)	088-621-2279	088-621-2896	0	4
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	総務・廃棄物政策グループ	087-831-1111(2914)	087-832-3224	087-831-1273	3	1
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	089-941-2111(2357)	089-912-2355	089-912-2354	6	0
高知県	土木部	公園下水道課	環境施設担当	088-823-1111(9851)	088-823-9851	088-823-9036	5	0
福岡県	環境部	廃棄物対策課	施設第一係	092-651-1111(3458)	092-643-3398	092-643-3365	0	6
佐賀県	県土整備部	下水道課	浄化槽担当	0952-24-2111(2854)	0952-25-7185	0952-25-7275	0	5
長崎県	県民生活環境部	水環境対策課	生活排水班	095-824-1111(2664)	095-895-2664	095-895-2568	8	0
熊本県	土木部道路都市局	下水環境課	経営班	096-383-1111(6198)	096-333-2529	096-385-7398	10	0
大分県	生活環境部	循環社会推進課	資源化推進班	097-536-1111(3125)	097-506-3125	097-506-1748	9	0
宮崎県	環境森林部	環境管理課	水保全対策担当	0985-26-7111(2384)	0985-26-7085	0985-38-6210	8	0
鹿児島県	土木部	都市計画課生活排水対策室	生活排水係	099-286-2111(3684)	099-286-3685	099-286-5633	9	0
沖縄県	環境部	環境整備課	一般廃棄物班	098-866-2333(2659)	098-866-2231	098-866-2235	5	0
						合計	133	187

（保健所設置市）

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
札　幌　市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	一般廃棄物係	011-211-2111(2927)	011-211-2927	011-218-5105	0	0
函　館　市	環境部	環境推進課	ごみ減量・美化啓発担当	0138-51-0798(437)	0138-51-0798	0138-51-3498	0	0
小　樽　市	生活環境部	管理課	業務係	0134-32-4111(464)	代表と同じ	0134-32-5032	0	0
旭　川　市	環境部	廃棄物処理課	浄化管理係	0166-26-1111(5221)	0166-25-6356	0166-29-3977	0	0
青　森　市	環境部	廃棄物対策課	不法投棄対策チーム		017-718-1162	017-718-1166	0	0
八　戸　市	環境部	環境保全課	調査指導グループ	0178-43-2111(5712-204)	0178-43-9107	0178-47-0722	0	2
盛　岡　市	上下水道局	給排水課	排水設備係	019-623-1411(6142)	019-623-1426	019-623-1410	0	0
仙　台　市	建設局下水道管理部	下水道調整課	施設係	022-261-1111(4229)	022-214-8233	022-214-8273	0	0
秋　田　市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	018-863-2222(27314)	018-888-5711	018-888-5712	0	0
山　形　市	環境部	廃棄物指導課	一般廃棄物係	023-641-1212(869)		023-624-9928	0	0
福　島　市	都市政策部	下水道室 下水道総務課	浄化槽係	024-535-1111(4517)	024-525-3768	024-534-8228	0	0
郡　山　市	上下水道局	お客様サービス課	浄化槽係	024-932-7666	024-932-7666	024-939-5821	0	0
い　わ　き　市	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課	業務係	0246-22-1111(3389)	0246-22-7519	0246-22-7572	0	0
水　戸　市	生活環境部	衛生事業課	収納係	029-224-1111(2344)	029-232-9160	029-232-9261	0	0
宇　都　宮　市	上下水道局	水質管理課	計画指導グループ	028-633-2001	028-633-2001	028-633-3394	0	0
前　橋　市	環境部	ごみ収集課	ごみ収集係	027-224-1111(6061)	027-253-1009	027-254-3396	0	0
高　崎　市	環境部	一般廃棄物対策課	管理担当	027-321-1111(3322)	027-321-1253	027-321-1161	0	0
さ い た ま 市	環境局環境共生部	環境対策課	水質土壌係	048-819-1111(3141)	048-829-1331	048-829-1991	0	0
川　越　市	環境部	環境対策課	水質・浄化槽担当	049-224-8811(4476 2627)	049-224-5894	049-225-9800	0	0
川　口　市	環境部	環境保全課	水質係	048-228-5389	048-228-5389	048-228-5311	0	0
越　谷　市	環境経済部	資源循環推進課		048-964-2111(4482)	048-963-9181	048-963-9175	0	0
千　葉　市	環境局資源循環部	収集業務課	浄化槽班	043-245-5111(2948)	043-245-5251	043-245-5477	0	0
船　橋　市	環境部	環境保全課	水質・地質係	047-436-2111(3813)	047-436-3813	047-436-2448	0	0
柏　　市	環境部	環境政策課	大気・水質・放射線監視担当	04-7167-1111(771-668)	04-7167-1695	04-7163-3728	0	0
八　王　子　市	水循環部	水再生施設課	し尿事業・浄化槽・接続促進担当	042-626-3111	042-642-1500	042-644-2411	0	0
町　田　市	下水道部	下水道整備課	浄化槽係	042-722-3111(4251)	042-724-4306	050-3161-6537	0	0
横　浜　市	資源循環局	一般廃棄物対策課		045-664-2525	045-671-2547	045-663-0125	0	0
川　崎　市	環境局生活環境部	収集計画課	し尿・浄化槽担当	044-200-2111(31221)	044-200-2585	044-200-3923	0	2
相　模　原　市	都市建設局土木部	下水道料金課	総務指導班	042-754-1111(3335)	042-707-1829	042-754-1068	0	1
横　須　賀　市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽係	046-822-4000(2337、2338)	046-822-8271	046-823-0865	0	0
藤　沢　市	下水道部	下水道総務課	排水設備担当	0466-25-1111(4512)	0466-50-8246	0466-50-8388	0	0
茅　ヶ　崎　市	下水道河川部	下水道河川建設課	水環境担当	0467-82-1111(1381)		0467-89-2916	0	0
	環境部	環境保全課	環境保全担当	0467-82-1111(1233)		0467-57-8388		
新　潟　市	環境部	環境対策課	水環境グループ	025-228-1000(31372)	025-226-1371	025-222-7031	0	8
富　山　市	福祉保健部	保健所生活衛生課	衛生指導係	076-428-1154(911)	076-428-1154	076-428-1157	1	0
金　沢　市	環境局	環境政策課	環境保全	076-220-2304(2304)	076-220-2508	076-260-7193	0	0
福　井　市	福井市企業局 上下水道経営部	上下水道サービス課	料金・浄化槽係	0776-20-5111	0776-20-5632	0776-20-5637	0	1
甲　府　市	環境部	環境対策室環境保全課	環境保全係	055-241-4312	055-241-4312	055-241-6190	0	1
長　野　市	環境部	環境保全温暖化対策課	環境保全 担当	026-226-4911(3019)	026-224-8034	026-224-5108	1	0
松　本　市	環境エネルギー部	環境保全課	生活衛生担当	0263-34-3000(1423)	0263-34-3024	0263-34-3202	0	1
岐　阜　市	環境部	環境二課	浄化槽係	058-265-4141(3409)	058-214-2154	058-267-4458	0	0
静　岡　市	環境局	廃棄物対策課	浄化槽推進係	054-254-2111(81-2813)	054-221-1264	054-221-1564	0	0
浜　松　市	上下水道部	お客さまサービス課	生活排水グループ	053-474-7915	053-474-7915	053-474-8009	0	7
名　古　屋　市	健康福祉局健康部	環境薬務課	環境衛生係	052-961-1111(2644)	052-972-2644	052-972-4153	0	4
豊　橋　市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策グループ	0532-51-2410	代表と同じ	0532-56-0566	0	0
岡　崎　市	環境部	廃棄物対策課	汚水管理係	0564-23-6000(6871)	0564-23-6871	0564-23-6536	0	0
一　宮　市	環境部	廃棄物対策課	一般廃棄物グループ	0586-28-8100(7222)	0586-45-5374	0586-45-0923	0	0
豊　田　市	上下水道局	下水道施設課	浄化槽担当	0565-31-1212(2-6713)	0565-34-6964	0565-32-3171	0	0
四　日　市　市	上下水道局管理部	生活排水課	浄化槽指導係	059-354-8350	059-354-8402	059-354-8375	0	0
大　津　市	環境部	廃棄物減量推進課	生活排水係	077-523-1234(3642)	077-528-2802	077-523-2423	0	0
京　都　市	環境政策局環境企画部	環境指導課	環境調査担当	075-222-3111(3955)	075-222-3955	075-213-0922	0	2
大　阪　市	健康局健康推進部	生活衛生課	環境衛生グループ	06-6208-8181(9981)	06-6208-9981	06-6202-6967	1	0
堺　　市	健康福祉局保健所	環境薬務課	設備指導係	072-233-1101(3456、3457)	072-222-9940	072-222-9876	0	0
豊　中　市	健康医療部	衛生管理課	生活衛生係	06-6152-7307	06-6152-7321	06-6152-7328	0	0
吹　田　市	環境部	事業課	業務グループ	06-6384-1231(2956)	06-6381-8500	06-6381-8500	0	1
高　槻　市	市民生活環境部	清掃業務課	業務チーム	072-669-1153	072-669-1164	072-669-1009	0	0
枚　方　市	健康福祉部 保健所	保健衛生課	環境衛生グループ	072-841-1221(3260)	072-807-7624	072-845-0685	0	0
八　尾　市	環境部	環境保全課	環境保全係	072-991-3881(2981)	072-994-3760	072-924-0182	0	0
寝　屋　川　市	健康部	保健衛生課		072-824-1181(74217)	072-829-7721	072-838-1152	0	0
東　大　阪　市	健康部	保健所環境薬務課（浄化槽保守点検業）		06-4309-3000	072-960-3804	072-960-3807	0	1
	環境部	環境企画課（浄化槽清掃業）			06-4309-3198	06-4309-3829		
神　戸　市	環境局	環境保全課		078-333-3330(955-3745)	078-595-6223	078-595-6256	0	0

（保健所設置市）

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
姫　路　市	環境局	環境政策室	水質担当	079-221-2111(2466)	079-221-2466	079-221-2469	0	0
尼　崎　市	保健部	生活衛生課	衛生管理担当	06-4869-3017	06-4869-3017	06-4869-3049	0	0
明　石　市	市民生活局環境室	環境保全課	水質係	078-918-5740	078-918-5740	078-918-5107	0	0
西　宮　市	環境局環境事業部	美化第3課	第3チーム	0798-35-3151(3966)	0798-35-0779	0798-35-9169	0	0
奈　良　市	健康医療部 保健所	保健・環境検査課	環境衛生係		0742-93-8477	0742-34-2483	0	0
和歌山市	環境部	浄化衛生課	管理班	073-432-0001(2748)	073-435-1067	073-435-1357	0	0
鳥　取　市	下水道部	下水道経営課	普及係	0857-30-8392(4186)	0857-30-8392	0857-20-3319	0	0
松　江　市	環境エネルギー部	環境対策課	廃棄物対策係	0852-55-5555(IP:39・342)	0852-55-5679	0852-55-5497	0	0
岡　山　市	環境局環境部	環境保全課	浄化槽対策室	086-803-1000(3993)	086-803-1294	086-803-1887	0	0
倉　敷　市	環境政策部	環境衛生課	合併浄化槽設置推進室	086-426-3030(3583)	086-426-3583	086-426-6050	0	0
広　島　市	環境局業務部	業務第二課	浄化槽係	082-245-2111(3295)	082-504-2223	082-504-2229	0	0
呉　　市	環境部	環境政策課 環境試験センター	環境調査グループ	0823-25-3551	0823-25-3551	0823-25-9752	0	0
福　山　市	経済環境局環境部	環境保全課	芦田川・水環境担当	084-921-2111(100-2560)	084-928-1072	084-927-7021	0	0
下　関　市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽指導係		083-252-0978	083-252-1329	0	4
高　松　市	都市整備局 下水道部	下水道業務課	生活排水係	087-839-2717(3264)	087-839-2720	087-839-2776	0	0
松　山　市	環境部	環境指導課	浄化槽担当	089-948-6688(6440)	089-948-6440	089-934-1812	1	0
高　知　市	環境部	環境保全課	生活排水係	088-822-8111(9511)	088-823-9471	088-823-2057	0	0
北九州市	環境局循環社会推進部	業務課	第一係 生活排水	093-582-4894(2180)	093-582-2180	093-582-2196	0	0
福　岡　市	保健医療局 生活衛生部	生活衛生課	墓地・葬祭場管理係	092-711-4111(2254)	092-711-4273	092-733-5588	0	7
久留米市	企業局上下水道部	給排水設備課	浄化槽チーム	0942-30-8500(249)	0942-30-9237	0942-38-2694	0	1
長　崎　市	環境部	環境政策課	監視指導係	095-822-8888(3125)	095-829-1156	095-829-1218	0	0
佐世保市	環境部	環境保全課	環境指導係	09569-24-1111(7210-32)	0956-26-1787	0956-34-4477	0	0
熊　本　市	環境局 資源循環部	浄化対策課	指導班	096-328-2111(2366)	096-328-2366	096-359-9945	0	0
大　分　市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽担当班	097-534-6111(1575)	097-540-5850	097-534-6252	0	0
宮　崎　市	環境部	環境施設課	浄化槽係	0985-25-2111	0985-30-6511	0985-30-6616	0	0
鹿児島市	環境部	環境保全課	環境保全係	099-224-1111(5844)	099-216-1291	099-216-1292	0	0
那　覇　市	環境部	環境保全課	水質保全グループ	098-867-0111(2403)	098-951-3229	098-951-3230	0	0
						合計	4	43

注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

（東京都特別区）

特別区名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
千代田区	環境まちづくり部	千代田清掃事務所	ごみ減量指導係	03-3251-0566	03-6260-8506	03-3251-4627	0	1
中　央　区	環境土木部	中央清掃事務所	排出指導係	03-3562-1521	03-3562-1524	03-3562-1504	0	0
港　　区	環境リサイクル支援部	みなとリサイクル清掃事務所	許可指導担当、ごみ減量・資源化推進係	03-3578-2111(3911)	03-3450-8025	03-3450-8063	0	1
新　宿　区	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	事業系ごみ減量係	03-3209-1111(4754)	03-5273-4363	03-5273-4070	0	0
文　京　区	資源環境部	リサイクル清掃課	清掃事業係	03-3812-7111(2563)	03-5803-1182	03-5803-1362	0	0
台　東　区	環境清掃部	清掃リサイクル課		03-5246-1018(3392)	03-5246-1018	03-5246-1159	0	0
墨　田　区	都市整備部環境担当	すみだ清掃事務所	啓発指導係	03-3613-2228	03-3613-2229	03-3613-2350	0	0
江　東　区	環境清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	03-3647-9111(6342)	03-3647-9181	03-5617-5737	0	0
品　川　区	都市環境部	品川区清掃事務所	許可指導係	03-3777-1111(3087)	03-3490-7034	03-3490-7041	0	0
目　黒　区	環境清掃部	清掃リサイクル課	管理調整係	03-3715-1111(3811)	03-5722-9572	03-5722-9573	0	0
大　田　区	環境清掃部	清掃事業課	許可指導係	03-5744-1111(3467)	03-5744-1629	03-5744-1550	1	0
世田谷区	清掃・リサイクル部	事業課	指導許可担当	03-6304-3263	03-6304-3263	03-6304-3341	0	1
渋　谷　区	環境政策部	清掃リサイクル課	渋谷区清掃事務所	03-3463-1211	03-5467-4300	03-5467-4301	0	0
中　野　区	環境部	ごみゼロ推進課	ごみ減量推進係	03-3389-1111(5061)	03-3228-5563	03-3228-5634	0	1
杉　並　区	環境部	ごみ減量対策課	管理係	03-3312-2111(3723)	03-5307-0668	03-3312-2306	0	1
豊　島　区	環境清掃部	ごみ減量推進課	計画調整グループ	03-3981-1111(2622)	03-3981-1320	03-3987-8449	0	0
北　　区	生活環境部	北区清掃事務所	事業管理係	03-3908-1111(3561)	03-3913-3077	03-3913-3741	0	0
荒　川　区	環境清掃部	清掃リサイクル推進課	管理計画係	03-3802-3111(470)	03-5692-6690	03-5692-6699	0	0
板　橋　区	資源環境部	資源循環推進課	管理係	03-3964-1111(2217)	03-3579-2217	03-3579-2249	0	0
練　馬　区	環境部	清掃リサイクル課	清掃事業係	03-3993-1111(8846)	03-5984-1059	03-5984-1227	0	0
足　立　区	環境部	ごみ減量推進課	業務係	03-3880-5111(3182)	03-3880-5302	03-3880-5604	0	0
葛　飾　区	環境部	清掃事務所	作業係・事業調整係	03-3695-1111(2931)	03-3693-6113	03-3691-1797	0	1
江戸川区	環境部	清掃課	清掃事業係	03-3652-1151(3013)	03-5662-8434	03-5678-6741	0	0
						合計	1	6

注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

2. 浄化槽行政担当職員（令和4年4月現在）

都道府県名	本庁						出先						合計					
	専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員
北海道	0	0	7	6	7	6	0	0	54	20	54	20	0	0	61	26	61	26
青森県	0	0	4	4	4	4	0	0	16	16	16	16	0	0	20	20	20	20
岩手県	0	0	4	0	4	0	0	0	36	23	36	23	0	0	40	23	40	23
宮城県	0	0	6	4	6	4	1	1	48	42	49	43	1	1	54	46	55	47
秋田県	0	0	3	0	3	0	0	0	32	32	32	32	0	0	35	32	35	32
山形県	0	0	4	2	4	2	0	0	19	10	19	10	0	0	23	12	23	12
福島県	1	0	3	2	4	2	0	0	18	13	18	13	1	0	21	15	22	15
茨城県	3	0	3	0	6	0	2	0	20	0	22	0	5	0	23	0	28	0
栃木県	0	0	4	0	4	0	0	0	10	0	10	0	0	0	14	0	14	0
群馬県	1	0	5	1	6	1	0	0	12	4	12	4	1	0	17	5	18	5
埼玉県	1	1	7	3	8	4	4	4	64	55	68	59	5	5	71	58	76	63
千葉県	4	2	3	0	7	2	10	2	41	19	51	21	14	4	44	19	58	23
東京都	3	2	0	0	3	2	4	3	0	0	4	3	7	5	0	0	7	5
神奈川県	0	0	9	7	9	7	0	0	53	53	53	53	0	0	62	60	62	60
新潟県	0	0	7	3	7	3	0	0	39	24	39	24	0	0	46	27	46	27
富山県	0	0	12	8	12	8	0	0	45	45	45	45	0	0	57	53	57	53
石川県	0	0	5	0	5	0	0	0	14	7	14	7	0	0	19	7	19	7
福井県	0	0	4	2	4	2	0	0	18	17	18	17	0	0	22	19	22	19
山梨県	0	0	4	0	4	0	0	0	27	0	27	0	0	0	31	0	31	0
長野県	0	0	3	0	3	0	0	0	33	0	33	0	0	0	36	0	36	0
岐阜県	0	0	6	3	6	3	0	0	47	23	47	23	0	0	53	26	53	26
静岡県	1	0	11	0	12	0	0	0	24	4	24	4	1	0	35	4	36	4
愛知県	2	2	5	5	7	7	1	0	68	16	69	16	3	2	73	21	76	23
三重県	0	0	6	6	6	6	0	0	58	57	58	57	0	0	64	63	64	63
滋賀県	0	0	7	1	7	1	0	0	6	6	6	6	0	0	13	7	13	7
京都府	0	0	5	3	5	3	0	0	34	34	34	34	0	0	39	37	39	37
大阪府	4	4	3	3	7	7	0	0	41	41	41	41	4	4	44	44	48	48
兵庫県	0	0	5	5	5	5	0	0	27	22	27	22	0	0	32	27	32	27
奈良県	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
和歌山県	0	0	3	0	3	0	0	0	24	0	24	0	0	0	27	0	27	0
鳥取県	0	0	4	0	4	0	0	0	8	8	8	8	0	0	12	8	12	8
島根県	0	0	8	0	8	0	0	0	23	14	23	14	0	0	31	14	31	14
岡山県	0	0	3	3	3	3	0	0	30	24	30	24	0	0	33	27	33	27
広島県	0	0	5	3	5	3	0	0	54	40	54	40	0	0	59	43	59	43
山口県	0	0	6	6	6	6	0	0	39	39	39	39	0	0	45	45	45	45
徳島県	3	0	0	0	3	0	1	1	12	10	13	11	4	1	12	10	16	11
香川県	1	1	4	2	5	3	0	0	21	11	21	11	1	1	25	13	26	14
愛媛県	0	0	6	2	6	2	0	0	40	30	40	30	0	0	46	32	46	32
高知県	1	0	3	0	4	0	0	0	19	14	19	14	1	0	22	14	23	14
福岡県	0	0	7	6	7	6	3	1	30	21	33	22	3	1	37	27	40	28
佐賀県	1	1	3	0	4	1	0	0	20	12	20	12	1	1	23	12	24	13
長崎県	1	1	7	2	8	3	0	0	39	24	39	24	1	1	46	26	47	27
熊本県	0	0	4	0	4	0	0	0	56	42	56	42	0	0	60	42	60	42
大分県	1	1	4	1	5	2	0	0	34	34	34	34	1	1	38	35	39	36
宮崎県	0	0	9	0	9	0	0	0	30	30	30	30	0	0	39	30	39	30
鹿児島県	0	0	6	0	6	0	0	0	23	0	23	0	0	0	29	0	29	0
沖縄県	0	0	3	0	3	0	0	0	10	10	10	10	0	0	13	10	13	10
小計	28	15	236	93	264	108	26	12	1,416	946	1,442	958	54	27	1,652	1,039	1,706	1,066
保健所設置市計	132	41	361	100	493	141	7	1	272	110	279	111	139	42	633	210	772	252
特別区計	0	0	79	35	79	35	0	0	24	12	24	12	0	0	103	47	103	47
合計	160	56	676	228	836	284	33	13	1,712	1,068	1,745	1,081	193	69	2,388	1,296	2,581	1,365

注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

注）各都道府県の値には保健所設置市や特別区の担当職員数を含まない。

（保健所設置市）

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
札幌市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	6	5
函館市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
小樽市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
旭川市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
青森市	0	0	9	3	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	9	3
八戸市	0	0	0	0	0	0	5	0	1	1	6	1	5	0	1	1	6	1
盛岡市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
仙台市	4	0	5	0	9	0	0	0	0	0	0	0	4	0	5	0	9	0
秋田市	0	0	9	8	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	9	8	9	8
山形市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
福島市	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	0
郡山市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5	0
いわき市	3	0	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0	8	0
水戸市	2	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	5	0
宇都宮市	2	0	5	0	7	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	7	0
前橋市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
高崎市	0	0	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0
さいたま市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
川越市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
川口市	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
越谷市	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
千葉市	4	3	2	2	6	5	0	0	0	0	0	0	4	3	2	2	6	5
船橋市	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3	0
柏市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	6	5
八王子市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
町田市	6	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	7	0
横浜市	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
川崎市	0	0	4	4	4	4	0	0	9	9	9	9	0	0	13	13	13	13
相模原市	0	0	6	3	6	3	0	0	8	6	8	6	0	0	14	9	14	9
横須賀市	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
藤沢市	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
茅ヶ崎市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
新潟市	0	0	7	0	7	0	0	0	50	0	50	0	0	0	57	0	57	0
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
金沢市	0	0	10	9	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0	10	9	10	9
福井市	2	0	0	0	2	0	0	0	2	2	2	2	2	0	2	2	4	2
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	5	0	5	0
長野市	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
松本市	0	0	3	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	0	4	0
岐阜市	4	3	1	0	5	3	0	0	0	0	0	0	4	3	1	0	5	3
静岡市	5	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	6	0
浜松市	7	0	7	0	14	0	0	0	22	0	22	0	7	0	29	0	36	0
名古屋市	0	0	5	5	5	5	0	0	56	56	56	56	0	0	61	61	61	61
豊橋市	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	6	0
岡崎市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
一宮市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
豊田市	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	5	0
四日市市	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
大津市	0	0	6	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	6	2
京都市	0	0	6	0	6	0	0	0	34	0	34	0	0	0	40	0	40	0
大阪市	0	0	6	0	6	0	0	0	6	0	6	0	0	0	12	0	12	0
堺市	0	0	12	5	12	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	5	12	5
豊中市	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	6	2	0	0	6	2	6	2
高槻市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
枚方市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
八尾市	0	0	5	0	5	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	0	8	0
寝屋川市	4	4	8	8	12	12	0	0	0	0	0	0	4	4	8	8	12	12
東大阪市	0	0	2	0	2	0	0	0	8	0	8	0	0	0	10	0	10	0
神戸市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0

（保健所設置市）

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
姫路市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6	0	0	6	6	6	6
明石市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	4	1	2	1	2	0	4	1
奈良市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
和歌山市	6	5	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	6	5	0	0	6	5
鳥取市	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
松江市	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
岡山市	5	5	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	5
倉敷市	8	0	2	0	10	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	0	10	0
広島市	7	6	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	7	6
呉市	2	2	4	4	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	4	4	6	6
福山市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
下関市	2	1	4	0	6	1	0	0	16	0	16	0	2	1	20	0	22	1
高松市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
松山市	4	0	6	4	10	4	0	0	2	0	2	0	4	0	8	4	12	4
高知市	4	2	3	1	7	3	0	0	0	0	0	0	4	2	3	1	7	3
北九州市	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0
福岡市	0	0	5	3	5	3	0	0	32	28	32	28	0	0	37	31	37	31
久留米市	4	0	2	0	6	0	0	0	2	0	2	0	4	0	4	0	8	0
長崎市	2	1	2	1	4	2	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	4	2
佐世保市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
熊本市	6	6	3	1	9	7	0	0	0	0	0	0	6	6	3	1	9	7
大分市	3	3	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	3	3	1	1	4	4
宮崎市	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0
鹿児島市	0	0	21	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0
那覇市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
小計	132	41	361	100	493	141	7	1	272	110	279	111	139	42	633	210	772	252

注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

（東京都特別区）

特別区名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
千代田区	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	6	0	6	0
中央区	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	3	3	3	3
新宿区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
文京区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
台東区	0	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	1
墨田区	0	0	9	5	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5	9	5
江東区	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
品川区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
目黒区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
大田区	0	0	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	8	0	8	0
世田谷区	0	0	6	6	6	6	0	0	10	9	10	9	0	0	16	15	16	15
渋谷区	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
中野区	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	4	0	4	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
豊島区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
北区	0	0	7	6	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	7	6
荒川区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
板橋区	0	0	6	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	6	2
練馬区	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
足立区	0	0	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5
葛飾区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
江戸川区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
小計	0	0	79	35	79	35	0	0	24	12	24	12	0	0	103	47	103	47

注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

3. 浄化槽新設基数

(1)令和3年度に新設された浄化槽基数(処理方式別)

都道府県名	構造例示型														大臣認定型				合 計
	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱燐	小計	うち窒素又は燐除去型高度処理	うち窒素及び燐除去型高度処理	うちBOD除去型高度処理	
北海道	8	90	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1,295	906	0	19	1,396
青森県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,268	0	0	0	1,269
岩手県	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,234	1,181	0	0	1,304
宮城県	35	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,148	680	9	12	1,208
秋田県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	780	641	0	3	782
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	563	386	0	3	563
福島県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,332	2,905	20	1	3,334
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,719	4,410	273	0	4,719
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,168	1,673	441	1	2,168
群馬県	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,969	4,942	0	1	4,972
埼玉県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,129	6,008	2	2	6,131
千葉県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6,950	6,853	24	4	6,951
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	175	171	0	1	175
神奈川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,104	974	88	1	1,105
新潟県	0	182	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,294	1,127	0	7	1,478
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	201	193	0	0	201
石川県	0	9	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	387	299	0	0	401
福井県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224	214	0	0	225
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,402	1,362	17	2	1,402
長野県	0	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,114	459	0	0	1,137
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622	1,609	6	1	1,622
静岡県	0	1	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,212	1,683	0	0	7,221
愛知県	14	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,953	4,810	12	3	6,984
三重県	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,687	2,456	7	20	2,693
滋賀県	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	176	62	0	2	182
京都府	1	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	281	206	0	15	319
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	911	862	2	1	911
兵庫県	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	628	372	0	2	639
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	781	770	0	0	781
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,909	1,955	68	0	2,909
鳥取県	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	334	314	0	0	340
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	935	923	0	0	936
岡山県	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,361	1,960	2	2	2,370
広島県	2	55	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2,930	1,920	0	5	2,991
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,584	1,035	1	0	1,584
徳島県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,572	712	0	0	2,573
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,221	3,193	0	0	3,221
愛媛県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2,128	2,109	1	0	2,129
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,699	1,507	0	4	1,699
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,990	1,984	0	0	3,990
佐賀県	3	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,196	1,184	0	0	1,243
長崎県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,802	1,777	4	0	1,807
熊本県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,363	2,285	0	16	2,372
大分県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,992	1,562	0	0	2,993
宮崎県	17	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,370	1,463	0	17	2,397
鹿児島県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,765	5,729	0	0	5,774
沖縄県	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,848	1,782	6	6	1,860
合 計	104	604	6	0	36	0	2	0	3	0	0	0	0	0	104,706	81,608	983	151	105,461

3. 浄化槽新設基数

(2)令和3年度に新設された浄化槽基数 （人槽区分別）

都道府県名	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	1,247	79	46	17	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1,396
青森県	1,184	27	37	8	9	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1,269
岩手県	1,239	22	29	6	4	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1,304
宮城県	1,126	32	39	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,208
秋田県	739	21	11	4	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	782
山形県	534	14	12	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	563
福島県	3,101	75	115	24	11	7	0	0	1	0	0	0	0	0	3,334
茨城県	4,488	60	134	22	8	2	3	2	0	0	0	0	0	0	4,719
栃木県	2,080	22	45	12	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	2,168
群馬県	4,694	79	148	28	13	4	5	0	0	0	0	1	0	0	4,972
埼玉県	5,825	90	143	44	16	8	5	0	0	0	0	0	0	0	6,131
千葉県	6,539	101	213	55	26	11	4	0	2	0	0	0	0	0	6,951
東京都	148	13	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	175
神奈川県	1,026	24	37	13	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,105
新潟県	1,365	40	56	11	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1,478
富山県	161	17	13	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	201
石川県	362	10	19	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401
福井県	183	12	22	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	225
山梨県	1,297	29	62	10	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1,402
長野県	1,074	28	20	10	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1,137
岐阜県	1,512	47	57	3	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1,622
静岡県	6,817	131	201	41	22	4	4	1	0	0	0	0	0	0	7,221
愛知県	6,429	172	271	65	32	6	4	3	1	0	1	0	0	0	6,984
三重県	2,465	67	110	34	11	4	1	0	0	1	0	0	0	0	2,693
滋賀県	147	17	11	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	182
京都府	299	5	11	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319
大阪府	826	25	48	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	911
兵庫県	568	28	31	9	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	639
奈良県	739	18	19	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	781
和歌山県	2,727	61	91	16	5	5	1	3	0	0	0	0	0	0	2,909
鳥取県	317	5	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	340
島根県	869	18	43	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936
岡山県	2,246	40	68	12	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2,370
広島県	2,832	59	79	15	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2,991
山口県	1,470	49	57	1	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1,584
徳島県	2,403	59	81	18	10	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2,573
香川県	3,055	62	79	17	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3,221
愛媛県	1,982	42	74	19	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,129
高知県	1,589	39	51	13	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1,699
福岡県	3,642	95	176	46	19	6	4	2	0	0	0	0	0	0	3,990
佐賀県	1,165	24	35	13	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,243
長崎県	1,659	67	63	11	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,807
熊本県	2,236	50	68	10	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2,372
大分県	2,819	54	86	22	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,993
宮崎県	2,275	40	64	11	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,397
鹿児島県	5,517	90	133	16	9	4	2	2	1	0	0	0	0	0	5,774
沖縄県	1,625	77	105	21	9	9	8	2	3	0	0	1	0	0	1,860
合 計	98,642	2,236	3,343	722	314	101	63	20	12	2	4	2	0	0	105,461

4. 浄化槽設置基数

(1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)（令和3年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合 計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小 計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小 計	
北海道	458	2,760	123	3,341	40	298	60	398	3,739
青森県	537	4,699	6,235	11,471	1	35	233	269	11,740
岩手県	336	704	22	1,062	4	26	368	398	1,460
宮城県	662	3,682	305	4,649	0	50	197	247	4,896
秋田県	565	4,500	118	5,183	4	55	301	360	5,543
山形県	633	6,186	23	6,842	6	11	21	38	6,880
福島県	8,229	26,488	2,325	37,042	0	193	2	195	37,237
茨城県	573	2,086	167	2,826	3	0	0	3	2,829
栃木県	160	2,384	142	2,686	0	133	0	133	2,819
群馬県	4,579	22,222	822	27,623	0	123	2	125	27,748
埼玉県	968	19,947	25,676	46,591	0	2	1,725	1,727	48,318
千葉県	2,140	53,007	24,823	79,970	1	851	18	870	80,840
東京都	742	1,850	128	2,720	0	19	6	25	2,745
神奈川県	14,331	16,960	906	32,197	10	136	213	359	32,556
新潟県	3,761	18,563	2,103	24,427	2	80	102	184	24,611
富山県	1,586	5,195	0	6,781	0	24	0	24	6,805
石川県	563	4,374	2,725	7,662	1	0	86	87	7,749
福井県	516	4,023	2,581	7,120	2	35	2,098	2,135	9,255
山梨県	6,138	11,086	1,126	18,350	0	80	366	446	18,796
長野県	2,923	1,182	549	4,654	18	51	192	261	4,915
岐阜県	7,500	16,193	195	23,888	0	204	0	204	24,092
静岡県	14,213	26,305	1,407	41,925	17	501	218	736	42,661
愛知県	40,937	52,816	1,866	95,619	13	69	647	729	96,348
三重県	537	17,408	6,880	24,825	10	42	399	451	25,276
滋賀県	650	3,301	248	4,199	8	87	564	659	4,858
京都府	260	2,629	285	3,174	17	35	64	116	3,290
大阪府	3,692	21,139	2,995	27,826	22	129	34	185	28,011
兵庫県	1,867	9,315	1,119	12,301	9	162	786	957	13,258
奈良県	5,120	16,040	342	21,502	9	19	11	39	21,541
和歌山県	5,670	17,246	10,906	33,822	2	82	122	206	34,028
鳥取県	474	1,798	668	2,940	0	3	102	105	3,045
島根県	795	3,336	761	4,892	0	0	2	2	4,894
岡山県	2,075	12,391	657	15,123	6	152	13	171	15,294
広島県	3,246	11,952	3,606	18,804	2	280	978	1,260	20,064
山口県	8,462	6,881	143	15,486	0	188	40	228	15,714
徳島県	17,005	19,688	633	37,326	1	70	7	78	37,404
香川県	3,752	11,362	202	15,316	0	84	6	90	15,406
愛媛県	3,565	14,008	69	17,642	0	159	4	163	17,805
高知県	1,061	4,648	316	6,025	0	101	274	375	6,400
福岡県	3,342	9,922	838	14,102	5	80	131	216	14,318
佐賀県	1,473	2,356	309	4,138	0	13	1	14	4,152
長崎県	1,126	2,988	76	4,190	0	80	15	95	4,285
熊本県	5,381	7,716	177	13,274	6	56	4	66	13,340
大分県	5,814	16,684	136	22,634	0	104	10	114	22,748
宮崎県	2,384	6,188	4,647	13,219	0	0	539	539	13,758
鹿児島県	2,279	11,975	426	14,680	0	99	5	104	14,784
沖縄県	1,757	8,264	4,731	14,752	0	12	1,431	1,443	16,195
合 計	194,837	546,447	115,537	856,821	219	5,013	12,397	17,629	874,450

4. 浄化槽設置基数

(2)人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの）（令和3年度末現在）

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	2,276	1,096	215	74	54	21	2	1	0	0	0	0	3,739
青森県	8,343	2,700	422	143	88	24	9	7	2	1	0	1	11,740
岩手県	868	418	92	33	32	12	2	1	0	2	0	0	1,460
宮城県	3,863	839	113	30	38	5	6	0	1	0	1	0	4,896
秋田県	3,993	1,278	171	50	38	7	3	3	0	0	0	0	5,543
山形県	5,982	793	73	16	13	3	0	0	0	0	0	0	6,880
福島県	33,881	2,955	253	73	53	11	9	1	0	1	0	0	37,237
茨城県	2,100	636	64	21	8	0	0	0	0	0	0	0	2,829
栃木県	1,487	1,107	70	66	50	33	4	2	0	0	0	0	2,819
群馬県	25,775	1,712	114	60	58	17	10	2	0	0	0	0	27,748
埼玉県	45,465	2,489	230	80	45	8	1	0	0	0	0	0	48,318
千葉県	65,667	12,269	1,666	547	504	120	45	12	3	0	5	2	80,840
東京都	2,272	427	27	9	8	1	1	0	0	0	0	0	2,745
神奈川県	28,384	3,442	464	137	110	13	4	0	0	1	0	1	32,556
新潟県	22,078	2,252	136	52	40	20	17	13	2	1	0	0	24,611
富山県	6,133	586	42	21	16	4	2	0	0	1	0	0	6,805
石川県	6,886	766	57	24	10	5	0	0	0	1	0	0	7,749
福井県	8,072	998	102	29	21	19	6	4	2	1	1	0	9,255
山梨県	16,273	2,146	217	87	52	19	2	0	0	0	0	0	18,796
長野県	3,597	1,104	125	33	20	14	9	7	3	1	2	0	4,915
岐阜県	21,598	2,140	174	73	85	16	3	3	0	0	0	0	24,092
静岡県	39,573	2,272	260	216	154	82	52	28	7	8	9	0	42,661
愛知県	82,654	11,901	1,223	231	228	67	25	8	6	0	4	1	96,348
三重県	21,003	3,683	309	106	85	48	26	7	5	0	2	2	25,276
滋賀県	3,764	923	98	38	23	5	5	0	0	0	2	0	4,858
京都府	2,603	590	64	13	14	2	2	1	1	0	0	0	3,290
大阪府	23,501	3,897	303	129	128	34	12	3	2	0	2	0	28,011
兵庫県	10,022	2,538	430	167	80	12	4	4	1	0	0	0	13,258
奈良県	18,135	3,084	217	57	38	5	3	0	2	0	0	0	21,541
和歌山県	28,015	5,098	570	138	106	65	25	7	1	2	1	0	34,028
鳥取県	2,510	491	16	11	10	2	2	1	2	0	0	0	3,045
島根県	3,810	1,022	42	15	5	0	0	0	0	0	0	0	4,894
岡山県	12,466	2,445	205	73	75	21	5	0	1	0	2	1	15,294
広島県	17,256	2,370	260	82	72	14	4	4	1	1	0	0	20,064
山口県	12,225	3,141	246	52	37	6	6	0	1	0	0	0	15,714
徳島県	32,698	3,976	550	91	50	18	15	2	3	0	1	0	37,404
香川県	14,167	1,136	49	23	20	6	5	0	0	0	0	0	15,406
愛媛県	15,796	1,679	217	57	28	16	5	4	0	1	2	0	17,805
高知県	5,019	1,155	125	61	32	7	0	1	0	0	0	0	6,400
福岡県	9,796	3,703	501	161	139	12	4	1	0	0	1	0	14,318
佐賀県	2,935	1,073	104	28	7	1	2	1	1	0	0	0	4,152
長崎県	2,908	1,092	162	63	41	15	3	1	0	0	0	0	4,285
熊本県	12,034	1,188	74	26	12	4	2	0	0	0	0	0	13,340
大分県	19,095	3,269	272	53	40	12	5	2	0	0	0	0	22,748
宮崎県	12,802	851	67	16	12	4	5	1	0	0	0	0	13,758
鹿児島県	12,751	1,732	156	62	56	20	3	2	1	0	1	0	14,784
沖縄県	14,287	1,706	87	44	38	18	11	2	1	1	0	0	16,195
合 計	746,818	108,168	11,434	3,671	2,873	868	366	136	49	23	36	8	874,450

4. 浄化槽設置基数

(3)処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)（令和3年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽																				合 計
						構造例示型														大臣認定型						
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱燐	計	うち窒素又は燐除去型高度処理	うち窒素及び燐除去型高度処理	うちBOD除去型高度処理	その他	小計	
北海道	11,513	2,646	165	527	14,851	2,668	19,786	131	142	1,398	9	172	1	12	2	0	1	1	2	31,819	17,174	135	524	556	56,700	71,551
青森県	49,235	6,583	0	78	55,896	734	6,355	5	1	691	0	31	0	0	0	0	0	0	0	38,500	2,837	0	0	46	46,363	102,259
岩手県	2,683	340	1	8	3,032	1,076	16,999	2	4	1,037	1	92	0	4	0	0	1	0	0	35,328	19,701	6	5	6	54,550	57,582
宮城県	14,776	1,771	16	712	17,275	3,554	11,000	2	9	550	0	48	1	19	1	6	0	1	0	39,370	15,177	309	2	713	55,274	72,549
秋田県	20,502	720	8	168	21,398	556	10,609	1	1	957	5	61	0	0	1	0	0	0	0	30,039	14,089	1	22	691	42,921	64,319
山形県	22,849	2,265	1	129	25,244	710	9,025	1	0	313	2	24	1	4	0	0	0	0	0	22,790	8,956	0	2	998	33,868	59,112
福島県	101,162	11,088	0	2,838	115,088	1,397	27,870	23	42	2,316	0	142	1	0	9	0	0	0	0	98,042	59,418	218	8	138	129,980	245,068
茨城県	78,171	5,037	0	0	83,208	2,986	42,936	0	48	2,376	0	337	0	0	0	0	0	0	0	117,732	66,972	3,167	55	0	166,415	249,623
栃木県	32,364	12,071	20	502	44,957	2,169	28,754	0	0	1,274	2	65	1	0	0	0	0	0	0	77,170	35,989	578	4	0	109,435	154,392
群馬県	118,331	15,851	0	159	134,341	2,057	22,908	0	3	1,629	0	97	1	0	1	0	0	0	0	116,868	74,360	2	9	0	143,564	277,905
埼玉県	71,016	5,891	56	102,613	179,576	36,477	18,219	0	0	516	0	53	10	0	3	0	0	0	0	75,064	69,505	60	815	110,676	241,018	420,594
千葉県	151,091	25,128	24	35,215	211,458	4,356	77,558	62	76	4,884	3	225	5	59	25	12	2	3	6	173,845	100,280	230	45	84	261,205	472,663
東京都	4,898	1,197	3	26	6,124	347	2,423	14	1	179	0	28	0	0	1	0	0	1	0	5,690	4,505	40	44	0	8,684	14,808
神奈川県	50,335	10,090	15	2,077	62,517	2,291	8,531	6	3	1,025	21	110	1	6	0	0	0	0	2	30,807	8,218	1,595	427	14	42,817	105,334
新潟県	96,753	4,943	6	84	101,786	619	14,071	2	2	1,611	0	102	6	0	0	0	0	0	1	41,369	17,880	14	167	734	58,517	160,303
富山県	17,160	1,746	0	1	18,907	206	3,373	0	4	616	0	32	0	0	0	0	0	0	0	8,426	3,752	0	0	0	12,657	31,564
石川県	16,855	2,784	3	78	19,720	1,206	6,698	6	2	851	1	85	2	0	0	0	0	0	2	11,949	6,081	1,568	65	2,268	23,070	42,790
福井県	10,431	2,516	6	129	13,082	217	1,969	14	3	435	1	16	0	0	0	0	0	0	0	11,573	5,557	17	1	160	14,388	27,470
山梨県	42,202	8,082	22	5,168	55,474	1,429	7,570	40	12	1,419	0	76	0	0	0	0	0	0	1	37,418	14,372	235	476	1,695	49,660	105,134
長野県	4,816	1,849	39	1,289	7,993	3,882	32,053	263	58	991	56	111	0	1	0	1	0	0	1	34,661	7,325	1	166	673	72,751	80,744
岐阜県	59,153	10,425	0	47	69,625	1,200	17,994	17	2	2,373	0	99	0	1	0	0	0	1	0	60,932	31,589	673	40	1	82,620	152,245
静岡県	158,811	65,005	11,532	11,819	247,167	15,998	23,542	69	101	3,940	61	646	2	2	0	0	0	1	0	154,721	23,557	6	372	2,214	201,297	448,464
愛知県	148,022	56,743	371	14,838	219,974	4,070	32,860	13	5	7,891	17	489	7	10	4	5	0	11	1	177,319	90,947	245	248	2,380	225,082	445,056
三重県	59,570	8,034	73	6,912	74,589	869	26,389	6	3	2,949	2	285	13	2	0	2	1	0	0	91,269	40,511	80	753	2,851	124,641	199,230
滋賀県	6,453	1,107	9	576	8,145	713	8,682	4	6	438	20	78	1	7	4	1	0	5	21	7,389	1,593	4	80	850	18,219	26,364
京都府	6,438	1,267	64	701	8,470	957	10,550	60	10	283	62	15	1	2	1	3	0	0	3	10,926	3,226	826	256	84	22,957	31,427
大阪府	27,690	6,222	49	933	34,894	850	12,873	5	0	1,191	15	68	1	0	0	1	1	5	2	27,835	14,854	104	26	3,357	46,204	81,098
兵庫県	19,606	2,668	46	484	22,804	1,311	25,777	12	232	796	15	117	0	3	1	0	1	0	12	14,868	8,648	12	1,244	1,017	44,162	66,966
奈良県	36,084	7,372	85	66	43,607	130	8,025	10	3	1,742	0	73	1	9	2	0	4	0	0	23,111	12,264	17	40	424	33,534	77,141
和歌山県	37,621	4,751	48	22,262	64,682	1,569	13,467	35	5	635	2	87	0	1	6	0	0	2	1	82,223	25,100	788	140	10,012	108,045	172,727
鳥取県	8,401	1,512	0	282	10,195	139	2,711	2	1	209	0	18	0	0	0	0	0	0	0	7,375	3,512	2	2	1,457	11,912	22,107
島根県	24,355	1,918	0	1	26,274	405	9,075	0	57	693	1	98	0	0	0	0	0	0	0	28,458	9,801	3,109	39	93	38,880	65,154
岡山県	38,422	2,750	16	14	41,202	1,161	36,668	2	1	1,131	2	96	0	0	0	1	0	3	4	70,807	33,765	21	13	3,180	113,056	154,258
広島県	44,142	4,880	16	1,348	50,386	2,089	27,148	10	4	1,290	1	154	1	2	0	0	2	1	1	66,489	30,768	73	72	5,536	102,728	153,114
山口県	28,542	7,384	10	182	36,118	1,053	20,823	0	42	430	39	130	1	1	0	0	0	0	0	48,189	18,988	14	20	42	70,750	106,868
徳島県	61,227	25,047	3	478	86,755	856	12,355	2	129	1,839	1	47	0	0	2	0	1	3	0	62,189	30,695	3	14	64	77,488	164,243
香川県	55,865	10,575	0	3	66,443	561	17,866	1	2	1,122	0	98	0	3	16	0	0	0	3	74,722	42,331	44	31	0	94,394	160,837
愛媛県	53,454	15,897	5	17	69,373	875	20,774	1	0	1,285	0	59	0	0	2	0	0	5	3	64,283	37,344	107	56	0	87,287	156,660
高知県	29,931	3,655	1	414	34,001	1,572	19,393	1	5	1,004	0	81	2	1	1	1	0	0	0	38,144	26,090	19	27	1,980	62,185	96,186
福岡県	21,346	2,459	0	2,311	26,116	2,670	47,483	1	1	2,848	5	183	3	10	0	3	1	5	23	85,990	27,523	16	2	2	139,228	165,344
佐賀県	11,043	1,639	3	87	12,772	1,214	10,397	0	4	822	0	86	0	0	0	0	0	0	0	28,188	18,661	19	279	27	40,738	53,510
長崎県	8,252	851	3	246	9,352	1,177	17,395	3	3	1,271	0	86	0	2	0	0	0	0	0	44,358	31,833	40	6	13	64,308	73,660
熊本県	33,994	4,716	1	481	39,192	1,196	26,904	175	1	859	1	99	0	0	0	0	0	0	11	61,816	41,281	20	230	915	91,977	131,169
大分県	34,557	8,738	3	5	43,303	1,387	19,755	73	2	1,425	12	170	0	0	0	0	0	0	0	64,118	29,770	2	72	0	86,942	130,245
宮崎県	37,103	9,533	10	1,046	47,692	593	18,730	3	6	943	0	54	1	1	0	0	1	0	0	41,123	39,194	25	1,632	18,632	80,087	127,779
鹿児島県	73,872	12,608	1	0	86,481	1,717	53,732	0	19	2,200	0	120	0	0	0	0	0	0	0	153,704	80,385	7	3	3	211,495	297,976
沖縄県	26,446	13,261	10	1,785	41,502	1,076	4,435	8	3	748	1	126	4	20	1	0	0	0	1	25,863	14,679	67	64	3,785	36,071	77,573
合計	2,067,543	413,615	12,744	219,139	2,713,041	116,345	914,510	1,085	1,058	67,425	358	5,569	68	182	83	36	16	48	101	2,654,869	1,321,057	14,519	8,598	178,371	3,940,124	6,653,165

4. 浄化槽設置基数

(4)人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)（令和3年度末現在）

都道府県名	5～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	64,864	4,157	987	769	277	271	140	46	21	13	3	2	1	71,551
青森県	93,620	6,085	1,329	723	241	174	41	28	10	6	2	0	0	102,259
岩手県	52,902	2,964	740	501	218	150	68	27	7	1	3	1	0	57,582
宮城県	67,528	3,625	665	383	130	126	59	19	8	2	2	2	0	72,549
秋田県	58,528	3,938	798	513	198	166	98	53	18	5	3	1	0	64,319
山形県	55,641	2,568	488	216	98	59	26	12	2	1	0	1	0	59,112
福島県	228,842	12,260	1,775	1,135	492	326	145	63	15	6	5	3	1	245,068
茨城県	233,852	11,320	780	1,660	988	507	295	152	52	9	3	5	0	249,623
栃木県	145,471	6,149	1,393	782	259	222	56	37	14	5	0	4	0	154,392
群馬県	260,531	13,805	1,881	872	353	284	103	51	14	4	4	3	0	277,905
埼玉県	402,323	12,888	2,293	1,578	625	479	222	142	20	7	4	10	3	420,594
千葉県	437,960	26,558	3,924	2,182	928	697	203	124	45	15	12	12	3	472,663
東京都	13,267	1,147	173	124	44	30	16	4	1	0	0	2	0	14,808
神奈川県	97,570	5,621	1,041	573	243	171	58	36	14	2	1	3	1	105,334
新潟県	149,810	8,046	967	650	303	248	125	103	33	4	6	7	1	160,303
富山県	28,345	2,277	430	239	111	79	54	25	0	2	2	0	0	31,564
石川県	38,436	2,805	636	398	195	151	111	42	6	4	2	4	0	42,790
福井県	24,931	1,857	291	176	93	70	31	16	5	0	0	0	0	27,470
山梨県	95,541	6,607	1,578	766	322	230	58	22	4	2	4	0	0	105,134
長野県	74,793	3,427	1,165	555	331	241	115	70	36	3	4	4	0	80,744
岐阜県	141,390	8,041	1,271	877	270	235	92	45	16	5	2	0	1	152,245
静岡県	420,712	19,420	4,623	1,950	857	506	229	119	26	14	1	5	2	448,464
愛知県	405,889	27,818	5,605	3,260	1,046	759	377	189	66	14	10	22	1	445,056
三重県	180,812	12,966	2,516	1,551	527	384	228	128	60	21	14	18	5	199,230
滋賀県	23,313	2,049	358	285	98	121	93	38	5	1	1	2	0	26,364
京都府	29,127	1,443	378	232	82	96	46	14	5	2	1	1	0	31,427
大阪府	73,182	5,827	1,041	651	160	158	43	23	6	3	2	1	1	81,098
兵庫県	60,518	4,326	830	579	214	245	141	73	31	4	2	1	2	66,966
奈良県	69,687	5,083	994	705	332	260	55	11	7	0	2	3	2	77,141
和歌山県	158,727	8,932	3,082	1,106	412	270	100	55	27	5	7	2	2	172,727
鳥取県	20,136	1,395	316	115	52	47	25	11	5	1	2	2	0	22,107
島根県	60,617	3,345	518	360	149	94	40	28	2	1	0	0	0	65,154
岡山県	145,427	6,975	811	610	179	163	41	31	11	5	2	3	0	154,258
広島県	143,201	7,204	1,255	738	275	240	98	73	19	3	6	2	0	153,114
山口県	100,310	4,835	753	462	183	164	69	66	13	5	3	5	0	106,868
徳島県	151,008	9,710	1,656	1,143	354	249	69	40	8	3	2	1	0	164,243
香川県	151,331	7,407	985	612	229	158	67	31	9	2	3	2	1	160,837
愛媛県	146,429	7,607	1,177	890	274	159	59	42	15	3	5	0	0	156,660
高知県	88,818	5,489	923	490	201	133	74	45	7	2	1	3	0	96,186
福岡県	149,531	10,150	2,622	1,605	641	451	188	108	32	8	4	3	1	165,344
佐賀県	48,225	3,708	671	434	218	142	60	31	13	4	2	2	0	53,510
長崎県	66,352	4,868	1,034	780	277	196	84	45	20	2	1	0	1	73,660
熊本県	123,465	5,417	1,058	650	257	188	67	42	19	5	0	1	0	131,169
大分県	119,900	7,257	1,541	882	308	212	72	54	11	5	1	1	1	130,245
宮崎県	121,794	4,147	832	482	220	166	86	40	7	3	0	2	0	127,779
鹿児島県	283,164	10,610	2,017	1,152	521	330	106	62	10	2	2	0	0	297,976
沖縄県	66,806	7,686	1,551	765	271	230	144	76	18	7	3	14	2	77,573
合 計	6,174,626	341,819	63,752	38,161	15,056	11,037	4,777	2,592	793	221	139	160	32	6,653,165

4. 浄化槽設置基数

(5)処理方式別浄化槽全設置基数 （令和3年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽						合併処理浄化槽						合計					
	旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計	
		%		%		%		%		%		%		%		%		%
北海道	3,341	4.4%	14,851	19.7%	18,192	24.2%	398	0.5%	56,700	75.3%	57,098	75.8%	3,739	5.0%	71,551	95.0%	75,290	100.0%
青森県	11,471	10.1%	55,896	49.0%	67,367	59.1%	269	0.2%	46,363	40.7%	46,632	40.9%	11,740	10.3%	102,259	89.7%	113,999	100.0%
岩手県	1,062	1.8%	3,032	5.1%	4,094	6.9%	398	0.7%	54,550	92.4%	54,948	93.1%	1,460	2.5%	57,582	97.5%	59,042	100.0%
宮城県	4,649	6.0%	17,275	22.3%	21,924	28.3%	247	0.3%	55,274	71.4%	55,521	71.7%	4,896	6.3%	72,549	93.7%	77,445	100.0%
秋田県	5,183	7.4%	21,398	30.6%	26,581	38.0%	360	0.5%	42,921	61.4%	43,281	62.0%	5,543	7.9%	64,319	92.1%	69,862	100.0%
山形県	6,842	10.4%	25,244	38.3%	32,086	48.6%	38	0.1%	33,868	51.3%	33,906	51.4%	6,880	10.4%	59,112	89.6%	65,992	100.0%
福島県	37,042	13.1%	115,088	40.8%	152,130	53.9%	195	0.1%	129,980	46.0%	130,175	46.1%	37,237	13.2%	245,068	86.8%	282,305	100.0%
茨城県	2,826	1.1%	83,208	33.0%	86,034	34.1%	3	0.0%	166,415	65.9%	166,418	65.9%	2,829	1.1%	249,623	98.9%	252,452	100.0%
栃木県	2,686	1.7%	44,957	28.6%	47,643	30.3%	133	0.1%	109,435	69.6%	109,568	69.7%	2,819	1.8%	154,392	98.2%	157,211	100.0%
群馬県	27,623	9.0%	134,341	44.0%	161,964	53.0%	125	0.0%	143,564	47.0%	143,689	47.0%	27,748	9.1%	277,905	90.9%	305,653	100.0%
埼玉県	46,591	9.9%	179,576	38.3%	226,167	48.2%	1,727	0.4%	241,018	51.4%	242,745	51.8%	48,318	10.3%	420,594	89.7%	468,912	100.0%
千葉県	79,970	14.4%	211,458	38.2%	291,428	52.7%	870	0.2%	261,205	47.2%	262,075	47.3%	80,840	14.6%	472,663	85.4%	553,503	100.0%
東京都	2,720	15.5%	6,124	34.9%	8,844	50.4%	25	0.1%	8,684	49.5%	8,709	49.6%	2,745	15.6%	14,808	84.4%	17,553	100.0%
神奈川県	32,197	23.3%	62,517	45.3%	94,714	68.7%	359	0.3%	42,817	31.1%	43,176	31.3%	32,556	23.6%	105,334	76.4%	137,890	100.0%
新潟県	24,427	13.2%	101,786	55.0%	126,213	68.3%	184	0.1%	58,517	31.6%	58,701	31.7%	24,611	13.3%	160,303	86.7%	184,914	100.0%
富山県	6,781	17.7%	18,907	49.3%	25,688	66.9%	24	0.1%	12,657	33.0%	12,681	33.1%	6,805	17.7%	31,564	82.3%	38,369	100.0%
石川県	7,662	15.2%	19,720	39.0%	27,382	54.2%	87	0.2%	23,070	45.6%	23,157	45.8%	7,749	15.3%	42,790	84.7%	50,539	100.0%
福井県	7,120	19.4%	13,082	35.6%	20,202	55.0%	2,135	5.8%	14,388	39.2%	16,523	45.0%	9,255	25.2%	27,470	74.8%	36,725	100.0%
山梨県	18,350	14.8%	55,474	44.8%	73,824	59.6%	446	0.4%	49,660	40.1%	50,106	40.4%	18,796	15.2%	105,134	84.8%	123,930	100.0%
長野県	4,654	5.4%	7,993	9.3%	12,647	14.8%	261	0.3%	72,751	84.9%	73,012	85.2%	4,915	5.7%	80,744	94.3%	85,659	100.0%
岐阜県	23,888	13.5%	69,625	39.5%	93,513	53.0%	204	0.1%	82,620	46.9%	82,824	47.0%	24,092	13.7%	152,245	86.3%	176,337	100.0%
静岡県	41,925	8.5%	247,167	50.3%	289,092	58.9%	736	0.1%	201,297	41.0%	202,033	41.1%	42,661	8.7%	448,464	91.3%	491,125	100.0%
愛知県	95,619	17.7%	219,974	40.6%	315,593	58.3%	729	0.1%	225,082	41.6%	225,811	41.7%	96,348	17.8%	445,056	82.2%	541,404	100.0%
三重県	24,825	11.1%	74,589	33.2%	99,414	44.3%	451	0.2%	124,641	55.5%	125,092	55.7%	25,276	11.3%	199,230	88.7%	224,506	100.0%
滋賀県	4,199	13.4%	8,145	26.1%	12,344	39.5%	659	2.1%	18,219	58.4%	18,878	60.5%	4,858	15.6%	26,364	84.4%	31,222	100.0%
京都府	3,174	9.1%	8,470	24.4%	11,644	33.5%	116	0.3%	22,957	66.1%	23,073	66.5%	3,290	9.5%	31,427	90.5%	34,717	100.0%
大阪府	27,826	25.5%	34,894	32.0%	62,720	57.5%	185	0.2%	46,204	42.3%	46,389	42.5%	28,011	25.7%	81,098	74.3%	109,109	100.0%
兵庫県	12,301	15.3%	22,804	28.4%	35,105	43.8%	957	1.2%	44,162	55.0%	45,119	56.2%	13,258	16.5%	66,966	83.5%	80,224	100.0%
奈良県	21,502	21.8%	43,607	44.2%	65,109	66.0%	39	0.0%	33,534	34.0%	33,573	34.0%	21,541	21.8%	77,141	78.2%	98,682	100.0%
和歌山県	33,822	16.4%	64,682	31.3%	98,504	47.6%	206	0.1%	108,045	52.3%	108,251	52.4%	34,028	16.5%	172,727	83.5%	206,755	100.0%
鳥取県	2,940	11.7%	10,195	40.5%	13,135	52.2%	105	0.4%	11,912	47.4%	12,017	47.8%	3,045	12.1%	22,107	87.9%	25,152	100.0%
島根県	4,892	7.0%	26,274	37.5%	31,166	44.5%	2	0.0%	38,880	55.5%	38,882	55.5%	4,894	7.0%	65,154	93.0%	70,048	100.0%
岡山県	15,123	8.9%	41,202	24.3%	56,325	33.2%	171	0.1%	113,056	66.7%	113,227	66.8%	15,294	9.0%	154,258	91.0%	169,552	100.0%
広島県	18,804	10.9%	50,386	29.1%	69,190	40.0%	1,260	0.7%	102,728	59.3%	103,988	60.0%	20,064	11.6%	153,114	88.4%	173,178	100.0%
山口県	15,486	12.6%	36,118	29.5%	51,604	42.1%	228	0.2%	70,750	57.7%	70,978	57.9%	15,714	12.8%	106,868	87.2%	122,582	100.0%
徳島県	37,326	18.5%	86,755	43.0%	124,081	61.5%	78	0.0%	77,488	38.4%	77,566	38.5%	37,404	18.5%	164,243	81.5%	201,647	100.0%
香川県	15,316	8.7%	66,443	37.7%	81,759	46.4%	90	0.1%	94,394	53.6%	94,484	53.6%	15,406	8.7%	160,837	91.3%	176,243	100.0%
愛媛県	17,642	10.1%	69,373	39.8%	87,015	49.9%	163	0.1%	87,287	50.0%	87,450	50.1%	17,805	10.2%	156,660	89.8%	174,465	100.0%
高知県	6,025	5.9%	34,001	33.1%	40,026	39.0%	375	0.4%	62,185	60.6%	62,560	61.0%	6,400	6.2%	96,186	93.8%	102,586	100.0%
福岡県	14,102	7.8%	26,116	14.5%	40,218	22.4%	216	0.1%	139,228	77.5%	139,444	77.6%	14,318	8.0%	165,344	92.0%	179,662	100.0%
佐賀県	4,138	7.2%	12,772	22.1%	16,910	29.3%	14	0.0%	40,738	70.6%	40,752	70.7%	4,152	7.2%	53,510	92.8%	57,662	100.0%
長崎県	4,190	5.4%	9,352	12.0%	13,542	17.4%	95	0.1%	64,308	82.5%	64,403	82.6%	4,285	5.5%	73,660	94.5%	77,945	100.0%
熊本県	13,274	9.2%	39,192	27.1%	52,466	36.3%	66	0.0%	91,977	63.6%	92,043	63.7%	13,340	9.2%	131,169	90.8%	144,509	100.0%
大分県	22,634	14.8%	43,303	28.3%	65,937	43.1%	114	0.1%	86,942	56.8%	87,056	56.9%	22,748	14.9%	130,245	85.1%	152,993	100.0%
宮崎県	13,219	9.3%	47,692	33.7%	60,911	43.0%	539	0.4%	80,087	56.6%	80,626	57.0%	13,758	9.7%	127,779	90.3%	141,537	100.0%
鹿児島県	14,680	4.7%	86,481	27.7%	101,161	32.3%	104	0.0%	211,495	67.6%	211,599	67.7%	14,784	4.7%	297,976	95.3%	312,760	100.0%
沖縄県	14,752	15.7%	41,502	44.3%	56,254	60.0%	1,443	1.5%	36,071	38.5%	37,514	40.0%	16,195	17.3%	77,573	82.7%	93,768	100.0%
合計	856,821	11.4%	2,713,041	36.0%	3,569,862	47.4%	17,629	0.2%	3,940,124	52.3%	3,957,753	52.6%	874,450	11.6%	6,653,165	88.4%	7,527,615	100.0%

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

4. 浄化槽設置基数

(6)人槽区分別浄化槽全設置基数 （令和3年度末現在）

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計		
														うち単独処理浄化槽	うち合併処理浄化槽
北海道	67,140	6,240	984	351	325	161	48	22	13	3	2	1	75,290	18,192	57,098
青森県	101,963	10,114	1,145	384	262	65	37	17	8	3	0	1	113,999	67,367	46,632
岩手県	53,770	4,122	593	251	182	80	29	8	1	5	1	0	59,042	4,094	54,948
宮城県	71,391	5,129	496	160	164	64	25	8	3	2	3	0	77,445	21,924	55,521
秋田県	62,521	6,014	684	248	204	105	56	21	5	3	1	0	69,862	26,581	43,281
山形県	61,623	3,849	289	114	72	29	12	2	1	0	1	0	65,992	32,086	33,906
福島県	262,723	16,990	1,388	565	379	156	72	16	6	6	3	1	282,305	152,130	130,175
茨城県	235,952	12,736	1,724	1,009	515	295	152	52	9	3	5	0	252,452	86,034	166,418
栃木県	146,958	8,649	852	325	272	89	41	16	5	0	4	0	157,211	47,643	109,568
群馬県	286,306	17,398	986	413	342	120	61	16	4	4	3	0	305,653	161,964	143,689
埼玉県	447,788	17,670	1,808	705	524	230	143	20	7	4	10	3	468,912	226,167	242,745
千葉県	503,627	42,751	3,848	1,475	1,201	323	169	57	18	12	17	5	553,503	291,428	262,075
東京都	15,539	1,747	151	53	38	17	5	1	0	0	2	0	17,553	8,844	8,709
神奈川県	125,954	10,104	1,037	380	281	71	40	14	2	2	3	2	137,890	94,714	43,176
新潟県	171,888	11,265	786	355	288	145	120	46	6	7	7	1	184,914	126,213	58,701
富山県	34,478	3,293	281	132	95	58	27	0	2	3	0	0	38,369	25,688	12,681
石川県	45,322	4,207	455	219	161	116	42	6	4	3	4	0	50,539	27,382	23,157
福井県	33,003	3,146	278	122	91	50	22	9	2	1	1	0	36,725	20,202	16,523
山梨県	111,814	10,331	983	409	282	77	24	4	2	4	0	0	123,930	73,824	50,106
長野県	78,390	5,696	680	364	261	129	79	43	6	5	6	0	85,659	12,647	73,012
岐阜県	162,988	11,452	1,051	343	320	108	48	19	5	2	0	1	176,337	93,513	82,824
静岡県	460,285	26,315	2,210	1,073	660	311	171	54	21	9	14	2	491,125	289,092	202,033
愛知県	488,543	45,324	4,483	1,277	987	444	214	74	20	10	26	2	541,404	315,593	225,811
三重県	201,815	19,165	1,860	633	469	276	154	67	26	14	20	7	224,506	99,414	125,092
滋賀県	27,077	3,330	383	136	144	98	43	5	1	1	4	0	31,222	12,344	18,878
京都府	31,730	2,411	296	95	110	48	16	6	3	1	1	0	34,717	11,644	23,073
大阪府	96,683	10,765	954	289	286	77	35	9	5	2	3	1	109,109	62,720	46,389
兵庫県	70,540	7,694	1,009	381	325	153	77	35	5	2	1	2	80,224	35,105	45,119
奈良県	87,822	9,161	922	389	298	60	14	7	2	2	3	2	98,682	65,109	33,573
和歌山県	186,742	17,112	1,676	550	376	165	80	34	6	9	3	2	206,755	98,504	108,251
鳥取県	22,646	2,202	131	63	57	27	13	6	3	2	2	0	25,152	13,135	12,017
島根県	64,427	4,885	402	164	99	40	28	2	1	0	0	0	70,048	31,166	38,882
岡山県	157,893	10,231	815	252	238	62	36	11	6	2	5	1	169,552	56,325	113,227
広島県	160,457	10,829	998	357	312	112	77	23	4	7	2	0	173,178	69,190	103,988
山口県	112,535	8,729	708	235	201	75	72	13	6	3	5	0	122,582	51,604	70,978
徳島県	183,706	15,342	1,693	445	299	87	55	10	6	2	2	0	201,647	124,081	77,566
香川県	165,498	9,528	661	252	178	73	36	9	2	3	2	1	176,243	81,759	94,484
愛媛県	162,225	10,463	1,107	331	187	75	47	19	3	6	2	0	174,465	87,015	87,450
高知県	93,837	7,567	615	262	165	81	45	8	2	1	3	0	102,586	40,026	62,560
福岡県	159,327	16,475	2,106	802	590	200	112	33	8	4	4	1	179,662	40,218	139,444
佐賀県	51,160	5,452	538	246	149	61	33	14	5	2	2	0	57,662	16,910	40,752
長崎県	69,260	6,994	942	340	237	99	48	21	2	1	0	1	77,945	13,542	64,403
熊本県	135,499	7,663	724	283	200	71	44	19	5	0	1	0	144,509	52,466	92,043
大分県	138,995	12,067	1,154	361	252	84	59	13	5	1	1	1	152,993	65,937	87,056
宮崎県	134,596	5,830	549	236	178	90	45	8	3	0	2	0	141,537	60,911	80,626
鹿児島県	295,915	14,359	1,308	583	386	126	65	12	3	2	1	0	312,760	101,161	211,599
沖縄県	81,093	10,943	852	315	268	162	87	20	8	4	14	2	93,768	56,254	37,514
合計	6,921,444	513,739	49,595	18,727	13,910	5,645	2,958	929	270	162	196	40	7,527,615	3,569,862	3,957,753

4. 浄化槽設置基数

(7)建築用途別浄化槽設置基数 （令和3年度末現在）

都道府県名	集会場施設関係	住宅施設関係		宿泊施設関係	医療施設関係	店舗関係	娯楽施設関係	駐車場関係	学校施設関係	事務所関係	作業場関係	その他	合 計
		大家又は設置者管理	入居者管理										
北海道	1,056	45,098	11,946	1,565	294	1,273	666	184	630	3,552	2,434	6,592	75,290
青森県	1,087	10,349	87,119	1,121	662	3,956	341	369	884	4,761	2,401	949	113,999
岩手県	706	47,826	4,303	650	184	973	187	171	468	1,524	1,581	469	59,042
宮城県	971	56,141	8,926	616	250	1,992	181	114	353	2,740	3,174	1,987	77,445
秋田県	651	42,049	10,167	551	364	1,972	233	255	350	2,853	1,454	8,963	69,862
山形県	831	49,258	6,199	507	207	2,235	163	104	307	3,036	2,250	895	65,992
福島県	2,461	249,275	23	1,612	976	7,009	595	559	1,123	8,350	5,787	4,535	282,305
茨城県	2,226	210,150	13,775	1,233	1,085	7,127	1,005	447	1,276	7,726	5,793	609	252,452
栃木県	945	100,631	0	397	324	2,222	188	154	415	2,102	2,632	47,201	157,211
群馬県	2,086	272,371	0	1,125	1,099	6,913	523	395	1,271	9,211	6,929	3,730	305,653
埼玉県	1,487	329,796	5,956	396	871	6,632	497	145	1,223	7,322	10,062	104,525	468,912
千葉県	1,888	125,199	23,013	708	735	3,990	1,092	177	2,086	7,140	3,739	383,736	553,503
東京都	203	14,410	51	426	84	676	76	17	128	632	416	434	17,553
神奈川県	330	24,051	7,378	167	143	1,090	212	71	216	2,002	2,662	99,568	137,890
新潟県	2,128	157,635	2,011	1,329	661	5,277	429	708	652	7,764	5,595	725	184,914
富山県	482	30,486	0	221	174	1,161	145	166	58	2,868	2,376	232	38,369
石川県	589	39,321	2,674	313	197	1,565	205	103	242	1,969	2,366	995	50,539
福井県	507	28,961	87	360	121	1,636	149	139	114	2,211	1,861	579	36,725
山梨県	1,346	91,245	6,293	2,509	534	4,843	464	116	707	3,262	2,872	9,739	123,930
長野県	527	44,305	29,122	1,992	164	1,364	367	111	171	1,885	1,269	4,382	85,659
岐阜県	854	5,414	143,933	650	705	7,164	823	28	561	7,584	2,998	5,623	176,337
静岡県	2,252	174,876	20,336	959	1,062	4,836	648	453	1,613	7,210	10,345	266,535	491,125
愛知県	3,461	384,113	72,398	1,094	3,004	25,832	1,115	1,220	2,993	17,337	23,201	5,636	541,404
三重県	2,656	181,520	9,617	1,532	1,353	8,315	760	385	1,161	6,980	4,944	5,283	224,506
滋賀県	257	7,564	8,462	388	117	1,045	277	58	127	1,503	1,198	10,226	31,222
京都府	223	11,691	4,992	160	60	622	143	54	89	567	809	15,307	34,717
大阪府	567	34,789	58,011	334	729	4,172	601	79	767	4,021	3,297	1,742	109,109
兵庫県	1,123	47,216	5,114	617	426	2,177	741	176	242	3,021	3,509	15,862	80,224
奈良県	764	71,459	14,598	478	526	3,661	251	86	709	2,296	1,048	2,806	98,682
和歌山県	1,487	128,045	23,539	1,125	1,151	7,011	374	314	1,054	6,146	2,309	34,200	206,755
鳥取県	239	19,476	1,185	197	165	1,061	130	49	107	1,205	1,009	329	25,152
島根県	770	62,002	0	344	633	1,443	170	24	519	2,413	1,303	427	70,048
岡山県	1,193	100,820	53,027	553	648	3,156	307	394	701	5,331	3,026	396	169,552
広島県	1,354	67,824	82,503	622	728	4,357	380	343	859	4,311	3,573	6,324	173,178
山口県	1,023	76,653	23,856	375	595	2,301	273	187	638	4,267	2,521	9,893	122,582
徳島県	1,082	173,044	1,487	434	1,329	10,349	254	184	1,113	4,679	3,350	4,342	201,647
香川県	1,840	160,157	0	394	788	4,331	252	267	699	4,959	2,255	301	176,243
愛媛県	1,904	147,083	8,444	319	817	4,212	286	343	997	5,373	2,651	2,036	174,465
高知県	833	84,958	3,318	421	468	2,761	148	152	709	3,286	1,225	4,307	102,586
福岡県	1,374	156,771	424	526	1,172	5,188	357	320	1,522	6,810	4,059	1,139	179,662
佐賀県	818	49,082	30	441	425	2,269	203	274	401	2,098	1,299	322	57,662
長崎県	446	19,341	314	331	345	1,068	167	87	411	838	382	54,215	77,945
熊本県	1,523	94,509	28,739	732	503	2,509	353	233	887	4,518	2,652	7,351	144,509
大分県	1,810	126,568	8,638	1,365	816	4,982	350	262	710	4,395	2,095	1,002	152,993
宮崎県	1,424	118,359	11,109	313	493	1,764	265	281	658	3,770	1,617	1,484	141,537
鹿児島県	2,723	286,631	236	1,029	1,287	5,060	512	559	2,133	6,842	3,663	2,085	312,760
沖縄県	862	52,402	20,647	1,623	415	4,562	287	230	1,030	3,304	2,111	6,295	93,768
合 計	57,369	4,810,924	824,000	35,154	29,889	190,114	18,145	11,547	36,084	207,974	160,102	1,146,313	7,527,615

4．浄化槽設置基数

(8)浄化槽設置基数の推移（全国）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人槽		(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)
～ 20		7,534,990	7,480,780	7,340,054	7,162,437	7,066,207	7,028,375	6,984,374	6,948,435	6,931,803	6,909,424	6,919,606	6,918,797	6,943,546	6,904,646	6,921,444
		(6,066,922)	(6,083,458)	(6,098,795)	(6,025,052)	(6,004,392)	(6,014,594)	(6,036,702)	(6,047,384)	(6,054,789)	(6,077,197)	(6,112,971)	(6,132,036)	(6,169,229)	(6,140,430)	(6,174,626)
21 ～ 100		747,142	730,606	691,535	657,270	637,111	620,588	608,635	596,578	589,028	578,321	563,268	540,266	535,163	520,750	513,739
		(510,199)	(506,074)	(495,735)	(480,207)	(473,461)	(465,127)	(462,011)	(455,869)	(451,366)	(448,186)	(439,747)	(422,995)	(419,899)	(409,203)	(405,571)
101 ～ 500		121,025	117,473	111,631	106,452	101,361	97,088	96,312	93,789	90,750	89,241	86,752	85,077	83,890	82,380	82,232
		(79,123)	(78,958)	(77,733)	(75,982)	(73,629)	(71,416)	(71,116)	(70,070)	(68,212)	(68,031)	(66,824)	(65,775)	(64,709)	(63,965)	(64,254)
小 計		8,403,157	8,328,859	8,143,220	7,926,159	7,804,679	7,746,051	7,689,321	7,638,802	7,611,581	7,576,986	7,569,626	7,544,140	7,562,599	7,507,776	7,517,415
		(6,656,244)	(6,668,490)	(6,672,263)	(6,581,241)	(6,551,482)	(6,551,137)	(6,569,829)	(6,573,323)	(6,574,367)	(6,593,414)	(6,619,542)	(6,620,806)	(6,653,837)	(6,613,598)	(6,644,451)
501 ～ 1,000		7,971	7,930	7,715	7,517	7,155	6,870	6,790	6,655	6,508	6,427	6,076	5,963	5,830	5,579	5,645
		(5,996)	(6,108)	(6,076)	(5,988)	(5,776)	(5,615)	(5,545)	(5,512)	(5,429)	(5,432)	(5,122)	(5,045)	(4,907)	(4,696)	(4,777)
1,001 ～ 2,000		4,439	4,372	4,280	4,212	4,053	3,943	3,910	3,877	3,775	3,752	3,353	3,321	3,146	2,967	2,958
		(3,499)	(3,499)	(3,484)	(3,465)	(3,374)	(3,313)	(3,297)	(3,312)	(3,266)	(3,287)	(2,913)	(2,903)	(2,759)	(2,598)	(2,592)
2,001 ～ 3,000		1,358	1,396	1,328	1,326	1,300	1,263	1,250	1,244	1,225	1,208	1,056	1,037	997	926	929
		(1,082)	(1,112)	(1,085)	(1,092)	(1,084)	(1,066)	(1,057)	(1,079)	(1,068)	(1,058)	(919)	(904)	(858)	(791)	(793)
3,001 ～ 4,000		417	411	401	388	375	374	372	363	356	355	312	302	289	275	270
		(329)	(326)	(317)	(311)	(301)	(305)	(305)	(302)	(296)	(299)	(253)	(252)	(235)	(224)	(221)
4,001 ～ 5,000		221	215	212	217	205	199	203	200	195	186	177	167	170	166	162
		(186)	(182)	(182)	(186)	(175)	(171)	(177)	(175)	(173)	(167)	(157)	(149)	(146)	(143)	(139)
5,001 ～		321	312	315	296	291	286	293	282	275	262	256	260	255	258	236
		(223)	(222)	(228)	(223)	(219)	(215)	(222)	(220)	(218)	(216)	(207)	(221)	(211)	(214)	(192)
小 計		14,727	14,636	14,251	13,956	13,379	12,935	12,818	12,621	12,334	12,190	11,230	11,050	10,687	10,171	10,200
		(11,315)	(11,449)	(11,372)	(11,265)	(10,929)	(10,685)	(10,603)	(10,600)	(10,450)	(10,459)	(9,571)	(9,474)	(9,116)	(8,666)	(8,714)
合 計		8,417,884	8,343,495	8,157,471	7,940,115	7,818,058	7,758,986	7,702,139	7,651,423	7,623,915	7,589,176	7,580,856	7,555,190	7,573,286	7,517,947	7,527,615
		(6,667,559)	(6,679,939)	(6,683,635)	(6,592,506)	(6,562,411)	(6,561,822)	(6,580,432)	(6,583,923)	(6,584,817)	(6,603,873)	(6,629,113)	(6,630,280)	(6,662,953)	(6,622,264)	(6,653,165)
内訳	単独処理	5,641,662	5,442,181	5,170,659	4,883,467	4,674,779	4,531,552	4,368,516	4,233,122	4,124,453	3,994,148	3,912,343	3,809,677	3,751,128	3,639,887	3,569,862
		(3,916,080)	(3,803,133)	(3,723,893)	(3,559,629)	(3,441,912)	(3,356,153)	(3,266,792)	(3,184,853)	(3,103,889)	(3,026,019)	(2,976,362)	(2,901,011)	(2,858,378)	(2,761,146)	(2,713,041)
	合併処理	2,776,222	2,901,314	2,986,812	3,056,648	3,143,279	3,227,434	3,333,623	3,418,301	3,499,462	3,595,028	3,668,513	3,745,513	3,822,158	3,878,060	3,957,753
		(2,751,479)	(2,876,806)	(2,959,742)	(3,032,877)	(3,120,499)	(3,205,669)	(3,313,640)	(3,399,070)	(3,480,928)	(3,577,854)	(3,652,751)	(3,729,269)	(3,804,575)	(3,861,118)	(3,940,124)

注）下段（　）は、新構造基準適用のものを示す。

5. 浄化槽廃止基数

（1）浄化槽法第11条の3により廃止が確認された基数（令和3年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の3により廃止が確認された基数										合計
	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽					
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続	浄化槽への切り替え 単独～合併	家屋等の廃止	その他	小計	集合処理施設（下水、農集排等）への接続	浄化槽への切り替え 合併～合併	家屋等の廃止	その他	小計	
北海道	116	41	58	4	219	33	20	92	3	148	367
青森県	202	34	40	6	282	184	16	15	14	229	511
岩手県	28	13	10	6	57	270	21	71	30	392	449
宮城県	115	23	15	0	153	154	18	34	7	213	366
秋田県	130	16	44	0	190	234	11	26	3	274	464
山形県	449	56	78	2	585	190	9	27	3	229	814
福島県	586	284	105	8	983	334	47	151	42	574	1,557
茨城県	726	323	57	48	1,154	669	46	42	33	790	1,944
栃木県	507	440	52	2	1,001	534	57	78	2	671	1,672
群馬県	721	731	304	383	2,139	459	38	68	124	689	2,828
埼玉県	1,072	585	99	202	1,958	964	35	54	110	1,163	3,121
千葉県	663	151	87	29	930	688	60	93	71	912	1,842
東京都	58	23	32	0	113	78	3	8	1	90	203
神奈川県	650	112	190	3	955	180	30	38	6	254	1,209
新潟県	2,023	112	90	22	2,247	578	32	26	6	642	2,889
富山県	345	38	72	138	593	167	8	12	8	195	788
石川県	185	17	14	0	216	87	6	6	0	99	315
福井県	180	29	16	1	226	170	6	25	2	203	429
山梨県	296	13	7	18	334	166	14	6	7	193	527
長野県	105	20	16	2	143	406	91	36	7	540	683
岐阜県	605	256	168	4	1,033	262	10	49	11	332	1,365
静岡県	1,415	1,726	430	13	3,584	657	40	88	38	823	4,407
愛知県	2,199	529	268	47	3,043	1,855	51	141	23	2,070	5,113
三重県	1,084	144	40	32	1,300	1,335	31	25	36	1,427	2,727
滋賀県	194	5	16	2	217	244	6	10	0	260	477
京都府	265	2	11	1	279	279	2	16	1	298	577
大阪府	712	15	46	7	780	595	11	24	3	633	1,413
兵庫県	129	16	9	0	154	90	69	3	0	162	316
奈良県	520	34	32	0	586	264	12	14	0	290	876
和歌山県	127	162	125	1	415	305	18	51	1	375	790
鳥取県	388	67	17	0	472	204	3	13	4	224	696
島根県	189	60	70	208	527	161	21	23	16	221	748
岡山県	464	76	115	11	666	576	30	57	17	680	1,346
広島県	713	144	138	28	1,023	444	46	56	30	576	1,599
山口県	321	60	60	16	457	365	32	27	2	426	883
徳島県	63	164	68	1	296	99	13	15	1	128	424
香川県	182	370	25	0	577	124	10	58	0	192	769
愛媛県	225	76	74	85	460	206	27	53	95	381	841
高知県	113	44	25	1	183	40	10	16	4	70	253
福岡県	328	110	89	15	542	1,149	41	72	25	1,287	1,829
佐賀県	172	47	50	0	269	294	11	35	22	362	631
長崎県	99	59	38	3	199	367	43	33	1	444	643
熊本県	563	129	118	10	820	482	62	165	3	712	1,532
大分県	295	442	35	2	774	197	40	29	5	271	1,045
宮崎県	207	379	138	0	724	128	33	47	1	209	933
鹿児島県	216	925	318	0	1,459	247	67	188	0	502	1,961
沖縄県	205	21	12	0	238	150	7	8	1	166	404
合計	21,150	9,123	3,921	1,361	35,555	17,664	1,314	2,224	819	22,021	57,576

注1）本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出（第11条の3）に係るものである。

注2）その他の具体的な内容として、破損・故障による撤去・建替、二重登録の解消、計画変更等がある。

5. 浄化槽廃止基数

(2)浄化槽法第11条の3以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数（令和3年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断した基数 （単独処理浄化槽）																			合計
	集合処理施設(下水、農集排等)への接続					浄化槽への切り替え 単独～合併					家屋等の廃止					その他				
判断根拠	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	
北海道	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	6
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	6	0	0	7	13	21
宮城県	13	11	7	0	31	0	0	3	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	35
秋田県	20	2	18	0	40	0	0	0	0	0	95	0	0	0	95	0	0	0	0	0	135
山形県	104	6	19	0	129	7	1	4	0	12	84	0	7	1	92	6	0	4	0	10	243
福島県	7	0	0	0	7	85	0	0	0	85	645	0	0	0	645	13	0	0	0	13	750
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,143	0	0	0	1,143	0	0	0	0	0	1,143
栃木県	26	286	0	0	312	0	0	0	0	0	53	0	0	0	53	0	0	0	0	0	365
群馬県	51	0	298	0	349	12	0	62	0	74	617	0	177	0	794	529	0	1,009	0	1,538	2,755
埼玉県	341	177	129	12	659	47	12	13	6	78	233	100	129	60	522	1,344	586	73	1,597	3,600	4,859
千葉県	15	159	0	0	174	0	0	0	0	0	18	0	3	0	21	18	0	0	0	18	213
東京都	1	36	0	0	37	3	0	0	0	3	27	3	0	6	36	10	2	0	0	12	88
神奈川県	480	1,384	0	0	1,864	20	0	0	0	20	121	3	18	0	142	39	0	0	22	61	2,087
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	14	0	97	0	111	0	0	9	0	9	0	0	12	0	12	0	0	0	0	0	132
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	280	0	280	0	0	35	0	35	0	0	79	0	79	2	0	49	0	51	445
山梨県	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	1	0	0	0	1	6	0	0	0	6	16
長野県	11	1	0	0	12	0	0	0	0	0	6	3	1	0	10	0	0	0	0	0	22
岐阜県	0	0	1	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	11
静岡県	29	157	121	0	307	6	0	199	0	205	5	27	45	0	77	0	0	12	1,496	1,508	2,097
愛知県	199	409	32	0	640	3	0	1	0	4	62	0	8	0	70	7,666	0	0	0	7,666	8,380
三重県	0	4	0	0	4	0	0	3	1	4	1	0	0	40	41	14	0	0	0	14	63
滋賀県	5	17	18	0	40	27	0	0	0	27	8	1	10	0	19	12	0	0	0	12	98
京都府	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
大阪府	842	4,346	5	0	5,193	1	0	0	0	1	215	0	11	0	226	55	0	0	0	55	5,475
兵庫県	0	21	1	0	22	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	29
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	57	57
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	1	21	0	0	0	21	26
鳥取県	8	10	14	24	56	1	0	0	10	11	9	0	7	24	40	2	0	0	6	8	115
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	3	2,191	42	0	2,236	0	0	7	0	7	749	0	65	0	814	2	0	0	0	2	3,059
広島県	0	52	5	9	66	1	0	0	1	2	7	0	4	74	85	110	0	0	1	111	264
山口県	45	88	223	0	356	97	2	6	0	105	45	3	12	0	60	54	0	1	0	55	576
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	84	0	84	0	0	42	0	42	0	0	244	0	244	0	0	0	0	0	370
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	114	0	0	114	0	0	5	0	5	1	0	135	0	136	7	0	0	0	7	262
福岡県	16	3,209	0	0	3,225	10	0	0	0	10	42	0	0	0	42	6	0	0	0	6	3,283
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7	0	0	0	7	8
長崎県	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
熊本県	0	0	59	0	59	0	0	9	0	9	0	0	125	0	125	0	0	13	0	13	206
大分県	41	42	0	0	83	18	0	0	123	141	13	0	0	0	13	79	0	0	0	79	316
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	7
鹿児島県	134	0	0	0	134	288	0	0	0	288	80	0	0	0	80	1,208	0	0	0	1,208	1,710
沖縄県	1,649	0	0	0	1,649	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,649
合計	4,057	12,722	1,453	53	18,285	636	15	400	145	1,196	4,297	145	1,099	207	5,748	11,274	588	1,161	3,129	16,152	41,381

5. 浄化槽廃止基数

(3) 浄化槽法第11条の3以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数（令和3年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断した基数 （合併処理浄化槽）																				合計
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続					浄化槽への切り替え 合併～合併					家屋等の廃止					その他					
判断根拠	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	
北海道	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	2	4	2	0	8	0	0	0	0	0	11
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	3	5	3	0	11	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	48	0	3	111	162	177
宮城県	2	15	1	0	18	0	1	5	0	6	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	27
秋田県	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	19
山形県	1	2	5	0	8	3	1	0	0	4	36	0	2	0	38	13	0	1	0	14	64
福島県	32	0	0	0	32	20	0	0	0	20	475	0	0	0	475	23	0	1	0	24	551
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4
栃木県	7	550	8	0	565	0	0	0	0	0	15	0	0	0	15	0	0	0	0	0	580
群馬県	10	0	146	0	156	2	0	18	0	20	71	0	57	0	128	114	0	316	0	430	734
埼玉県	246	158	95	15	514	13	3	4	1	21	53	21	34	31	139	533	343	163	18	1,057	1,731
千葉県	6	175	0	0	181	0	0	1	0	1	1	0	4	0	5	3	0	2	0	5	192
東京都	1	21	0	0	22	0	0	0	0	0	2	0	0	3	5	5	0	0	2	7	34
神奈川県	15	2,041	0	0	2,056	6	0	0	0	6	16	0	6	0	22	9	0	0	10	19	2,103
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	4	0	45	0	49	0	0	2	0	2	0	0	6	0	6	0	0	2	0	2	59
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	123	0	123	0	0	5	0	5	0	0	20	0	20	1	0	59	0	60	208
山梨県	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	3	0	3	2	0	2	0	4	14
長野県	19	1	0	0	20	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	0	23
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	6	66	59	0	131	0	0	2	0	2	16	4	7	0	27	0	0	1	287	288	448
愛知県	77	183	37	0	297	2	0	0	0	2	5	0	1	0	6	962	0	0	0	962	1,267
三重県	0	9	0	0	9	0	0	6	0	6	0	0	0	34	34	22	0	0	0	22	71
滋賀県	1	12	18	0	31	33	0	0	0	33	2	0	1	0	3	2	0	0	0	2	69
京都府	3	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
大阪府	378	748	0	0	1,126	0	0	0	0	0	27	0	16	0	43	19	0	0	3	22	1,191
兵庫県	0	3	4	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	8
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	40	40
和歌山県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
鳥取県	1	0	10	6	17	1	0	0	0	1	0	0	2	2	4	1	0	0	1	2	24
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	3	325	51	0	379	0	0	1	0	1	30	0	27	0	57	3	0	0	0	3	440
広島県	1	13	0	6	20	3	0	0	1	4	4	0	0	5	9	11	0	1	1	13	46
山口県	12	51	223	0	286	8	0	4	0	12	7	0	4	0	11	15	0	2	1	18	327
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	16	0	16	0	0	12	0	12	0	0	76	0	76	0	0	0	0	0	104
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	51	0	0	51	0	0	3	0	3	0	0	29	0	29	4	0	0	0	4	87
福岡県	15	987	0	0	1,002	7	0	0	0	7	18	0	0	0	18	1	0	0	41	42	1,069
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2
熊本県	0	0	17	0	17	0	0	3	0	3	0	0	32	0	32	0	0	5	0	5	57
大分県	0	19	2	0	21	5	0	1	0	6	26	0	1	0	27	3	0	0	0	3	57
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
鹿児島県	24	0	0	0	24	34	0	0	0	34	30	0	0	0	30	92	0	0	0	92	180
沖縄県	89	0	0	0	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
合計	957	5,439	874	28	7,298	145	5	67	2	219	852	31	333	76	1,292	1,932	343	558	475	3,308	12,117

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和3年度）

1)浄化槽法第5条、第12条関係

都道府県名	法第5条第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
北海道	0	408	87	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	149	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	171	329	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0
秋田県	0	334	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	661	95	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	253	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	6,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	4,267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	747	865	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	1,022	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	478	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	610	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	932	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	333	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	428	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	421	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	198	301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	1,725	309	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	595	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	111	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
京都府	0	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	888	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	681	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	198	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	285	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	2,052	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	3,574	2,601	0	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	100	6,451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	28	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	820	885	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	2,157	75	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	949	1,787	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	734	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	2,107	911	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	1,034	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	430	45	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	100	44,387	8,800	0	115	3	87	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0
保健所設置市等計	13	14,873	3,204	1	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	113	59,260	12,004	1	178	3	87	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0

注）東京都は特別区を除いた件数

（保健所設置市等）

保健所設置市名	法第5条第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	13	398	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	0	76	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	0	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	0	326	326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井市	0	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	0	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	815	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊橋市	0	3,939	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市	0	9	6	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	756	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市市	0	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	184	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	3	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山市	0	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	428	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（保健所設置市等）

保健所設置市名	法第5条第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
広島市	0	878	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	0	158	11	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	0	0	414	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	888	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	826	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	323	1,787	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	252	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	0	1,021	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	272	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	13	14,873	3,204	1	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和3年度）

2)浄化槽法第7条の2、第12条の2関係

都道府県名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
北海道	426	0	0	820	0	0
青森県	3	0	0	30	0	0
岩手県	161	0	0	211	0	0
宮城県	5	0	0	147	0	0
秋田県	0	0	0	45	0	0
山形県	0	0	0	3,620	0	0
福島県	69	65	0	658	190	0
茨城県	201	0	0	30,349	0	0
栃木県	45	0	0	291	0	0
群馬県	1,332	0	0	2,386	0	0
埼玉県	3,263	0	0	3,847	57	0
千葉県	18	0	0	9,246	0	0
東京都	6	0	0	2,537	0	0
神奈川県	118	0	0	28	0	0
新潟県	126	0	0	4,823	0	0
富山県	1	0	0	514	0	0
石川県	6	0	0	114	0	0
福井県	6	0	0	268	0	0
山梨県	26	0	0	920	0	0
長野県	0	0	0	157	0	0
岐阜県	6	0	0	2,399	0	0
静岡県	19	0	0	145	0	0
愛知県	415	0	0	3,589	0	0
三重県	26	0	0	4,429	0	0
滋賀県	1	0	0	34	0	0
京都府	0	0	0	2,226	0	0
大阪府	2	0	0	595	0	0
兵庫県	10	0	0	952	0	0
奈良県	4	0	0	465	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	5,609	0	0
島根県	3	0	0	118	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	33	0	0	10,901	0	0
山口県	139	0	0	46,712	0	0
徳島県	16	0	0	79,756	0	0
香川県	1	0	0	51	0	0
愛媛県	0	0	0	711	0	0
高知県	40	0	0	1,671	0	0
福岡県	23	0	0	169	0	0
佐賀県	0	0	0	2,380	0	0
長崎県	21	0	0	223	0	0
熊本県	0	0	0	3,650	0	0
大分県	35	0	0	3,210	0	0
宮崎県	18	0	0	23,794	0	0
鹿児島県	17	0	0	1,136	0	0
沖縄県	4	0	0	24	0	0
小計	6,645	65	0	255,960	247	0
保健所設置市等計	1,387	0	0	72,173	0	0
合計	8,032	65	0	328,133	247	0

注)東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	0	0	0	24	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	681	0	0
青森市	0	0	0	3	0	0
八戸市	0	0	0	3	0	0
盛岡市	1	0	0	59	0	0
仙台市	4	0	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0
山形市	0	0	0	1,160	0	0
福島市	136	0	0	0	0	0
郡山市	245	0	0	0	0	0
いわき市	32	0	0	204	0	0
水戸市	31	0	0	8,898	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	919	0	0
さいたま市	93	0	0	3,895	0	0
川越市	102	0	0	423	0	0
川口市	367	0	0	2,064	0	0
越谷市	0	0	0	0	0	0
千葉市	3	0	0	90	0	0
船橋市	46	0	0	73	0	0
柏市	14	0	0	24	0	0
八王子市	0	0	0	13	0	0
町田市	2	0	0	855	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0
川崎市	28	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0
横須賀市	25	0	0	1,520	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0
新潟市	76	0	0	497	0	0
富山市	0	0	0	26	0	0
金沢市	0	0	0	50	0	0
福井市	0	0	0	40	0	0
甲府市	0	0	0	2,482	0	0
長野市	0	0	0	49	0	0
松本市	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	949	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	676	0	0
豊橋市	0	0	0	3,937	0	0
岡崎市	36	0	0	280	0	0
一宮市	1	0	0	25	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	0
四日市市	19	0	0	4,229	0	0
大津市	0	0	0	11	0	0
京都市	2	0	0	46	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0
堺市	10	0	0	923	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	159	0	0
寝屋川市	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	79	0	0
姫路市	0	0	0	119	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	279	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0
奈良市	2	0	0	91	0	0
和歌山市	0	0	0	940	0	0
鳥取市	1	0	0	1,564	0	0
松江市	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	2,060	0	0
呉市	39	0	0	465	0	0
福山市	35	0	0	7,731	0	0
下関市	0	0	0	4,135	0	0
高松市	0	0	0	16,437	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	9	0	0
福岡市	1	0	0	4	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	9	0	0
佐世保市	0	0	0	1	0	0
熊本市	0	0	0	27	0	0
大分市	0	0	0	232	0	0
宮崎市	22	0	0	2,612	0	0
鹿児島市	12	0	0	84	0	0
那覇市	2	0	0	8	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0
小計	1,387	0	0	72,173	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数 （令和3年度）

3)浄化槽法第53条又は条例関係

都道府県名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0
岩手県	166	0	0	0	0	3	9	0	0	0
宮城県	110	112	0	0	0	45	32	0	0	0
秋田県	0	18	0	0	0	17	6	0	0	0
山形県	170	0	0	0	0	0	61	0	0	0
福島県	35	12	0	12	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	368	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	72	0	0	1	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	4	45	0	0	0
埼玉県	2	0	0	0	0	230	18	0	0	0
千葉県	12	4	0	0	0	354	153	0	0	0
東京都	164	88	0	71	0	36	17	0	0	0
神奈川県	11	0	0	0	0	2	0	0	0	0
新潟県	47	0	0	0	0	3	12	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	10	29	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	16	0	0	0	11	0	0	0	0	0
山梨県	13	0	0	0	0	63	20	0	0	0
長野県	195	0	0	0	0	885	98	0	0	0
岐阜県	19	0	0	0	0	209	36	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	567	177	0	0	0
愛知県	0	312	0	0	0	1,422	110	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	149	117	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0
大阪府	14	0	0	0	0	134	3	0	0	0
兵庫県	0	1	0	0	0	10	0	0	0	0
奈良県	1	0	0	0	0	43	35	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	154	32	0	267	0	14	3	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0
岡山県	49	0	0	0	0	116	26	0	0	0
広島県	2,430	2,291	0	1,963	0	0	76	0	0	0
山口県	31	491	0	0	0	0	33	0	0	0
徳島県	96	0	0	0	0	67	72	0	0	0
香川県	4	70	0	0	0	776	53	35	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	2	27	0	0	0
福岡県	0	0	0	471	0	13	28	0	5	0
佐賀県	102	208	0	0	0	73	24	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	278	94	0	52	0
熊本県	0	432	0	108	0	10	59	0	9	0
大分県	0	0	0	0	0	20	9	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0
鹿児島県	108	212	0	12	1	20	2	0	0	0
沖縄県	30	0	0	0	0	68	9	0	0	0
小計	3,979	4,651	0	2,976	12	5,660	1,549	35	66	0
保健所設置市等計	2,244	4,602	0	727	2,117	6,656	437	0	59	0
合計	6,223	9,253	0	3,703	2,129	12,316	1,986	35	125	0

注）東京都は特別区を除いた件数

保健所設置市名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
札幌市	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
八戸市	0	28	0	0	0	0	3	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	29	0	0	0	0	45	32	0	0	0
秋田市	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	11	80	0	0	0	8	2	0	0	0
高崎市	258	51	0	0	0	0	1	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
川口市	0	125	0	0	0	58	0	0	0	0
越谷市	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	129	55	0	24	12	0	7	0	0	0
横浜市	208	0	0	216	0	48	0	0	0	0
川崎市	158	932	0	0	0	393	3	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	542	0	0	1,545	12	1	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	126	72	0	0	315	330	7	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0	1,665	26	0	7	0
金沢市	0	396	0	12	0	0	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0	0	77	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	216	25	0	2	0
静岡市	60	192	0	0	0	19	21	0	0	0
浜松市	0	70	0	6	0	15	43	0	0	0
名古屋市	0	71	0	48	12	345	43	0	6	0
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	81	22	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	169	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	108	0	0	0	0
枚方市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
八尾市	8	7	0	0	0	1	0	0	0	0
寝屋川市	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
神戸市	0	52	0	11	0	0	2	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0	233	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	76	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	1,311	5	0	0	0
広島市	0	841	0	0	0	1,194	41	0	21	0
呉市	0	228	0	156	0	0	11	0	8	0
福山市	0	0	0	0	0	18	26	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	784	163	0	0	0	189	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高知市	0	37	0	14	0	0	25	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	282	32	0	0	0	44	26	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	101	0	0	0	0
佐世保市	0	60	0	60	0	0	14	0	6	0
熊本市	0	432	0	108	0	9	33	0	9	0
大分市	179	52	0	0	0	0	10	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	10	0	0	0	0	46	0	0	0	0
特別区	0	0	0	71	0	0	0	0	0	0
小計	2,244	4,602	0	727	2,117	6,656	437	0	59	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和3年度）

4) 特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報(浄化槽法附則第11条)

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者 浄化槽法附則第11条 指導・助言	勧告	改善命令	市町村への行政処分の移譲の有無
北海道	0	0	0	0	有
青森県	0	0	0	0	無
岩手県	0	0	0	0	有
宮城県	0	0	0	0	有
秋田県	0	0	0	0	有
山形県	0	0	0	0	有
福島県	1	1	0	0	有
茨城県	0	0	0	0	無
栃木県	0	0	0	0	有
群馬県	0	0	0	0	無
埼玉県	0	0	0	0	有
千葉県	0	0	0	0	無
東京都	0	0	0	0	無
神奈川県	0	0	0	0	無
新潟県	0	0	0	0	有
富山県	0	0	0	0	無
石川県	0	0	0	0	無
福井県	0	0	0	0	有
山梨県	3	0	0	0	有
長野県	1	6	0	0	無
岐阜県	0	0	0	0	無
静岡県	0	0	0	0	有
愛知県	0	0	0	0	無
三重県	0	0	0	0	無
滋賀県	0	0	0	0	有
京都府	0	0	0	0	無
大阪府	0	0	0	0	有
兵庫県	0	0	0	0	無
奈良県	0	0	0	0	無
和歌山県	0	0	0	0	無
鳥取県	0	0	0	0	無
島根県	0	0	0	0	無
岡山県	0	0	0	0	無
広島県	0	0	0	0	無
山口県	0	0	0	0	有
徳島県	0	0	0	0	無
香川県	0	0	0	0	有
愛媛県	0	0	0	0	有
高知県	0	0	0	0	有
福岡県	0	0	0	0	無
佐賀県	0	0	0	0	無
長崎県	0	0	0	0	無
熊本県	0	0	0	0	有
大分県	0	0	0	0	有
宮崎県	0	0	0	0	無
鹿児島県	193	10	0	0	無
沖縄県	0	0	0	0	無
小計	198	17	0	0	－
保健所設置市等計	20	0	0	0	－
合計	218	17	0	0	－

注)東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者 浄化槽法附則第11条 指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0
八戸市	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0
福島市	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0
川口市	0	0	0	0
越谷市	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0
町田市	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0
富山市	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0
一宮市	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	0
寝屋川市	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0
呉市	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0
下関市	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0
佐世保市	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0
大分市	0	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0
鹿児島市	20	0	0	0
那覇市	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0
小計	20	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(2) 行政処分等を行った根拠　（令和3年度）

都道府県名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
北海道	502	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
岩手県	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	163	2	0	7	3	3
宮城県	491	0	0	0	9	0	10	0	0	0	0	0	214	2	0	0	8	75
秋田県	504	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	18	8
山形県	756	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	10	0	0	0	51
福島県	253	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0	0
茨城県	6,760	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368	0
栃木県	19	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	1
群馬県	4,256	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
埼玉県	1,254	0	22	0	347	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	2	160
千葉県	972	0	6	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	331	5	175
東京都	471	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0	0	53	221	0
神奈川県	57	0	19	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	11	0
新潟県	151	0	0	0	491	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	47	11
富山県	14	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	932	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0
山梨県	288	0	28	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	53	0	30
長野県	417	1	12	0	2	0	0	0	0	0	0	0	106	538	27	291	62	154
岐阜県	421	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	209	0	0	0	36
静岡県	426	0	0	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	143	0	182	0	419
愛知県	109	0	1,925	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	312	1,423	0	0
三重県	545	0	20	1	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	203	0	63
滋賀県	111	0	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
京都府	47	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
大阪府	410	0	0	0	478	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	11	14	91
兵庫県	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
奈良県	672	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	1	16
和歌山県	127	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	40	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	452	17
島根県	285	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0
岡山県	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	28	0	82	0	32
広島県	2,052	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,385	0	0	6	299	70
山口県	6,249	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	522	0	0	0	0	33
徳島県	6,424	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	79	0	0	72	17	67
香川県	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	775	0	33	0	56
愛媛県	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
福岡県	181	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	471	43
佐賀県	1,705	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	259	0	0	72	51	25
長崎県	2,257	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235	0	95	0	94
熊本県	2,734	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	540	4	0	8	0	66
大分県	795	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	13
宮崎県	3,014	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	6
鹿児島県	1,087	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	10	0	4	208	8
沖縄県	337	6	0	0	138	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	9	77
小計	49,432	86	2,080	1	1,793	0	15	0	0	0	0	0	8,916	2,128	363	3,109	2,339	2,073
保健所設置市等計	11,812	0	228	0	6,101	0	0	0	0	0	0	0	5,308	2,216	1,170	2,173	3,212	2,763
合計	61,244	86	2,308	1	7,894	0	15	0	0	0	0	0	14,224	4,344	1,533	5,282	5,551	4,836

（保健所設置市等）

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
八戸市	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	3
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	21	2	0	0	8	75
秋田市	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0
山形市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	8	80	2	0	0
高崎市	398	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	258	0	0	0	51	1
さいたま市	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
川越市	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
川口市	283	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	58
越谷市	0	0	0	0	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	0	1	0	73	0	0	0	0	0	0	0	101	7	0	0	119	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	424	48
川崎市	88	0	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,090	396	0	0
相模原市	61	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545	0	0	0	542	13
藤沢市	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	315	0	0	0	337	0	0	0	0	0	0	0	315	0	0	0	198	337
富山市	26	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,698	0	0
金沢市	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	408	0
福井市	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	36	0	0	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	192	0	24	0	27
静岡市	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	252	0	0	0	0	40
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	58
名古屋市	32	0	0	0	783	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	119	394
豊橋市	0	0	0	0	3,939	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市	4	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	756	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
四日市市	179	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103

（保健所設置市等）

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
大阪市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
堺市	91	0	0	0	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
枚方市	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
八尾市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	1
寝屋川市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
東大阪市	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
神戸市	331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	2
姫路市	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	104	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
和歌山市	0	0	0	0	69	0	0	0	0	0	0	0	233	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	0	0
倉敷市	428	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,311	0	0	0	5
広島市	878	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	841	317	0	0	0	939
呉市	158	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	384	0
福山市	414	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	18
下関市	1,213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	947	189	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高知市	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	25
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	314	70
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0	8	0	5
佐世保市	877	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	20
熊本市	2,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	540	0	0	0	0	51
大分市	252	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	179	0	0	0	52	10
宮崎市	1,021	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	272	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	46
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
小計	11,812	0	228	0	6,101	0	0	0	0	0	0	0	5,308	2,216	1,170	2,173	3,212	2,763

7. 浄化槽関係業者数 （令和3年度末現在）

都道府県名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者	廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業							うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
北海道	401	188	212	1	503	366	83	324	68	820	38	588	246	715	219	136	977
青森県	138	13	91	34	98	98	9	98	9	392	21	293	105	357	69	51	559
岩手県	147	4	63	80	96	79	17	92	17	623	53	458	225	504	118	118	494
宮城県	153	67	69	17	91	87	0	91	0	556	36	420	184	456	80	44	706
秋田県	111	15	74	22	95	90	4	86	22	446	33	284	119	385	156	126	438
山形県	86	1	63	22	137	105	7	107	7	521	53	357	152	450	39	39	377
福島県	215	35	60	120	86	84	4	15	0	768	71	520	208	662	156	41	789
茨城県	317	0	121	196	166	166	27	166	24	1,571	88	850	348	1,376	500	499	1,179
栃木県	262	28	70	164	80	78	5	88	15	306	76	142	68	230	135	135	771
群馬県	226	64	77	85	148	148	24	141	18	933	165	475	224	722	174	174	925
埼玉県	501	313	141	47	187	187	0	187	0	1,063	72	632	212	955	350	350	1,619
千葉県	454	66	119	269	204	203	8	210	8	1,246	127	575	247	1,074	554	531	1,478
東京都	116	9	36	71	55	50	12	47	11	314	6	162	78	296	12	12	257
神奈川県	192	40	30	122	45	45	4	50	6	578	9	360	107	556	79	79	409
新潟県	114	6	83	25	93	93	55	98	57	833	31	592	242	765	296	296	608
富山県	63	0	21	42	27	26	8	26	7	221	4	164	65	215	37	37	191
石川県	76	5	20	51	28	27	3	33	3	147	3	116	53	137	158	158	219
福井県	48	26	19	3	27	27	7	27	7	130	8	79	43	121	55	55	144
山梨県	131	0	32	99	86	84	2	88	2	447	39	298	111	392	108	3	299
長野県	225	21	50	154	124	113	20	99	24	685	30	510	269	606	255	209	612
岐阜県	147	82	46	19	72	67	15	69	12	492	54	329	146	474	172	172	937
静岡県	257	53	82	122	103	100	6	100	6	775	95	461	137	660	516	237	1,026
愛知県	314	67	84	163	88	88	21	110	21	700	49	396	223	543	600	590	1,358
三重県	265	66	87	112	112	112	0	117	0	497	49	375	165	428	532	211	968
滋賀県	55	15	30	10	31	30	6	30	6	185	2	142	89	169	145	145	199
京都府	104	9	56	39	46	45	9	40	9	438	16	331	176	379	72	55	293
大阪府	229	28	105	96	160	160	3	151	0	117	4	87	50	109	107	70	379
兵庫県	165	35	80	50	245	240	34	233	21	419	19	252	103	370	24	120	429
奈良県	133	22	27	84	45	42	18	42	18	328	33	249	113	277	73	58	213
和歌山県	199	37	15	147	118	117	17	111	11	577	53	408	231	487	215	99	178
鳥取県	43	8	14	21	25	22	1	19	1	79	6	68	40	74	44	40	92
島根県	46	6	34	6	52	47	17	47	17	444	12	333	171	402	64	59	323
岡山県	38	2	34	2	38	38	0	38	0	576	41	429	257	466	66	66	318
広島県	110	36	74	0	84	82	0	70	0	761	78	489	253	617	174	33	598
山口県	73	12	51	10	51	51	0	52	0	642	67	332	189	502	159	159	400
徳島県	133	28	57	48	99	95	12	94	5	312	51	198	106	229	162	162	507
香川県	133	40	43	50	47	47	0	47	0	543	63	301	139	438	105	101	382
愛媛県	220	66	60	94	82	76	17	80	17	424	58	264	86	358	110	110	633
高知県	124	19	75	30	117	71	9	67	0	350	33	227	108	294	93	73	284
福岡県	191	28	110	53	147	145	33	149	42	750	50	496	201	624	330	330	868
佐賀県	61	3	41	17	42	42	19	42	19	343	30	253	115	289	117	117	374
長崎県	156	0	68	88	72	72	0	72	0	705	102	506	292	541	125	109	422
熊本県	124	35	53	36	75	75	11	76	13	1,005	95	700	268	857	127	125	503
大分県	110	16	40	54	43	43	0	43	0	592	112	377	168	454	148	118	503
宮崎県	72	24	22	26	22	22	6	22	6	425	89	276	70	322	114	114	468
鹿児島県	76	9	67	0	86	82	16	82	13	1,188	206	852	397	921	186	159	830
沖縄県	138	12	55	71	135	129	17	132	14	148	12	118	52	134	292	193	255
小計	7,692	1,659	2,961	3,072	4,613	4,296	586	4,208	556	26,415	2,442	17,124	7,651	22,392	8,422	6,918	26,791
保健所設置市等計	4,489	1,385	773	2,331	903	848	7	858	17	―	―	―	―	―	1,573	1,369	15,012
合計	12,181	3,044	3,734	5,403	5,516	5,144	593	5,066	573	26,415	2,442	17,124	7,651	22,392	9,995	8,287	41,803

注）浄化槽工事業者のうち、土木工事業者、建築工事業者、管工事業者にはそれぞれ兼業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

（保健所設置市等）

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者	廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業							うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
札幌市	29	14	15	0	22	1	0	1	0						9	9	70
函館市	25	0	8	17	8	6	0	6	0						8	8	56
小樽市	8	6	2	0	2	2	0	4	0						1	1	21
旭川市	17	3	13	1	14	0	0	1	0						13	13	53
青森市	39	3	18	18	18	18	0	18	0						43	43	158
八戸市	28	1	5	22	0	0	0	0	0						19	16	201
盛岡市	50	0	4	46	5	4	1	4	1						6	6	157
仙台市	50	30	19	1	21	18	0	20	0						25	25	142
秋田市	25	1	6	18	6	6	0	6	0						35	35	60
山形市	25	0	8	17	10	10	0	10	0						6	6	81
福島市	54	13	23	18	17	17	0	17	0						33	20	178
郡山市	83	17	13	53	17	17	0	17	0						31	31	192
いわき市	45	44	1	0	1	1	1	0	0						40	32	198
水戸市	223	120	6	97	9	9	0	9	0						16	16	685
宇都宮市	97	0	11	86	12	11	0	13	0						20	20	279
前橋市	91	24	6	61	6	6	0	6	0						19	19	327
高崎市	55	11	16	28	12	12	0	12	0						15	15	302
さいたま市	171	13	19	139	23	23	0	23	0						31	1	613
川越市	121	11	5	105	7	7	0	7	0						18	18	554
川口市	117	20	7	90	15	15	0	15	0						5	5	471
越谷市	117	10	8	99	14	14	0	14	0						13	13	459
千葉市	130	0	8	122	8	8	0	8	0						16	16	613
船橋市	143	0	4	139	4	4	0	4	0						21	21	611
柏市	123	115	8	0	9	9	0	9	0						10	10	530
八王子市	65	4	10	51	11	11	0	11	0						8	8	153
町田市	55	18	2	35	2	2	0	2	0						5	5	142
横浜市	0	0	0	0	18	18	0	18	0						23	23	0
川崎市	81	29	9	43	0	0	0	0	0						12	12	178
相模原市	52	46	6	0	6	6	0	6	0						9	3	99
横須賀市	38	6	0	32	0	0	0	0	2						7	7	63
藤沢市	28	0	1	27	1	1	0	1	0						0	0	56
茅ヶ崎市	50	50	0	0	0	0	0	0	1						4	4	133
新潟市	61	4	23	34	25	25	0	25	0						35	35	200
富山市	46	0	9	37	9	9	0	9	0						53	53	128
金沢市	33	1	1	31	1	1	0	1	0						17	17	70
福井市	4	1	2	1	3	3	1	3	1						30	30	76
甲府市	52	3	7	42	5	5	0	5	0						3	3	153
長野市	52	0	7	45	10	7	0	9	1						8	8	130
松本市	6	6	0	0	3	3	0	3	0						5	0	14
岐阜市	45	9	3	33	3	3	0	3	0						11	11	161
静岡市	47	8	16	23	16	16	0	16	0						28	28	218
浜松市	70	26	6	38	6	6	0	6	0						38	37	216
名古屋市	71	67	4	0	4	4	0	4	0						27	22	320
豊橋市	69	62	7	0	9	9	0	9	0						41	3	262
岡崎市	77	22	19	36	7	7	0	7	0						28	28	281
一宮市	137	29	6	102	6	6	0	6	0						30	30	492
豊田市	106	98	8	0	8	8	0	8	0						64	64	387
四日市市	82	79	3	0	3	3	0	3	0						32	32	348
大津市	12	0	5	7	5	5	0	5	0						7	7	46
京都市	37	22	15	0	16	16	0	16	0						3	3	72

（保健所設置市等）

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者	廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業							うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
大阪市	0	0	0	0	38	29	0	29	0						0	0	0
堺市	101	8	22	71	25	25	0	25	0						8	8	178
豊中市	14	10	4	0	8	8	0	8	0						0	0	33
吹田市	23	0	11	12	19	19	0	19	0						2	2	62
高槻市	50	0	18	32	19	19	0	19	0						2	2	109
枚方市	44	36	8	0	8	8	0	8	0						7	7	97
八尾市	52	6	6	40	6	6	0	6	0						2	2	88
寝屋川市	34	7	15	12	12	12	0	12	0						0	0	69
東大阪市	55	16	16	23	16	16	0	16	0						4	2	113
神戸市	49	15	11	23	11	11	0	11	0						30	30	104
姫路市	44	0	20	24	20	20	0	20	0						13	11	132
尼崎市	15	9	6	0	6	6	0	6	0						1	1	19
明石市	22	18	4	0	5	5	0	5	0						3	3	65
西宮市	14	0	5	9	5	5	0	5	0						3	3	33
奈良市	5	0	1	4	5	5	0	5	0						17	17	6
和歌山市	96	34	12	50	23	23	0	23	0						81	0	177
鳥取市	18	14	4	0	4	4	4	4	4						9	9	70
松江市	17	6	11	0	11	11	0	11	1						7	7	56
岡山市	10	2	5	3	12	12	0	12	0						34	34	163
倉敷市	9	4	5	0	18	18	0	18	0						23	21	102
広島市	50	0	31	19	23	23	0	23	0						11	11	173
呉市	19	6	13	0	13	13	0	13	0						14	14	60
福山市	32	1	13	18	14	14	0	14	0						26	26	142
下関市	29	7	22	0	22	22	0	22	0						15	15	87
高松市	72	13	7	52	7	7	0	7	0						21	20	173
松山市	74	14	6	54	14	14	0	14	0						42	42	226
高知市	37	24	13	0	14	13	0	13	0						47	41	103
北九州市	16	4	12	0	12	12	0	12	0						6	6	40
福岡市	32	7	2	23	2	2	0	2	0						7	7	61
久留米市	27	17	10	0	10	10	0	10	0						19	18	73
長崎市	31	21	10	0	10	10	0	10	0						18	18	52
佐世保市	24	0	6	18	6	6	0	6	6						29	29	65
熊本市	36	13	9	14	9	9	0	9	0						13	13	129
大分市	50	2	15	33	15	15	0	15	0						16	16	211
宮崎市	29	25	3	1	3	3	0	5	0						34	34	110
鹿児島市	17	0	15	2	15	15	0	15	0						23	23	222
那覇市	0	0	0	0	6	6	0	6	0						5	5	0
特別区	0	0	0	0	45	45	0	45	0						0	0	0
小計	4,489	1,385	773	2,331	903	848	7	858	17	―	―	―	―	―	1,573	1,369	15,012

8. 浄化槽法第7条検査関係

(1)浄化槽法第7条検査結果 （令和3年度）

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		検査結果											
							適正				おおむね適正				不適正			
							件数		比率		件数		比率		件数		比率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,277	1,276	1,262	1,262	98.8%	98.9%	907	907	71.9%	71.9%	196	196	15.5%	15.5%	159	159	12.6%	12.6%
青森県	1,390	1,390	1,463	1,463	100%*	100%*	934	934	63.8%	63.8%	518	518	35.4%	35.4%	11	11	0.8%	0.8%
岩手県	1,283	1,283	1,210	1,210	94.3%	94.3%	768	768	63.5%	63.5%	436	436	36.0%	36.0%	6	6	0.5%	0.5%
宮城県	1,394	1,394	1,394	1,394	100.0%	100.0%	1,017	1,017	73.0%	73.0%	346	346	24.8%	24.8%	31	31	2.2%	2.2%
秋田県	804	804	876	876	100%*	100%*	683	683	78.0%	78.0%	180	180	20.5%	20.5%	13	13	1.5%	1.5%
山形県	544	544	476	476	87.5%	87.5%	284	284	59.7%	59.7%	185	185	38.9%	38.9%	7	7	1.5%	1.5%
福島県	3,775	3,775	3,447	3,447	91.3%	91.3%	2,329	2,329	67.6%	67.6%	1,001	1,001	29.0%	29.0%	117	117	3.4%	3.4%
茨城県	4,567	4,567	4,076	4,076	89.3%	89.3%	2,101	2,101	51.5%	51.5%	1,317	1,317	32.3%	32.3%	658	658	16.1%	16.1%
栃木県	2,207	2,207	2,207	2,207	100.0%	100.0%	1,691	1,691	76.6%	76.6%	439	439	19.9%	19.9%	77	77	3.5%	3.5%
群馬県	4,741	4,741	3,840	3,840	81.0%	81.0%	2,202	2,202	57.3%	57.3%	1,369	1,369	35.7%	35.7%	269	269	7.0%	7.0%
埼玉県	6,071	6,071	6,071	6,071	100.0%	100.0%	2,893	2,893	47.7%	47.7%	3,067	3,067	50.5%	50.5%	111	111	1.8%	1.8%
千葉県	6,020	6,020	4,710	4,710	78.2%	78.2%	2,993	2,993	63.5%	63.5%	1,179	1,179	25.0%	25.0%	538	538	11.4%	11.4%
東京都	154	154	128	128	82.9%	82.9%	89	89	69.5%	69.5%	19	19	14.8%	14.8%	20	20	15.6%	15.6%
神奈川県	1,078	1,078	701	701	65.0%	65.0%	440	440	62.8%	62.8%	250	250	35.7%	35.7%	11	11	1.6%	1.6%
新潟県	1,395	1,395	1,300	1,300	93.2%	93.2%	944	944	72.6%	72.6%	305	305	23.5%	23.5%	51	51	3.9%	3.9%
富山県	201	201	201	201	100.0%	100.0%	166	166	82.6%	82.6%	30	30	14.9%	14.9%	5	5	2.5%	2.5%
石川県	412	412	412	412	100.0%	100.0%	313	313	76.0%	76.0%	21	21	5.1%	5.1%	78	78	18.9%	18.9%
福井県	219	219	219	219	100.0%	100.0%	144	144	65.8%	65.8%	59	59	26.9%	26.9%	16	16	7.3%	7.3%
山梨県	1,284	1,284	1,234	1,234	96.1%	96.1%	700	700	56.7%	56.7%	510	510	41.3%	41.3%	24	24	1.9%	1.9%
長野県	1,079	1,079	888	888	82.3%	82.3%	540	540	60.8%	60.8%	287	287	32.3%	32.3%	61	61	6.9%	6.9%
岐阜県	1,647	1,647	1,646	1,646	99.9%	99.9%	1,326	1,326	80.6%	80.6%	0	0	0.0%	0.0%	320	320	19.4%	19.4%
静岡県	7,122	7,122	5,988	5,988	84.1%	84.1%	4,985	4,985	83.2%	83.2%	736	736	12.3%	12.3%	267	267	4.5%	4.5%
愛知県	7,338	7,338	6,959	6,959	94.8%	94.8%	4,161	4,161	59.8%	59.8%	1,523	1,523	21.9%	21.9%	1,275	1,275	18.3%	18.3%
三重県	2,557	2,557	2,553	2,553	99.8%	99.8%	1,615	1,615	63.3%	63.3%	573	573	22.4%	22.4%	365	365	14.3%	14.3%
滋賀県	176	176	176	176	100.0%	100.0%	97	97	55.1%	55.1%	77	77	43.8%	43.8%	2	2	1.1%	1.1%
京都府	330	330	346	346	100%*	100%*	269	269	77.7%	77.7%	67	67	19.4%	19.4%	10	10	2.9%	2.9%
大阪府	834	834	834	834	100.0%	100.0%	521	521	62.5%	62.5%	154	154	18.5%	18.5%	159	159	19.1%	19.1%
兵庫県	174	174	636	636	100%*	100%*	335	335	52.7%	52.7%	223	223	35.1%	35.1%	78	78	12.3%	12.3%
奈良県	874	874	874	874	100.0%	100.0%	351	351	40.2%	40.2%	495	495	56.6%	56.6%	28	28	3.2%	3.2%
和歌山県	2,932	2,932	3,137	3,135	100%*	100%*	2,613	2,612	83.3%	83.3%	515	514	16.4%	16.4%	9	9	0.3%	0.3%
鳥取県	325	325	325	325	100.0%	100.0%	224	224	68.9%	68.9%	100	100	30.8%	30.8%	1	1	0.3%	0.3%
島根県	964	964	964	964	100.0%	100.0%	674	674	69.9%	69.9%	268	268	27.8%	27.8%	22	22	2.3%	2.3%
岡山県	2,342	2,341	2,342	2,341	100.0%	100.0%	1,848	1,847	78.9%	78.9%	480	480	20.5%	20.5%	14	14	0.6%	0.6%
広島県	2,910	2,910	2,910	2,910	100.0%	100.0%	2,046	2,046	70.3%	70.3%	670	670	23.0%	23.0%	194	194	6.7%	6.7%
山口県	1,479	1,479	1,318	1,318	89.1%	89.1%	850	850	64.5%	64.5%	351	351	26.6%	26.6%	117	117	8.9%	8.9%
徳島県	2,594	2,591	2,594	2,591	100.0%	100.0%	1,591	1,590	61.3%	61.4%	796	794	30.7%	30.6%	207	207	8.0%	8.0%
香川県	2,962	2,962	2,962	2,962	100.0%	100.0%	2,243	2,243	75.7%	75.7%	553	553	18.7%	18.7%	166	166	5.6%	5.6%
愛媛県	2,039	2,039	2,039	2,039	100.0%	100.0%	1,549	1,549	76.0%	76.0%	459	459	22.5%	22.5%	31	31	1.5%	1.5%
高知県	1,666	1,666	1,599	1,599	96.0%	96.0%	987	987	61.7%	61.7%	453	453	28.3%	28.3%	159	159	9.9%	9.9%
福岡県	3,651	3,651	3,651	3,651	100.0%	100.0%	2,190	2,190	60.0%	60.0%	1,183	1,183	32.4%	32.4%	278	278	7.6%	7.6%
佐賀県	1,264	1,264	1,264	1,264	100.0%	100.0%	1,000	1,000	79.1%	79.1%	224	224	17.7%	17.7%	40	40	3.2%	3.2%
長崎県	1,748	1,748	1,540	1,540	88.1%	88.1%	982	982	63.8%	63.8%	528	528	34.3%	34.3%	30	30	1.9%	1.9%
熊本県	2,418	2,418	2,283	2,283	94.4%	94.4%	1,667	1,667	73.0%	73.0%	598	598	26.2%	26.2%	18	18	0.8%	0.8%
大分県	2,557	2,557	2,557	2,557	100.0%	100.0%	1,778	1,778	69.5%	69.5%	376	376	14.7%	14.7%	403	403	15.8%	15.8%
宮崎県	2,409	2,409	2,380	2,380	98.8%	98.8%	1,415	1,415	59.5%	59.5%	688	688	28.9%	28.9%	277	277	11.6%	11.6%
鹿児島県	5,454	5,454	5,452	5,452	100.0%	100.0%	5,161	5,161	94.7%	94.7%	216	216	4.0%	4.0%	75	75	1.4%	1.4%
沖縄県	1,109	1,109	1,109	1,109	100.0%	100.0%	429	429	38.7%	38.7%	486	486	43.8%	43.8%	194	194	17.5%	17.5%
合計	101,770	101,765	96,553	96,547	94.9%	94.9%	65,045	65,042	67.4%	67.4%	24,506	24,503	25.4%	25.4%	7,002	7,002	7.3%	7.3%

注1）検査対象件数における全数とうち合併の差分は、住宅竣工後未入居等によるものである。

注2）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

注3）*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

8. 浄化槽法第7条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(7条検査)(令和3年度)

	項　　目	件数			
		7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	0	4,026	0	53
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	0	3,631	0	30
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	1,347	0	13
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	836	0	7
	・ その他	1	452	0	6
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	〔外観検査〕				
	(設置状況)				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	0	14	0	1
	01. 水平の状況	0	9	0	0
	02. 浮上または沈下の状況	0	0	0	0
	03. 破損又は変形の状況	0	5	0	1
	・ 漏水の状況	0	109	0	1
	04. 漏水の状況	0	107	0	1
	05. 溢流の状況	0	2	0	0
	・ 浄化槽上部の状況	0	313	0	4
	06. 上部スラブの打設の有無	0	77	0	1
	07. 嵩上げの状況	0	193	0	2
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	0	57	0	1
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	0	122	0	3
	09. 雨水の流入状況	0	57	0	1
	10. 土砂の流入状況	0	6	0	0
	11. その他の特殊な排水の流入状況	0	65	0	2
	・ 内部設備の固定状況	0	107	0	2
	12. スクリーン設備の固定状況	0	0	0	0
	13. ポンプ設備の固定状況	0	17	0	1
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	0	15	0	0
	15. ばっ気装置の固定状況	0	10	0	0
	16. 撹拌装置の固定状況	0	1	0	0
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	0	0	0	0
	18. 循環装置の固定状況	0	1	0	0
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	0	2	0	0
	20. 膜モジュールの固定状況	0	0	0	0
	21. 消毒設備の固定状況	0	47	0	1
	22. 越流ぜきの固定状況	0	0	0	0
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	0	5	0	0
	24. その他の内部設備の固定状況	0	14	0	0
	・ 設置に係るその他の状況	0	649	0	10
	25. 設置場所の状況	0	7	0	1
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	0	484	0	6
	27. 送風機の設置状況	0	82	0	3
	28. 増改築等の状況	0	96	0	0
	(設備の稼働状況)				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	0	87	0	3
	29. ポンプの稼働状況	0	11	0	0
	30. 送風機の稼働状況	0	82	0	3
	31. 駆動装置の稼働状況	0	0	0	0
	・ ばっ気装置及び撹拌装置の稼働状況	0	90	0	0
	32. ばっ気装置の稼働状況	0	83	0	0
	33. 撹拌装置の稼働状況	0	18	0	0
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	0	78	0	0
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	0	31	0	0
	35. 循環装置の稼働状況	0	44	0	0
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	0	21	0	0
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	0	27	0	0
	38. 制御装置の稼働状況	0	4	0	0
	39. 調整装置の稼働状況	0	24	0	0
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	0	390	0	2
	40. 生物膜の状況	0	390	0	2
	41. 活性汚泥の状況	0	5	0	1
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	0	19	0	0
	42. その他の設備の稼働状況	0	19	0	0
	(水の流れ方の状況)				
	・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	0	139	0	3
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	0	51	0	1
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	0	76	0	1
	45. 各単位装置間の水流の状況	0	31	0	1

	項　　目	件数			
		7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	・ 越流ぜきにおける越流状況	0	10	0	0
	46. 越流ぜきにおける越流状況	0	10	0	0
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	0	126	0	1
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	0	5	0	0
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	0	0	0
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	0	36	0	0
	50. ばっ気槽の水流の状況	0	0	0	0
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	0	54	0	0
	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	0	45	0	1
	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	0	0	0	0
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	0	25	0	0
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	0	39	0	0
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	0	64	0	2
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	0	14	0	0
	59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	4	0	0
	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	5	0	0
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	39	0	0
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	12	0	2
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	2	0	0
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	0	8	0	0
	66. 汚泥の流出状況	0	8	0	0
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	0	142	0	2
	67. 油脂類の流入状況	0	70	0	2
	68. 処理対象以外の排水の流入状況	0	87	0	0
	・ 異物の流入状況	0	26	0	0
	69. 異物の流入状況	0	26	0	0
	・ 使用に係るその他の状況	0	111	0	1
	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	0	111	0	1
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	0	8	0	0
	71. 悪臭の発生状況	0	3	0	0
	72. 悪臭防止措置の実施状況	0	6	0	0
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	0	3,051	0	38
	73. 消毒剤の有無	0	1,235	0	29
	74. 処理水と消毒剤の接触状況	0	1,904	0	9
	（カ、ハエ等の発生状況）				
	・ カ、ハエ等の発生状況	0	4	0	0
	75. カ、ハエ等の発生状況	0	4	0	0
	・ その他	0	6	0	0
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	0	8	0	1
	・ 活性汚泥沈殿率	0	0	0	0
	・ 溶存酸素量	0	74	0	1
	・ 透視度	0	1,546	0	19
	・ 塩化物イオン濃度	0	－	0	－
	・ 残留塩素濃度	0	1,721	0	20
	・ 生物化学的酸素要求量	1	2,166	0	23
	・ その他	0	0	0	0
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む））				
	・ 記録の有無	1	2,618	0	27
	・ 記録の内容	0	149	0	0
	・ 保守点検の回数	0	1,788	0	23
	（清掃記録）				
	・ 記録の有無	－	－	－	－
	・ 記録の内容	－	－	－	－
	・ 清掃の回数	－	－	－	－
	・ その他	－	－	－	－

※1） 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況､汚泥の流出状況）」を指す。

※2） 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

9. 浄化槽法第11条検査関係

（1）浄化槽法第11条検査結果 （令和3年度）

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		検査結果											
							適正				おおむね適正				不適正			
							件数		比率		件数		比率		件数		比率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	65,143	49,837	57,368	47,772	88.1%	95.9%	42,080	35,138	73.4%	73.6%	10,640	9,607	18.5%	20.1%	4,648	3,027	8.1%	6.3%
青森県	112,010	44,655	54,179	35,896	48.4%	80.4%	42,139	26,886	77.8%	74.9%	11,602	8,735	21.4%	24.3%	438	275	0.8%	0.8%
岩手県	57,161	53,067	51,148	48,028	89.5%	90.5%	36,885	34,524	72.1%	71.9%	13,275	12,674	26.0%	26.4%	988	830	1.9%	1.7%
宮城県	73,883	51,797	67,565	51,286	91.4%	99.0%	55,160	41,218	81.6%	80.4%	11,252	9,240	16.7%	18.0%	1,153	828	1.7%	1.6%
秋田県	68,401	42,097	43,899	34,271	64.2%	81.4%	37,204	28,489	84.7%	83.1%	5,754	5,076	13.1%	14.8%	941	706	2.1%	2.1%
山形県	65,202	33,116	49,420	28,696	75.8%	86.7%	29,453	15,990	59.6%	55.7%	18,958	12,412	38.4%	43.3%	1,009	294	2.0%	1.0%
福島県	267,496	119,878	88,604	82,906	33.1%	69.2%	68,022	64,817	76.8%	78.2%	18,581	16,431	21.0%	19.8%	2,001	1,658	2.3%	2.0%
茨城県	237,022	154,170	108,963	89,374	46.0%	58.0%	75,431	63,724	69.2%	71.3%	26,238	21,067	24.1%	23.6%	7,294	4,583	6.7%	5.1%
栃木県	154,068	106,430	114,975	77,970	74.6%	73.3%	110,048	73,786	95.7%	94.6%	3,295	2,887	2.9%	3.7%	1,632	1,297	1.4%	1.7%
群馬県	298,633	136,669	236,556	116,386	79.2%	85.2%	96,436	52,065	40.8%	44.7%	136,190	62,745	57.6%	53.9%	3,930	1,576	1.7%	1.4%
埼玉県	456,415	230,679	101,700	84,907	22.3%	36.8%	48,760	41,130	47.9%	48.4%	51,392	42,842	50.5%	50.5%	1,548	935	1.5%	1.1%
千葉県	546,552	255,124	73,859	65,338	13.5%	25.6%	46,636	41,129	63.1%	62.9%	25,269	22,689	34.2%	34.7%	1,954	1,520	2.6%	2.3%
東京都	17,320	8,475	4,834	4,056	27.9%	47.9%	3,703	3,135	76.6%	77.3%	894	736	18.5%	18.1%	237	185	4.9%	4.6%
神奈川県	136,306	41,592	21,775	12,974	16.0%	31.2%	16,512	10,101	75.8%	77.9%	4,830	2,613	22.2%	20.1%	433	260	2.0%	2.0%
新潟県	178,677	55,834	128,298	45,264	71.8%	81.1%	113,922	39,171	88.8%	86.5%	12,526	5,478	9.8%	12.1%	1,850	615	1.4%	1.4%
富山県	38,094	12,406	15,049	9,371	39.5%	75.5%	13,946	8,648	92.7%	92.3%	1,045	700	6.9%	7.5%	58	23	0.4%	0.2%
石川県	50,539	23,157	23,262	15,113	46.0%	65.3%	19,823	12,804	85.2%	84.7%	2,671	1,914	11.5%	12.7%	768	395	3.3%	2.6%
福井県	36,533	16,396	20,884	12,534	57.2%	76.4%	12,661	7,668	60.6%	61.2%	6,836	4,376	32.7%	34.9%	1,387	490	6.6%	3.9%
山梨県	121,981	48,157	19,803	17,201	16.2%	35.7%	14,034	12,398	70.9%	72.1%	5,211	4,387	26.3%	25.5%	558	416	2.8%	2.4%
長野県	84,059	71,412	61,714	57,747	73.4%	80.9%	13,382	12,542	21.7%	21.7%	44,088	41,434	71.4%	71.8%	4,244	3,771	6.9%	6.5%
岐阜県	161,588	77,228	155,475	76,284	96.2%	98.8%	146,802	72,173	94.4%	94.6%	0	0	0.0%	0.0%	8,673	4,111	5.6%	5.4%
静岡県	478,793	191,658	145,205	114,623	30.3%	59.8%	103,598	82,760	71.3%	72.2%	36,593	28,498	25.2%	24.9%	5,014	3,365	3.5%	2.9%
愛知県	530,865	215,272	138,831	119,663	26.2%	55.6%	95,610	81,440	68.9%	68.1%	27,245	24,458	19.6%	20.4%	15,976	13,765	11.5%	11.5%
三重県	204,662	112,735	80,968	63,175	39.6%	56.0%	54,479	44,075	67.3%	69.8%	13,264	9,808	16.4%	15.5%	13,225	9,292	16.3%	14.7%
滋賀県	30,803	18,515	14,602	11,009	47.4%	59.5%	8,511	6,490	58.3%	59.0%	5,935	4,428	40.6%	40.2%	156	91	1.1%	0.8%
京都府	34,242	22,617	18,116	15,441	52.9%	68.3%	14,130	12,102	78.0%	78.4%	3,875	3,260	21.4%	21.1%	111	79	0.6%	0.5%
大阪府	108,198	45,478	14,306	11,461	13.2%	25.2%	11,139	9,035	77.9%	78.8%	2,621	2,038	18.3%	17.8%	546	388	3.8%	3.4%
兵庫県	79,585	44,480	52,415	36,596	65.9%	82.3%	16,081	12,062	30.7%	33.0%	21,757	16,240	41.5%	44.4%	14,577	8,294	27.8%	22.7%
奈良県	97,645	32,536	19,966	16,421	20.4%	50.5%	11,659	9,970	58.4%	60.7%	7,333	5,749	36.7%	35.0%	974	702	4.9%	4.3%
和歌山県	202,482	103,978	80,508	64,626	39.8%	62.2%	65,273	52,258	81.1%	80.9%	14,174	11,698	17.6%	18.1%	1,061	670	1.3%	1.0%
鳥取県	24,906	11,673	13,868	8,410	55.7%	72.0%	7,777	4,625	56.1%	55.0%	5,999	3,763	43.3%	44.7%	92	22	0.7%	0.3%
島根県	70,334	38,466	53,405	34,481	75.9%	89.6%	32,535	21,255	60.9%	61.6%	19,040	12,133	35.7%	35.2%	1,830	1,093	3.4%	3.2%
岡山県	166,031	109,710	149,893	102,425	90.3%	93.4%	104,212	69,617	69.5%	68.0%	42,349	31,802	28.3%	31.0%	3,332	1,006	2.2%	1.0%
広島県	166,462	98,462	118,637	78,239	71.3%	79.5%	74,466	49,433	62.8%	63.2%	34,274	23,171	28.9%	29.6%	9,897	5,635	8.3%	7.2%
山口県	108,882	63,698	62,099	40,815	57.0%	64.1%	39,190	25,974	63.1%	63.6%	16,955	11,959	27.3%	29.3%	5,954	2,882	9.6%	7.1%
徳島県	149,251	65,455	91,644	46,374	61.4%	70.8%	39,336	21,734	42.9%	46.9%	41,082	21,266	44.8%	45.9%	11,226	3,374	12.2%	7.3%
香川県	157,549	85,339	86,722	55,182	55.0%	64.7%	72,452	44,719	83.5%	81.0%	12,281	9,466	14.2%	17.2%	1,989	997	2.3%	1.8%
愛媛県	171,488	84,473	65,167	62,572	38.0%	74.1%	55,194	53,067	84.7%	84.8%	9,120	8,718	14.0%	13.9%	853	787	1.3%	1.3%
高知県	95,568	58,973	55,033	41,428	57.6%	70.2%	28,378	22,994	51.6%	55.5%	24,649	17,254	44.8%	41.6%	2,006	1,180	3.6%	2.8%
福岡県	176,631	135,365	130,573	112,081	73.9%	82.8%	92,221	80,609	70.6%	71.9%	36,509	30,069	28.0%	26.8%	1,843	1,403	1.4%	1.3%
佐賀県	55,892	38,978	45,007	35,388	80.5%	90.8%	36,040	28,839	80.1%	81.5%	5,217	3,877	11.6%	11.0%	3,750	2,672	8.3%	7.6%
長崎県	74,287	61,215	65,581	55,622	88.3%	90.9%	39,262	33,033	59.9%	59.4%	21,464	18,675	32.7%	33.6%	4,855	3,914	7.4%	7.0%
熊本県	138,447	88,374	92,485	68,971	66.8%	78.0%	71,244	53,457	77.0%	77.5%	18,297	13,808	19.8%	20.0%	2,944	1,706	3.2%	2.5%
大分県	150,000	84,063	68,188	61,496	45.5%	73.2%	47,280	42,893	69.3%	69.7%	13,837	12,294	20.3%	20.0%	7,071	6,309	10.4%	10.3%
宮崎県	138,432	77,521	78,976	54,325	57.1%	70.1%	44,550	31,297	56.4%	57.6%	25,837	17,729	32.7%	32.6%	8,589	5,299	10.9%	9.8%
鹿児島県	278,647	191,430	146,251	102,551	52.5%	53.6%	141,406	100,041	96.7%	97.6%	2,331	1,176	1.6%	1.1%	2,514	1,334	1.7%	1.3%
沖縄県	93,438	35,366	8,012	7,298	8.6%	20.6%	5,294	4,882	66.1%	66.9%	2,390	2,140	29.8%	29.3%	328	276	4.1%	3.8%
合計	7,210,603	3,748,006	3,395,788	2,434,047	47.1%	64.9%	2,354,356	1,696,197	69.3%	69.7%	874,975	633,520	25.8%	26.0%	166,457	104,330	4.9%	4.3%

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(11条検査)（令和3年度）

	項　　目	件数			
		11条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	26,762	31,356	817	2,071
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	31,498	46,388	397	1,571
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	6,737	18,995	222	1,084
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	935	2,478	25	113
	・ その他	4,129	8,465	115	318
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	〔外観検査〕				
	（設置状況）				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	1,056	358	60	80
	01. 水平の状況	8	21	1	1
	02. 浮上または沈下の状況	6	7	1	1
	03. 破損又は変形の状況	1,043	334	58	78
	・ 漏水の状況	5,853	2,659	263	345
	04. 漏水の状況	5,795	2,556	258	332
	05. 溢流の状況	70	110	5	16
	・ 浄化槽上部の状況	2,121	1,512	123	475
	06. 上部スラブの打設の有無	84	47	5	14
	07. 嵩上げの状況	181	375	13	12
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	1,891	1,128	110	453
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	220	230	32	42
	09. 雨水の流入状況	64	126	11	16
	10. 土砂の流入状況	69	31	11	11
	11. その他の特殊な排水の流入状況	92	84	10	17
	・ 内部設備の固定状況	5,023	6,909	222	791
	12. スクリーン設備の固定状況	1	6	0	40
	13. ポンプ設備の固定状況	45	129	13	33
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	458	4,446	11	239
	15. ばっ気装置の固定状況	328	318	23	184
	16. 攪拌装置の固定状況	5	4	0	36
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	2	61	1	79
	18. 循環装置の固定状況	5	41	0	3
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	76	64	2	20
	20. 膜モジュールの固定状況	0	2	0	4
	21. 消毒設備の固定状況	2,246	1,033	58	49
	22. 越流ぜきの固定状況	100	121	12	27
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	1,893	1,062	66	205
	24. その他の内部設備の固定状況	261	145	69	38
	・ 設置に係るその他の状況	2,388	4,471	131	193
	25. 設置場所の状況	12	10	1	7
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	1,613	2,280	94	121
	27. 送風機の設置状況	765	1,730	40	65
	28. 増改築等の状況	42	572	1	5
	（設備の稼働状況）				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	7,919	15,156	255	1,089
	29. ポンプの稼働状況	232	1,280	66	435
	30. 送風機の稼働状況	7,714	14,393	197	702
	31. 駆動装置の稼働状況	19	16	2	195
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	2,527	5,612	113	330
	32. ばっ気装置の稼働状況	2,516	5,501	111	266
	33. 攪拌装置の稼働状況	12	183	2	90
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	615	3,525	23	270
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	35	2,151	11	237
	35. 循環装置の稼働状況	8	1,992	1	56
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	594	2,409	15	132
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	14	0	7
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	14	0	7
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	23	1,933	4	224
	38. 制御装置の稼働状況	21	1,299	3	149
	39. 調整装置の稼働状況	2	1,008	1	112
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	1,455	4,632	76	246
	40. 生物膜の状況	1,177	4,622	43	231
	41. 活性汚泥の状況	279	13	33	15
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	324	1,189	23	130
	42. その他の設備の稼働状況	324	1,189	23	130
	（水の流れ方の状況）				
	・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	3,190	2,290	155	278
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	451	544	57	76
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	1,643	880	56	52
	45. 各単位装置間の水流の状況	1,410	1,134	69	177

	項　　目	件数			
		11条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	・ 越流ぜきにおける越流状況	785	438	41	90
	46. 越流ぜきにおける越流状況	785	440	41	90
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	3,864	6,394	253	551
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	65	362	20	88
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	42	0	86
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	6	1,459	0	45
	50. ばっ気槽の水流の状況	681	141	63	29
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	1,722	1,833	44	208
	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	9	2,947	1	98
	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	357	1	70	0
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	1,290	925	67	123
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	1,278	1,044	83	159
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	2,152	2,344	68	81
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	1	0	9
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	4	0	5
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	554	1,172	10	22
	59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	199	148	5	4
	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1	177	1	1
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	996	696	22	18
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	775	535	34	19
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	1
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	13	26	3	4
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	49	75	1	12
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	664	186	19	5
	66. 汚泥の流出状況	664	186	19	5
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	172	1,265	12	82
	67. 油脂類の流入状況	5	573	0	67
	68. 処理対象以外の排水の流入状況	168	814	12	24
	・ 異物の流入状況	41	179	1	13
	69. 異物の流入状況	41	179	1	13
	・ 使用に係るその他の状況	468	1,686	13	31
	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	468	1,686	13	31
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	53	122	5	25
	71. 悪臭の発生状況	28	98	3	20
	72. 悪臭防止措置の実施状況	28	30	2	5
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	15,406	17,765	263	592
	73. 消毒剤の有無	13,740	15,856	207	498
	74. 処理水と消毒剤の接触状況	3,029	3,779	74	130
	（カ、ハエ等の発生状況）				
	・ カ、ハエ等の発生状況	7	51	1	0
	75. カ、ハエ等の発生状況	7	51	1	0
	・ その他	67	22	0	3
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	477	279	16	17
	・ 活性汚泥沈殿率	－	－	－	－
	・ 溶存酸素量	4,798	7,215	118	308
	・ 透視度	3,697	17,248	59	459
	・ 塩化物イオン濃度	－	－	－	－
	・ 残留塩素濃度	12,824	13,448	214	449
	・ 生物化学的酸素要求量	9,198	26,319	244	650
	・ その他	133	50	2	4
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む））				
	・ 記録の有無	20,597	12,958	109	200
	・ 記録の内容	870	1,028	4	0
	・ 保守点検の回数	4,918	5,078	80	250
	（清掃記録）				
	・ 記録の有無	15,731	32,146	184	920
	・ 記録の内容	780	941	1	9
	・ 清掃の回数	18,037	29,169	235	811
	・ その他	130	121	8	3

※1） 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況､汚泥の流出状況）」を指す。

※2） 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

10. 浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果　（令和3年度）

(1)浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第7条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	5,018	28,849	33,867	35.6%
5＜x≦10	2,586	20,784	23,370	24.5%
10＜x≦15	992	10,518	11,510	12.1%
15＜x≦20	689	7,672	8,361	8.8%
20＜x≦30	643	6,817	7,460	7.8%
30＜x≦40	229	3,451	3,680	3.9%
40＜x≦50	143	2,060	2,203	2.3%
50＜x≦60	87	1,177	1,264	1.3%
60＜x≦90	127	1,687	1,814	1.9%
90＜x≦120	38	769	807	0.8%
120＜x≦160	25	390	415	0.4%
160＜x	17	438	455	0.5%
合計	10,594	84,612	95,206	100.0%
平均値	10.5	15.1	14.6	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	63	497	560	43.5%
5＜x≦10	24	226	250	19.4%
10＜x≦15	8	84	92	7.1%
15＜x≦20	15	128	143	11.1%
20＜x≦30	5	78	83	6.4%
30＜x≦40	1	40	41	3.2%
40＜x≦50	1	25	26	2.0%
50＜x≦60	1	15	16	1.2%
60＜x≦90	0	43	43	3.3%
90＜x≦120	1	12	13	1.0%
120＜x≦160	0	8	8	0.6%
160＜x	0	13	13	1.0%
合計	119	1,169	1,288	100.0%
平均値	8.9	16.4	15.7	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

(2)浄化槽法第11条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	124,020	604,380	728,400	37.3%
5＜x≦10	52,741	457,524	510,265	26.1%
10＜x≦15	18,177	231,387	249,564	12.8%
15＜x≦20	10,394	143,753	154,147	7.9%
20＜x≦30	10,619	139,976	150,595	7.7%
30＜x≦40	2,778	62,040	64,818	3.3%
40＜x≦50	1,354	33,472	34,826	1.8%
50＜x≦60	762	18,119	18,881	1.0%
60＜x≦90	964	22,941	23,905	1.2%
90＜x≦120	364	8,619	8,983	0.5%
120＜x≦160	176	3,784	3,960	0.2%
160＜x	198	3,933	4,131	0.2%
合計	222,547	1,729,928	1,952,475	100.0%
平均値	7.9	12.9	12.3	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	3,202	21,060	24,262	51.3%
5＜x≦10	947	9,087	10,034	21.2%
10＜x≦15	330	4,064	4,394	9.3%
15＜x≦20	179	2,579	2,758	5.8%
20＜x≦30	152	2,480	2,632	5.6%
30＜x≦40	60	1,161	1,221	2.6%
40＜x≦50	33	605	638	1.3%
50＜x≦60	23	321	344	0.7%
60＜x≦90	29	482	511	1.1%
90＜x≦120	10	200	210	0.4%
120＜x≦160	3	112	115	0.2%
160＜x	6	160	166	0.4%
合計	4,974	42,311	47,285	100.0%
平均値	7.2	10.9	10.5	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

②処理性能がBOD30mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	135	333	468	46.3%
5＜x≦10	24	257	281	27.8%
10＜x≦15	6	97	103	10.2%
15＜x≦20	6	58	64	6.3%
20＜x≦30	2	44	46	4.6%
30＜x≦40	0	11	11	1.1%
40＜x≦50	2	14	16	1.6%
50＜x≦60	0	6	6	0.6%
60＜x≦90	1	11	12	1.2%
90＜x≦120	0	0	0	0.0%
120＜x≦160	0	2	2	0.2%
160＜x	0	1	1	0.1%
合計	176	834	1,010	100.0%
平均値	5.2	10.4	9.5	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	373	3,301	3,674	54.1%
5＜x≦10	93	1,293	1,386	20.4%
10＜x≦15	40	611	651	9.6%
15＜x≦20	9	344	353	5.2%
20＜x≦30	12	332	344	5.1%
30＜x≦40	5	158	163	2.4%
40＜x≦50	3	85	88	1.3%
50＜x≦60	1	40	41	0.6%
60＜x≦90	1	54	55	0.8%
90＜x≦120	1	22	23	0.3%
120＜x≦160	2	8	10	0.1%
160＜x	0	9	9	0.1%
合計	540	6,257	6,797	100.0%
平均値	6.3	9.7	9.4	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

③処理性能がBOD60mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	4	114	118	37.5%
5＜x≦10	1	59	60	19.0%
10＜x≦15	1	43	44	14.0%
15＜x≦20	0	27	27	8.6%
20＜x≦30	0	29	29	9.2%
30＜x≦40	0	7	7	2.2%
40＜x≦50	0	13	13	4.1%
50＜x≦60	0	3	3	1.0%
60＜x≦90	0	6	6	1.9%
90＜x≦120	0	4	4	1.3%
120＜x≦160	0	3	3	1.0%
160＜x	0	1	1	0.3%
合計	6	309	315	100.0%
平均値	5.0	15.9	15.7	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	993	5,295	6,288	46.7%
5＜x≦10	335	2,366	2,701	20.1%
10＜x≦15	150	1,242	1,392	10.3%
15＜x≦20	72	820	892	6.6%
20＜x≦30	74	826	900	6.7%
30＜x≦40	39	434	473	3.5%
40＜x≦50	19	277	296	2.2%
50＜x≦60	9	148	157	1.2%
60＜x≦90	8	169	177	1.3%
90＜x≦120	2	82	84	0.6%
120＜x≦160	2	43	45	0.3%
160＜x	1	47	48	0.4%
合計	1,704	11,749	13,453	100.0%
平均値	8.2	12.9	12.3	

注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

11.指定検査機関関係

（1）指定検査機関の検査体制（令和4年4月現在）

都道府県名	指定検査機関名	検査員数	うち環境衛生指導員	うち旧廃掃法講習会修了者	検査補助員等数
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	52	0	0	0
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	20	0	0	0
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	24	0	2	0
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター	40	0	0	9
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	26	0	0	0
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	14	0	0	0
	一般財団法人山形県理化学分析センター	8	0	0	0
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	29	0	0	0
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	38	0	3	2
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	4	0	0	680
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	42	0	4	1
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	56	0	0	0
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	38	0	0	2
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	23	0	0	2
	一般財団法人千葉県環境財団	14	0	0	0
東京都	公益財団法人東京都環境公社	5	0	0	2
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター	4	0	0	1
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会	5	0	0	1
	一般社団法人神奈川県保健協会	5	0	0	1
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	8	0	0	2
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	22	0	0	0
	一般財団法人新潟県環境分析センター	23	0	0	2
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	15	0	0	0
	一般財団法人上越環境科学センター	11	0	0	0
	一般社団法人県央研究所	4	0	0	1
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	9	0	0	0
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	9	0	0	0
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	13	0	4	0
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	9	0	0	0
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	30	0	0	0
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	57	0	0	0
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	70	0	0	1
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	46	0	0	0
	一般財団法人中部微生物研究所	21	0	0	0
	一般社団法人愛知県薬剤師会	24	0	0	0
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	26	0	0	0
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	8	0	3	0
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	13	4	1	2
	一般社団法人京都微生物研究所	8	0	0	2
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	8	0	1	0
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	24	0	1	0
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会	14	0	0	0
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	40	0	0	0
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	18	0	0	8
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	27	0	0	0
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター	11	0	0	0
	公益社団法人倉敷環境検査センター	7	0	0	1
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	17	0	0	2
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	27	0	0	0
	公益社団法人広島県浄化槽協会	19	0	0	210
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	22	0	1	0
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	38	0	0	0
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	27	0	0	8
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	29	0	0	0
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	28	0	0	2
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	18	0	0	854
	公益財団法人北九州市環境整備協会	7	0	0	0
	一般財団法人有明環境整備公社	3	0	0	1
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	19	0	1	0
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	27	0	0	2
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	31	0	0	0
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	40	0	0	0
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	22	0	0	5
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	55	0	0	9
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	5	0	0	2
合計	65法人	1,456	4	21	1,815

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況 （令和4年4月現在）

ア 7条検査

（単位:検査料金体系数）

人槽区分	料金区分	0～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均（円）
単独処理浄化槽	5 ～ 10	32	14	0	0	0	0	0	0	9,464
	11 ～ 20	24	21	1	0	0	0	0	0	10,047
	21 ～ 50	13	27	6	0	0	0	0	0	12,028
	51 ～ 100	8	27	6	3	0	0	0	0	13,641
	101 ～ 200	4	13	21	6	0	0	0	0	16,089
	201 ～ 300	4	13	16	10	0	1	0	0	17,005
	301 ～ 400	4	10	13	13	3	1	0	0	18,915
	401 ～ 500	4	10	13	13	3	1	0	0	18,915
	501 ～ 1,000	4	0	10	9	12	4	3	0	23,652
	1,001 ～ 2,000	4	0	8	10	11	6	3	0	24,392
	2,001 ～ 3,000	4	0	6	11	10	7	4	0	25,078
	3,001 ～ 4,000	4	0	6	10	11	7	4	0	25,268
	4,001 ～ 5,000	4	0	6	10	11	7	4	0	25,340
	5,001 ～ 10,000	4	0	6	9	11	8	4	0	25,519
	10,001 ～	4	0	6	9	11	8	4	0	25,566
合併処理浄化槽	5 ～ 10	37	21	0	0	0	0	0	0	10,011
	11 ～ 20	25	32	1	0	0	0	0	0	10,837
	21 ～ 50	11	34	13	0	0	0	0	0	13,048
	51 ～ 100	8	30	13	7	0	0	0	0	14,935
	101 ～ 200	3	13	30	10	2	0	0	0	17,576
	201 ～ 300	3	12	26	14	2	1	0	0	18,237
	301 ～ 400	3	9	19	19	6	1	1	0	20,539
	401 ～ 500	3	9	19	19	6	1	1	0	20,539
	501 ～ 1,000	3	0	12	15	16	8	3	1	25,188
	1,001 ～ 2,000	3	0	10	10	22	8	4	1	26,103
	2,001 ～ 3,000	3	0	7	12	20	9	6	1	26,790
	3,001 ～ 4,000	3	0	7	12	19	10	6	1	26,962
	4,001 ～ 5,000	3	0	7	12	19	10	6	1	27,014
	5,001 ～ 10,000	3	0	7	12	18	10	7	1	27,350
	10,001 ～	3	0	7	12	18	10	7	1	27,384

注1)大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。
注2)複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。(例:検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。)
注3)人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況 （令和4年4月現在）

イ 11条検査

（単位:検査料金体系数）

人槽区分		料金区分	0～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均（円）
単独処理浄化槽	5 ～	10	59	0	0	0	0	0	0	0	4,976
	11 ～	20	58	0	0	0	0	0	0	0	5,830
	21 ～	50	57	1	0	0	0	0	0	0	7,905
	51 ～	100	39	19	0	0	0	0	0	0	9,407
	101 ～	200	14	38	6	0	0	0	0	0	12,033
	201 ～	300	13	36	8	1	0	0	0	0	12,645
	301 ～	400	7	27	16	7	1	0	0	0	14,996
	401 ～	500	7	27	16	7	1	0	0	0	14,996
	501 ～	1,000	6	8	23	9	7	2	1	1	19,271
	1,001 ～	2,000	6	6	20	12	9	2	1	1	20,155
	2,001 ～	3,000	6	5	18	13	10	3	1	1	20,773
	3,001 ～	4,000	6	5	16	14	10	3	1	1	20,947
	4,001 ～	5,000	6	5	16	14	10	3	1	1	21,000
	5,001 ～	10,000	6	5	14	13	12	3	1	1	21,317
	10,001 ～		6	5	14	13	12	3	1	1	21,353
合併処理浄化槽	5 ～	10	59	0	0	0	0	0	0	0	5,189
	11 ～	20	57	1	0	0	0	0	0	0	6,226
	21 ～	50	52	6	0	0	0	0	0	0	8,426
	51 ～	100	35	22	1	0	0	0	0	0	10,128
	101 ～	200	11	32	15	0	0	0	0	0	12,873
	201 ～	300	10	30	17	0	1	0	0	0	13,536
	301 ～	400	5	21	21	9	2	0	0	0	15,955
	401 ～	500	5	21	21	9	2	0	0	0	15,955
	501 ～	1,000	4	6	24	10	10	2	1	1	20,308
	1,001 ～	2,000	4	5	18	13	14	2	1	1	21,230
	2,001 ～	3,000	4	4	15	15	15	3	1	1	21,837
	3,001 ～	4,000	4	4	15	13	17	3	1	1	22,061
	4,001 ～	5,000	4	4	15	13	17	3	1	1	22,113
	5,001 ～	10,000	4	4	15	13	16	4	1	1	22,406
	10,001 ～		4	4	15	13	15	5	1	1	22,492

注1)大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。

注2)複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。(例:検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。)

注3)人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(3)BOD検査導入状況一覧 （令和4年4月現在）

都道府県	検査機関名	BOD検査導入済み	対象			導入時期	検討中	予定なし
			人槽	実施時期	種類（合併と単独）			
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H21.4		
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター						○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入		
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	○	5人以上	年に1回	合併・単独	H22.12		
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	20人以下	効率化検査基数のみ毎年	合併・単独	H15.4		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H9.8		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	全て	毎年	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H30.7		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4		
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター							○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会							○
	一般社団法人神奈川県保健協会							○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.4		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	○	1:透視度が単独で10以下、合併で20以下の際に測定 2:人槽が36人槽以上 3:人槽が21人槽以上	毎年	合併・単独	1:H19.4 2:H23.4 3:H25.4		
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	○	全て	毎年	合併・単独	H26.4		
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人槽以下	5年に4回	合併のみ	H24.4		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H30.4		
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	○	101人以上	毎年	合併・単独	H14.4		
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会						○	
	一般財団法人中部微生物研究所							○
	一般社団法人愛知県薬剤師会						○	
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下（効率化検査対象のみ）	毎年	合併・単独	H21.4		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.7		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.10		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会							○
和歌山県	（公益社団法人）和歌山県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.11		
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H13.4		
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	○	51人以上	毎年	合併・単独	R2.4		
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益社団法人倉敷環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H19.4		
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10		
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.9		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H12.4		
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	○	21人以上	毎年	合併・単独	H12.5		
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
	公益財団法人北九州市環境整備協会							○
	一般財団法人有明環境整備公社	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4		
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4		
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H26.4		
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	5人以上	毎年	合併・単独	H22.4		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.4		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	○	501人以上	毎年	合併のみ	H30.5		

11. 指定検査機関関係

(4)効率化検査導入状況一覧 （令和4年4月現在）

都道府県	検査機関名	効率化検査導入済み	対象			導入時期	採水員等	検討中	予定なし
			人槽	実施時期	種類（合併と単独）				
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会								○
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター							○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9			
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4			
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団								○
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4	○		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	20人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4	○		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	50人以下	10年に9回	合併・単独	H17.4	○		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4	○		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4	○		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1	○		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H30.7	○		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4	○		
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター								○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会								○
	一般社団法人神奈川県保健協会								○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H20.4	○		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会								○
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所							○	
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H29.10	○		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	20人以下	毎年	合併・単独	H30.4			
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター								○
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	10人以下	前回検査結果より、BODが良好の施設	合併・単独	H31.4			
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	単独・合併	H15.4	○		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	単独・合併	H15.4	○		
	一般社団法人愛知県薬剤師会	○	200人以下	5年に4回	単独・合併	H15.4	○		
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4			
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4	○		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H25.9	○		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター								
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会								○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター								○
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4			
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター								○
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター								○
	公益社団法人倉敷環境検査センター								○
	公益財団法人岡山県健康づくり財団								○
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター								○
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H19.4			
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10			
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	10人以下	毎年	合併・単独	H18.9	○		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H16.4	○		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H12.4			
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター							○	
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H10.4	○		
	公益財団法人北九州市環境整備協会								○
	一般財団法人有明環境整備公社								○
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4			
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4			
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H13.4			
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会								○
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	20人以下	5年に4回	合併・単独	H22.4	○		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	R2.4	○		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会							○	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和3年度事業実施市町村名
北　海　道	90	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、江別市、紋別市、三笠市、根室市、伊達市、北広島市、当別町、松前町、知内町、木古内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、蘭越町、ニセコ町、京極町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、南幌町、由仁町、長沼町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、新得町、中札内村、池田町、豊頃町、足寄町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、羅臼町
青　森　県	28	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、大間町、東通村、佐井村、三戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
岩　手　県	27	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町
宮　城　県	23	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大衡村、涌谷町、美里町、南三陸町
秋　田　県	19	能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、三種町、八峰町、五城目町、井川町、美郷町、羽後町
山　形　県	25	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町
福　島　県	50	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
茨　城　県	41	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃　木　県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群　馬　県	26	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼　玉　県	49	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、長瀞町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千　葉　県	50	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭　市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東　京　都	5	町田市、あきる野市、檜原村、大島町、三宅村
神 奈 川 県	25	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新　潟　県	21	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、田上町、津南町、阿賀町

都道府県名	市町村数	令和4年度事業新規実施市町村名
北　海　道	1	月形町
青　森　県	2	三沢市、おいらせ町
岩　手　県	0	
宮　城　県	0	
秋　田　県	1	八郎潟町
山　形　県	0	
福　島　県	0	
茨　城　県	0	
栃　木　県	0	
群　馬　県	0	
埼　玉　県	3	鴻巣市、久喜市、鳩山町
千　葉　県	0	
東　京　都	2	神津島村、御蔵島村
神 奈 川 県	1	綾瀬市
新　潟　県	0	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和3年度事業実施市町村名
富　山　県	12	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、入善町、朝日町
石　川　県	4	金沢市、小松市、加賀市、穴水町
福　井　県	13	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、永平寺町、南越前町、越前町、高浜町、おおい町
山　梨　県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町
長　野　県	59	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町
岐　阜　県	39	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静　岡　県	34	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛　知　県	43	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村
三　重　県	21	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町
滋　賀　県	14	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、多賀町
京　都　府	16	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大　阪　府	13	貝塚市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、島本町、能勢町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村
兵　庫　県	27	神戸市、姫路市、洲本市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町
奈　良　県	24	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和 歌 山 県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥　取　県	15	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、三朝町、大山町、日野町、江府町
島　根　県	9	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、吉賀町、川本町、津和野町
岡　山　県	21	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町

都道府県名	市町村数	令和4年度事業新規実施市町村名
富　山　県	0	
石　川　県	0	
福　井　県	0	
山　梨　県	0	
長　野　県	0	
岐　阜　県	0	
静　岡　県	0	
愛　知　県	0	
三　重　県	0	
滋　賀　県	1	甲良町
京　都　府	0	
大　阪　府	1	泉佐野市
兵　庫　県	4	宝塚市、養父市、猪名川町、香美町
奈　良　県	0	
和 歌 山 県	0	
鳥　取　県	0	
島　根　県	0	
岡　山　県	0	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和3年度事業実施市町村名
広　島　県	19	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
山　口　県	16	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
徳　島　県	22	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町
香　川　県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛　媛　県	17	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、愛南町
高　知　県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福　岡　県	47	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐　賀　県	12	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、基山町、みやき町、大町町、江北町、白石町、太良町
長　崎　県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊　本　県	35	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
大　分　県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮　崎　県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	39	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町
沖　縄　県	16	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市、今帰仁村、南大東村
合　　計	1,250	

都道府県名	市町村数	令和4年度事業新規実施市町村名
広　島　県	0	
山　口　県	0	
徳　島　県	0	
香　川　県	0	
愛　媛　県	0	
高　知　県	0	
福　岡　県	1	須恵町
佐　賀　県	0	
長　崎　県	0	
熊　本　県	0	
大　分　県	0	
宮　崎　県	0	
鹿児島県	0	
沖　縄　県	2	読谷村、竹富町
合　　計	19	

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北　海　道		無					
青　森　県		有	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と補助対象経費実支出額とを、人槽区分別に比較して少ない方の額を選定。選定額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の6分の1以内の額	
岩　手　県		有	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の3分の１に相当する額以内	
宮　城　県	修　正	無					
秋　田　県	修　正	有	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の対象と同じ	国の補助基準額の1/3	
山　形　県		有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 市町村で補助（個人設置型）する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする（建て替えや新築に伴う転換は対象外）。	・その他 浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする。	（浄化槽本体設置工事費－国交付金基準額）×1/3 と上限額（5人槽16万円・6人槽以上20万円） のいずれか低い額	左記内容に加えて、市町村が国基準額以上の助成を行う場合に県補助金を加算。 （上限額：5人槽5万円・6人槽以上6万5千円）
福　島　県		有	福島県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅（店舗兼住宅など）にあっては、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の場合に限る。 ②合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取便所を使用していた建物（増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。）に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 ③処理対象人員が50人以下であるものに限る。	国の補助対象基準額と同じ（一部独自措置あり）	1/3 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助基本額×1/4	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨　城　県	修　正	有	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・地域により通常型、高度処理型の対象指定 ・50人槽以下	・通常型：5人槽294千円、7人槽372千円、10人槽459千円 ・高度処理型：国の基準額＋上乗せ額	・通常型：1/3 ・高度処理型：国の基準額×1/3＋以下の割合 （新築）自己負担額が、通常型の自己負担額と１／２になるよう上乗せ （転換）自己負担額が、通常型の自己負担額と同額になるよう上乗せ ・単独撤去費 （通常事業）２／３ （環境配慮）１／２ ・宅内配管補助：地域を指定して補助 （通常事業）1／3 （環境配慮）1／4	
栃　木　県		有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	国の対象に加えて、条件あり	国の補助基準額と同じ	環境配慮・防災まちづくり推進事業について、事業達成した市町には4分の1を補助（財政力指数等による調整あり）	
群　馬　県		有	群馬県浄化槽整備事業費補助金	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型（国補助1/2）補助率1/4 ・通　常　型（国補助1/3）補助率1/3	市町村基準額が国基準額を超過する場合、超過分(上限10万円)の1/2を上乗せ補助。 ただし、国の撤去費の助成を受ける場合はその額を差し引いた額の1/2。
埼　玉　県	修　正	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ （高度処理型の基準額は採用していない）	①市町村が補助する本体及び工事費 ②市町村が補助する配管費及び処分費（国庫補助額相当分を除いた費用） 「①＋②の合計額」と「20万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額 浄化槽処理促進区域外の浄化槽整備については、「①＋②の合計額」と「10万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額	・環境保全特別転換地区指定事業（県が条例指定種の保護や河川環境基準が非達成となっている地点の水質改善を目的に指定した地区が対象） 左記の補助割合「①＋②の合計額」+「市町村の上乗せ補助金の1/2×補助基数」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額 ・市町村が①に係る国の補助対象基準額に2万円以上の上乗せ補助をすることを条件としている。
千　葉　県		有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①住宅関係施設（人員算定基準の建築用途）に設置される、処理対象人員50人以下の浄化槽であること。 ②閉鎖性水域流域においては、高度処理型であること。 ③新設の場合は、T-N10mg/ℓ以下又はT-P1mg/ℓ以下の処理性能を持つ高度処理型（閉鎖性水域流域対象）又はBOD除去の高度処理型（全域対象）であること。	・国の基準額と同じ ・T-N10mg/L以下の高度処理型については、上乗せ補助（200千円/基　補助割合1/2）を実施	1/3	設置補助のほか、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独転換　撤去費　：180千円/基 配管工事費：200千円/基 汲取転換　撤去費　：100千円/基 配管工事費：200千円/基 ＜補助割合＞ 1/2

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
東　京　都		有	東京都浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額から国庫補助額を控除した額の1/2	
神　奈　川　県		有	神奈川県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・販売の目的で建物を建築する者以外の者が設置者 ・専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
			神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①ダム集水域 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 ②ダム下流域 ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	＜①ダム集水域＞ 5人槽　1,320千円 6～7人槽　1,733千円 8～10人槽　2,408千円 11～20人槽　4,185千円 21～30人槽　7,028千円 31～50人槽　9,435千円 51人槽～　10,503千円 ＜②ダム下流域＞ 5人槽　581千円 6～7人槽　724千円 8～10人槽　959千円	＜①ダム集水域＞ 本体設置費　基準額×1/2 付帯工事費　人槽に応じて設定 高度処理費　人槽に応じて設定 ＜②ダム下流域＞ 本体設置費から、国、県及び市町村の負担額を控除した額を上限とする。	
新　潟　県		無					
富　山　県		有	富山県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下 住宅、ホテル・旅館・簡易宿泊所、飲食店又は喫茶店、その他知事が特に認めた建築物	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
石　川　県		無					
福　井　県		有	福井県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 処理対象人数が50人以下のもの	国の補助対象基準額と同じ	1/3	補助基準額は通常型浄化槽も高度処理型浄化槽も同じ。
山　梨　県		有	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	3分の1	
長　野　県		有	合併処理浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ	3分の1	
岐　阜　県		有	岐阜県浄化槽設置整備等事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 51人槽以上は対象外	国の基準額に準ずる	3分の1以内（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する場合にあっては、4分の1以内）	
静　岡　県	修　正	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下	国の補助対象基準額と対象経費市町支出予定額を比較し、少ない方	補助対象額の3分の1以内（※１） （市町の財政力指数に応じて補正有） 単独処理浄化槽からの転換に国の補助対象基準額を超えて補助している市町に対しては、上記に加え、補助対象額の8分の1以内を付け増し補助している（市町の財政力指数に応じて補正有）（※２）	※１：合併処理浄化槽の新設（単独処理浄化槽からの転換）への補助は令和５年度までとし、令和６年度から廃止する。 ※２：補助対象額には、特例加算額（単独処理浄化槽の撤去費・転換に伴う宅内配管工事費）も含む
愛　知　県		有	愛知県浄化槽設置費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	【一般地域】国庫補助基準額と同じ 【特定地域】浄化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額に上乗せする（単独浄化槽からの転換に限る） ※特定地域：水濁法の生活排水対策重点地域等	【一般地区】　1/5 【特定地区】　国庫補助基準額分は1/5、上乗せ分は3/10	
三　重　県		有	三重県浄化槽設置促進事業補助金	既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽の設置をする場合に限定	国の補助対象基準額と同じ	1/3 ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業は1/4	
滋　賀　県		有	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金	国の対象と同じ	国の補助対象額と同じ	国庫補助基準額の1/3	面的整備事業（集落単位で維持管理組合を設立し、3年以内に全戸整備を実施する場合）として、左記と併せて上乗せ補助を行っている。
京　都　府		有	京都府浄化槽設置整備事業費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額（国庫交付金の基準額に準じる）と対象経費を比較して少ない方	3分の1	

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
大　阪　府		有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下。ただし当分の間は、戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については50人槽以下を対象とする。住宅用のみ対象。	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の1/3	
兵　庫　県		無					
奈　良　県		有	奈良県浄化槽設置整備事業補助	国の対象に加えて、条件あり 条件： ＜浄化槽要件（個人単位_全て該当）＞ ・処理対象人員が50人以下 ・住宅面積1/2以上 ・販売目的又は貸借目的住宅対象外 ・事業計画区域（７年以上）対象外 ＜規模要件（市町村単位_いずれか該当）＞ ・対象経費の総額が4,000千円以上 ・受益戸数10戸以上 ・受益人数30人以上 ※ただし、過疎地域及び大和川流域を除く	国の補助対象基準額と同じ	通常型：基準額の1/3 環境配慮型：基準額の1/4	
和　歌　山　県		有	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が11人以上50人以下については、専用住宅、併用住宅、飲食店及び民宿等に限る。	処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。11人槽以上50人槽以下については、専用住宅又は併用住宅の設置及び転換、並びに飲食店又は民宿等の転換に限り、8～10人槽の基準額を適用する。 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額を超える場合は9万円までとする） 単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴い必要となる配管設備の工事費ついては、30万円を上限に基準額とする。	下記以外：　1/3 配管設備：　1/2	所要額、財政力指数により調整有り。
鳥　取　県		有	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下 ・汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置 ・浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村等	国の補助対象基準額と同じ	1/3（市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算）	
島　根　県		無					
岡　山　県		有	岡山県浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の3分の1 ただし、政令市は補助対象外。中核市は調整係数（0.7）を乗じる。	
広　島　県		有	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	10人槽以下、くみ取り・単独槽からの転換に限定	5人槽：332,000円 6～7人槽：　414,000円 8～10人槽：　548,000円 ※豪雪地帯には上乗せあり。	1/3	
山　口　県		無					
徳　島　県		有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・新設は補助対象外。 ・10人槽以下。	国の補助対象基準額と同じ	①市町村の財政力指数（前年度以前3カ年平均）により、1/3から1/6まで ②環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を行う場合は、市町村の財政力指数（前年度以前3カ年平均）により、1/4から1/8まで	
香　川　県		有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅（販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に該当する場合は1/4）	
愛　媛　県	修　正	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 新築を除き、10人槽以下に限る	国の補助対象基準と同じ	1/3（離島地域は1/4）	・財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定
高　知　県		有	高知県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 10人槽以下の一般住宅用	国の補助対象基準額と同じ。	1/3（環境配慮型事業又は離島地域は1/4）	
福　岡　県		有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以内	基本的には国の補助対象基準額と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	1/3	
佐　賀　県		有	佐賀県浄化槽設置整備事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	1/3	

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
長　崎　県		有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	・補助率：本土地区及び離島地区（1/3） ・設置される浄化槽によって、下記の補正係数を乗じる。 ① 浄化槽（通常型） 補正係数　0.9 ② 高度処理型浄化槽（国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。） 補正係数　1.0	
熊　本　県	修　正	有	熊本県浄化槽整備事業等補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 住宅の新築、床面積が２倍を超える増改築は対象外	国の補助対象基準と同じ	1/3以内、国費補助が1/2の場合は1/4以内	
大　分　県		有	大分県浄化槽設置整備事業	・国の対象に加えて、条件あり 条件： ・集合処理区域（予定含む）を除く ・転換かつ50人槽以下の浄化槽に限る ・11人槽～50人槽の浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上 （設置費用の上乗せ補助実施）	・国の補助対象基準額と同じ （県補助対象：設置費用、撤去費用、宅内配管工事費） ・設置費用の上乗せ補助は最大で20万円／基	・国の補助対象経費から国庫補助相当額を控除した額の1/2 ・上乗せは補助は、県、市町村それぞれ1/2負担	
宮　崎　県		有	宮崎県浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴う場合：補助基準額の3分の1 転換を伴わない場合：0 ※いずれも財政力指数による減額調整あり	
鹿 児 島 県		有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅で既設住宅の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合	国の補助対象基準額と同じ	本土：1/3，離島・奄美1/4	財政力指数比による補正あり （財政力指数比：県平均財政力指数／各市町村財政力指数）
沖　縄　県		無					

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１４．公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和3年度事業実施市町村名
北海道	5	北斗市、福島町、島牧村、厚真町、標津町
青森県	5	十和田市（PFI）、平内町、外ヶ浜町、大鰐町、五戸町
岩手県	9	宮古市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、紫波町、一戸町、金ケ崎町
宮城県	9	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	3	秋田市、能代市、東成瀬村
山形県	8	鶴岡市、寒河江市、長井市、最上町（PFI）、大蔵村、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	6	会津若松市、白河市、西会津町、金山町、三春町、小野町
茨城県	3	常陸太田市、行方市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	8	伊勢崎市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	13	秩父市、滑川町、嵐山町（PFI）、吉見町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	6	八王子市、青梅市、奥多摩町、大島町（PFI）、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市、長岡市
富山県	1	立山町
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	大野市
山梨県	3	山梨市、甲斐市、甲州市
長野県	5	長野市、木祖村、南木曽町、筑北村、栄村
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	1	御殿場市
愛知県	0	
三重県	6	津市、松阪市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	3	舞鶴市、綾部市、京丹後市
大阪府	5	茨木市、富田林市(PFI)、河内長野市、和泉市(PFI)、柏原市(PFI)
兵庫県	0	
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	1	みなべ町
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	7	大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、美郷町、邑南町、飯南町
岡山県	2	新見市、奈義町
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	2	三好市（PFI）、東みよし町（PFI）
香川県	0	
愛媛県	6	八幡浜市、上島町、久万高原町、鬼北町、伊方町、愛南町（PFI）
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	8	佐賀市、唐津市（PFI）、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、みやき町（PFI）、有田町
長崎県	1	時津町
熊本県	9	八代市、玉名市、菊池市、美里町、南関町、和水町、南小国町、嘉島町、苓北町
大分県	1	竹田市
宮崎県	3	宮崎市（PFI）、日南市、綾町
鹿児島県	4	阿久根市、出水市、日置市、さつま町
沖縄県	0	
合計	176	

都道府県名	市町村数	令和4年度事業新規実施市町村名
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	1	村山市
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	1	南牧村
埼玉県	0	
千葉県	1	芝山町
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	1	伊那市
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	1	神河町
奈良県	1	大淀町
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	1	筑後市
佐賀県	1	江北町
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	8	

都道府県名	市町村数	令和2年度以前に事業を実施した市町村
北海道	11	上ノ国町、寿都町、黒松内町、留寿都村、妹背牛町、和寒町、中川町、豊浦町、釧路町、本別町、利尻町
青森県	3	三沢市、平川市、鰺ヶ沢町
岩手県	6	盛岡市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、洋野町
宮城県	1	色麻町
秋田県	10	横手市、大館市、湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、由利本荘市、八峰町、藤里町
山形県	2	酒田市、上山市
福島県	5	須賀川市、磐梯町、三島町、昭和村、会津美里町
茨城県	4	日立市、常陸大宮市、桜川市、小美玉市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	8	太田市、渋川市、藤岡市、みどり市、南牧村、中之条町、長野原町、高山村
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	1	青ヶ島村
神奈川県	0	
新潟県	2	上越市、出雲崎町
富山県	3	砺波市、小矢部市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	3	福井市、越前市、美浜町
山梨県	5	甲府市、北杜市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	8	松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木曽町、麻績村、生坂村
岐阜県	1	七宗町
静岡県	1	掛川市
愛知県	1	安城市
三重県	2	名張市、伊賀市
滋賀県	0	
京都府	2	京丹波町、宇治田原町
大阪府	4	高槻市、枚方市、大東市、豊能町
兵庫県	0	
奈良県	1	天川村
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町、日高町
鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	5	松江市、浜田市、出雲市、海士町、隠岐の島町
岡山県	5	高梁市、真庭市、美作市、勝央町、新庄村
広島県	2	三次市、東広島市
山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	0	
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	3	今治市、伊予市、西予市
高知県	1	土佐町
福岡県	1	志免町
佐賀県	0	
長崎県	5	長崎市、諫早市、雲仙市、西海市、小値賀町
熊本県	6	山鹿市、天草市、長洲町、小国町、南阿蘇村、芦北町
大分県	4	佐伯市、臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	1	長島町
沖縄県	0	
合計	133	

１５．公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北 海 道		無					
青 森 県		無					
岩 手 県		有	下水道事業債償還基金費補助	国の対象と同じ	公共浄化槽等整備推進事業に要する経費のうち、事務費を除く経費	補助対象額の60分の8.5に相当する額以内の額	
宮 城 県		無					
秋 田 県		無					
山 形 県		有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 市町村で整備（市町村設置型）する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする（建て替えや新築に伴う転換は対象外）。	・その他 上限額を限度に、設置分担金納付者に対し補助	・市町村設置型 市町村補助額と上限額(5人槽8万円・6人槽以上10万円)のいずれか低い額	
福 島 県		有	福島県公共浄化槽等整備推進支援事業	国の対象に加えて条件あり 条件： 処理対象人員が50人以下であるもの。ただし、共同浄化槽を除く。	国の補助対象基準額と同じ（一部独自措置あり）	7.5/100 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助割合を5/100	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨 城 県	修 正	有	茨城県公共浄化槽等整備推進事業費補助金	国の対象に加えて，条件あり 条件： 50人槽以下の窒素及びりん除去型浄化槽のみ	国の補助対象基準額と同じ	・下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実負担分の9/10 ・単独撤去費 （通常事業）2/3 （環境配慮）1/2 ・宅内配管補助：地域を指定して補助 （通常事業）1/3 （環境配慮）1/4	
栃 木 県		有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの配水管等敷設事業	事業費又は限度額（240千円）の少ない方の額	事業費の1/2又は限度額(120千円)の少ない方の額	
群 馬 県		有	群馬県浄化槽整備事業費補助金	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型(国庫補助1/2) 補助率1/5 ・通 常 型(国庫補助1/3) 補助率1/4	市町村基準額が国基準額を超過する場合、超過分(上限10万円)の1/2を上乗せ補助。 ただし、国の撤去費の助成を受ける場合はその額を差し引いた額の1/2。
埼 玉 県	修 正	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ	①市町村が補助する配管費及び処分費(国庫補助額相当分を除いた費用) ②浄化槽1基当たりの設置に要した費用と国庫補助対象基準額を人槽区分に応じて比較したいずれか少ない額 「①+②に基数を乗じた額」と「50万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額	左記補助額の範囲内で、浄化槽本体、配管費、処分費のいずれに充当してもよい。
千 葉 県		有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり（共同浄化槽については新設可） 条件： ①住宅関係施設（人員算定基準の建築用途）に設置される、処理対象人員50人以下（共同浄化槽については100人以下）の浄化槽であること。 ②閉鎖性水域流域においては。高度処理型であること。 ③単独処理浄化槽又は汲取便所からの転換であること。	国の補助対象基準額と同じ	4/30	設置補助のほか、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独転換　撤去費　：180千円/基 　　配管工事費：200千円/基 汲取転換　撤去費　：100千円/基 　　配管工事費：200千円/基 ＜補助割合＞ 1/2
東 京 都		有	東京都浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じである	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額に係わる地方債充当額から交付税措置相当分を控除した1/2	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助金を当該事業に係る地方債の償還のための減債基金に積み立てなければならない。
神 奈 川 県		有	神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①ダム集水域 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 ②ダム下流域 ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	本体設置費　基準額×17/30 付帯工事費　人槽に応じて設定 高度処理費　人槽に応じて設定(ﾀﾞﾑ集水域のみ)	
新 潟 県		無					
富 山 県		無					

１５．公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
石 川 県		有	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単位基準額：増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単位基準額×補正係数	増加処理人口：新たに追加整備された区域内の住民基本台帳に基づく居住人口 接続率補正：浄化槽事業1.0 算出した補助金額は算定基準年以降8年間で分割する。算定基準年から5年目までの各年度の補助金は1/14とし、6年目以降の各年度の補助金は3/14とする。
福 井 県		無					
山 梨 県		無					
長 野 県		無					
岐 阜 県		有	岐阜県浄化槽設置整備等事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 51人槽以上は対象外	国の補助対象基準額に準ずる	120分の17以内 (環境配慮･防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する場合にあっては､10分の1以内)	
静 岡 県		有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下	国の補助対象基準額から国庫交付額及び個人負担額を減じた額	補助対象額の4分の1以内 (市町の財政力指数に応じて補正有)	補助対象額には、特例加算額（単独処理浄化槽の撤去費・転換に伴う宅内配管工事費）も含む
愛 知 県	修 正	有	愛知県浄化槽設置費補助金交付要綱	国の対象と同じ	その他	設置費(8.6/60)､単独処理浄化槽からの 転換による宅内配管工事費(1/5)､単独処理浄化槽撤去費(1/5)､汲み取り便槽からの転 換による宅内配管工事費(3/10)､汲み取り便槽撤去費(3/10)	
三 重 県		有	三重県公共浄化槽等整備促進事業補助金	国の対象に加えて、 高度処理型浄化槽設置の条件あり	補助基準額 （１）国の公共浄化槽等整備推進事業に係る起債の元金の償還に要する経費から、起債の償還に係る地方交付税を除いた額 （２）転換の場合に単独処理浄化槽の撤去費用上限90,000円 （３）転換の場合に配管の撤去費用上限60,000円		
滋 賀 県		無					
京 都 府		有	京都府生活排水処理対策費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額（国庫交付金の基準額に準じる）と対象経費を比較して少ない方	事業費の9%(3%×3年間)	
大 阪 府		有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 100人槽以下の「窒素又はりん除去型」、「窒素及びりん除去型」。ただし、当分の間は、戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については、50人槽以下を対象とする。住宅用のみを対象とする。	国の対象基準額と同じ	補助対象額の25/1000	
兵 庫 県		無					
奈 良 県		無					
和 歌 山 県		有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	1/2	
鳥 取 県		有	鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下 ・起債償還のための基金造成を実施 ※年度内整備戸数の要件は無し	国の補助対象基準額と同じ	1/20(ただし､整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする)	
島 根 県		有	島根県生活排水処理普及促進交付金	汚水処理施設整備交付金事業、循環型社会形成促進 交付金事業、公共浄化槽等整備促進事業の対象浄化槽	地方債充当額－（地方債充当額×控除率(※)） （※）控除率＝下水道事業債0.45、過疎債0.70、辺地債0.80、下水道事業債（臨時措置分）1.0	補助対象額×1/2	
岡 山 県		無					
広 島 県		有	広島県公共浄化槽等整備推進事業債償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額（交付税措置分を除く）	1/3	
山 口 県		無					
徳 島 県	修 正	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下	国の補助対象基準額と同じ	1/10 ただし､令和2年度から令和4年度までの間に事業着手(調査着手含む)した場合は整備開始年度から3年間に限り1/5	

１５．公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
香　川　県		有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅（販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/10	
愛　媛　県	修　正	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 新築を除き、10人槽以下に限る	国の補助対象基準と同じ	1/10	・財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定
高　知　県		無					
福　岡　県		有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以内	基本的には国の補助対象基準額と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	0.075	
佐　賀　県		有	佐賀県浄化槽市町整備推進事業交付金	国の対象と同じ	・先導的整備交付金 国庫補助対象事業費に係る対象費（起債額（公費負担分）から、交付税措置額を除いた額）	1/2以内	市町長が地方自治体第241条第1項の規定に基づき設置した減債基金に交付金を交付するものとし、市町は、下水道事業債の償還時に基金を取り崩し、当該償還財源に充当するものとする。
長　崎　県		有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	1 事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%以上の市町 5% 2 事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%未満の市町 10% 3 上記区分1及び2に関わらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の指定を受けた地域 10%	令和3年度までに開始した事業を補助対象とし、5年間を補助期間とする。 ただし、その補助期間の最終年度は、令和7年度までとする。
熊　本　県		有	熊本県公共浄化槽等整備推進事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象事業費と同じ	6.5%以内	後年度交付金
大　分　県		有	①大分県公共浄化槽等整備推進事業 ②大分県公共浄化槽等整備促進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	①交付金算定基準費に交付率(70%−当該市町村前年度末生活排水処理率)を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付 ②交付金算定基準費に交付率(90%−当該市町村前年度末生活排水処理率)を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮　崎　県		有	宮崎県浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債起債額から交付税措置相当額を控除した2分の1 ※財政力指数による減額調整あり	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としない場合がある。
鹿 児 島 県		有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅で既設住宅の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合	浄化槽設置整備事業（個人設置型）における補助対象基準額と同じ	本土:1/15,離島・奄美:1/20	財政力指数比による補正あり（財政力指数比：県平均財政力指数／各市町村財政力指数）
沖　縄　県		無					

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１６．国庫助成による浄化槽整備実績

※「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

都道府県名	令和3年度　国庫助成による新設基数								
		市町村設置型				個人設置型			
			うち単独転換				うち単独転換		
				うち撤去費助成あり	うち宅内配管工事費助成あり			うち撤去費助成あり	うち宅内配管工事費助成あり
北海道	569	92	8	0	0	477	34	3	4
青森県	405	40	10	3	0	365	62	19	23
岩手県	923	235	1	0	0	688	1	0	0
宮城県	898	504	2	0	0	394	9	1	0
秋田県	535	50	0	0	0	485	18	0	0
山形県	308	93	16	3	6	215	31	0	20
福島県	1,558	156	25	2	0	1,402	462	385	325
茨城県	2,749	159	24	14	0	2,590	1,130	1,014	649
栃木県	1,449	40	4	2	0	1,409	559	298	294
群馬県	1,716	124	56	18	32	1,592	665	95	575
埼玉県	984	205	56	43	50	779	711	666	613
千葉県	913	25	11	11	9	888	466	320	360
東京都	100	70	14	7	0	30	25	14	22
神奈川県	252	76	30	0	0	176	159	113	148
新潟県	418	36	3	1	0	382	177	122	139
富山県	121	5	3	1	3	116	46	16	19
石川県	109	80	41	16	8	29	26	20	12
福井県	107	1	1	0	0	106	31	16	15
山梨県	457	30	10	0	0	427	58	13	14
長野県	777	29	0	0	0	748	20	7	4
岐阜県	1,062	16	3	0	0	1,046	304	216	205
静岡県	3,613	26	18	0	0	3,587	1,849	425	1,330
愛知県	1,141	0	0	0	0	1,141	671	431	417
三重県	1,303	202	35	22	25	1,101	158	116	125
滋賀県	94	14	0	0	0	80	8	0	0
京都府	220	121	0	0	0	99	1	0	0
大阪府	62	21	4	0	3	41	8	4	3
兵庫県	314	0	0	0	0	314	36	21	0
奈良県	228	3	0	0	0	225	32	14	18
和歌山県	2,061	0	0	0	0	2,061	165	109	132
鳥取県	131	11	4	0	0	120	69	0	0
島根県	672	141	28	0	0	531	32	9	18
岡山県	1,613	29	0	0	0	1,584	78	16	34
広島県	979	125	11	0	0	854	180	85	112
山口県	809	1	0	0	0	808	88	56	69
徳島県	882	150	47	10	37	732	245	134	145
香川県	1,528	0	0	0	0	1,528	405	361	340
愛媛県	921	126	18	12	12	795	118	24	60
高知県	810	29	0	0	0	781	29	10	6
福岡県	2,315	207	1	0	0	2,108	159	113	127
佐賀県	1,026	731	39	17	0	295	9	0	0
長崎県	1,459	6	0	0	0	1,453	62	46	44
熊本県	1,448	217	29	3	1	1,231	177	88	101
大分県	1,361	75	12	0	0	1,286	752	435	705
宮崎県	1,211	246	59	0	0	965	550	441	449
鹿児島県	2,727	156	39	21	22	2,571	1,050	980	962
沖縄県	50	0	0	0	0	50	11	2	0
合計	45,388	4,703	662	206	208	40,685	11,936	7,258	8,638

１７．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要　　（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
北海道	修正	無	宅内配管工事			
青森県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の6分の1以内の額。	
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の転換に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は30万円まで。補助金は補助基本額の6分の1以内の額。	
岩手県	修正	無	宅内配管工事			
宮城県	修正	無	宅内配管工事			
秋田県	修正	無	宅内配管工事			
山形県	修正	無	宅内配管工事			
福島県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、完全撤去	30,000円	
		有	汲み取り便槽の撤去	合併転換、完全撤去	30,000円	
	修正	有	宅内配管工事	合併転換	基準額：300,000円 補助率：1／3 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、1/4	単独からの転換のみ
茨城県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（霞ヶ浦流域等は高度処理型浄化槽）に転換する場合	基準額：9万円 補助率：2/3（国庫補助対象外の場合は10/10）	
	修正	有	宅内配管工事	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に係る浄化槽の設置事業に付帯するもの。	基準額：30万円 補助率：1/3	地域を指定して補助
栃木県	修正	有	宅内配管工事	浄化槽処理促進区域内であること 単独槽から合併槽への転換であること	上限30万円	
群馬県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額10万円を上限に2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。	
		有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額10万円を上限に2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。	
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	「１０万円」と「市町村が浄化槽設置整備事業実施要綱等に基づき宅内配管費に補助する額」を比較し、少ない方の額。	交付要綱等を定め、宅内配管工事費に対して補助を行う市町村を対象。 ただし、公共浄化槽等整備推進事業は対象外。
埼玉県	修正	有	既設単独処理浄化槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円（※）が限度	※10万円、50万円の場合あり
	修正	有	汲み取り便槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円（※）が限度	※10万円、50万円の場合あり
	修正	有	宅内配管工事	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円（※）が限度	※10万円、50万円の場合あり

１７．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要　　（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
千 葉 県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 単独転換：180千円/基 ＜補助割合＞ 1/2 ※国補助成対象となる場合は、国助成額を引いた額の1/2	
		有	汲み取り便槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 汲取転換：100千円/基 ＜補助割合＞ 1/2	
	修 正	有	宅内配管工事	全域	＜補助対象額＞ 単独転換・汲取転換：２００千円/基	
東 京 都		有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く区域内全域における合併転換	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に2分の1を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象に2分の1を乗じて得た額。	
	修 正	有	宅内配管工事	既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に2分の1を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象に2分の1を乗じて得た額。	
神奈川県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	①神奈川県浄化槽整備事業補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・原則、次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1)政令指定都市 (2)下水道法第４条第1項又は同法第25条の３第１項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3) 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域 (4) 水源地域 ②神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象	① 90,000円を上限 （補助率1/3） ② 付帯工事費の一部に含まれる （「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照）	
		有	汲み取り便槽の撤去	神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象	付帯工事費の一部に含まれる （「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照）	
	修 正	有	宅内配管工事	①神奈川県浄化槽整備事業補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、補助。 ・原則、次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1)政令指定都市 (2)下水道法第４条第1項又は同法第25条の３第１項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3) 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域 (4) 水源地域 ②神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・ダム集水域は新築/転換問わず対象 ・ダム下流域は転換のみ対象	① 300,000円を上限 （補助率1/3） ② 付帯工事費の一部に含まれる （「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照）	
新 潟 県	修 正	無	宅内配管工事			
富 山 県	修 正	無	宅内配管工事			
石 川 県	修 正	無	宅内配管工事			
福 井 県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	基準額：上限90,000円 補助率1/3	処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る
	修 正	有	汲み取り便槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	基準額：上限90,000円 補助率1/3	処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る
	修 正	有	宅内配管工事	合併処理浄化槽への転換	基準額：上限300,000円 補助率1/3	処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る

１７．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要　　（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
山梨県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	国の対象に加えて、条件あり （５０人槽以下の浄化槽に限る）	国の補助対象金額と同じ	
	修正	有	宅内配管工事	国の対象	国の補助対象金額と同じ	
長野県	修正	無	宅内配管工事			
岐阜県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	国に準ずる	国に準ずる	
	修正	有	汲み取り便槽の撤去	国に準ずる	国に準ずる	
	修正	有	宅内配管工事	国に準ずる	国に準ずる	
静岡県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域単独処理浄化槽の撤去事業に該当すること	国が撤去費相当分（上限9万円）として認める額の3分の1以内（市町の財政力指数に応じて補正有）	
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽設置整備事業の事業対象地域単独処理浄化槽からの転換に該当すること	国が撤去費相当分（上限30万円）として認める額の3分の1以内（市町の財政力指数に応じて補正有）	
愛知県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の1/5を補助。	
		有	汲み取り便槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の3/10を補助。	
	修正	有	宅内配管工事	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の１／５（単独）3/10（汲み取り）を補助。	
三重県	修正	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	(1)30,000 円 (2)22,500 円	(1)(2)以外の場合 (2)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業の場合
	修正	無	汲み取り便槽の撤去			
	修正	有	宅内配管工事	合併転換	(1)20,000 円 (2)15,000 円	(1)(2)以外の場合 (2)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業の場合
滋賀県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	90,000円（上限） 補助率1/3	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
	修正	有	宅内配管工事	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様（単独転換のみ対象）	300,000円（上限） 補助率1/3	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京都府		有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限9万円	
	修正	有	宅内配管工事	合併転換	上限30万円	
大阪府	修正	無	宅内配管工事			
兵庫県		無				
奈良県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による
	修正	有	宅内配管工事	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による
和歌山県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限9万円	
	修正	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	上限9万円	
	修正	有	宅内配管工事	合併転換	上限9万円	
鳥取県	修正	無	宅内配管工事			
島根県	修正	無	宅内配管工事			
岡山県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	撤去に要する費用（上限9万円）の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合に限る。
	修正	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	撤去に要する費用（上限9万円）の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合に限る。
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域、合併転換	宅内配管工事に要する費用（上限30万円）の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員５０人以下の浄化槽を設置する場合に限る。

１７．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
広島県	修正	無	宅内配管工事			
山口県	修正	無	宅内配管工事			
徳島県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限9万円の1/6以内	１基あたり9万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない額の方を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
		有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限10万円の1/6以内	1基あたり10万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域、単独転換	上限30万円の1/6以内	1基あたり30万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
香川県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額（90千円）と同じ 補助率：1/3 （環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/4）	
		有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：90千円 補助率：1/2	
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な配管費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額（300千円）と同じ 補助率①：単独処理浄化槽の場合は1/3 （環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/4） 補助率②：汲み取り便槽の場合は1/2	
愛媛県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	上限9万円（補助率1/3：財政力指数による係数あり）	10人槽以下に限る。
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	上限30万円（補助率1/3：財政力指数による係数あり）	
高知県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業（国庫助成事業、個人型）実施区域、合併転換	90,000円	
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽設置整備事業（国庫助成事業、個人型）実施区域、合併転換	300,000円	
福岡県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	撤去費：最大3万円 （基準額9万円、1/3） 配管費（国庫活用しない場合）：最大7万円（基準額14万円、1/2） 配管費（国庫活用する場合）：最大10万円（基準額30万円、1/3）	浄化槽設置整備事業（個人設置型）
		有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	撤去費：最大3万円 （基準額6万円、1/2） 配管費：最大7万円（基準額14万円、1/2）	浄化槽設置整備事業（個人設置型）
	修正	有	宅内配管工事	合併転換	配管設置費：最大10万円（基準額30万円、1/2） 最大7万円（基準額14万円、1/2） ※基準額、補助率は国交付金活用の有無による。	浄化槽設置整備事業（個人設置型）
佐賀県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共浄化槽等整備推進事業交付金の対象事業費に含まれるものに限る	対象費の1/2	交付対象費：起債額（公費負担分）から、交付税措置額を除いた額
	修正	無	宅内配管工事			
長崎県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限90,000円	
	修正	無	宅内配管工事			

１７．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
熊本県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間（原則として７年以上）見込まれない地域で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第１３８号）第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
	修正	有	汲み取り便槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間（原則として７年以上）見込まれない地域で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第１３８号）第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
	修正	有	宅内配管工事	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間（原則として７年以上）見込まれない地域で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第１３８号）第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
大分県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域における合併転換	9万円／基	市町村が、浄化槽整備区域の単独槽撤去に対し補助する場合、1基あたり9万円を上限とし、国庫補助相当額を除いた額の1/2を補助。
	修正	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域における単独槽からの合併転換	30万円／基	市町村が、浄化槽整備区域の単独槽から合併槽への転換に係る宅内配管工事に対し補助する場合、1基あたり30万円を上限とし、国庫補助相当額を除いた額の1/2を補助。
宮崎県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	県内全域、既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限90,000円（補助率1/3：財政力指数による減額調整あり）	
	修正	有	宅内配管工事	県内全域、既存単独処理浄化槽又は既設くみ取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限300,000円（補助率1/3：財政力指数による減額調整あり）	
鹿児島県		有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、浄化槽整備区域	上限9万円	
	修正	有	宅内配管工事	合併転換、浄化槽整備区域	上限30万円	
沖縄県	修正	無	宅内配管工事			

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１７．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況

（２）補助制度がある市町村（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北 海 道	38	函館市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、紋別市、士別市、根室市、北広島市、福島町、知内町、木古内町、江差町、厚沢部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、神恵内村、仁木町、新十津川町、愛別町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、増毛町、礼文町、湧別町、大空町、平取町、厚岸町、標茶町、白糠町、別海町、羅臼町
青 森 県	11	八戸市、十和田市、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、佐井村、五戸町、新郷村
岩 手 県	4	八幡平市、雫石町、岩手町、普代村
宮 城 県	6	登米市、栗原市、大河原町、亘理町、色麻町、涌谷町
秋 田 県	6	秋田市、能代市、湯沢市、上小阿仁村、三種町、八郎潟町
山 形 県	20	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、東根市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、高畠町、小国町、白鷹町、遊佐町
福 島 県	45	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、新地町、飯舘村
茨 城 県	43	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃 木 県	20	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町
群 馬 県	20	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、富岡市、みどり市、榛東村、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、千代田町、大泉町
埼 玉 県	36	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、飯能市、本庄市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、越生町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、長瀞町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、杉戸町、松伏町
千 葉 県	48	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東 京 都	8	八王子市、青梅市、東大和市、あきる野市、瑞穂町、檜原村、大島町、八丈町
神奈川県	27	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新 潟 県	13	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、村上市、燕市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、津南町
富 山 県	5	富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、立山町
石 川 県	10	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、穴水町、能登町
福 井 県	6	敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、永平寺町
山 梨 県	8	都留市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、市川三郷町、身延町、富士川町、富士河口湖町
長 野 県	11	伊那市、中野市、大町市、東御市、軽井沢町、御代田町、箕輪町、宮田村、泰阜村、大桑村、木島平村
岐 阜 県	23	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、本巣市、下呂市、笠松町、養老町、関ケ原町、大野町、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静 岡 県	20	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、島田市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、牧之原市、松崎町、函南町、吉田町、川根本町、森町

１７．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況

（２）補助制度がある市町村（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知県	30	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市、豊明市、清須市、弥富市、あま市、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	19	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、東員町、菰野町、明和町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	6	彦根市、近江八幡市、守山市、湖南市、高島市、日野町
京都府	6	京都市、福知山市、宇治市、宮津市、京丹後市、笠置町
大阪府	13	池田市、吹田市、高槻市、茨木市、富田林市、松原市、和泉市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、阪南市、忠岡町
兵庫県	10	洲本市、加古川市、宝塚市、加西市、淡路市、加東市、播磨町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	15	大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、葛城市、平群町、曽爾村、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	24	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	3	境港市、智頭町、琴浦町
島根県	6	松江市、浜田市、益田市、飯南町、川本町、吉賀町
岡山県	18	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、真庭市、浅口市、里庄町、鏡野町、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	10	尾道市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	7	下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市、山陽小野田市、阿武町
徳島県	16	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町、東みよし町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町
愛媛県	8	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、内子町、伊方町、愛南町
高知県	12	高知市、室戸市、安芸市、須崎市、安田町、本山町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、日高村、四万十町
福岡県	32	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、豊前市、大野城市、宗像市、古賀市、宮若市、嘉麻市、みやま市、篠栗町、須恵町、芦屋町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町
佐賀県	4	唐津市、嬉野市、基山町、玄海町
長崎県	9	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	24	熊本市、八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、小国町、高森町、西原村、御船町、甲佐町、山都町、津奈木町、錦町、多良木町、水上村、相良村、五木村、あさぎり町
大分県	13	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町
宮崎県	16	都城市、延岡市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、木城町、門川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	37	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	8	石垣市、沖縄市、豊見城市、大宜味村、東村、金武町、読谷村、渡名喜村
合計	788	

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（１）補助制度がある市町村　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	補助の対象					
		合併のみ		合併・単独		単独のみ	
北海道	25	札幌市、釧路市、北見市、紋別市、厚沢部町、京極町、神恵内村、月形町、秩父別町、鷹栖町、当麻町、比布町、南富良野町、剣淵町、浜頓別町、雄武町、えりも町、上士幌町、鹿追町、白糠町	20	東神楽町、愛別町、東川町、美瑛町、和寒町	5		0
青森県	0		0		0		0
岩手県	4	花巻市、一関市、雫石町、矢巾町	4		0		0
宮城県	7	仙台市、名取市、富谷市、亘理町、利府町、女川町	6	塩竈市	1		0
秋田県	1	美郷町	1		0		0
山形県	2	東根市、真室川町	2		0		0
福島県	6	郡山市、須賀川市、本宮市、只見町、大熊町	5	猪苗代町	1		0
茨城県	1	東海村	1		0		0
栃木県	0		0		0		0
群馬県	3	高崎市、館林市、甘楽町	3		0		0
埼玉県	9	川越市、熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、越生町、川島町、東秩父村、神川町	9		0		0
千葉県	5	成田市、佐倉市、東金市、富里市、芝山町	5		0		0
東京都	21	奥多摩町、青ヶ島村	2	世田谷区、杉並区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、東大和市、清瀬市、稲城市、あきる野市、日の出町、檜原村、大島町、八丈町	19		0
神奈川県	9	平塚市、三浦市、葉山町、中井町、大井町、松田町、清川村	7	相模原市、藤沢市	2		0
新潟県	6	長岡市、見附市、村上市、魚沼市、南魚沼市	5	田上町	1		0
富山県	6	高岡市、氷見市、黒部市、砺波市、小矢部市、朝日町	6		0		0
石川県	1	白山市	1		0		0
福井県	4	福井市、越前市、越前町、おおい町	4		0		0
山梨県	3	甲府市、早川町	2	鳴沢村	1		0
長野県	29	松本市、飯田市、小諸市、大町市、塩尻市、南牧村、南相木村、北相木村、青木村、長和町、箕輪町、飯島町、松川町、高森町、根羽村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、大桑村、山ノ内町、信濃町	23	伊那市、阿南町、売木村、天龍村、上松町、木曽町	6		0
岐阜県	0		0		0		0
静岡県	3	富士市、袋井市、御前崎市	3		0		0
愛知県	4	飛島村、幸田町	2	豊田市、清須市	2		0
三重県	3	四日市市、伊勢市、いなべ市	3		0		0
滋賀県	7	大津市、近江八幡市、甲賀市、高島市、東近江市、日野町、多賀町	7		0		0
京都府	6	福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町	6		0		0
大阪府	1	千早赤阪村	1		0		0
兵庫県	10	加古川市、宝塚市、三田市、丹波市、朝来市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、市川町	10		0		0
奈良県	1		0	川上村	1		0
和歌山県	0		0		0		0
鳥取県	2	湯梨浜町、江府町	2		0		0
島根県	3	出雲市、奥出雲町、吉賀町	3		0		0
岡山県	4	倉敷市、美作市、勝央町、西粟倉村	4		0		0
広島県	5	福山市、安芸太田町、北広島町、世羅町	4	大崎上島町	1		0
山口県	2	長門市、周南市	2		0		0
徳島県	1	那賀町	1		0		0
香川県	2	三豊市、琴平町	2		0		0
愛媛県	3	松山市、今治市、西条市	3		0		0
高知県	0		0		0		0
福岡県	6	久留米市、宗像市、うきは市、筑前町、東峰村、大木町	6		0		0
佐賀県	5	鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、玄海町	5		0		0
長崎県	6	大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、佐々町	5	小値賀町	1		0
熊本県	5	西原村、錦町、水上村、あさぎり町、苓北町	5		0		0
大分県	0		0		0		0
宮崎県	4	西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町	4		0		0
鹿児島県	1		0	十島村	1		0
沖縄県	0		0		0		0
合計	226		184		42		0

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
						申請対象者					補助対象費用							
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
北海道	札幌市		合併	10人槽	下水道事業計画区域外	○	○	○	申請年度又は前年度に法定検査を受検していること	有り		○					5人槽：32,000円 6～7人槽：45,000円 8～10人槽：68,000円	人槽別に設定 同年度に1回まで
	釧路市		合併	無し	下水道供給開始区域外	○			市税等の滞納がないこと、専用住宅のみ対象	有り			○				8,000円	一律 11条点検費用全額補助
	北見市		合併	10人槽	無し		○			有り			○				法定検査費用の全額補助	
	紋別市		合併	無し	下水道法事業計画区域を除く市内全域	○				有り			○				8000円	
	厚沢部町	修　正	合併	10人槽	町内居住者	○			税等の滞納がないこと	有り			○				8,000円	
	京極町		合併	5～10人槽	無し	○			滞納の有無	有り	○	○	○				10,000円	
	神恵内村		合併	無し	神恵内村給水区域	○				有り	○		○				10人槽まで：3,000円×消費税×4 11人槽～20人槽：4,000円×消費税×4 21人槽～40人槽：5,000円×消費税×4 41人槽～60人槽：6,000円×消費税×4 61人槽以上：7,000円×消費税×4 7条検査及び11条検査の手数料	
	月形町		合併	10人槽	町内の農業事業区域を除く区域	○			町内在住	有り					○		修繕費用の3分の2補助	
	秩父別町		合併	10人槽	農業集落排水区域内		○		保守点検契約書の写し等	有り	○	○	○		○		対象経費のうち予算の範囲内	1基につき20,000円で予算措置
	鷹栖町		合併	10人槽	下水道区域外		○			有り	○						上限10,000円	
	東神楽町		単独・合併	無し	無し	○		○		有り	○	○	○				補助率：補助対象費用の1/2	
	当麻町		合併	10人槽	無し	○				有り	○	○	○				補助対象経費の3分の1以内、100円未満の端数は切り捨て	
	比布町		合併	10人槽	比布町内	○				有り	○	○	○		○		20,000円	
	愛別町		単独・合併	10人槽以下	無し	○				有り	○	○	○			汚泥抜取	定率及び定額	定率（設置年より2～6年目は1/2、7～11年目は1/3） 定額（設置より12年目以降）
	東川町		単独・合併	10人槽まで	無し		○		管理組合の組合員	無し							8,000円	
	美瑛町		単独・合併	10人槽	公共下水道認可区域外	○	○			有り	○	○	○				単独　19,000円 合併5人槽　24,000円 合併6人槽　25,000円 合併7人槽　26,000円 合併8人槽　27,000円 合併9～10人槽　29,000円	人槽別　上限額
	南富良野町		合併	無し	無し	○			町税等町に対する公法上納入金の完納	有り	○		○				（上限30千円、左記経費の50%）	設置後5年間に限る
	和寒町		単独・合併	10人槽まで	対象区域内		○			有り	○	○	○				1件9,500円	
	剣淵町		合併	10人槽以下	下水道区域外		○		浄化槽維持管理組合に加入していること	有り	○	○	○				補助率1/2、上限15,000円	
	浜頓別町		合併	10人槽	無し		○			無し							6,500円	
	雄武町		合併	無し	下水道のない地域	○				有り	○		○				25,000円	
	えりも町		合併	無し	町内	○				無し							助成対象経費の2分の1	設置年度を起点として3年間
	上士幌町		合併	10人槽	下水道処理区域外	○				有り	○	○	○				25,000円	金額は5～10人槽一律
	鹿追町		合併	無し	無し	○		○	なし	有り	○	○	○		○		電気代をのぞく維持管理費用は全額町負担	
	白糠町		合併	無し	白糠町内	○	○	○	下水道整備予定外地域	有り			○				法定検査費用全額補助	
岩手県	花巻市	修　正	合併	無し	下水道事業計画等以外の市域	○			浄化槽を適正に維持管理した者	有り	○	○					浄化槽1基につき 10,000円を上限	
	一関市		合併	規定なし （概ね10人槽以下を想定）	下水道事業計画認可区域外及び農業集落排水事業処理区域外	○			・住宅に設置された浄化槽 ・保守点検を履行 ・法定検査受検 ・設置後3年以上30年以内の浄化槽	有り					○		修繕経費のうち2万円を超える額の2分の1以内の額（修繕1回あたり10万円を限度）	修繕費補助
	雫石町		合併	無し	下水道供用開始済区域を除いた区域	○		○	税金を滞納していないこと。 浄化槽法の規定に基づき適正な維持管理を行っていること。 維持管理契約期間内に汚泥の汲み取り及び清掃をしていること。	有り	○	○	○				浄化槽1基につき 20,000円	
	矢巾町	修　正	合併	50人槽	下水道事業計画認可区域外及び農業集落排水事業処理区域外	○			浄化槽を設置した翌年度から10年間	有り	○	○	○				補助率1/2かつ上限金あり 20人槽以下20,000円 21～50人槽30,000円	
宮城県	仙台市		合併	10人槽	下水道法第9条の規定に基づく告示を受けていない区域かつ公共下水道の事業計画区域内	○	○	○	・専ら居住の用に供する建物または延床面積の1/2以上の部分を居住の用に供する建物であること ・建築基準法または浄化槽法の規定に基づく手続きを経て設置された浄化槽であること ・法定検査を受検していること ・維持管理に関する契約を締結しており，適正に管理されていることの証明に必要な書類を提出できること	無し							年間補助限度額 5人槽：17,000円 6人槽：20,000円 7人槽：23,000円 8人槽：26,000円 9人槽：29,000円 10人槽：32,000円 1年間の維持管理に要した額（百円未満切り捨て）が補助限度額を下回る場合は，その金額を補助金額とする。 ただし，維持管理期間が1年に満たない場合は，月割計算（1月未満の端数は1月に切り上げ）により補助限度額を設定する。	
	塩竈市		単独・合併	無し	離島	○				有り						汚泥運搬費	合併浄化槽：補助対象経費の10分の9に相当する額 単独浄化槽：補助対象経費の10分の7に相当する額	
	名取市		合併	10人槽まで	公共下水道区域、農集排区域以外	○				無し							5人槽13千円、7人槽15千円、10人槽17千円	人槽別に設定
	富谷市		合併	10人槽	吉田川流域下水道区域及び仙塩流域下水道区域外の区域	○	○	○		無し							17,000円	5人槽　→　13,000円 7人槽　→　1,5000円 10人槽　→　17,000円
	亘理町		合併	10人槽	公共下水道の認可区域外	○			専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供する建物	無し							5人槽：9,000円 6～7人槽：11,000円 8～10人槽：13,000円	
	利府町	修　正	合併	無し	下水道法第9条の規定により下水を処理すべき区域となった区域を除く利府町全域	○			住宅又は集会施設であること	有り	○	○	○				5･6人槽　22,000円 7～10人槽　27,000円	補助対象合計金額か左記上限額のどちらか低い方
	女川町		合併	7人槽	無し	○				有り				○			（ブロア電気料金） 7,200円 10,800円	5人槽の場合（定額） 7人槽の場合（定額）

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
						申請対象者					補助対象費用							
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
秋田県	美郷町		合併	50人槽	浄化槽区域	○	○	○		無し							5000円	
山形県	東根市		合併	10人槽	下水道事業計画区域外	○			設置後20年を経過する合併浄化槽の故障等に伴う更新時	有り						浄化槽工事費補助金の加算	上限金額5人槽：65万、7人槽：90万、10人槽：130万	左記の額と、他の補助金との合計額が本体工事費の10分の9となる場合の額の、いずれか低い方が上限。
	真室川町	修正	合併	なし	下水道事業計画区域外	○			故障等に伴う更新工事	有り						更新工事費用	5人槽：上限396,000円 7人槽：上限496,000円 10人槽：上限643,000円	
福島県	郡山市	修正	合併	10人槽	次に規定する区域を除く郡山市全域。 (1) 下水道法第9条の規定により下水を処理すべき区域となって6 月を経過した区域。 (2) 郡山市農業集落排水施設条例第4条の規定により汚水を処理すべき区域となって6月を経過した区域。	○			1浄化槽につき10年度間で最大10回まで	有り	○	○	○				5～7人槽…15,000円 8～10人槽…20,000円	人槽別に算定
	須賀川市		合併	10人槽	下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域	○			7条検査もしくは１１条検査において適正もしくは概ね適正の判定が必要	無し							12,000円（月1,000円×12か月分）	
	本宮市		合併	5人槽から10人槽以下	下水道区域外	○			市税や水道使用料等に滞納がない	無し							7,000円	
	只見町	修正	合併	20人槽以下	浄化槽整備区域	○			専用住宅、町に住所を有する、町税等の滞納がないこと等	有り			○		○		法定検査費：法で定める金額（全額） 修繕費：事業費の2/3、限度額15万円	
	猪苗代町		単独・合併	10人槽	下水道・農集排の区域外	○		○	町税滞納がないこと	有り	○	○	○				(1)単独 5人槽6,000円 7人槽8,000円 10人槽10,000円 (2)合併 5人槽10,000円 7人槽13,000円 10人槽16,000円 (3)窒素及びリン除去型 5人槽17,000円 7人槽20,000円 10人槽25,000円	人槽別、種類別に設定
	大熊町		合併	50人槽	大熊町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例第4条のとおり	○		○		有り	○	○	○				大熊町合併処理浄化槽維持管理助成金交付要綱第2条のとおり	人槽別に限度額を指定
茨城県	東海村		合併	10人槽以上は10人槽として扱う	東海村公共下水道事業計画区域外	○	○	○	当欄に記載しきれないため、「補助金額」の欄に記載する	無し							以下の条件に該当する者は補助金の交付対象外となる。 ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出又は建設基準法第6条第1項に基づく確認済証の交付を受けず、合併処理浄化槽の設置をする者 ②住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者 ③賃貸等営利を目的とした住宅に設置された合併処理浄化槽の維持管理をしている法人 ④村税滞納者 ⑤法定検査の結果が「不適正」と判断され且つ「改善誓約書」を提出しない者 ⑥「改善誓約書」を提出した者であって、翌年の法定検査の結果が「不適正」であった者	人槽別に設定 ５人槽　20,100円 ６人槽　23,600円 ７人槽　27,100円 ８人槽　30,400円 ９人槽　32,700円 10人槽以上　36,100円
群馬県	高崎市		合併	無し	有り	○	○	○	・法定検査を受けていること ・保守・清掃を委託していること	有り		○					清掃業者に支払った額（上限50,000円）に対し右備考欄の補助率を乗じた額（千円未満切捨て）。	・専用住宅：5人槽　30%、6人槽　40%、7人槽　45%、8～10人槽・専用店舗など一律25%
	館林市		合併	無し	補助の対象となる浄化槽は、本市の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域に設置されたものとする。 (1)下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定により公示した供用開始区域 (2)農業集落排水事業により供用を開始した区域	○			・自己居住用の専用住宅又は併用住宅に設置されている浄化槽の清掃であること。 ・当該申請年度に清掃を行い、本補助金の交付を申請したこと。 ・当該浄化槽が過去に本補助金の交付を受けたものでないこと。 ・浄化槽法第11条検査を受けていること。	有り		○					5～6人槽：10,000円 7～9人槽：12,000円 10人槽以上：14,000円	
	甘楽町		合併	10人槽	公共下水道及びの農業集落排水区域以外	○	○	○	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金による補助金の交付を受け、その後6か月以上維持管理を継続しているもの	有り	○	○	○	○	○		一律3000円	
埼玉県	川越市		合併	10人槽	下水道処理区域以外の区域	○			保守点検・清掃・法定検査を実施している 最初に申請した年度から翌々年度末まで（上限3回）	有り	○	○	○				＜7条検査で申請＞5人槽1万円、6・7人槽1万1千円、8～10人槽1万2千円 ＜11条検査で申請＞5人槽7千円、6・7人槽8千円、8～10人槽9千円	
	熊谷市		合併	10人槽	下水道供用開始区域及び農業集落排水事業計画区域を除いた区域	○			市税を完納していること。建築確認及び設置届けによる審査を受けて浄化槽を設置していること。法定検査の結果が、適正又はおおむね適正と判定されていること。	無し							20,000円	人槽別に算定し、左記は10人槽の補助金額。
	飯能市		合併	10人槽	公共下水道未処理区域	○			飯能市合併処理浄化槽組合に加入していること	有り	○	○	○				維持管理に要した費用の2分の１以内の額で、25,750円を限度とする	
	深谷市	修正	合併	10人槽	公共下水道及び農業集落排水使用開始区域以外	○			市税に滞納がないこと	有り	○	○	○				補助対象費用の合計額の１/２上限20,000円	
	坂戸市	修正	合併	10人槽	下水道計画区域及び生活排水処理計画区域以外	○			初回の申請年度から連続する5年間が対象期間	有り			○				法定検査費用の半額	
	越生町	修正	合併	無し	下水道法第4条第1項による事業計画の認可を受けた区域及び越生町農業集落排水事業の排水処理区域を除く越生町全域	○			対象区域内の対象建物に居住し、法定検査を受検し、保守点検を年3回以上行っているもの。町税滞納者には交付しない。	有り	○		○				補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。	
	川島町		合併	10人槽	下水道区域以外	○				有り	○		○				5人槽-12,000円　7人槽-13,000円　10人槽-15,000円	人槽別に設定
	東秩父村		合併	無し	全域	○	○	○	公共浄化槽	有り		○			○		清掃費用：1t　12,529円(内　個人負担1t 10,500円) 修繕費用：全額負担	
	神川町		合併	10人槽	下水道事業供用開始区域以外の地域	○			補助期間は最初の交付を受けた年度から連続して3年間	有り	○	○	○				維持管理費の1/2まで 上限20,000円	
千葉県	成田市		合併	50人槽	公共下水道・農業集落排水・集中処理浄化槽の整備区域を除いた区域。	○	○	○		有り	○	○					左の対象費用の1/2。ただし、次の金額を上限とします。 5人槽18,000円 6人槽21,000円 7人槽24,000円 8人槽27,000円 10人槽33,000円 １１～50人槽33,000円	騒音地域で10人槽以下の場合には5割増しとします。
	佐倉市		合併	10人槽	市内（公共下水道及び農業集落排水の使用可能区域は除く）	○			浄化槽法第11条検査の受検 （検査結果「不適正」は対象外）	無し							定額5,000円	

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要　　**（令和3年度末現在）**

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
						申請対象者					補助対象費用							
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
千葉県	東金市		合併	10人槽	公共下水道の供用開始区域及び農業集落排水の使用可能区域以外	○			・自己の居住の用に供する住宅であること（併用住宅の場合、非住宅部分が1/2未満） ・11条検査の結果が不適正でないこと	無し							12,000円	
	富里市		合併	無し	無し		○	○	51人槽以上の合併浄化槽	有り					○		補助の対象となる経費の1/3	浄化槽本体の修繕工事額別に補助上限額を設定
	芝山町		合併	10人槽	芝山町	○			・住居の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物。 ・町税を滞納していないこと。	有り	○		○				10,000円	・年の途中で合併処理浄化槽を廃止等し、維持管理費が10,000円に満たない場合、維持管理に要した額（百円未満の端数は切り捨て）
東京都	世田谷区		単独・合併	無し	下水道未普及地域	○				有り		○					単独処理浄化槽及び10人以下の浄化槽は浄化槽の容量に応じた汚泥の収集及び運搬経費相当額。 その他の浄化槽は引き出し汚泥のうち別に定める一定限度の、収集及び運搬経費相当額。	
	杉並区	修正	単独・合併	10人槽以下	下水道未普及地域	○				有り		○					上限金額12000円	浄化槽の容量別に設定
	足立区		単独・合併	無し	無し	○				有り		○					清掃費用実費額を限度、単独浄化槽及び合併浄化槽（10人槽以下）容量（㎥）1.00㎥未満8500円、1.00～1.49㎥9000円、1.50～1.99㎥10000円、2.00～2.49㎥11000円、2.50～2.99㎥12000円、その他の合併浄化槽、引抜汚泥量（kl）1.0kl当たり4900円	
	葛飾区	修正	単独・合併	無し	下水道未普及地域	○				有り		○					単独処理浄化槽及び10人以下の浄化槽は浄化槽の容量に応じた汚泥の収集及び運搬経費相当額。 その他の浄化槽は引き出し汚泥のうち別に定める一定限度の、収集及び運搬経費相当額。	
	八王子市		単独・合併	50人槽	公共下水道未供用区域及び供用開始区域においては、供用開始日から1年間	○		○	無届浄化槽は対象外	有り		○					容積に応じて補助額を設定	種類、槽容積別に設定
	立川市		単独・合併	＊事業所等併用住宅は、2立方メートル ＊事業所等併用共同住宅は、（入居している住宅戸数－1）×0.6立方メートル＋2立方メートル	下水道未普及区域	○	○	○	申請は1年度につき1回を限度とする	有り	○						18,050円（上限金額）	下水道未普及区域対象立米及び形式ごとに補助額表あり
	青梅市	修正	単独・合併	分離ならびに分離接触ばっき方式の家庭用小型浄化槽は、処理対象人員50人以下のもの	無し	○			下水道供用開始から1年経過したものは除外	有り		○					上限金額 ①腐敗型、小型合併型…槽容積51㎥ 122,270円 ②ばっき型…槽容積15.0㎥　30,060円	
	昭島市	修正	単独・合併	無し	下水道未供用地区	○	○	○		有り		○					要綱にて軽減額を定めている	人槽別、型式別に設定
	町田市		単独・合併	無し	公共下水道の未供用区域又は今年度・前年度に供用開始された区域	○	○	○	建物の用途	有り	○	○	○				補助金額は、保守点検費用・清掃費用・法定検査費用を合計した金額に2分の1を乗じた金額（100円未満は切捨て）。 ただし、浄化槽の種類に応じた上限金額の設定があります。 合併処理浄化槽：（上限金額）20000円 単独処理浄化槽：（上限金額）15000円	
	日野市		単独・合併	合併のみ50人槽以下	下水道が供用開始となっていない区域	○				有り		○					人槽別に要綱で軽減額を定めている。	要綱別添参照
	国分寺市		単独・合併	20人槽以下	有り	○	○			有り		○					①15,250円 ②17,460円 ③19,400円	①全ばっ気0.8㎥ ②分離ばっ気1.0㎥ ③腐敗タンク1.0㎥
	東大和市		単独・合併	腐敗式40㎡未満	公共下水道未整備区域 公共下水道供用開始公示日より3年以内の区域 私道等により公共下水道に接続できないと市長が認めた世帯	○				有り		○					上限額98,377円	対象額を上限として市負担額を支払う
	清瀬市		単独・合併	無し	下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に定める水洗便所への改造義務期限を経過した区域の区域内にあるものについては対象としない	○			集合住宅の管理者	有り						し尿浄化槽の清掃に際して排出されるし尿浄化槽残さ物収集経費	し尿浄化槽の清掃に際して排出されるし尿浄化槽残さ物収集経費相当額	
	稲城市		単独・合併	無し	稲城市下水道事業の供用開始区域以外の区域	○	○	○	・住居部分が50%以上の建物に設置の浄化槽で、浄化槽法第5条第1項による届出のあるもの、建築基準法第6条第1項による建築主事の確認のあるもの、または以上の届出を行っていない使用中の浄化槽であって、浄化槽維持管理及び清掃業務委託契約書並びに浄化槽使用報告書及び浄化槽残渣物汲み取り確認届のあるもの ・下水道事業の供用開始の公示日から満3年を経過した年の翌年度以降の浄化槽を除く。	有り		○					容積に応じて補助額を設定	
	あきる野市	修正	単独・合併	50人槽以下のもの	下水道供用開始から1年以上経過した区域以外	○			居住部分が1/2以上の建物	有り		○					補助率：3～4割	種類、槽容積別に設定
	日の出町		単独・合併	無し	下水道供用開始から3年以上経過した地区以外	○				有り		○					ばっ気式と腐敗式のタンクにおいて、容量に応じた額を要綱に規定（定額制）	
	檜原村		単独・合併	無し	有り	○				有り		○					合併:36,000円 単独:26,000円	
	奥多摩町		合併	無し	有り	○			あり	有り		○					毎年度1回限り一律6,000円	
	大島町	修正	単独・合併	無し	無し	○		○	官公庁の事務所、未届浄化槽は除く。申請は1年度に1回のみ	有り		○					各浄化槽毎（腐敗、全ばっ気、分離ばっ気、合併）に料金表を定めている	
	八丈町		単独・合併	無し	無し	○			浄化槽法第11条検査を受けているもの。検査結果が「不適正」の場合は、改善を証する書類。	有り		○					八丈町浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置に関する要綱の別表に基づく	容量による。 （100㎥未満　8,500円、以降要綱を参照）
	青ヶ島村		合併	無し	無し	○		○		有り	○	○	○		○		補助割合100%	

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
						申請対象者					補助対象費用							
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
神奈川県	相模原市		単独・合併	21人槽	城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区	○				有り		○					上限金額：家庭系(上限なし)、事業系(31,100円)	
	平塚市		合併	無し	市街化調整区域のうち、下水道事業計画及び農業集落排水事業の区域外。	○				有り	○	○	○				左記補助対象事業に要した費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（補助対象額上限は右記）に補助率2分の1を乗じて得た額を補助金額とする。	補助対象額の定め 法定検査：検査に要した額 保守点検：９人槽以下にあっては17,000円、１０人槽以上にあっては19,000円とする 清掃：１㎥当たり7,800円に浄化槽の容量を乗じて得た額
	藤沢市		単独・合併	無し	公共下水道処理区域外	○	○	○	居住の用に供する建物に付帯する浄化槽	有り		○					汚泥量2㎥までは3千円、2㎥を超え1㎥まで増すごとに1千円を加算	
	三浦市		合併	10人槽	下水道事業計画区域外	○				有り	○	○	○				上限7,000円	
	葉山町	修正	合併	10人槽	市街化調整区域及び市街化区域のうち公共下水道供用開始区域以外の区域	○				有り	○	○	○				市街化調整区域：上限17,500円 市街化区域のうち公共下水道供用開始区域以外の区域：上限7,500円	
	中井町		合併	無し	浄化槽区域	○			・清掃、保守点検、法定検査を実施 ・法定検査結果が「適正」「おおむね適正」	無し							5,000円	
	大井町		合併	10人槽以上は一律	原則公共下水道の供用が開始されていない地域	○	○		店舗兼住宅の場合、居住面積がおおむね3分の1以上を占めていること。	有り	○	○	○				清掃：8,400円／人槽による基準容量(10人槽以上は一律) 保守点検：9人槽以下は17,000円、10人槽以上は19,000円 法定検査：検査に要した額	人槽別に設定
	松田町		合併	50人槽	公共下水道認可区域を除いた地域	○				有り	○						5,500円	
	清川村		合併	無し	清川村特定環境保全公共下水道事業認可区域内とする。	○			清川村合併浄化槽維持管理補助金交付要綱のとおり	有り		○					清掃費用のみ	
新潟県	長岡市		合併	50人槽	公共下水道の供用開始の告示がされた区域以外の地域 （集会所については、下水道全体計画区域外の地域）	○			以下の建物に設置されている合併処理浄化槽が対象となる ・住宅又は併用住宅 ・町内会などが管理する集会所	有り	○		○				限度額は以下のとおり ・ 5人槽 33,600円 ・ 6～7人槽 39,600円 ・ 8～50人槽 45,600円	左記人槽区分ごとの限度額（年額）と当該年度内において保守点検及び法定検査に要した費用の合計額とを比較していずれか少ない方の額
	見附市		合併	無し	公共下水道処理計画区域以外	○	○	○	①以下の３点を添付し【補助金受給資格】の申請を行う ・浄化槽の設置位置図 ・保守点検の委託契約書 ・7条検査の依頼済を証する書面 ②上記３点を提出し、【補助金受給資格】を得ている者が以下の書類を添付し補助金交付申請をすること。 A 保守点検・清掃を実施したことを証する書類 B 浄化槽の水質検査結果の写し C A・Bに要した費用の領収書の写し	有り	○		○				以下を上限金額とする。 ①5人槽 20,400円 ②6～7人槽 22,400円 ③8～10人槽 25,400円 ④11～20人槽 28,400円 ⑤21～人槽 38,000円	左記を上限金額とし、 ①保守点検費用（税込） ②法定検査費用（非課税） の実費を補助する
	村上市		合併	無し	上山田、大栗田、瑞雲、釜杭、小揚、猿田、北大平、薦川、荒沢、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、山熊田、大沢、荒川、中津原、芦谷の区域 荒島、大須戸、府屋、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、碁石、勝木、下大蔵、垣之内、北田中、脇川、寒川の一部 その他市長が特に認めた場合	○	○		市税を滞納していない方 法定検査を受検し適正の判定を受けた方 法定検査を受検し不適正の判定を受けたが、改善を行った方 助成対象区域内の専用住宅、併用住宅及び地区集会場に設置してある合併処理浄化槽管理者であること	無し							維持管理経費 15,000円 ブロアー交換費 30,000円	
	魚沼市		合併	無し	無し	○			単独事業に関連する浄化槽のみ	有り				○			・年間当たり電力料金 ・燃料費調整額 ・再生エネルギー発電促進賦課金	
	南魚沼市		合併	50人槽	無し	○				有り				○			5人槽 682円・6-8人槽1,018円・9-14人槽1,438円・15-21人槽2,310円・22-30人槽2,698円・31-40人槽3,664円・41-50人槽4,179円	
	田上町		単独・合併	無し	無し			○	自治会集会場のみ	有り	○	○	○				対象額を実費支給（上限なし）	
富山県	高岡市		合併	50人槽	有り	○			浄化槽法（第7条および第11条）で定める検査を実施していること	無し							5人槽 ：13,000円 6～7人槽 ：20,000円 8～10人槽 ：28,000円 11～50人槽：別に市長が定める額	左のとおり補助金額は人槽別に設定
	氷見市		合併	無し	有り	○				有り			○				10,000円	H19～モデル地区に対し7条検査相当額を補助
	黒部市		合併	10人槽	下水道未整備区域	○			(1)黒部市内において浄化槽を設置している者 (2) 黒部市合併処理浄化槽適正維持管理推進協議会の会員が行う黒部市合併処理浄化槽維持管理一括契約(以下「一括契約」という。)を締結し、法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び清掃並びに法第7条第1項又は法第11条第1項に規定する水質に関する検査(以下「法定検査」という。)を行っており、法定検査の結果、浄化槽の適正な維持管理を行っていると認められる者	無し							5人槽 23,000円 6～7人槽 24,000円 8～10人槽 27,000円	
	砺波市	修正	合併	無し	有り	○			年度内に点検、検査、清掃を市が指定する回数実施した世帯 区域の条件：下水道整備計画区域外または区域内の未整備区域	無し							5人槽：20,000円 6～7人槽：24,000円 8～10人槽：31,000円	10人槽を超える場合、別途協議
	小矢部市		合併	無し	浄化槽区域、下水道未整備区域	○	○		申請年度内に維持管理実施、市税等完納	無し							5人槽：2.4万円、6～7人槽：2.7万円、8～10人槽：3.6万円、11人槽～：要協議	10人槽までは人槽別に設定
	朝日町	修正	合併	無し	有り	○			区域の条件：下水道事業認可区域外	有り					○		上限2万円、補助率2分の1	R1～開始
石川県	白山市		合併	無し	下水道計画のない区域	○				有り					○		補助率2分の1、限度額25千円	ブロワの交換のみ
福井県	福井市		合併	無し	浄化槽区域（下水道等整備区域を除く）	○			個人住宅に限る 設置場所に住所を有すること	有り	○	○	○				維持管理費用-下水道等使用料	11人槽以上の補助金額は、前年度交付金（5～10人槽）の平均補助額とする
	越前市		合併	無し	合併処理浄化槽整備区域内	○	○		管理組合の場合、50人槽以下の条件有り。	有り	○	○	○		○		合併処理浄化槽の修繕に要した額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。) 【浄化槽本体又は槽内部機材の修繕：150,000円(上限) ブロワー又は排水ポンプの修繕：50,000円(上限)】	居住用の建物に限る。
	越前町		合併	無し	無し	○	○	○		有り	○	○	○				清掃、保守点検、法定検査の費用を合算して得た額から下水道使用料相当額を除いた額	
	おおい町		合併	無し	有り	○			町税を完納していること	有り	○	○	○		○		仮に下水道に接続した場合に発生する年間下水道使用料と比較して、補助対象費用が高額であった場合その差額を支給する	

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
						申請対象者					補助対象費用							
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
山梨県	甲府市	修正	合併	有り	有り	○				有り	○	○	○				5人槽332,000千円 6～7人槽414,000千円 8～10人槽548,000千円	人槽別に設定
	早川町		合併	無し	無し	○				有り		○	○				5，000円	
	鳴沢村	修正	単独・合併	なし	村内全域	○	○	○		有り			○				対象額を上限として費用を村で負担する。	
長野県	松本市		合併	無し	下水道区域外	○		○	年1回の交付	有り		○					清掃に係る費用の2分の1 （上限20，000円）	対象額を上限として実費支給
	飯田市	修正	合併	無し	個別処理区域	○	○	○	前回補助を受けて実施した清掃から10ヶ月以上経過	有り		○					清掃費用の1/2 上限1万5千円	間接補助（清掃業者は補助金額を差し引いた上で浄化槽管理者へ清掃費用を請求し、清掃業者は実績に基づき補助金額を飯田市へ請求）
	小諸市	修正	合併	原則10人槽以下	下水道事業計画区域外	○			市税等に滞納がないこと	有り	○	○	○				保守点検13,000円、清掃10,000円、11条検査5,000円	対象金額を上限として実費支給
	伊那市		単独・合併	20人槽	浄化槽区域		○			有り			○				一律5,000円	実費支給
	大町市		合併	無し	個別処理区域		○		現に居住中、公営住宅を除く	有り	○						1基あたり年2万円以内	
	塩尻市	修正	合併	無し	国道19号拡幅工事予定区域	○				有り	○	○					維持管理委託料：上限1万円 清掃費：上限5千円	
	南牧村		合併	無し	無し	○				有り		○					上限15000円	
	南相木村		合併	無し	無し	○				有り	○						保守点検料の1／2	
	北相木村		合併	無し	村内	○				有り	○						保守点検4回で1万円の補助	
	青木村		合併	無し	有り	○				有り	○	○	○			ブロアー交換補助	保守点検（上限15,000円） 清掃費用(実費の1/3以内) 法定検査(5,000円/年1回) ブロアー交換(交換費用1/2以内)	
	長和町		合併	無し	有り	○			浄化槽1基につき毎年度1回を限度	有り			○				2,000円	
	箕輪町		合併	無し	浄化槽設置区域内	○			浄化槽を適正に管理していること	有り	○	○	○				一律、5,000円	
	飯島町		合併	無し	個別処理区域	○	○	○	町税その他義務的納金を滞納していないもの	無し							10,000円/1基	
	松川町		合併	無し	浄化槽区域	○		○		有り	○	○	○	○	○		維持管理経費補助金：20,000円　法定検査費用：全額負担　修繕補助金：補助率2/1 上限20,000円	
	高森町		合併	無し	浄化槽整備地域	○	○	○		有り		○			○		清掃補助　上限10,000円　修繕補助　上限20,000円	
	阿南町		単独・合併	無し	浄化槽区域内	○			居宅に設置されたものに限る	有り			○				5,000円／基	
	根羽村		合併	10人槽	有り	○	○	○		無し							人槽区分別に定める浄化槽の維持管理費から、農集排使用料相当額を減じた額	
	下條村		合併	無し	村内	○	○	○		有り	○	○	○				対象費用、人槽で異なる	人槽別
	売木村		単独・合併	無し	村内			○		有り			○				無し	実費支給
	天龍村	修正	単独・合併	無し	浄化槽区域内	○	○	○		有り			○				5,000円	浄化槽1基あたり5,000円
	泰阜村		合併	無し	無し	○			なし	有り			○				5000円(一律)	
	喬木村		合併	無し	下水道計画地区外	○	○	○	法定検査を受けていること	有り					○		費用の3分の2以内(付帯設備修繕・本体修繕)	修繕種別ごと限度額設定
	豊丘村		合併	無し	無し		○			有り		○	○		○		清掃費用：1,000円/㎥、法定検査費用：全額補助、ブロワー更新：2/3補助上限30,000円、浄化槽本体修繕：2/3補助上限150,000円、その他の修繕：2/3補助上限30,000円	
	大鹿村		合併	無し	無し	○		○	補助事業の対象	有り	○	○	○	○			上限25,000円	
	上松町	修正	単独・合併	10人槽	浄化槽区域全域		○			有り	○						15,560円/件/年	浄化槽衛生管理組合に直接支払
	大桑村		合併	原則10人槽	個別処理区域	○		○		有り	○						10人槽以下　17,050円/基 40人槽　39,600円/基	村内浄化槽の保守点検を村で一括発注し、左記金額を業者に支払う。
	木曽町	修正	単独・合併	10人槽以下	集合排水処理区域外	○			適正な維持管理	無し							1基17000円	
	山ノ内町		合併	10人槽	有り	○				有り	○	○	○	○	○		下水道使用料算定費用から補助対象費用を引いた分	
	信濃町		合併	10人槽	下水、特環、農集、個別排水区域以外の区域	○				無し							一律　10,000円	
静岡県	富士市		合併	10人槽	公共下水道が整備されてから1年以上経過した区域を除く、市内全域	○			・市税の滞納がない ・法定検査結果が適正である（または改善が完了している）	無し							定額18,000円	
	袋井市		合併	10人槽	下水道および農集集落排水の供用開始区域外	○			・申請前年度の間に保守点検3回、清掃1回、11条または7条検査1回を実施し、自身で料金を支払っていること。 ・設置場所に住所（住民登録）があること ・市税等を滞納していないこと	有り	○	○	○				1年間の維持管理に係る費用−下水道使用料相当額	・維持管理に係る費用は法定検査代と保守点検・清掃代 ・法定検査代は納付書払いの場合も口座振替の場合の金額（5,300円） ・保守点検・清掃代は市が許可している清掃業者の金額（消費税10%込み）とし、点検のみを別業者で実施している場合には、実施記録や領収書の写しの添付が必要
	御前崎市	修正	合併	10人槽	旧浜岡町地区	○			・旧浜岡町地区浄化槽整備区域内で、平成17年3月31日以前から居住し続けている個人が所有する住宅等に設置する浄化槽へ交付する。 ・法定検査、保守点検及び清掃を期限内に実施しており、対象となる浄化槽の使用形態を変更して使用しておらず、市税等に滞納がないこと。	有り	○	○	○		○		補助金額=法定検査費用+保守点検費用+清掃費用−下水道料金相当額	・修繕費については、法定耐用年数（本体10年、付属機器7年）を経過した不可抗力による故障等に限る
愛知県	豊田市		単独・合併	無し	無し			○	集団的に浄化槽維持管理に取り組む自治区等の団体であること	無し							1団体あたり20,000円＋適正管理された浄化槽×2,000円（または1,600円）	浄化槽維持管理費への直接的な補助ではなく、適正管理の取り組みへの報償費として支払っている。
	清須市		単独・合併	無し	下水道供用開始区域以外	○	○	○	居住目的の住宅用浄化槽で、1施設につき年1回のみ補助	有り		○					清掃費の4割	
	飛島村		合併	50人槽	農業集落排水ができない区域	○	○	○	保守点検 法定検査	有り	○	○	○		○		保守点検・法定検査　1基あたり18,000円 清掃　1基あたり1,200円	
	幸田町		合併	10人槽以下対象	公共下水道、集落排水区域を除く地域	○				有り	○	○	○				経費の2分の1に相当する額以内（限度額2万円）	実費支給

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
						申請対象者					補助対象費用							
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
三重県	四日市市	修正	合併	50人槽	公共下水道等の供用開始区域外	○	○			無し							5～6人槽　12,000円 7～9人槽　14,000円 10～50人槽　17,000円	人槽別に設定
	伊勢市		合併	無し	下水道整備予定処理区域外		○		201人槽以上の住居用の浄化槽であること。住民組織が管理運営していること。設置後7年以上経過しており、法で定められた保守点検を行う等適正に管理されていること。	有り					○		修繕工事に要する経費の1/3（限度額300万円）ただし、工事に要する経費が1件あたり30万円以上のものに限る	
	いなべ市		合併	10人槽	公共下水及び農集計画区域外	○			いなべ市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき設置された浄化槽に限る	有り	○	○	○	○	○		1. 浄化槽維持管理費用から年間標準下水道使用料相当額を引いた金額（上限なし） 2. 年度内に発生した修繕に要する費用の2分の1	いなべ市浄化槽維持管理費交付金要綱参照
滋賀県	大津市	修正	合併	50人槽	下水道計画区域以外		○			有り	○	○	○				1件につき20,000円を上限	この補助事業は平成15年より実施している。
	近江八幡市	修正	合併	50人槽	下水道予定処理区域以外及び農業集落排水施設事業実施採択決定区域外または下水道及び農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域		○		住民票の有無、浄化槽の適正な維持管理等	無し							1基につき20,000円	
	甲賀市	修正	合併	無し	下水道計画区域以外		○			無し							20,000円	1基につき
	高島市	修正	合併	無し	下水道計画区域以外		○		浄化槽を継続的に使用する者	有り	○	○	○				浄化槽1基につき20,000円	補助金額は、人槽関係なく共通
	東近江市		合併	50人槽	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の11第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域及び農業集落排水事業実施採択決定区域以外の区域 のうち下水道又は農業集落排水施設の整備が現在及び将来にわたり見込まれない地域		○		・浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく設置届出の受理書の交付又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認若しくは同法第6条の2第1項に基づく確認を受けた合併処理浄化槽を設置していること。 ・東近江市浄化槽取扱要綱(平成17年東近江市告示第134号)に基づき次のとおり適正に合併処理浄化槽の維持管理を行っていること。 ア 滋賀県浄化槽取扱要綱で定められた保守点検、水質検査及び清掃を行い、法定検査を受検し適切と判断されること。 イ 組合を通じて集落全体で生活排水処理に努めること。 ・住民登録を有する者及び組合が必要と認めた者で、合併処理浄化槽の継続的な使用が認められる者又は管理者であること。 ・補助金の交付の対象となる合併処理浄化槽は、次の条件を満たすものでなければならない。 (1) 50人槽以下であること。 (2) 申請年度の初日時点で現に設置されていること。 (3) 主として住宅用であること。 (4) 浄化槽法第4条第1項の規定及び東近江市浄化槽取扱要綱の規定による構造基準に適合していること。 (5) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg／L(日間平均値)以下の機能を有していること。	無し							1基あたり2万円	
	日野町	修正	合併	住宅用であれば問わない	下水道計画区域以外		○		住宅用であること	有り	○	○	○	○			1基あたり上限27,000円	
	多賀町	修正	合併	無し	下水道計画区域以外	○	○			有り	○	○	○				5人槽まで30,000円 6～7人槽まで40,000円 8人槽以上50,000円	
京都府	福知山市		合併	有り	無し	○	○	○	原則組合加入	有り	○	○	○				33,000円	一律
	綾部市	修正	合併	10人槽以下	公共下水道等集合処理施策を計画する地域	○			専用住宅、主に居住を目的とした住宅	有り						維持管理経費対象	年間20,000円	
	宮津市		合併	10人槽以下	公共下水道供用開始区域以外の区域	○			・本市に住民記録があること ・市税を滞納していないこと	有り	○	○	○				補助対象経費相当額 （上限20,000円）	
	南丹市		合併	10人槽	浄化槽区域に限定		○		住居用で適正に維持管理された浄化槽	無し							5人槽：1万円 6人槽：1万2千円 7人槽：1万3千円 8人槽：1万5千円 10人槽：2万2千円 事務費：1組合につき1万円	
	伊根町		合併	無し	無し	○				無し							15,000円	
	与謝野町		合併	無し	下水及び農集排処理区域外	○		○	町税等の公共料金に滞納がないこと	有り	○	○	○				(補助対象費用−下水道使用料換算額)×2/3(千円未満切捨)	専用住宅外は人槽区分により12千円～72千円の定額補助
大阪府	千早赤阪村		合併	無し	無し	○				有り	○	○	○				20,000円	
兵庫県	加古川市	修正	合併	10人槽	集合処理区域外で都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域	○		○	(1) 専門業者により浄化槽の保守点検を年3回以上(法の定めのある場合を除く)実施していること (2) 浄化槽の清掃(汚泥の引抜きを含む)を年1回以上実施していること(3) 浄化槽法第11条第1項に規定する法定検査(年1回)を受検し、結果が「適正」又は、「おおむね適正」であること、結果が「不適正」の場合は、指摘事項を改善の上、改善報告書の提出が必要	無し							20,000円	
	宝塚市		合併	10人槽以下	集合処理区域以外の区域	○			以下の者には交付しない。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行なわずに設置された合併処理浄化槽を管理する者 ・浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に委託しない者 ・浄化槽法第7条及び同法第11条の規定による水質に関する検査を受けない者	有り	○	○	○				13,000円	対象額を上限として実費を支払う。
	三田市	修正	合併	無し	集合処理区域以外の区域		○		なし	無し							上限 36,680円（10人槽）	人槽別に補助金額を設定
	丹波市		合併	50人槽	浄化槽推進区域のみ		○		保守点検の実施	有り	○						1基当たり10,000円	
	朝来市		合併	無し	下水道の整備されていない地域	○				有り	○				○		保守点検10,000円 修繕費300,000円まで	
	淡路市		合併	無し	平成30年1月12日以降公共下水道事業計画区域から除外された区域	○	○	○	①公共下水道事業計画区域内となった日から平成30年1月11日までの間に補助金の交付を受けずに浄化槽を設置した者 ②法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び清掃を実施していること ③法第7条または第11条の規定する水質に関する検査を受けていること ④設置者本人又は設置者の相続人であること ⑤浄化槽が廃止又は休止の状態でないこと	無し							5人槽：66,000円、6～7人槽：82,000円、8人～10人槽：109,000円、11人槽以上：187,000円	人槽別に設定
	宍粟市		合併	21人槽	合併前の山崎町及び一宮町	○			自治会が維持管理を行う施設	無し							例）一宮町5人槽　1人使用＝50,000円 一宮町5人槽　6人使用＝3,000円	地区および人槽、使用人数により算出する。

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
						申請対象者					補助対象費用							
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
兵庫県	猪名川町		合併	30人槽	有り	○		○	下水道区域外 （浄化槽設置区域）	有り	○	○	○		○	害虫駆除	法定検査費用 20人槽以下@5,700円×130基 21人槽以上@8,100円×　1基 保守点検費用 5～10人槽以下@8,800円×129基×年4回 11～15人槽以下@10,450円×1基×年4回 21～30人槽以下@15,400円×1基×年4回 清掃費用 5～10人槽以下@50,600円×129基×年1回 11～15人槽以下@93,500円×1基×年1回 21～30人槽以下@143,000円×1基×年1回 害虫駆除 @5,280円×339件 修理費用 ブロアー修理72,600円×25件 本体修理220,000円×7基 汚水処理手数料 350,000円	人槽別に設定
	多可町		合併	30人槽	町内		○			無し							組合員数(休止除く)×@2万円	管理組合への補助金
	市川町		合併	無し	個別処理区		○		法定検査、保守点検、清掃を規定に基づいて行うこと。	無し							10,000円×補助対象浄化槽基数 を管理組合に補助する。	
奈良県	川上村		単独・合併	50人槽	全域	○	○			有り	○	○	○				上限金額	単独・合併の区別
鳥取県	湯梨浜町		合併	無し	無し	○			個人住宅以外（事務所、事業所等）は認めない。	有り	○	○	○		○		280,000円	
	江府町		合併	10人槽	農業集落排水事業及び公共下水道事業の整備区域または計画予定区域	○		○		有り	○	○	○	○	○		維持管理に要する年間経費から、江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例、江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例で定める使用料の年間使用料相当額を控除した額を限度	
島根県	出雲市	修　正	合併	10人槽	有り	○	○		①補助要件：浄化槽法第10条の規定による保守点検及び清掃並びに法第7条又は法第11条の規定による定期検査を完了していること。 ②対象浄化槽：専用住宅、併用住宅又は集会所であること。	有り	○	○	○				年額１５,０００円／１基	
	奥出雲町		合併	無し	有り	○			公共浄化槽	有り				○			400円×12ヶ月=4,800円	
	吉賀町	修　正	合併	11人槽以上は一律の補助金額	下水道・農業集落排水区域外	○			清掃・保守点検・法定検査を実施していることが条件。	無し							従来型　５人槽32,000円 ６人槽38,000円 ７人槽44,000円 ８人槽46,000円 １０人槽58,000円 １１人槽以上83,000円 コンパクト型 ５人槽～27,000円 ７人槽～36,000円 １０人槽～49,000円	人槽別に設定。
岡山県	倉敷市	修　正	合併	51人槽以上	なし		○	○	設置後7年以上経過	有り					○	管渠調査費	補助率40%	調査費は、総事業費200万円以上の汚水管渠修繕に適用し、上限30%
	美作市	修　正	合併	無し	なし	○			市が設置した浄化槽に限る。	有り	○	○	○		○		ブロワーに係る電気代以外は市が管理費負担（一部除く）	
	勝央町	修　正	合併	無し	集合処理区域外	○			勝央町合併処理浄化槽設置整備推進協議会会員のみ	有り	○	○	○	○	○		協議会規程に基づき補助	
	西粟倉村		合併	無し	農業集落排水事業区域外	○	○			有り	○	○			○		農業集落排水施設使用料との差額を村が負担する（農集区域外のみ）	
広島県	福山市		合併	51人槽以上で上限なし	無し		○		減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数を超過していること。	有り					○	汚水管渠の修繕等に係る調査費（200万円以上の工事に適用し，調査費の上限は30万円）	補助金額は，工事費の40%（ただし，50万円未満の工事は除く。），上限は2000万円。	
	安芸太田町		合併	無し	有り	○				有り		○	○				○清掃補助 ・浄化槽に維持管理費用（浄化槽清掃作業の費用にその他経費として1万円を加算した額）から浄化槽を使用している世帯構成員数を基に算定された年間下水道使用料相当額、安芸太田町特定環境保全公共下水道条例（平成16年10月条例第164号）第16条第1項及び第2項第2号ただし書による算定額を差し引いた額（千円未満切捨て）とする。なお、浄化槽の維持管理費用の方が少額となる場合は支給しない。 ○法定検査補助 ・効率化検査：5,000円 ・ガイドライン検査：7,000円	
	北広島町	修　正	合併	無し	有り	○		○	使用人数6人以下	有り	○	○					A=合併浄化槽の維持管理に要した費用 B=公共下水道、農業集落排水の使用量 A-B=補助金額C ただし、使用人数によって補助金額に上限あり	
	大崎上島町	修　正	単独・合併	10人槽	有り		○		大崎上島町住民基本台帳に記入されているもの。 専用住宅又は併用住宅	有り			○				ガイドライン検査　実施年　単独5000円　合併7000円 効率化検査実施年　単独5000円　合併5000円	
	世羅町		合併	20人槽	浄化槽整備区域	○			保守点検・清掃・法定検査の実施	有り	○	○	○				A＝合併浄化槽の維持管理費（保守点検料・清掃料・法定検査料） B＝農業集落排水使用料（世帯構成員数別） B−A＝補助金額（補助上限額：50,000円、補助下限額：法定検査料相当額）	
山口県	長門市		合併	10人槽以下	下水道区域を除く市内全域	○	○	○		有り			○				5,500円	市が検査機関に検査費用を補助金として支給し、検査機関は浄化槽管理者に対し、検査費用相当額を軽減する。
	周南市		合併	10人槽	有り	○			保守点検、清掃、法定検査（不適の場合は、改善報告）の実施	有り	○	○	○				上限金額1万円	
徳島県	那賀町		合併	無し	下水道法認可区域以外	○	○	○	浄化槽法第5条第1項に基づく設置届	有り	○	○	○				2,000円	
香川県	三豊市		合併	20人槽以下	農業集落排水処理区域又は漁業集落排水処理区域を除く三豊市全域	○				有り	○	○	○				30,000円	同一年度内に適切な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を行った者
	琴平町		合併	10人槽	無し	○			浄化槽設置整備補助金を使用して設置した世帯のみ	有り	○						20,000円	人槽別に設定、実費支給

１８．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	補助対象の条件						補助に関する その他の条件	補助対象費用の細規定							補助内容	
			単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	申請対象者				細規定の有無	補助対象費用						補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
						個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等			保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他		
愛媛県	松山市	修正	合併	10人槽	下水道法第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となってから、3月を経過した区域を除く市内全域	○	○	○	下水道法第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となってから、3月を経過した区域を除く市内全域	有り	○	○	○				1基1年度当たり 1万円（R3年4月～12月法定検査分）または9千円（令和4年1月～3月法定検査分）	R5年1月法定検査分から8千円に変更予定
	今治市		合併	10人槽まで	下水道認可区域外	○	○	○	愛媛県浄化槽協会に登録されていること。 法定検査及び維持管理が実施されていること。 市税の滞納がないこと。 法定検査の受検日前1年間に行った維持管理費であること。	有り	○	○	○				10,000円	
	西条市		合併	10人槽	下水道供用区域外	○			住宅	有り		○					定額1万円/1年（10年間）	
福岡県	久留米市		合併	50人槽	有り	○		○	設置補助を受けた浄化槽で適正に浄化槽の維持管理を行った浄化槽管理者に対して補助	有り	○	○	○				10,000円	
	宗像市	修正	合併	50人槽	下水処理区域以外の区域	○		○	専用住宅(居住用が1/2以上)管理者で市税滞納ない者及び集会所・公民館管理者	有り	○	○	○		○		経費-基準額(上限=経費×1/2、千円未満切捨て)	経費=浄化槽維持管理費用 基準額=59,604円
	うきは市		合併	無し	浄化槽促進指定区域	○	○	○	市町村設置型分または寄付採納分が対象。条例で明記あり。	有り	○	○	○	○	○		実際に要した費用を市が負担。電気代相当額として770円の使用料減免額あり。	別途、条例に基づき浄化槽使用料金を徴収している。
	筑前町		合併	10人槽	公共下水道及び農集落排水事業計画区域外	○			税等の滞納がないこと	有り	○	○	○				①5人槽：15,000円 ②6～8人槽：20,000円 ③10人槽：25,000円 補助率：維持管理委託料の約1/3	人槽別に設定
	東峰村		合併	無し	無し		○	○	なし	有り	○	○	○				一律50，000円	
	大木町		合併	一般家庭浄化槽のみ	無し	○			維持管理協会の会員であること	有り					○		本体の修理や付属品の修理・交換の費用の1/2を補助	年度内の補助上限額15万円以内
佐賀県	鳥栖市		合併	10人槽	下水道区域を除く区域	○				有り	○						15000円	
	吉野ヶ里町		合併	10人槽	下水道区域外		○			有り	○	○	○		○		保守点検、清掃、法定点検、修繕を協議会で実施しており、その費用のうち使用料で賄いきれない分を町から補助している。	
	基山町		合併	10人槽	下水道未整備区域	○			人槽別に使用人数の制限有	有り	○	○	○		○		維持管理費：27千円/年 修繕費：上限10千円/年	
	上峰町		合併	無し	農集集落排水事業受益地外	○			農集集落排水事業の実施に伴い、加入期間内に加入同意したが、当該事業の補助要件を満たさないことにより農集集落排水へ加入できなかった者	有り	○	○	○			※左記費用と農集集落排水事業使用料との差額	補助対象者が浄化槽を設置後必要とする浄化槽の保守点検、清掃に係る年間維持費について、農集集落排水における維持管理費（使用料）相当額を超えた場合その差額を支給する	実費支給
	玄海町		合併	無し	下水道・農集排区域以外の区域	○		○		有り	○	○	○	○	○		維持管理費のうち保守点検・法定検査は町が負担し、清掃・電気・修繕費については、申請によって補助	下水道料金と比較し負担が大きかった場合は、その差額を補助
長崎県	大村市	修正	合併	50人槽	下水道供用開始区域外	○		○	維持管理を適正に行っていること（年度内に保守点検3回以上、清掃1回以上）	有り	○	○	○	○	○		【上限金額】 （浄化槽）5人槽　25,000円 6人槽　26,000円 7人槽　29,000円 8～50人槽　32,000円 （高度処理型浄化槽等）5人槽　30,000円 6人槽　33,000円 7人槽　36,000円 8～50人槽　39,000円 【計算式】 （保守点検費用+清掃費用+法定検査費用+電気代+修繕費）－（下水道使用料平均負担額）＝補助金額	人槽別に上限金額を設定
	雲仙市		合併	無し	下水道等処理対象区域以外の区域	○			浄化槽法第10条の第1項の規定による浄化槽の清掃を実施している。又は浄化槽法第11条の規定による水質に関する検査を受けていること	有り		○	○				清掃費用：12,000円/年 定期検査：5,000円～7,000円/年	定期検査は人槽別 5人槽～10人槽　5,000円 11人槽～20人槽　6,000円 21人槽以上　7,000円
	南島原市		合併	50人槽	浄化槽処理促進区域	○	○	○	公共施設を除く	有り			○				5～10人槽　5千円、11～20人槽　6千円、21～50人槽　7千円	
	東彼杵町		合併	50人槽以下	無し	○	○	○		無し							5人槽12,000円 6～7人槽18,000円 8～50人槽22,000円	人槽別に設定
	小値賀町		単独・合併	無し	無し	○	○	○		無し							電気代については1か月につき500円 その他の費用については基本全額町負担	
	佐々町		合併	50人槽	浄化槽区域	○				有り	○	○	○		○		5人槽：29,000円～ 41～50人槽：62,000円	人槽別に設定、上限額と実費額のうち低い金額を補給
熊本県	西原村		合併	無し	村内	○			設置補助対象者の方	有り	○		○				一律1万円	設置補助を受けた翌年度から4年間
	錦町		合併	無し	行政区域内に設置する公民館及び集会所			○	補助対象者：公民館を維持管理している代表者とする。	有り	○	○	○		○		補助対象経費から27,120円を差し引いた額と人槽ごとに掲げる補助金の額のいずれか低い額	人槽ごとに掲げる補助金の額 5人槽　：28,180円 7人槽　：37,180円 10人槽以上：50,980円
	水上村		合併	無し	下水道処理区域外	○				有り	○	○	○				上限金額：3万円 浄化槽の維持管理費から下水道の年間使用料を差し引いた金額を助成	
	あさぎり町		合併	無し	下水道流域外	○		○		有り	○	○	○				補助対象費用から下水道使用料金相当の差額を補助	
	苓北町		合併	10人槽まで	下水道及び農集集落排水事業区域以外	○			BOD除去率90%以上で放流水のBODが20mg/L以下	有り	○	○	○	○	○		21,000円	人槽別に設定
宮崎県	西米良村		合併	10人槽	無し	○			村内居住で、住民登録をしている者	有り		○	○				維持管理費用、検査費用の2分の1に相当する額を補助。	
	諸塚村	修正	合併	無し	無し	○	○			有り	○	○	○				30人槽まで21,000円 90人槽　210,000円	法定検査　一律3,000円
	椎葉村		合併	無し	無し	○			70歳以上の非課税世帯	有り	○	○	○				10,000円	
	美郷町		合併	無し	無し	○	○			有り		○	○				14,000円	
鹿児島県	十島村		単独・合併	10人槽	無し	○				有り	○	○					1/3、千円未満端数切捨て	高齢契約者を対象

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
北　海　道	修　正	無	130市町村	△	△	△	△	△	△	△		30	89	5	2	16	・環境省版浄化槽台帳システム ・民間企業のシステム（Z-Join）	その他	有	△			有	令和4年3月から令和5年4月	台帳の運用形態は各市町村によって異なる。
青　森　県	修　正	有	青森市及び八戸市を除く全市町村	○	○	○	○		○	○		0	0	38	0	38	Z-join	スタンドアロン	無				有	令和4年度中	
岩　手　県	修　正	有	県内全市町村	○	○	○	△	△	△	○		0	0	33	0	32	環境省版浄化槽台帳システムのカスタマイズ、ネットワーク化	その他	無				有	令和5年3月	奥州市はLGWANそれ以外はスタンドアロン
宮　城　県	修　正	有	県内全市町村（仙台市を除く）	△	△	△	△	△	△	△	補助金申請の有無，施設名、施設場所、処理方式、人槽等	2	21	4	4	9	環境省版浄化槽台帳システム	その他	無				有	令和5年3月	仙台市以外の全市町村に権限移譲しているため調査票を参照
秋　田　県	修　正	有	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、八郎潟町、井川町、大潟村	○	○	○				○		6	8	0	0	8	環境省版浄化槽台帳システム						有	令和5年3月	
山　形　県	修　正	有	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町	△	△	△	△	△	△	△	市町村毎に異なる	4	28	6	1	6	市町村毎に異なる	その他	無				有	市町村毎に異なる	台帳の運用形態は市町村毎に異なる
福　島　県	修　正	有	県内全５９市町村	○	○	○	△	△	○	○	浄化槽変更届出・技術管理者・管理者変更	6	5	59	0	0		クラウド	有	○			有	令和5年3月	
茨　城　県	修　正	有	県内全市町村	○	○	○	○		○	○	単独・合併の別 規模（人槽） 店舗・住宅の別 放流先	0	44	0	0	0							無		
栃　木　県	修　正	有	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、茂木町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町	△	△	△	△	△	△	△		4	11	6	3	9	各市町によって異なる	その他	有	△			有	令和５年3月	運用形態は各市町によって異なる
群　馬　県	修　正	有	前橋市及び高崎市を除く県内全市町村	○	○	○	○	○	○	○		0	0	1	0	0		LGWAN	無				無		スタンドアロン
埼　玉　県	修　正	有	鴻巣市、上尾市、蕨市、桶川市、北本市、伊奈町、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、三芳町、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、行田市、加須市、春日部市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	○	○	○	△	△	△	△		1	12	46	0	2	検討中（専用の管理システム）	クラウド	有	△	△	△	有	令和5年3月	・戸田市、ふじみ野市、東松山市、熊谷市、久喜市は台帳事務を権限移譲しているため、台帳の対象市町村名にはカウントしない。ただし、他の項目についてはカウントしています。 ・台帳の運用形態は一部市町村ではスタンドアロン、LGWAN。
千　葉　県	修　正	有	保健所設置市以外全て	○	○	○			○			0	0	51	0	0		外部システム	有	○			有	令和5年4月	
東　京　都	修　正	有	23区、八王子市、町田市を除く市町村	○	○	○	○	○	○	○	再開	0	36	1	0	0		スタンドアロン	無				無		
神 奈 川 県	修　正	有	平塚市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	○	○	○	○	○	○	○		1	1	0	0	1	民間企業のパッケージシステムを改修						有	令和5年4月	
新　潟　県	修　正	有	新発田市、小千谷市、加茂市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村	○	○	○	△		△	△	・保守点検業者 ・浄化槽管理者 管理者変更	1	6	25	0	1	上下水マッピングシステムに台帳情報を追加	スタンドアロン	無				有	令和5年４月	
富　山　県	修　正	有	全市町村	○	○	○	○	○	○	○	管理者変更	0	0	1	0	0		クラウド	無				無		令和３年度に整備
石　川　県	修　正	有	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	○	○	○			○			0	18	0	0	18	Z-Join						有	令和6年3月	

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
福　井　県	修　正	有	敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町	○	○	○	△	△	△	△		1	2	14	0	0		その他	有	○			無		台帳の運用形態 県所有のWebシステム
山　梨　県	修　正	有	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	○	○	○			○	○		0	0	26	0	0		その他	無				無		ファイルサーバー
長　野　県	修　正	有	全市町村 （保健所設置市を除く）	○	○	○	○	○	○	○		0	75	0	0	75	環境省版浄化槽台帳システム						有	令和5年3月	
岐　阜　県	修　正	有	大垣市、高山市、中津川市、恵那市、土岐市、山県市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、笠松町、安八町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、東白川村、御嵩町	○	○	○	○	○	○	○		5	15	4	0	0		LGWAN	有	○			有	令和5年4月	クライアント・サーバ
静　岡　県	修　正	有	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町	○	○	○		○	○			0	31	0	0	31	環境省版浄化槽台帳システム						有	令和5年3月	
愛　知　県	修　正	有	瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	○	○	○			○	○		0	0	49	0	0		外部システム	無				有	令和5年度までに更新予定	
三　重　県	修　正	有	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、名張市、松阪市（公共浄化槽のみ権限移譲）、明和町、多気町（公共浄化槽のみ権限移譲）、大台町（公共浄化槽のみ権限移譲）、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町、大紀町（権限移譲）	△	△	△	△	△	△	△		1	3	3	0	0		LGWAN	有	○			有	令和5年3月	
滋　賀　県	修　正	有	彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	△	△	△	△	△	△	△	使用再開届、管理者変更報告　等	1	15	4	2	6	環境省台帳システム	その他	有	○			有	令和5年3月	市町に権限移譲しており、台帳管理方法等は市町によって異なる。
京　都　府	修　正	有	福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	○	○	○	○	○	○	○		0	25	0	0	0							有	未定	
大　阪　府	修　正	有	池田市、泉大津市、守口市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○		0	0	25	0	0		その他	有	○			有	令和５年３月	台帳運用形態：イントラネット システム改修：管理項目追加

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
兵　庫　県	修　正	有	芦屋市、伊丹市、加古川市、高砂市、三田市、川西市、宝塚市、猪名川町、稲美町、播磨町、三木市、加東市、加西市、西脇市、小野市、多可町、相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、市川町、神河町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、淡路市、南あわじ市	△	△	△	△	△	△	△	清掃業者 保守点検業者	1	25										有	令和5年3月	
奈　良　県	修　正	有	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、生駒市、曽爾村、御杖村	○	○	○	△	△	△	○		0	2	0	0	0							無		
和 歌 山 県	修　正	有	権限移譲した和歌山市を除く全市町村	○	○	○	○	○	○	○		29	1	0	0	29	市町村連携浄化槽台帳システム						有	令和5年3月	
鳥　取　県	修　正	有	三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町	○	○	○	△	△	△	○	文書指導状況	0	7	0	0	7	（一社）全国浄化槽団体連合会が提供するシステム「Ｚ-Ｊｏｉｎ」						有	令和5年3月	県が保有する浄化槽台帳情報のみ記載（権限未移譲町村のみ）
島　根　県	修　正	有	県内全市町村（松江市を除く）	○	○	○			○			0	0	1	0	0		スタンドアロン	有	○			有	令和5年3月	「保守点検」及び「清掃」に関する情報は、台帳の管理項目ではないが、場合により台帳の備考欄に記載している
岡　山　県	修　正	有	岡山市、倉敷市を除く２５市町村	○	○	○				○		0	9	25	0	25	全浄連版浄化槽台帳システム	スタンドアロン	無				有	令和5年3月	
広　島　県		無																							
山　口　県	修　正	有	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	○	○	○			△	○	浄化槽管理者変更報告書	18	18	0	0	0							有	令和5年3月	
徳　島　県	修　正	有	徳島市　鳴門市　小松島市　阿南市　吉野川市　阿波市　美馬市　つるぎ町　三好市　東みよし町　佐那河内村　石井町　神山町　松茂町　北島町　藍住町　板野町　上板町　勝浦町　上勝町　那賀町　牟岐町　美波町　海陽町	○	○	○						0	0	24	0	24	GIS	LGWAN	有			○	無		
香　川　県	修　正	有	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	○	○	○	○	○	○	○		0	1	15	0	0		その他	無				無		指定検査機関（香川県浄化槽協会）からMicrosoft Accessで提供される。
愛　媛　県	修　正	有	全市町	○	○	○			○	○		0	2	18	0	20	環境省版浄化槽台帳システム	スタンドアロン	無				有	令和5年3月	
高　知　県	修　正	有	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	○					○			0	0	33	0	33	環境省版浄化槽台帳システム	その他	無				有	令和5年度中	庁内ネットワークサービス

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
福　岡　県	修　正	有	直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	○	○	○	○	○	○	○		0	1	0	0	1	システム化					有	令和5年3月	
佐　賀　県	修　正	有	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	○	○	○				○	変更届	0	0	20	0	0		スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和5年3月	
長　崎　県	修　正	有	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	変更届	0	0	19	0	19	LGWAN-ASPを利用した台帳への移行	スタンドアロン	有			○	有	令和5年4月	
熊　本　県	修　正	有	熊本市を除く県内全域	○	○	○			○			0	0	44	0	0		クラウド	有	○			無		
大　分　県	修　正	有	別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	○	○	○	△	△	○	○		0	0	15	0	1	県の専用管理システム	クラウド	有	○			有	令和3年度実施済み	
宮　崎　県	修　正	有	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	○	○	○			○	○		0	0	25	0	0		LGWAN	有	○			無		クラウド
鹿 児 島 県	修　正	有	鹿児島市及び権限移譲済市町村は除く全市町村	○	○	○	○	○	○	○		3	6	17	1	1	鹿児島県環境保全協会の鹿児島県浄化槽情報共有システムの導入を検討中	クラウド	有	○	○	○	有	未定	
沖　縄　県	修　正	有	那覇市、伊是名村を除く全市町村	○	○	○	○	○	○	○	指導対応記録等	0	0	39	0	39	Z-join	スタンドアロン	有	○			有	令和５年度中	那覇市、伊是名村は、エクセルで管理

注1）○：全市町村が該当、△：一部の市町村が該当

注2）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
札　幌　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										無		ファイルサーバー上にAccessファイルを保存
函　館　市	修　正	有	○	○	○				○			○			○	GIS						有	令和４年度	
小　樽　市	修　正	有	○	○	○				○			○										有	令和4年度	
旭　川　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○	管理者変更		○										有	令和4年度末	ファイルサーバー上にExcel形式ファイルを保存
青　森　市	修　正	有	○	○	○								○		○	GIS	スタンドアロン	無				有	令和5年1月	
八　戸　市	修　正	有	○	○	○	○		○	○				○				スタンドアロン	無				無		
盛　岡　市	修　正	有	○	○	○	○			○			○										有	令和6年3月	
仙　台　市	修　正	有	○	○	○			○	○				○				スタンドアロン	有			○	有	令和5年3月	
秋　田　市	修　正	有	○	○	○		○	○	○			○			○	GIS						有	令和5年3月	
山　形　市	修　正	有	○	○	○			○	○	管理者変更報告書情報		○			○	汎用データベースソフト						無		
福　島　市	修　正	有	○	○	○			○	○	・浄化槽変更届出 ・技術管理者 ・管理者変更			○				クラウド	有	○			有	令和5年3月	公益社団法人福島県浄化槽協会が作成管理しているシステムを利用
郡　山　市	修　正	有	○	○	○			○	○	○浄化槽変更届出書 ○浄化槽管理者変更届出書 ○技術管理者変更報告書 ○浄化槽設置者講習会（教室） ○浄化槽設置整備事業			○				クラウド	有	○			有	令和5年3月	公益社団法人福島県浄化槽協会が作成管理しているシステムを利用
い わ き 市	修　正	有	○	○	○			○	○	管理者 変更 変更届出			○				クラウド	有	○			有	令和５年３月	公益社団法人福島県浄化槽協会が作成管理しているシステムを利用
水　戸　市	修　正	有	○		○			○	○			○										有	未定	
宇 都 宮 市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○	補助金交付履歴，苦情対応履歴			○		○	既存システムから環境省配付のシステムへの移行	スタンドアロン	有	○		○	有	令和5年3月	
前　橋　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				LGWAN	無				無		
高　崎　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○			○	○				LGWAN	無				無		
さいたま市		有	○	○	○	○	○	○	○						○	Z-join	スタンドアロン	無				有	令和4年7月	
川　越　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○			○			○	Z-join						無		
川　口　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○	管理者変更報告書、使用再開届出書			○				外部システム	有	○		○	無		
越　谷　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	有	○			有	令和7年1月	
千　葉　市	修　正	有	○		○		○	○	○				○				クラウド	無				無	未定	台帳を更新するか検討中
船　橋　市	修　正	有	○	○	○		○	○					○				LGWAN	無				有	令和5年10月	
柏　　市	修　正	有					○						○				スタンドアロン	無				無		
八 王 子 市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○	浄化槽の種類、容量等		○	○				外部システム	有	○			無		
町　田　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○	浄化槽の種類、容量、建築用途等			○				外部システム	有	○			無		
横　浜　市	修　正	有	○	○	○		○	○	○				○	○			スタンドアロン	有	○	○		無		

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
川　崎　市	修　正	有	○	○	○		○		○		○		○		○	環境省配布の浄化槽台帳システムの導入	その他	無				有	令和5年3月	紙台帳と浄化槽清掃の電算台帳の併用管理
相模原市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○			○			○	環境省配布の浄化槽台帳システムの導入						有	未定	
横須賀市	修　正	有	○	○	○	○	○	○					○				スタンドアロン	有	○			有	令和5年4月	
藤　沢　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	有	○			有	令和６年3月	
茅ヶ崎市	修　正	有	○	○	○	○		○	○			○										無	無し	
新　潟　市	修　正	有	○	○	○	○		○	○			○										無		Access
富　山　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○			○										無		
金　沢　市	修　正	有	○		○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	有	○			無		
福　井　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				外部システム	無				無		
甲　府　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○	○		○										有	未定	
長　野　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○			○			○	環境省版浄化槽台帳システム						有	時期未定	環境省版浄化槽台帳システムへのデータ移行
松　本　市	追　加	有		○	○				○			○			○	環境省版浄化槽台帳システム						有	時期未定	
岐　阜　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				外部システム	有	○			無		
静　岡　市	修　正	有	○		○			○	○	保守点検業者、清掃業者等		○										有	未定	
浜　松　市	修　正	有	○	○	○		○	○	○	維持管理指導（戸別訪問等）			○				スタンドアロン	無				無		新台帳システム（法改正対応）を再構築中（令和５年度運用開始予定）
名古屋市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	有	○			無		
豊　橋　市	修　正	有	○		○	○	○	○	○			○			○	環境省版浄化槽台帳システム						有	令和5年3月	
岡　崎　市	修　正	有	○	○	○		○	○	○				○		○	全浄連システム	LGWAN	無				有	令和4年9月	
一　宮　市	修　正	有	○	○	○		○	○	○				○				クラウド	有	○			有	未定	
豊　田　市	修　正	有	○	○	○		○	○				○	○		○	全浄連システムを検討中	スタンドアロン	有	○		○	有	未定	清掃及び法定検査は、エクセルにて管理
四日市市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				外部システム	有	○			無		
大　津　市	修　正	有	○	○	○		○	○	○			○										有	令和５年3月	
京　都　市	修　正	有	○	○	○			○	○	変更届		○			○	環境省版浄化槽台帳システム						有	令和5年3月	
大　阪　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○	浄化槽変更届出書、技術管理者変更報告、浄化槽管理者変更報告			○				外部システム	有	○			無		
堺　　市	修　正	有	○	○	○			○	○		○		○				外部システム	有	○			無		
豊　中　市	修　正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	無				無		

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（1）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
吹田市	修正	有			○		○	○			○	○			○	内容については未定	スタンドアロン	無				有	未定	現在台帳整理中 専用の管理システムからExcel等の表計算ソフトに回答変更。 吹田市では、紙台帳とExcelでの独自での電子台帳での管理を行っています。
高槻市	修正	有		○	○		○	○	○				○				スタンドアロン	無				無		
枚方市	修正	有	○	○	○			○	○				○				その他	無				無		イントラネット形態で運用 現システムではGISエンジンを用いて地図情報とリンクは不可能
八尾市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	GIS	スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和4年９月	現在更新中
寝屋川市	修正	有	○	○	○			○			○	○										有	令和4年度末までに更新予定	
東大阪市	修正	有		○	○		○	○	○				○				外部システム	無				無		
神戸市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○			○										有	未定	
姫路市	修正	有	○	○	○			○	○				○	○			スタンドアロン	無				無		
尼崎市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			スタンドアロン	有	○	○	○	無		
明石市	修正	有	○	○	○		○	○	○				○				その他	無				無		庁内LAN
西宮市	修正	有	○		○		○	○	○		○	○						無				無		
奈良市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										無		
和歌山市	修正	有	○	○	○				○				○				スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和5年3月	
鳥取市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				LGWAN	無				有	未定	クライアントサーバー管理
松江市	修正	有	○	○	○			○	○				○				スタンドアロン	有	○			有	令和5年3月	
岡山市	修正	有	○	○	○				○				○		○	GIS	スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和5年3月	
倉敷市	修正	有	○	○	○			○	○				○				スタンドアロン	有	○	○		有	令和5年4月	
広島市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○	浄化槽変更届、 浄化槽使用開始届、 浄化槽使用再開届出書、 管理者変更報告書、 浄化槽技術管理者変更報告書 立入調結果等			○				その他	有	○			有	令和5年3月	庁内LAN （ネットワーク）
呉市	修正	有	○	○	○		○	○	○			○										無		
福山市	修正	有	○	○	○			○	○	管理者変更届出及び補助金	○		○				LGWAN	有	○			無		
下関市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				クラウド	有	○			有	令和4年3月	
高松市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				その他	無				無		○指定検査機関（香川県浄化槽協会）からMicrosoft Accessで提供される。
松山市	修正	有	○	○	○				○	・変更届 ・設置および維持管理の補助金交付			○	○			その他	有	○	○				オンプレミス
高知市	修正	有	○	○	○			○	○				○				LGWAN	無				無		

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
北九州市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○				○		○	キントーン	LGWAN	有	○		○	有	令和５年度	キントーン
福岡市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										無		
久留米市	修正	有	○	○	○	○		○	○				○				スタンドアロン	無				無		
長崎市	修正	有	○	○	○		○	○	○				○				その他	無				無		台帳の運用形態「アクセスデータベースをファイルサーバ上で運用」
佐世保市	修正	有	○	○	○		○	○	○			○			○	LGWAN						有	令和4年6月更新（現在稼働中）	
熊本市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										無		
大分市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○	管理者			○				外部システム	有	○	○	○	無		
宮崎市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				LGWAN	有	○			無		
鹿児島市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○				○				外部システム	無				無		
那覇市	修正	有	○	○	○	○	○	○	○	指導対応記録等		○										無		

注）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和3年度末現在）

東京都特別区	修正等	浄化槽台帳の有無	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
千代田区	修正	有	○	○	○	○		○	○			○										無		
中央区	修正	無																						
港区	修正	有	○	○	○	○	○	○		マニフェスト情報		○										無		
新宿区	修正	有	○	○	○				○		○											無		
文京区		無																						
台東区		無																						
墨田区		無																						
江東区	修正	有	○	○	○							○										無		
品川区	修正	有			○	○	○	○	○			○										無		
目黒区		無																						
大田区	修正	有	○	○	○	○	○	○	○			○			○	環境省作成の浄化槽台帳システムの導入を検討中。						無		
世田谷区	修正	有			○		○	○	○			○										無		
渋谷区		無																						
中野区		無																						
杉並区	修正	有					○					○										無		
豊島区		無																						
北区	修正	有	○	○	○							○										無		
荒川区		無																						
板橋区	修正	有	○		○							○										無		
練馬区	修正	有	○	○	○	○	○		○			○										無		
足立区	修正	有	○	○	○							○	○				スタンドアロン	無				無		
葛飾区	修正	有			○							○										無		
江戸川区	修正	有	○	○	○				○			○										無		

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
								保守点検				清掃				
		市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
北　海　道		無	無	無	無	無		その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	各市町村によって異なる。
青　森　県		有	無	無	無	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	その他	1年に1回					収集形態：電子ファイル又は紙
岩　手　県	修　正	有	有	無	有	有	法定検査員の現地確認情報	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	4か月に1回	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	年に1回	市管理の浄化槽のみ 個人管理は対象外
宮　城　県	修　正	有	有	有	有	有	法定検査センターとの連携、清掃記録との突合、報告書、廃止届等を受理した都度	その他	その他	その他	市町村による	その他	その他	その他	市町村による	浄化槽の設置に関する事務を権限委譲しているため，データは事業者から直接・間接、委託契約・報告徴収、電子ファイル・紙と市町村により収集方法は異なっている。（各市町村の調査票を参照）
秋　田　県		有	無	無	有	無										
山　形　県		有	有	有	有	有	市町村毎に異なる	その他	その他	その他	市町村毎に異なる	その他	その他	その他	市町村毎に異なる	「その他」の部分は市町村毎に異なる
福　島　県	修　正	有	有	有	有	有	保守点検業者からの問い合わせ、課税台帳との突合	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	1か月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	1か月に1回	
茨　城　県	修　正	有	無	無	有	有	登記簿による土地所有者の確認	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回					清掃のデータ集方法等については検討中
栃　木　県	修　正	有	有	無	有	有	保守点検、清掃記録との突合等	その他	その他	その他	その他	事業者から直接的に収集	その他	その他	その他	精査状況や収集方法は各市町によって異なる。
群　馬　県		有	有	有	有	有	指定検査機関による精査	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	月に1回	
埼　玉　県	修　正	有	有	有	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回または 毎日	事業者から直接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回または 毎日	清掃データの収集 は一部市町村で実施。 収集形態は一部紙。 データ収集を行う根拠は浄化槽法49条2項です。
千　葉　県		有	有	有	有	無										
東　京　都		有	有	有	有	有	住宅地図、督促郵送など	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	年1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	年1回	
神 奈 川 県	修　正	有	有	無	有	無		その他	その他	その他	検討中	その他	その他	その他	検討中	台帳データの具体的な収集方法については、令和４年度中に整理
新　潟　県	修　正	有	無	無	有	有	保守点検事業者からの情報による精査	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	３か月に１回					台帳データを事業者から直接収集している市町村もあります。
富　山　県	修　正	有	有	無	有	無	保守点検業者からの解約等情報提供	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	保守点検・清掃については収集体制未整備
石　川　県		有	有	無	有	無										
福　井　県	修　正	有	有	無	有	無		その他	報告徴収	電子ファイル	年3～4回	その他	報告徴収	電子ファイル	年3～4回	指定検査機関から法定検査結果データと一緒に保守点検・清掃に係るデータ（業者名のみ）を提供してもらっている
山　梨　県		有	無	無	有	無										
長　野　県		有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	年1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	年1回	
岐　阜　県		有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月1回	データ収集を行う根拠：その他（実施要領に規定）
静　岡　県	修　正	有	無	無	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	不定期	
愛　知　県		有	有	有	有	有	浄化槽保守点検業者等の帳簿との突合									
三　重　県	修　正	有	有	無	有	有	清掃記録・保守点検記録との突合（大台町） 清掃業者・保守点検業者からの情報提供（大紀町）	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	月に1回（松阪市）、４か月に１回（多気町）、３か月に１回（大台町）	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	月に1回（松阪市）、４か月に１回（多気町）、３か月に１回（大台町）	保守点検及び清掃に関する情報について、毎月法定検査機関より、電子データにより法定検査結果報告として情報提供を受けている。
滋　賀　県	修　正	有	有	有	有	有	清掃記録等との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に１回～年に１回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に１回～年に１回	市町に権限移譲しており、台帳管理方法等は市町によって異なる。

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
								保守点検				清掃				
		市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
京　都　府		有	有	有	有	無		協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	1ヶ月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	1ヶ月に1回	
大　阪　府		有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	保守点検、清掃に関する情報収集について、本府では知事指定検査機関より毎月法定検査結果報告を受けています。
兵　庫　県		有	有	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1ヶ月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1ヶ月に1回	
奈　良　県	修　正	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に１回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	月に１回指定法定検査機関より保守点検及び清掃等の記録を電子ファイルにて受領している。台帳との突合については年度末に１回実施している。
和 歌 山 県	修　正	有	有	無	有	有	法廷検査実施機関との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	不定期	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	不定期	
鳥　取　県		有	有	無	有	有	保守点検及び清掃実績による確認	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に１回	
島　根　県		有	有	無	有	無										
岡　山　県		有	無	無	有	無										
広　島　県																
山　口　県		有	有	無	有	無										
徳　島　県	修　正	有	有	無	有	無										個人情報の取り扱いや，情報を保有する事業者の負担とならない方法を検討中。
香　川　県	修　正	有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	3か月に1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	3か月に1回	データ収集を行う根拠は、県の定める「浄化槽に関する取扱要綱」の規定を準用 （権限移譲：善通寺市） 下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新　→有り 台帳データの収集方法 － 保守点検、清掃 － 頻度　→年に1回
愛　媛　県		有	無	無	無	無										
高　知　県		有	無	無	有	無										
福　岡　県		有	有	有	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	現在、法定検査の結果報告から保守点検及び清掃の状況を収集しているが、今後、全体的に見直すことを検討中
佐　賀　県	修　正	有	無	無	無	無										
長　崎　県		有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	年1回以上	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	年1回以上	指定の条件により報告を求めている
熊　本　県	修　正	有	有	無	有	無										
大　分　県		有	有	無	無	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	その他とは、11条検査結果書への記載から把握
宮　崎　県		有	無	有	有	無										
鹿 児 島 県		有	無	無	有	有	点検清掃記録との突合	協会等を通じて間接的に収集	その他	クラウド	随時	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	随時	浄化槽台帳に記載するよう求められているため
沖　縄　県	修　正	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	その他	紙	年に１回	その他	その他	その他	検討中	【保守点検】 根拠：沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づく業務報告書の提出。 【清掃】 市町村からのデータ収集を検討中。

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
								保守点検				清掃				
		市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
札　幌　市	修　正	有	無	無	無	有	保守点検記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	
函　館　市		有	有	無	有	無										
小　樽　市		有	有	無	有	無										
旭　川　市		有	無	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1か月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
青　森　市		無	無	無	無	無										
八　戸　市		有	無	無	無	有	保守点検実績との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	その他	1年に1回					紙または電子ファイル
盛　岡　市		有	有	無	有	無		その他	その他	紙	随時更新					盛岡市浄化槽事務処理要領に基づく浄化槽維持管理計画書の提出
仙　台　市		有	無	無	有	無										
秋　田　市		有	有	無	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
山　形　市	修　正	有	有	有	有	有	県から移管された台帳と、市台帳の突合による論理エラー解消。									
福　島　市	修　正	有	有	無	有	有	保守点検業者からの問い合わせ									電話 近隣からの苦情等があり、保守点検や清掃の状況を調査の上経緯として台帳に残す場合、台帳に専用の項目がないため、必要に応じて「指導内容」や「備考」に記録
郡　山　市		有	有	有	有	無										
い わ き 市		有	無	無	無	無										
水　戸　市		有	無	無	無	無										
宇 都 宮 市		有	有	無	有	有	法定検査未受検者対応結果の反映	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	
前　橋　市		有	有	無	有	有	清掃記録との突合	その他	その他	電子ファイル	週に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	・収集経路：検査実施機関から収集 ・データ収集を行う根拠：検査実施機関との協定
高　崎　市	修　正	有	有	無	有	無		その他	その他	電子ファイル	1年に1回	その他	その他	電子ファイル	1年に1回	・収集経路：検査実施機関から収集 ・データ収集を行う根拠：検査実施機関との協定
さいたま市		有	有	有	有	有	清掃記録との突合	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	1年に１回	事業者から直接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	要綱で規定
川　越　市		有	有	有	有	有	清掃業者及び指定検査機関からの報告	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
川　口　市		有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	月に1回	
越　谷　市		有	有	有	有	有	保守点検・清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	報告は紙またはCDROMによる電子ファイル （電子申請検討中）
千　葉　市	修　正	有	有	無	有	無						事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	「千葉市浄化槽清掃業の許可に関する規則」により報告を義務付けている
船　橋　市		有	有	無	無	無						事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	市条例
柏　　市		有	無	無	無	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	市条例
八 王 子 市	修　正	有	有	有	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	201人～500人年2回 501人～年4回	事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	清掃作業経費軽減の請求書に基づいている。
町　田　市		有	有	有	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
								保守点検				清掃				
		市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
横　浜　市	修　正	有	有	無	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
川　崎　市		有	無	無	有	有	清掃記録との突合					その他	報告徴収	紙	依頼ごとに随時	直営のため作業員の報告により収集
相 模 原 市	修　正	有	有	有	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	随時	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	随時	
横 須 賀 市	修　正	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1か月に1回	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	月に1回	
藤　沢　市	修　正	有	有	有	有	有	清掃業者等から得られた情報による更新	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	
茅 ヶ 崎 市		有	有	有	有	有	点検記録と台帳の突合	事業者から直接的に収集	その他	紙	年に1回					保守点検におけるデータ徴収の根拠：茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
新　潟　市	修　正	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	その都度					
富　山　市	修　正	有	無	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
金　沢　市	修　正	有	有	無	有	有	・保守点検業者 ・浄化槽型式 ・下水整備状況 ・補助金の有無 ・建物用途 ・指導記録	事業者から直接的に収集	その他	紙	毎月	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	回答「その他」の詳細は、条例（金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例）
福　井　市		有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	
甲　府　市	修　正	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
長　野　市	修　正	有	有	無	有	有	清掃記録との突合	その他	その他	その他	必要な都度	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	・事業者及び協会より収集 ・浄化槽法 ・紙及び電子ファイル
松　本　市	追　加	有	無	無	無	無										
岐　阜　市	修　正	有	有	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1か月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	週に1回	保守点検は契約の有無について報告
静　岡　市		有	有	無	有	無										
浜　松　市		有	有	無	有	有	業者からの情報					事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
名 古 屋 市	修　正	有	無	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	その他	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	保守点検の収集形態は紙又は電子のいずれか
豊　橋　市	修　正	有	有	有	無	有	設置届、廃止届等	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	保守点検の収集形態は紙又は電子のいずれか
岡　崎　市		有	有	無	有	有	清掃業者からの情報					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
一　宮　市	修　正	有	無	無	無	有	清掃業者からの情報					事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
豊　田　市		無	有	有	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	清掃データは、表計算ソフトでの管理
四 日 市 市		有	有	有	有	有	保守点検業者及び清掃業者からの実績報告	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	
大　津　市		有	有	無	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
京　都　市		無	無	無	有	無										
大　阪　市	修　正	有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	大阪府が協会と調整済
堺　　市		有	有	有	有	無										
豊　中　市	修　正	有	有	無	有	無	不明	その他	その他	その他	不明	その他	その他	その他	不明	台帳データの収集方法等については、現状定まっていない

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
								保守点検				清掃				
		市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
吹　田　市	修　正	有	有	無	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	随時	浄化槽清掃業許可業者から浄化槽清掃汚泥搬入受付等(清掃)での報告徴収
高　槻　市	修　正	有	有	無	有	無						その他	その他	紙	随時	収集経路は把握しておりません。 浄化槽清掃許可業者から清掃する際の受付等を行っています。
枚　方　市		有	有	有	有	無										
八　尾　市		有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	保守点検、清掃に関する情報収集について、 本市では知事指定検査機関より毎月法定検査結果報告を受けています。
寝屋川市	修　正	有	無	無	無	無										
東大阪市	修　正	有	有	無	無	有	清掃記録との突合					その他	報告徴収	電子ファイル	年に１回	清掃-収集経路：清掃記録を管理する環境部局から間接的に収集
神　戸　市	修　正	有	有	無	無	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1年に1回	
姫　路　市		有	有	無	有	無										
尼　崎　市	修　正	有	有	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	月に1回	事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	月に1回	
明　石　市		有	有	有	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
西　宮　市	追　加	有	有	有	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
奈　良　市		有	有	有	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	毎月	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	毎月	
和歌山市		有	有	無	有	無										
鳥　取　市		有	有	無	有	有	現地確認等	事業者から直接的に収集	その他	紙	年1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年1回	保守点検は鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例と浄化槽法第53条第1項に基づきデータ収集を行っている
松　江　市		有	無	無	有	無										
岡　山　市		無	有	有	無	無										
倉　敷　市	修　正	有	無	無	無	無										「保守点検」「清掃」 については現在データ 収集中。
広　島　市		有	無	無	有	有	保守点検、清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則
呉　　市		有	有	無	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
福　山　市		有	有	有	有	有	保守点検台帳との突合									過去収集した台帳を基に更新する。
下　関　市	修　正	有	有	有	有	有	往復はがきの送付	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に１回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	保守点検及び清掃 のデータ収集を行 う根拠について 【協会との覚書】
高　松　市		有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	月に1回	
松　山　市	修　正	有	有	無	有	有	H21年度緊急雇用対策を活用									検討中
高　知　市		有	有	有	有	有	特定建設作業届出の活用									
北九州市	修　正	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	
福　岡　市		有	有	有	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	その他	報告徴収	紙	清掃を行ったとき	清掃 収集経路：管理者から収集。 根拠：福岡市浄化槽法施行細則

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
								保守点検				清掃				
		市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
久留米市	修正	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回					
長崎市		有	無	無	無	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
佐世保市	修正	有	無	無	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
熊本市		有	無	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
大分市		有	有	有	有	有	業者等から得られた情報	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	清掃業の報告の収集形態は紙でも可
宮崎市	修正	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	委託契約	その他	月に1回	事業者から直接的に収集	委託契約	その他	月に1回	公設浄化槽の点検・清掃結果は紙・データにて収集し、データを台帳に取り込んでいる。 個人管理浄化槽の保守点検データは収集していない。個人管理浄化槽の清掃データは報告徴収。
鹿児島市		有	有	無	無	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
那覇市		有	有	無	無	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月1回	

注）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和3年度末現在）

東京都特別区	修正等	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
								保守点検				清掃				
		市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
千代田区	修正	有	無	無	無	無	無し	その他	その他	紙	1年に1回					法定検査結果により収集
中央区																
港区		有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	紙	法11条検査結果報告時	協会等を通じて間接的に収集	その他	紙	法11条検査結果報告時	保守点検・清掃は東京都環境公社による「浄化槽検査結果書」
新宿区		有	無	無	無	無										
文京区																
台東区																
墨田区																
江東区		無	無	無	無	無										
品川区	修正	有	無	無	有	有	汚泥搬入伝票による清掃実績把握・浄化槽管理者への通知の送付	その他	その他	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	3か月に1回	保守点検の収集経路は浄化槽管理者への通知の送付。 浄化槽管理者への通知による任意回答のためデータ収集の根拠規定なし
目黒区																
大田区		有	無	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3ヶ月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3ヶ月に1回	
世田谷区		有	無	無	有	有	浄化槽管理者への通知の送付					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3か月に1回	
渋谷区																
中野区																
杉並区		無	無	無	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	
豊島区																
北区		有	無	無	無	無										
荒川区																
板橋区		無	有	無	無	無										
練馬区		無	有	有	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3か月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3か月に1回	
足立区		無	有	無	有	無										
葛飾区	修正	無	無	無	無	有	浄化槽管理者への通知の送付									
江戸川区		無	無	無	有	無										

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
		単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
北海道		△	△	△	△	△	△	下水道区域内外の把握、設置状況の把握
青森県		○	○	○	○	×	×	
岩手県	修正	○	○	×	○	△	×	「使用開始届、設置届、廃止届、休止届」の項目も用いて、四半期に１回、指定検査機関と浄化槽台帳のすり合わせを行うことで、法定検査の未受験者に対する受験促進のために活用している。
宮城県	修正	△	△	△	△	△	△	仙台市以外の全市町村に権限移譲しているため調査票を参照
秋田県		○	○	×	×	×	×	
山形県		△	△	△	△	△	×	
福島県	修正	△	△	△	○	△	△	・公営企業決算統計報告 ・使用状況の把握
茨城県		○	○	×	○	×	×	
栃木県	修正	△	△	△	△	△	×	
群馬県		○	○	×	○	×	×	
埼玉県		△	△	△	△	×	×	
千葉県		○	○	×	○	×	×	
東京都	修正	○	○	○	○	×	×	
神奈川県		○	○	○	○	×	×	
新潟県		○	○	×	△	×	×	
富山県		○	○	○	○	×	×	
石川県		○	×	×	○	×	×	
福井県	修正	○	△	×	△	×	△	下水道への接続推進
山梨県		○	×	×	○	×	×	
長野県		○	○	○	○	×	×	
岐阜県		×	○	×	○	×	×	
静岡県		○	△	×	○	×	×	
愛知県		○	○	○	○	×	×	
三重県	修正	△	△	×	△	△	△	清掃・保守点検等の適切な実施（松阪市）
滋賀県	修正	△	△	×	△	×	△	市町に権限移譲しており、台帳管理方法等は市町によって異なる。
京都府		×	×	×	○	×	×	
大阪府		○	○	○	○	○	×	
兵庫県		△	△	△	△	×	△	合併処理浄化槽の把握
奈良県	修正	×	×	×	△	×	×	
和歌山県		△	△	×	×	×	×	
鳥取県		×	△	×	△	×	×	
島根県		○	○	○	○	×	×	
岡山県	修正	△	△	×	×	×	×	
広島県								
山口県		△	△	△	△	×	×	
徳島県	修正	○	○	×	×	△	×	
香川県	修正	△	×	×	○	×	×	
愛媛県		×	×	×	△	×	×	
高知県		△	△	△	△	×	×	
福岡県		×	○	×	○	×	×	
佐賀県		○	○	×	×	×	×	
長崎県		○	○	×	○	×	×	
熊本県		○	○	△	○	×	×	
大分県		×	○	△	○	×	×	
宮崎県		○	○	×	○	×	×	
鹿児島県		○	×	○	○	×	×	
沖縄県	修正	○	○	×	○	×	×	

注1）○：全市町村が上記の目的で台帳を活用、△：一部の市町村が上記の目的で台帳を活用、×：上記の目的で台帳を活用していない

注2）修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
		単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
札幌市		○	×	×	○	×	×	
函館市		○	×	×	×	×	×	
小樽市		○	×	×	×	×	×	
旭川市		○	×	○	○	×	×	
青森市		×	×	×	×	×	×	
八戸市		○	○	○	×	×	×	
盛岡市		○	×	×	×	×	×	
仙台市		×	×	○	○	×	×	
秋田市		×	×	×	○	×	×	
山形市		×	×	×	○	×	×	
福島市	修正	×	×	×	○	×	×	
郡山市		○	○	×	○	×	×	
いわき市		○	×	×	○	×	×	
水戸市		○	×	×	○	×	×	
宇都宮市		○	○	○	○	×	○	苦情対応
前橋市	修正	○	×	×	○	×	×	
高崎市		○	×	×	○	×	×	
さいたま市		○	×	×	○	×	×	
川越市		○	○	×	○	×	×	
川口市		○	×	×	○	×	×	
越谷市		○	×	×	○	×	×	
千葉市	修正	○	○	○	○	×	○	苦情対応
船橋市		○	○	○	○	×	×	
柏市		×	×	×	×	×	○	清掃状況確認（苦情対応）
八王子市		○	○	×	×	×	○	維持管理指導及び 公共下水道への接続促進
町田市		○	○	×	○	×	×	
横浜市		○	○	×	○	×	×	
川崎市		○	○	○	×	×	×	
相模原市		○	×	×	○	×	○	下水道水洗化指導の資料として活用
横須賀市	修正	○	○	○	○	×	×	
藤沢市		○	×	×	○	×	×	
茅ヶ崎市		○	×	×	○	×	×	
新潟市		×	○	○	○	×	×	
富山市	修正	×	×	×	○	×	×	
金沢市		○	×	×	○	×	×	
福井市		○	○	×	○	×	×	
甲府市	修正	○	×	○	○	×	×	
長野市		○	×	×	○	×	×	
松本市	追加	×	×	×	×	×	×	
岐阜市		○	○	○	○	○	×	
静岡市		○	×	×	○	×	×	
浜松市		○	○	×	○	×	×	
名古屋市		○	×	○	○	×	○	浄化槽清掃実施率の向上
豊橋市	修正	○	×	×	○	×	×	
岡崎市		○	○	×	○	×	○	悪臭の苦情が出た際の原因者特定
一宮市	修正	○	×	×	×	×	○	苦情対応
豊田市	修正	○	○	×	○	×	○	・苦情時の情報確認 ・浄化槽維持管理促進事業での参加者の浄化槽使用状況等の確認 ・法定検査受検率は、浄化槽台帳への登録基数と、法定検査実施状況（エクセル管理）から算出
四日市市		○	○	×	○	×	×	
大津市		○	×	×	○	×	×	
京都市		○	×	○	×	×	×	
大阪市		○	×	○	×	×	×	

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和3年度末現在）

保健所設置市名	修正等	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
		単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
堺市		○	×	×	○	×	×	
豊中市		○	×	×	×	×	×	
吹田市		○	×	×	×	×	○	清掃汚泥処理手数料徴収業務
高槻市	修正	×	×	×	×	×	○	長期未清掃世帯の指導
枚方市		×	×	×	○	×	×	
八尾市		○	×	○	○	×	×	
寝屋川市	修正	×	×	×	○	×	×	
東大阪市	修正	○	×	×	×	×	×	
神戸市		○	○	×	○	×	×	
姫路市	修正	○	○	×	○	×	○	浄化槽管理者等に対する維持管理の指導・啓発
尼崎市	修正	○	○	○	○	○	×	
明石市		×	×	×	○	×	○	浄化槽管理者等に対する維持管理の指導・啓発
西宮市		×	×	○	×	○	×	
奈良市		×	×	×	○	×	×	
和歌山市		○	×	×	×	×	×	
鳥取市		○	○	×	○	×	×	
松江市		○	○	○	○	×	×	
岡山市		×	×	×	×	×	×	
倉敷市	修正	○	○	○	○	×	○	無管理浄化槽（管理拒否）の把握
広島市		○	○	○	○	×	○	未管理浄化槽の把握
呉市		○	×	×	○	×	×	
福山市		○	○	×	○	×	×	
下関市		○	○	×	○	×	×	
高松市	修正	○	×	○	○	×	×	
松山市	修正	○	○	×	×	×	×	
高知市		×	×	×	×	×	○	管理者の把握 浄化槽の適正管理
北九州市		○	×	○	○	○	○	未検査・未保守点検の把握
福岡市		○	○	×	○	○	×	
久留米市		○	○	×	×	×	×	
長崎市		○	×	×	○	×	×	
佐世保市	修正	○	○	×	○	×	×	
熊本市		○	○	○	○	×	×	
大分市		○	○	○	○	○	×	
宮崎市	修正	○	○	×	○	×	×	修繕履歴はデータ量が膨大であり現台帳整備時には長寿命化を事業内容に含んでいなかったため収集してきた情報が不足又は未整備になっている。
鹿児島市	修正	○	○	○	○	○	○	補助金交付事務
那覇市		○	○	×	○	×	×	

注1）○：上記の目的で台帳を活用、×：上記の目的で台帳を活用していない

注2）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正

１９．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和3年度末現在）

東京都特別区	修正等	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
		単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
千代田区	修正	○	×	×	×	×	×	
中央区								
港区		○	×	×	×	×	×	
新宿区		○	×	×	×	×	×	
文京区								
台東区								
墨田区								
江東区		○	×	×	×	×	×	
品川区		×	×	×	○	×	×	
目黒区								
大田区		○	×	○	×	×	×	
世田谷区		○	○	○	×	×	×	
渋谷区								
中野区								
杉並区	修正	○	○	×	×	×	×	
豊島区								
北区		○	×	×	×	×	×	
荒川区								
板橋区	修正	×	×	×	×	×	○	下水道未普及地域に設置されている浄化槽のみを把握している。
練馬区	修正	○	×	×	×	×	×	
足立区	修正	○	×	×	×	×	×	
葛飾区		○	×	×	×	×	×	
江戸川区		×	×	×	×	×	×	

注1）○：上記の目的で台帳を活用、×：上記の目的で台帳を活用していない

注2）修正：前回の同設問から内容を一部修正

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（１）一括契約の推進に向けた取組状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体数	一括契約の推進に向けた取組を行っている自治体名
北 海 道	10	釧路市、島牧村、南幌町、秩父別町、北竜町、剣淵町、羽幌町、置戸町、雄武町、標茶町
青 森 県	1	平内町
岩 手 県	0	
宮 城 県	4	大崎市、登米市、大衡村、加美町
秋 田 県	1	能代市
山 形 県	0	
福 島 県	5	会津若松市、喜多方市、二本松市、南相馬市、伊達市
茨 城 県	35	**茨城県**、水戸市、日立市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、高萩市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨 城 町、城里町、東海村、美浦村、河内町、五霞町、利根町、土浦市、常総市、北茨城市、笠間市、取手市、ひたちなか市、那珂市、桜川市
栃 木 県	20	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群 馬 県	6	前橋市、高崎市、伊勢崎市、下仁田町、群馬県、南牧村
埼 玉 県	16	熊谷市、朝霞市、新座市、北本市、坂戸市、吉川市、伊奈町、滑川町、小川町、神川町、松伏町、鴻巣市、深谷市、桶川市、美里町、上尾市
千 葉 県	40	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、成田市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、鴨川市、鎌ケ谷市、富津市、袖ケ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、香取市、山武市、いすみ市、多古町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、野田市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、流山市、白井市、酒々井町、神崎町、白子町
東 京 都	1	八王子市
神 奈 川 県	2	秦野市、葉山町
新 潟 県	4	五泉市、津南町、新潟市、上越市
富 山 県	1	黒部市
石 川 県	0	
福 井 県	3	鯖江市、越前市、高浜町
山 梨 県	9	都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、上野原市、韮崎市、甲州市、富士河口湖町
長 野 県	1	軽井沢町
岐 阜 県	18	岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、瑞穂市、海津市、笠松町、垂井町、大野町、白川町、東白川村、中津川市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、揖斐川町、御嵩町
静 岡 県	9	牧之原市、沼津市、富士宮市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿場市、菊川市、小山町
愛 知 県	1	豊川市
三 重 県	2	熊野市、大紀町
滋 賀 県	1	彦根市
京 都 府	0	
大 阪 府	0	
兵 庫 県	13	**兵庫県**、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市
奈 良 県	1	吉野町
和 歌 山 県	2	岩出市、すさみ町
鳥 取 県	0	
島 根 県	2	安来市、飯南町
岡 山 県	28	**岡山県**及び県内市町村
広 島 県	2	三原市、北広島町
山 口 県	0	
徳 島 県	7	**徳島県**、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町
香 川 県	1	三豊市
愛 媛 県	3	松山市、伊予市、松前町
高 知 県	4	宿毛市、仁淀川町、黒潮町、香美市
福 岡 県	11	大牟田市、久留米市、田川市、八女市、小郡市、筑紫野市、みやこ町、宗像市、糸島市、広川町、大任町
佐 賀 県	1	唐津市
長 崎 県	0	
熊 本 県	3	熊本市、荒尾市、甲佐町
大 分 県	0	
宮 崎 県	7	宮崎市、延岡市、小林市、えびの市、高原町、国富町、川南町
鹿 児 島 県	9	曽於市、喜界町、徳之島町、天城町、与論町、鹿屋市、出水市、姶良市、伊仙町
沖 縄 県	1	うるま市
合 計	285	

注）一括契約の推進に向けた取組を行っている都道府県数は4である。

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
北海道	釧路市		設置工事、保守点検、清掃、法定点検（７条のみ）	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	実態の把握と、適切な維持管理が期待できる。
	島牧村		設置工事、保守点検	地区ごとに分け契約している。	経費の削減及び適切な維持管理
	南幌町		設置工事、保守点検、法定点検	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上が図れる。
	秩父別町		保守点検・清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	北竜町		保守点検、清掃	特になし	維持管理の効率化及び委託契約額の軽減
	剣淵町		保守点検、清掃、法定検査	補助金の交付条件に維持管理組合の加入を条件	設置者の事務手続きなど負担軽減
	羽幌町		保守点検、清掃	保守点検及び清掃の委託契約締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進
	置戸町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	雄武町		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	設置に係る補助金の交付手続きの際に保守点検、清掃、法定検査の契約書及び依頼書が提出されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	標茶町		設置工事、保守点検清掃、法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に保守点検・清掃委託契約の写し及び法定検査依頼書の添付を義務付けている。	適切な維持管理が期待できる。
青森県	十和田市	削除	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	十和田市及びPFI事業者HPでの周知、市町村設置型浄化槽事業の要件としている。	PFI事業者が、工事から維持管理まで行うので経費が削減される。
	平川市	削除	保守点検・清掃	保守点検・清掃の一括契約	一括で発注することにより、保守点検や清掃業務を効率よく行うことができ、経費の削減等にもつながる。
	平内町		保守点検 清掃	市町村設置型浄化槽(公共浄化槽)町が管理し、設置時に一括契約する。	適正な維持管理の促進
	佐井村	削除	保守点検、清掃、法定検査	法定検査等を行うことができる業者が村内に１社のみのため、随意契約としている。	経費削減。
宮城県	登米市		保守点検、清掃	市内を３地区に分け一括契約している。	・維持管理費の縮減 ・適期の清掃実施による放流水質の安定
	大衡村		保守点検、清掃	一括発注により推進している	適宜に清掃を実施することにより放流水質の安定が図られる
	加美町		保守点検、清掃、法定検査	保守点検（年12回）業務・汲取清掃（年1回）業務を一括し、法定検査費用を上乗せし委託契約を締結している。	経費の縮減
	大崎市	追加	保守点検、清掃、法定検査	保守点検（年12回）業務・汲取清掃（年1回）業務を一括している。	維持管理費の縮減
秋田県	能代市		設置工事	浄化槽設置届時に、契約締結されているか確認している。	保守点検、法定検査等の受検率向上
山形県	最上町	削除	設置工事・保守点検・清掃・法定検査	PFI事業にて、SPCと設置及び維持管理の契約を締結している。	適正な維持管理の促進
福島県	会津若松市	修正	保守点検、清掃、法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検・清掃の契約書（写）及び法定検査の申込書（写）の添付を要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	喜多方市		保守点検・清掃・法定検査	市ホームページ・市広報など	一括契約をすることで、同一業者による保守点検や清掃の記録管理ができ、使用中の浄化槽にトラブルがあった場合に迅速な対応ができる。
	二本松市		保守点検、清掃、法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（１回）、法定検査の実施について確約される。
	南相馬市		保守点検、清掃及び法定検査	個人設置の一般家庭用合併処理浄化槽については保守点検・清掃業者主導で保守点検・清掃・検査の一括契約を促進。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年１回）、法定検査の実施について確約される。
	伊達市		保守点検、清掃、法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。（保守点検・清掃契約書の写し、法定検査申し込みハガキの写し）	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年１回）、法定検査の実施について確約される。
	下郷町	削除	保守点検、清掃、法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検・清掃の契約書（写）及び法定検査の申込書（写）の添付を要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
茨城県	茨城県		保守点検・清掃・法定検査	・標準契約書の様式を定め，設置届出に写しを添付 ・補助の要件とする ・契約仲介業者への手数料値上げ	・法定検査受検が確保される ・管理者による申込み手続きの負担軽減
	水戸市	修正	保守点検，清掃，法定検査	浄化槽設置届出書，浄化槽明細書で一括契約書の写しを添付書類としている。また，設置補助金の申請についても写しを添付書類としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	日立市		保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出書等に、一括契約書の写しを添付。	法定検査受検率の向上。
	石岡市		保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	結城市		保守点検、清掃、法定検査、その他	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	龍ケ崎市		保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出時に契約書を確認している。	法定検査受験の向上
	下妻市		保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理や検査率の向上が見込める。
	高萩市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	牛久市		保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置届出書で契約を確認 設置補助金請求時に添付要件としている。	保守点検、清掃、法定検査が確実に履行され、法定検査受検率の向上が期待できる。
	つくば市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の項目と同内容を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
茨　城　県	鹿　嶋　市		保守点検 清掃 法定検査	・市ホームページ、広報誌、地域コミュニティFMでの周知 ・設置補助金の要件として、浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しの添付を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	潮　来　市		設置工事	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	常陸大宮市		保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出時に，浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しを提出してもらっている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	筑　西　市	修　正	保守点検、清掃、法定検査	一括契約書の写しの添付を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	坂　東　市		設置工事	一括契約書の写しの添付を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	稲　敷　市		設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	かすみがうら市		保守点検、清掃、法定検査	市ホームページ、広報誌での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	神　栖　市		保守点検、清掃、法定検査	設置補助金の実績報告書を提出する際に一括契約の契約書の写しを添付することとしている。	適正な維持管理の促進
	鉾　田　市		保守点検、清掃、法定検査	補助金の交付要件に一括契約の締結を定める。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	つくばみらい市		保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結契約書を完了報告書の添付資料としている。	適正な維持管理の把握
	茨　城　町		保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件（契約書写しの提出）としている。	適正な維持管理の促進と法定点検受検率の向上
	城　里　町		保守点検、清掃 法定検査	設置補助金の要件として、保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しを添付す ることを要綱で定めている。	浄化槽の適正な維持管理と法定検査受検率の向上
	東　海　村		保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	美　浦　村		保守点検、清掃、法定検査	ホームページ掲載	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	河　内　町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	五　霞　町		保守点検、清掃、法定検査	広報誌での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	利　根　町		保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	土　浦　市	追　加	保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件（契約書写しの提出）としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	常　総　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	北茨城市	追　加	保守点検，清掃，法定検査	浄化槽設置届出時に契約書を確認している	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	笠　間　市	追　加	保守点検，清掃，法定検査	ホームページ掲載	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	取　手　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出書等に、一括契約書の写しを添付。	法定検査受検率の向上。
	ひたちなか市	追　加	保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	那　珂　市	追　加	保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	桜　川　市	追　加	保守点検，清掃，法定検査	一括契約の契約書の添付を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
栃　木　県	佐　野　市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理及び法定検査の受検率向上
	大田原市		保守点検 法定検査	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	矢　板　市		保守点検、法定検査	浄化槽使用開始報告及び補助金交付のときに一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	那須塩原市		保守点検、法定検査	一括契約書の写しを浄化槽使用開始報告書に添付するよう指導している	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	那須烏山市		設置工事、保守点検、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	市　貝　町	修　正	保守点検・法定検査	補助金実績報告書類で確認している	法定検査受検率向上等
	芳　賀　町	修　正	保守点検、法定検査	補助金実績報告書類で確認している	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	那　須　町		設置工事、保守点検、法定検査	一括契約の締結を補助金交付の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	那珂川町		保守点検 法定検査	補助金実績報告書類で確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	栃　木　市		保守点検 法定検査	浄化槽補助事業実績報告書に保守点検及び法定検査の委託契約書（写）の提出を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	下　野　市		保守点検 法定検査	補助金交付の際、保守点検の契約に法定検査が含まれているか確認している。	法定検査受検率の向上
	茂　木　町	修　正	保守点検 法定検査	浄化槽補助事業実績報告書に保守点検及び法定検査の委託契約書（写）の提出を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	野　木　町	修　正	保守点検 法定検査	浄化槽補助事業実績報告書に保守点検及び法定検査の委託契約書（写）の提出を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
	塩　谷　町		設置工事･保守点検･清掃･法定検査	補助金の交付要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
栃木県	高根沢町		保守点検 法定検査	一括契約の締結を補助の要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
	宇都宮市	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助の要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	足利市	追加	保守点検 法定検査	補助金の交付要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
	日光市	追加	保守点検 法定検査	補助申請時に法定7条検査依頼書の写しを添付要件、実績報告時に維持管理契約書（保守点検及び法定11条検査）の写しを添付要件	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
	小山市	追加	保守点検 法定検査	補助金実績報告書類で確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	真岡市	追加	保守点検 法定検査	浄化槽補助事業実績報告書に保守点検及び法定検査の委託契約書（写）の提出を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
群馬県	前橋市		保守点検、清掃、法定検査	保守点検契約時に、清掃の契約と法定検査への協力も併せてお願いしている。	３つの契約を１回で済ませることができる。保守点検契約をすることで法定検査と、清掃が担保できる。
	高崎市		保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置補助金の要件としている	適正な管理及び法定検査受検率の向上
	伊勢崎市	修正	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	下仁田町		保守点検・清掃・法定検査	保守点検契約時、清掃・１１条検査も併せて委託	３つの契約を１回で済ませることができる。保守点検契約をすることで、法定検査・清掃が担保できる。
	群馬県	追加	保守点検、清掃、法定検査	保守点検、清掃及び法定検査申込みが一括で契約できる様式を作成し、浄化槽保守点検業者に対して、当該様式を活用するよう通知している。	３つの契約を１回で済ませることができる。保守点検契約をすることで法定検査と、清掃が担保できる。
	南牧村	追加	保守点検・清掃・法定検査	保守点検契約時、清掃・１１条検査も併せて委託	３つの契約を１回で済ませることができる。保守点検契約をすることで、法定検査・清掃が担保できる。
埼玉県	熊谷市		保守点検、清掃、法定検査	HPでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上。故障、不具合の未然防止。
	朝霞市		保守点検、清掃、法定検査	市ホームページでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	新座市		保守点検、清掃、法定検査	市のホームページ、広報での周知	手続きの簡素化、法定検査受検率の向上
	北本市	修正	清掃・保守点検・法定検査	市ホームページでの周知	管理者にとっても３大義務である清掃・保守点検・法定検査を忘れることなく維持管理を行うことが出来る。
	坂戸市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を転換補助金の要件としている	適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上
	吉川市	修正	保守点検・清掃・法定検査	市ホームページでの周知	適正な維持管理の促進
	伊奈町		保守点検、清掃、法定検査	HP・広報への掲載予定	適正な維持管理の促進および法定検査受検率の向上
	滑川町		保守点検、清掃、法定検査	通知、訪問、回覧による周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	小川町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	神川町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進
	松伏町	修正	保守点検、清掃、法定検査	ホームページ、広報での周知	適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上
	鴻巣市		保守点検・清掃・法定検査	WEBサイトでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	深谷市		保守点検、清掃、法定検査	HPにおける周知など	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上
	桶川市		保守点検、清掃、法定検査	チラシ配布及び広報による周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	美里町		保守点検、清掃、法定検査	窓口での周知	使用者の契約の手間が省ける。 保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
	上尾市	追加	保守点検、清掃、法定検査	HPにおける周知など	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上
千葉県	千葉市		保守点検、清掃、法定検査	リーフレット作成、ＷＥＢ掲載	適正な維持管理回数の確保、法定検査受検増
	銚子市		保守点検、清掃及び法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	市川市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	船橋市		保守点検、清掃、法定検査	市ホームページによる周知	設置者による手続きの簡素化、適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上
	館山市		設置工事，保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	木更津市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	成田市		保守点検、清掃、法定検査、その他	一括契約の締結を設置補助金交付の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	佐倉市		法定検査、保守点検、清掃	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査率の向上
	柏市		保守点検，清掃，法定検査	チラシ配布等での周知	適正な維持管理の促進
	市原市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
千葉県	八千代市		保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	鴨川市		保守点検、清掃、法定検査手続き代行	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	鎌ケ谷市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約書の写しを設置補助金制度の必要書類の１つとしている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	富津市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を転換補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	袖ケ浦市		保守点検・清掃・法定点検	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進の予備法定検査受検率の向上
	八街市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	印西市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上。
	富里市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	南房総市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	香取市	修正	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	山武市		保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	いすみ市	修正	保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	多古町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助の要件としている	適正な維持管理の促進
	九十九里町	修正	保守点検、清掃、法定検査	一般契約の締結を転換補助金の要件にしている	適正な維持管理の促進
	横芝光町		保守点検、清掃、法定検査（11条検査）	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上
	一宮町	修正	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を転換に係る補助金の交付要件としている	浄化槽の適正な維持管理を徹底させることに資する
	睦沢町		設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	・適正な維持管理の推進に資する
	長生村		保守点検、清掃、法定検査	リーフレット配布、WEBサイト	法定検査受検率の向上
	長南町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置型補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大多喜町		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	補助金交付条件としている	適正な維持管理の促進及び、法定検査受検率の向上
	野田市	追加	保守点検、清掃、法定検査（11条検査）	補助金交付時に一括契約が締結されているか確認している	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	茂原市	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	東金市	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約書の写しを設置補助金制度の必要書類の１つとしている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	旭市	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	勝浦市	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	流山市	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び、法定検査受検率の向上
	白井市	追加	保守点検、清掃、法定検査	保守点検を業者に委託する場合は、一括契約の締結を補助要件としている	適正な維持管理の促進及び、法定検査受検率の向上
	酒々井町	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助の要件としている	適正な維持管理の促進
	神崎町	追加	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	補助金交付条件としている	適正な維持管理の促進及び、法定検査受検率の向上
	白子町	追加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
東京都	八王子市		保守点検・清掃・法定検査	市設置型浄化槽の維持管理については、保守点検・清掃・法定検査それぞれ年間委託契約（単価契約）	市が保守点検・清掃・法定検査を委託することで、維持管理が適正に行える。
神奈川県	秦野市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	葉山町		保守点検、法定検査	WEBサイトでの周知、窓口等での周知	・適正な維持管理、法定検査受検率の向上。 ・維持管理の補助金について、申請者が来庁し、申請する手間が省ける。
新潟県	十日町市	削除	保守点検、清掃、法定検査	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検、清掃、法定検査(7条・11条)業務を、一括して委託契約している。	効率的な維持管理、及び故障等への迅速な対応
	五泉市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	保守点検・清掃の契約書や、法定検査の依頼書の添付を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	津南町		清掃、保守点検	町単独補助金の交付申請時に清掃、点検の委託契約についても確認	浄化槽の清掃、保守点検の必要性の周知、適正な実施
	新潟市	追加	保守点検，清掃，法定検査（7条及び11条）	保守点検・清掃の契約書及び法定検査申込書（11条を含む）写しの添付を補助設置の要件としている	浄化槽の適正な維持管理及び法定検査受検率の向上
	上越市	追加	保守点検、清掃、法定検査	保守点検・清掃の契約書や、法定検査の依頼書の添付を合併処理浄化槽等設置費補助金の実績報告書の添付資料としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
富山県	黒部市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約を維持管理補助金の交付の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
福　井　県	鯖　江　市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適切な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	越　前　市		保守点検、清掃 法定検査、 その他（修繕）	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進
	高　浜　町	追　加	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適切な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
山　梨　県	都　留　市		保守点検、清掃、法定検査	保守点検及び清掃の契約、法定検査の申し込みを設置費補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	山　梨　市		保守点検・清掃・法定検査	保守点検及び清掃契約、法定検査の申込を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大　月　市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	補助事業完了報告時に保守点検・清掃の業務委託契約書、法定検査の申込書及び７条検査の検査手数料を納めたことが確認できる書類の添付を要綱で定めている。	適切な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上が見込める
	南アルプス市	修　正	保守点検、清掃、法定検査	法定検査領収書(写)と保守点検・清掃の契約書(写)添付を必須としている。	維持管理の適正化
	北　杜　市		保守点検、清掃、法定検査	設置補助金の要件が契約書等の写しの添付になっている。	設置後も必要なメンテナンスが行われることが期待できる。
	上 野 原 市		保守点検、清掃	保守点検・清掃業務委託契約書の写しを添付することを要綱で定めている。	適切な維持管理
	韮　崎　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	保守点検及び清掃の契約、法定検査の申し込みを設置費補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	甲　州　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	市町村設置型浄化槽については、保守点検及び清掃、法定検査の受検を設置条件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	富士河口湖町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	保守点検及び清掃の契約、法定検査の申し込みを設置費補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
長　野　県	軽 井 沢 町		保守点検、清掃、法定検査	県・浄化槽協会との調整	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
岐　阜　県	岐　阜　市		保守点検・法定検査・清掃	WEBサイトでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大　垣　市		保守点検、清掃、法定検査	ホームページ、広報おおがきによるPR	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	関　　市		保守点検、清掃、法定検査	ホームページによるPR	適正な維持管理の促進及び法定検査率の向上
	瑞　浪　市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	瑞　穂　市	修　正	保守点検、清掃、法定検査	住民からの維持管理に関する問い合わせの際に案内	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	海　津　市		保守点検、清掃、法定検査	市報での周知	浄化槽の適正な維持管理の促進等
	笠　松　町		保守点検、清掃、法定検査	町ホームページでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	垂　井　町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大　野　町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	白　川　町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進
	東 白 川 村		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	中 津 川 市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	恵　那　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	美 濃 加 茂 市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	土　岐　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	市ホームページでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	各 務 原 市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	市広報での周知	浄化槽の適正な維持管理の促進等
	揖 斐 川 町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	御　嵩　町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	広報での周知	浄化槽の適正な維持管理の促進等
静　岡　県	牧 之 原 市		保守点検、清掃、 法定検査	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
	沼　津　市	追　加	保守点検、清掃、 法定検査	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
	富 士 宮 市	追　加	保守点検、清掃、 法定検査	補助事業実績報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
	磐　田　市	追　加	保守点検、清掃、 法定検査	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例） （令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
静　岡　県	焼　津　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
	掛　川　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
	御 殿 場 市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
	菊　川　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	実績報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
	小　山　町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	補助金交付要綱に定期的に保守点検、清掃を行い、１１条検査を年に一度受ける事、及び７条検査及び１１条検査の契約を指定機関と行わない者は補助対象としない事を定めている。完了届の添付書類として、浄化槽保守点検業者、及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し、浄化槽法定検査依頼書（７条検査・１１条検査）の写しの添付が必要。	適正な維持管理の促進
愛　知　県	豊　川　市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	阿 久 比 町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	実績報告時に法定検査契約書の写し、保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写しを提出することとしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	美　浜　町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
三　重　県	熊　野　市		保守点検、清掃、法定検査	実績報告時に契約書、受付所の添付を義務付けている	適正な維持管理ができる
	大　紀　町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	実績報告時に契約書、受付書の添付を義務付けている	適正な維持管理ができる
滋　賀　県	彦　根　市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
大　阪　府	柏　原　市	削　除	設置工事、保守点検、法定検査（公共浄化槽に限る）	PFI事業にて実施している。	適正な維持管理の実施と法定検査受検率の向上、職員の人員配置及び事務負担の軽減
	和　泉　市	削　除	設置工事、保守点検、法定検査	PFI事業にて実施している。	適正な維持管理の実施と法定検査受検率の向上、職員の人員配置及び事務負担の軽減
	富 田 林 市	削　除	設置工事、保守点検、法定検査	PFI事業にて実施している。	適正な維持管理の実施と法定検査受検率の向上、職員の人員配置及び事務負担の軽減
兵　庫　県	兵庫県、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三　田　市		設置工事、保守点検、清掃、（法定検査）	兵庫県浄化槽指導要綱にて契約書の様式（設置者・工事業者・保守点検業者・清掃業者の四者契約、法定検査については設置者の依頼を受け、工事業者等が指定検査機関に検査を申し込むことができる）、設置届出にこれら書類の添付を定めている。	適正な保守点検、清掃の担保及び、法定検査受検率の向上
	神　戸　市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届け出時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	姫　路　市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約（設置工事、保守点検、清掃）が締結されているか確認している。 また、法定検査については設置者の依頼を受け、工事業者等が指定検査機関に検査を申し込むことができ、浄化槽設置届出（建築確認）時に法定検査の申込書の写しの添付を確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	尼　崎　市		設置工事・保守点検・清掃	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	明　石　市		設置工事、保守点検、清掃	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	西　宮　市		設置工事・保守点検・清掃・（法定検査）	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
奈　良　県	吉　野　町		清掃、保守点検、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査寿県立の向上
和 歌 山 県	岩　出　市	追　加	保守点検、清掃、法廷検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	す さ み 町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届の際に契約書の写しを確認。	適正な維持管理及び法定検査受診率の向上
島　根　県	江　津　市	削　除	設置工事、保守点検、法定検査	補助金申請時に書類の写しを提出してもらっている。	適正な維持管理の促進、および法定検査受検率の向上
	飯　南　町		保守点検、清掃、法定検査	なし	適正な維持管理ができる
	安　来　市	追　加	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	補助金完了時に浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し、浄化槽法定検査依頼書の写しを提出してもらっている。	適正な維持管理の促進、および法定検査受検率の向上
岡　山　県	岡山県及び県内 市 町 村		保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約を確認	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
広　島　県	三　原　市		設置工事，保守点検，清掃，法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	北 広 島 町		保守点検・清掃	町内２地区（旧町）について協議会が業者と一括契約を行う	適切な維持管理の推進を図る事ができる
山　口　県	萩　　市	削　除	市町村設置型浄化槽の維持管理業務	市町村設置型浄化槽については保守点検及び清掃を一括契約している。	契約事務の簡素化

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）　　（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
徳　島　県	徳　島　市	削　除	保守点検、清掃、法定検査等	浄化槽補助金申請時の添付書類	法定検査(7条・１１条の初回検査)については、ほぼ１００％
	小 松 島 市	削　除	保守点検、清掃、法定検査	市、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	美　馬　市	削　除	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽補助金申請時の添付書類	適正な維持管理が図られる。
	三　好　市	削　除	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	ＰＦＩ事業による市町村設置型浄化槽申請時に一括契約	適正な維持管理の促進や法定検査の受検率の向上等。
	上　勝　町	削　除	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	石　井　町	削　除	保守点検、清掃、法定点検	一括契約の締結を転換補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定点検受検率の向上
	神　山　町		保守点検、清掃、法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	一括契約をすると、個別で契約するより保守点検、清掃料金が使用人員等を考慮して安価になる場合がある。
	那　賀　町		保守点検、清掃、法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	契約の簡素化・料金の割安・一連管理の適正な実施
	牟　岐　町		保守点検、法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適切な維持管理が図られる。
	美　波　町		保守点検、法定検査	広報誌による周知	支払料金の500円の割引
	海　陽　町		保守点検・法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる	適正な維持管理が図られる
	つ る ぎ 町		保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	徳　島　県	追　加	保守点検、清掃、法定検査	指定検査機関を窓口として、全県下で浄化槽の標準契約を実施している	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上
香　川　県	三　豊　市		法定検査・清掃・保守点検・維持管理補助金申請手続き	冊子の配布・浄化槽教室での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
愛　媛　県	松　山　市		保守点検、清掃	保守点検業者又は清掃業者の組合が窓口となり、一括契約を推進している。	保守点検及び清掃が確実に実施される。
	伊　予　市		保守点検＋清掃＋法定検査	広報、ホームページにて周知	点検、清掃、検査を確実に行うことができる。
	久 万 高 原 町	削　除	保守点検、清掃、法定検査、その他維持管理	保守点検業者（管理協同組合）と町が主体となって一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：市町村設置整備事業で設置された５０人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：同左
	松　前　町		保守点検、清掃、法定検査	広報・パンフレットでの周知。	合併浄化槽の設置者で保守点検・清掃・法定検査をしていない人が少なくなっている。
	愛　南　町	削　除	設置工事 保守点検 法定検査 「ＰＦＩ」方式により行う町営浄化槽整備推進事業	町営浄化槽整備推進事業の推進を目的とする特別目的会社（ＳＰＣ）が主体となり、法定検査業務の一括推進を図っている。	設置工事、保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年１回の法定検査が総合的に行える。 11条検査が確実に実施でき、受検率の向上につながる。
高　知　県	宿　毛　市		設置工事、保守点検清掃、法定検査（7条のみ）	補助事業実績報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	仁 淀 川 町	追　加	設置工事、保守点検清掃、法定検査（7条のみ）	補助事業実績報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	黒　潮　町	追　加	設置工事、保守点検清掃、法定検査（7条のみ）	補助事業実績報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	香　美　市	追　加	設置工事、保守点検清掃、法定検査（7条のみ）	補助事業実績報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
福　岡　県	大 牟 田 市	修　正	保守点検、清掃、法定検査	①維持管理委託業者へ一括契約を指導 ②補助申請時に設置者へ説明	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	久 留 米 市		保守点検・清掃・法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽法酒点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	田　川　市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	八　女　市		保守点検、清掃、法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第７条）の写し及び領収書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	小　郡　市		保守点検、清掃、法定検査	実績報告書に浄化槽維持管理委託契約書(写)の添付を義務付けている	適正な維持管理の推進
	筑 紫 野 市		保守点検、清掃、法定検査等	設置補助金手続きに伴う実績報告書の提出時に、「保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し」「法定検査依頼書及び領収書の写し」の提出を求めている。	適性な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	み や こ 町		設置工事、保守点検、清掃、法定点検	設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定点検受検率の向上
	宗　像　市	追　加	保守点検、清掃、法定検査	設置補助金の交付申請書に「法7条検査申込書・領収書の写し」を、実績報告書に「保守点検業者・清掃業者との保守点検・清掃・法定検査等の業務委託契約書の写し」を添付	適正な維持管理の促進及び法定点検受検率の向上
	朝　倉　市	削　除	保守点検、清掃、法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第７条）の写し及び、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	糸　島　市	追　加	保守点検・清掃・法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽法点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	広　川　町	追　加	保守点検、清掃、法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第７条）の写し及び領収書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大　任　町	追　加	保守点検、清掃	実績報告書提出時に、保守点検及び清掃の一括契約分の契約書の写し、 浄化槽設置状況検査依頼書（法第７条）の写し及び領収書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定点検受検率の向上

２０．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村名	修正等	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
佐　賀　県	唐　津　市		設置工事（手続を含む） 保守点検 法定検査	市町村設置型で整備を行う浄化槽について、設置工事（手続きを含む）・保守点検・法定検査等を含んだ特定事業契約を締結している。	一括契約により業務量を削減することができる。
熊　本　県	熊　本　市		保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置計画書または届出書の添付書類として、維持管理一括契約書の写しを求めている。	浄化槽管理者が、浄化槽設置後の維持管理の内容とそれに伴う費用を認識できる。
	甲　佐　町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	荒　尾　市	追　　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
宮　崎　県	宮　崎　市		法定検査、清掃、保守点検	広報等での周知、街頭啓発、戸別訪問	適正な維持管理の促進　法定検査受検率の向上
	延　岡　市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	小　林　市		保守点検、清掃、法定検査	補助対象物件については一括契約の指導を徹底している	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	え び の 市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	高　原　町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	国　富　町		保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	川　南　町		保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置事業補助金の事業実績報告書に添付するようにしている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
鹿 児 島 県	曽　於　市		設置工事・保守点検・法定検査	補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	喜　界　町		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	徳 之 島 町		設置工事、保守点検、法定検査、	補助金交付の要件としている。	適正な維持管理と法定検査の理解を深める及び受検率向上。
	天　城　町	修　　正	保守点検 清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	三　島　村	削　　除	保守点検、清掃、法定検査	市町村設置型による管理、運営	適正な維持管理と法定検査の実施
	与　論　町		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	鹿　屋　市	追　　加	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	出　水　市	追　　加	設置工事、保守点検、法定検査、	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理と法定検査の理解を深める及び受検率向上。
	姶　良　市	追　　加	保守点検 清掃 法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写しの添付を義務付けている。	適正な維持管理の推進
	伊　仙　町	追　　加	保守点検、清掃、法定検査	補助金交付の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
沖　縄　県	う る ま 市	追　　加	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上

注）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正、削除：前回の同設問から回答を削除

２１．放流水域に対する規制について

（１）規制の概要

（令和3年度末現在）

都道府県名	①公共用水域に放流する場合		②農業用水路に放流する場合		③道路側溝に放流する場合		④その他の放流方法	
	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数
北海道	無	16	無	4	無	5	無	2
青森県	無	0	無	1	無	3	無	0
岩手県	無	3	無	3	無	4	有	1
宮城県	無	11	無	12	無	10	無	8
秋田県	無	1	無	2	無	1	無	0
山形県	無	0	無	0	無	0	無	1
福島県	無	13	無	10	無	11	有	0
茨城県	有	28	有	26	有	24	無	3
栃木県	無	11	無	10	無	8	無	19
群馬県	無	9	有	11	有	10	有	3
埼玉県	有	24	有	24	有	25	有	8
千葉県	無	10	無	8	無	14	無	0
東京都	有	4	無	1	無	1	有	1
神奈川県	無	4	有	5	有	7	有	2
新潟県	無	1	無	2	無	1	無	0
富山県	無	0	無	0	無	0	無	0
石川県	有	1	無	1	無	1	無	1
福井県	無	1	無	1	無	1	有	0
山梨県	無	2	無	2	無	2	有	4
長野県	無	22	無	15	無	17	無	16
岐阜県	無	0	無	7	有	0	無	1
静岡県	有	9	無	4	無	1	無	2
愛知県	無	6	無	6	無	3	無	3
三重県	無	3	無	3	無	3	有	3
滋賀県	有	19	有	19	有	19	有	19
京都府	有	3	無	3	無	3	有	1
大阪府	有	2	有	2	有	1	有	2
兵庫県	有	1	有	1	有	1	有	2
奈良県	無	3	無	3	無	3	有	0
和歌山県	無	0	無	0	無	2	有	0
鳥取県	無	0	無	1	無	0	無	0
島根県	有	3	有	3	有	1	有	0
岡山県	有	2	有	2	有	3	有	2
広島県	無	6	無	3	無	3	無	3
山口県	無	1	無	1	無	1	有	0
徳島県	無	2	無	8	無	4	有	0
香川県	無	0	無	0	無	0	有	2
愛媛県	無	2	無	0	無	1	無	0
高知県	無	0	無	0	無	0	有	29
福岡県	無	6	無	5	無	7	無	2
佐賀県	無	3	無	1	無	3	無	2
長崎県	無	1	無	0	無	0	有	2
熊本県	有	11	有	10	有	13	有	7
大分県	無	1	無	0	無	0	有	0
宮崎県	有	1	有	1	有	1	有	1
鹿児島県	有	5	有	4	有	6	有	1
沖縄県	無	3	無	1	無	3	有	1
合計	14	254	12	226	13	227	27	154

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	ニセコ町	追加	ニセコ町普通河川管理条例	第９条　普通河川に1日につき５０立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	倶知安町		倶知安町普通河川管理条例	第９条　普通河川に1日につき５０立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	砂川市	削除	砂川市個別排水処理施設条例施行規則第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
	札幌市		札幌市浄化槽指導要綱	3　設置基準 (2)　放流先及び設置場所等 ア　放流先の条件 （ア）　放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。
	新得町		普通河川管理条例	第１３条　普通河川管理者は、この条例の規定による許可又は承認について、適正な普通河川管理の確保のため必要最小限度において、かつ許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならない範囲において、条件を附することができる。
	深川市	追加	深川市普通河川管理条例	第9条　普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。
	神恵内村		神恵内村普通河川管理条例	第９条　普通河川に１日につき、50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。
	積丹町	追加	積丹町普通河川管理条例	第11条　普通河川に1日につき25立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	千歳市		千歳市普通河川条例	第９条　普通河川に１日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	稚内市	追加	稚内市普通河川及び準用河川管理条例	第87条　普通河川に１日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。
	洞爺湖町	修正	洞爺湖町し尿浄化槽指導指針	第４　設　置 し尿浄化槽の設置場所等については、次の各号による。 １　放流先は、町が管理する河川・暗渠側溝、あるいは常時流水のある、町が管理する有蓋のＵ字側溝等（蓋が無い場合は、設置場所より３０ｍ蓋をかけること）とする。 ２　上記１に該当する河川・側溝等が無い場合は、原則地下浸透放流とすること。 ３　し尿浄化槽の設置は、維持管理に支障なく、騒音や悪臭を防止し、周辺の環境保全の確保できる場所とする。 ４　し尿をポンプ圧送で浄化槽へ導入する場合は、直送を避け、ポンプますを設けてから流入させること。 ５　その他、上記の１から３の項目のいずれにも当てはまらない場合は、関係課と協議を行うこととする
	苫前町	追加	苫前町普通河川管理条例	第9条　普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該汚水の排出又は汚水の排出に係る事業若しくは施設について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。
	白老町	削除	なし	但し、基本宅内処理とし流末処理先に応じて条件等協議となる。
	美瑛町	追加	美瑛町普通河川管理条例	第9条　普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。 （２）　河川敷地を占用すること。 第１０条　普通河川に１日につき、50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。 第１４条　普通河川管理者は、この条例の規定による許可又は承認について、適正な普通河川管理の確保のため必要最小限度において、かつ許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならない範囲において、条件を附することができる。
	美幌町	追加	美幌町普通河川条例	第９条　普通河川に１日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。
	幌加内町	修正	幌加内町普通河川管理条例	第8条　普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	本別町		本別町普通河川管理条例	第13条　普通河川管理者は、この条例の規定による許可又は承認について、適正な普通河川管理の確保のため必要最小限度において、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならない範囲において、条件を付することができる。
	網走市	追加	網走市普通河川管理条例	第9条　普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該汚水を排出する事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について他の法令等の規定による認可等を受け、又は届出をしているときは、この限りでない。
岩手県	紫波町		紫波町下水道条例施行規則	第２条第２項　放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を１リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
	西和賀町		西和賀町道路管理規則	第10条　浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することが出来る。
	滝沢市		滝沢市生活排水対策推進要綱	第７条　生活排水の処理については以下の基準のとおり。pH5.8～8.6　BOD20mg以下　SS50mg以下　大腸菌群数（１cm3につき個）3,000以下
宮城県	女川町	追加	女川町開発指導要綱	（公共施設） 第９条　開発事業者は、事業の施工に伴い新設又は改良を必要とする公共施設については、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める基準により、開発事業者の負担において整備しなければならない。 （６）　排水施設 ア　開発事業者は、あらかじめ町長と協議のうえ、地形、地質、開発区域の規模、放流先の排水能力、利水の状況及びその他周辺の状況を勘案し、かつ、開発事業の施工中又は完了後における雨水若しくは汚水の排出量を十分考慮し、これらを有効かつ適切に排出できるように設計した排水施設を、下水道、排水路、その他の公共用排水施設又は河川その他の公共水域に接続させなければならない。 イ　開発事業者は、雨水以外の汚水等については、町の指示する方法により浄化槽又は終末処理施設を設け、その排水が排水地先の公共用水域の利用目的に影響を及ぼすことのないよう処理しなければならない。この場合において、放流によって生じる第三者との紛争は、自己の責任において解決しなければならない。
	松島町	追加	松島町し尿浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６ 放流水の放流先、清掃等については法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 １ し尿浄化槽設置場所 （イ）　清掃及び維持管理に日常支障のない場所であること （ロ）　騒音、振動、悪臭等によって近隣に迷惑を与えないよう配慮すること ２ 側溝、下水溝等に放流する場合 （イ）　放流先は原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するに十分であること （ロ）　側溝等の流末は河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 （ハ）　道路等の側溝を利用し、蓋掛け等を必要とする場合、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること （ニ）　放流先が道路側溝の場合については道路管理者から同意を得られる場所であること ３ 最終放流先が用水路、沼等については水利権者、管理者等の同意を得ること。
	角田市		角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４（２）放流先について　ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	山元町		山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4（2）ア　生物化学的酸素要求量は20ｍｇ／ℓ以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 第4（3）ア　放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流地点については水利権者等の承諾を得ること。
	柴田町	修正	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第四条第２号　第4条　町長は、事前協議書を受理したときは、次の基準によりその適否について審査するものとする。 (2)　放流先 ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流地点に水利権等があり、必要と認められる場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得ていること。

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
宮 城 県	仙　台　市		広瀬川の清流を守る条例	第１１条 市長は，水質保全区域における広瀬川の水質の管理基準（以下「水質管理基準」という。）を定めるものとする。
	仙　台　市		仙台市開発指導要綱	第23条第２項　開発行為者は，汚水等を公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。）に排出する場合においては，市長が定める基準に従い合併処理浄化槽等の排水処理施設を設置し，汚水等を浄化して排出するものとする。
	川　崎　町		川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第6条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 (1) 側溝、下水溝等に放流する場合 ア　放流先は、原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するのに十分なものであること。 イ　側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ　道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること。 (2) 河川、農用水路に放流しようとする場合 ア　放流水量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ　河川水等の滞流している部分でないこと。 (3) 湖沼等に放流する場合 ア　小水域でないこと。 (4) 清掃に伴う汚泥の処理については、許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、町長が指示する方法に従って処理すること。
	蔵　王　町		蔵王町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第３条（２）放流先について ア放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ放流水の流末が河川や用水等の水域に滞留せずに流下しているものであること。
	村　田　町	修　正	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条（３）ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流先は原則として耐水材料で造られ、放流水量を収容するに十分なものであること。 ウ　放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 エ　設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は２０PPm以下、除去率９０パーセント以上とすること。
	多 賀 城 市		多賀城市開発指導要綱（下水道、河川、水路）	・第１３条第２項　開発事業者は、下水道法に規定する処理区域外の区域において浄化施設を設置するときは、整備基準により設置しなければならない。 ・第１３条第３項　開発事業者は、開発事業によりその周辺及び下流の農地等に影響を及ぼすときは、必要に応じ、用水確保に必要な施設を整備基準により設置しなければならない。
	多 賀 城 市		多賀城市公共物管理条例（行為の許可）	・第４条第１項５号　河川及び水路に下水その他これに類するものを放流すること。
	白　石　市		白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条　第一項（２）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
秋 田 県	由利本荘市	追　加	由利本荘市浄化槽の設置に関する指導要綱	第5条　設置に当たって、次の条件を満たした場合認めるものとする。 （１）　前条第1項の規定に基づき、浄化槽の届出をしようとする者は、その放流水を市で管理する道路側溝又は下水路等に流入するときは、市長の許可を受けた場合。
福 島 県	い わ き 市	追　加	いわき市浄化槽事務処理要綱	５条１項２号　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、常時流水のある水路等であること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合であって、当該浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。
	伊　達　市		伊達市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合によって、浄化槽が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
	葛　尾　村		葛尾村浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
	郡　山　市		郡山市浄化槽事務処理要領	第２－３－（２） 放流先は環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	石　川　町		石川町浄化槽事務処理要綱	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	大　熊　町	修　正	大熊町浄化槽事務処理要領	第３（２）　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水がある水路等にすること。
	大　熊　町	修　正	大熊町公共物管理条例	第６条（２　）普通河川の流水の方向、清潔、流量等について、普通河川管理上支障を来たすおそれのある行為をすること。
	中　島　村		中島村浄化槽事務処理要領	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	田　村　市	修　正	田村市浄化槽事務処理要領	2条2項2号 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。
	楢　葉　町	修　正	楢葉町公共物管理条例	第6条（行為の許可） 次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、公共物管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)公共物を占用すること。 (2)公共物の産出物を採取すること。 (3)普通河川の流水を占用すること。 (4)工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (5)土地の掘削、盛土若しくは切土その他公共物の形状を変更すること。 (6)普通河川の流水の方向、清潔、流量等について、普通河川管理上支障をきたすおそれがある行為をすること。 (7)前各号に掲げるもののほか、公共物に係る工事を行うこと。ただし、軽易なものについては、この限りではない。
	南 相 馬 市		南相馬市浄化槽事務処理要領	第２　３（２）　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。
	白　河　市	追　加	白河市浄化槽事務処理要領	第2-3-(2) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
	福　島　市	修　正	福島市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。【第2　浄化槽の設置（変更）届出、３．審査基準（２）に規定】
	本　宮　市	修　正	本宮市浄化槽事務処理要領審査基準	第２ 第３審査基準　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、 この限りでない。
茨 城 県	茨　城　県		茨城県浄化槽指導要綱第３	浄化槽の放流水は，原則として環境衛生上支障がなく，かつ，水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	茨　城　県		茨城県霞ケ浦水質保全条例第２１条の６	霞ケ浦流域内において生活排水を処理する者は，次に掲げるところにより，生活排水を適正に処理しなければならない。
	茨　城　県		茨城県道路占用許可基準	(3)合併処理浄化槽を設置するときは，窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽（規則で定めるものに限る。第２１条の９において「高度処理型浄化槽」という。）を設置すること。
	かすみがうら市	追　加	かすみがうら市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　敷地又は流水（水面を含む）を占用すること。 (2)　工作物等の新築、改築又は除去等をすること。 (3)　掘削、盛土、切土及びその他土地の形状を変更すること。 (4)　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。ただし、かんがいの用その他公共の用に供する場合を除く。 (6)　前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	つ く ば 市		つくば市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。(1)　法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。(2)　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。(3)　法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。(4)　流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。(5)　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	ひたちなか市	追　加	ひたちなか市生活排水等の流入に関する条例　第４条	流入許可基準は，別表のとおりとする。（別表抜粋）3　生活排水又は雨水を道路側溝又は普通河川等に流入させる場合は，次の要件を満たしていること。(1)　取付けは，流末の確保が可能であって，かつ，施設断面に余裕があると認められること。(2)　道路側溝への取付管は，口径100mm以下であること。
	ひたちなか市	追　加	ひたちなか市生活排水の処理の適正化に関する要綱　第４条（１）	第4条　(1)　放流処理を行うときは，公共用水域の水質保全に留意し，別表第1に定める浄化槽を設置すること。別表１（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であって，生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上及び放流水のBODが20mg／l（日間平均値）以下である性能を有するとともに，平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの）

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
茨城県	稲敷市	修正	稲敷市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。(1)　法定外公共物の敷地を使用すること。(2)　法定外公共物の敷地内に，施設，構造物等を新設し，又は改築し，使用すること。(3)　法定外公共物の施設，構造物等を改築し，又は除去すること。(4)　法定外公共物から砂利，砂，土砂その他これらに類するものを採取すること。
	下妻市		下妻市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が実施する事業のための行為又は非常災害のため、必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (1)　法定外公共物の敷地を占用すること。
	笠間市		笠間市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物に関し、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (１)工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (２)流水水面、敷地又はその上空若しくは地下を占用し若しくは使用すること。 (３)流水を利用するため、これを停滞させ、又は引用すること。 (４)流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定公共物の本来も目的以外に使用すること。 2　前項の許可を受けた者は、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 3　市長は、前項2項の許可をする場合において、法定外公共物の保全又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。
	牛久市	追加	牛久市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において次に掲げる行為(以下「使用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　法定外公共物の敷地又は水面を使用又は占用するとき。
	古河市		古河市法定外公共物管理条例	第4条（条文は省略）
	行方市		行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第３条　条例第２条第１項第１号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びりん１mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	坂東市		坂東市公共物管理条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)　公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (2)　公共物の敷地、流水又は水面を占用すること。 (3)　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4)　前3号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	桜川市	追加	桜川市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (2)　流水水面又は敷地を占用し、又は使用すること。
	取手市	追加	取手市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。
	守谷市	追加	守谷市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし，非常災害のため必要な応急措置として行う行為については，この限りでない。 (1)　工作物を新築し，改築し，又は除去すること。 (2)　流水水面又は敷地を占用すること。 (3)　流水を利用するためこれを停滞し，又は引用すること。 (4)　流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)　土地の掘削，盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為をするために必要なものを除く。)をすること。 (6)　前各号に掲げるもののほか，法定外公共物に関し工事をし，又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	小美玉市		小美玉市公共物管理条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　工作物を新築し，改築し，又は除却すること。 (2)　流水水面又は敷地を占用すること。 (3)　流水を利用するため，これを停滞し，又は引用すること。 (4)　流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)　竹木を流送すること。 (6)　生産物を採取すること。 (7)　前各号に掲げるもののほか，公共物に関し工事をし，又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	城里町	追加	城里町法定外公共物管理条例	管理者の許可
	常総市		常総市法定外公共物管理条例	管理者の許可
	常陸大宮市		常陸大宮市法定外公共物の管理に関する条例	第４条第２項　流水水面又は敷地を占用し，又は使用する者は，市長の許可を受けなければならない。
	神栖市		神栖市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において，本来の目的を損なわない範囲において，次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1)　工作物を新築し，改築し，又は除去すること。(2)　流水，水面又は敷地を使用すること。(3)　流水を利用するため，これを停滞し，又は引用すること。(4)流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。(5)　生産物(前条第3号に該当するものを除く。)を採取すること。(6)　土地の掘削，盛土，切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。(7)　前各号に掲げるもののほか，本来の目的以外に使用すること。
	水戸市		水戸市公害防止条例	第19条　届出施設に関する規制基準は，規則で定める。
	水戸市		水戸市公害防止条例施行規則	第8条　条例第19条の規則で定める規制基準は，別表第2に掲げるとおりとする。
	大子町		大子町公共物管理条例	(許可)第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は，町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1)　工作物を新築し，改築し，又は除却すること。
	筑西市		筑西市法定外公共物管理条例　第4条	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1)道路法第32条第1項及び道路施工令第7条に規程する工作物、物件又は施設の新築、改築又は除去等により法定外公共物を使用すること。(2)掘削、盛土、切土その他法定外公共物の形状を変更すること。(3)流水を利用するため、これを引用すること。(４)前3号に掲げるもののほか法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	土浦市		土浦市公共物管理条例	第4条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	東海村		東海村法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は，村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。 (1)　法定外公共物の敷地を使用すること。 (2)　法定外公共物の敷地内に，施設，構造物等を新設し，又は改築し，使用すること。 (3)　法定外公共物の施設，構造物等を改築し，又は除去すること。 (4)　第1号及び第2号に掲げるもののほか，法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用すること。 2　村長は，前項の許可の際，法定外公共物の維持管理のために必要な条件を付することができる。
	那珂市	追加	那珂市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)　施設等の新設、改築、除却等により土地を使用すること。
	八千代町		八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条（7）	（7）浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
	美浦村	追加	美浦村法定外公共物取扱要領	管理者の同意による
	北茨城市		北茨城市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）敷地又は流水水面を使用すること。 （２）工作物、物件又は施設（以下「工作物」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞させ、または引用すること。 （４）敷地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 （５）前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	龍ケ崎市		龍ケ崎市法定外公共物管理条例	第4条第1項、第2項（使用等の許可）
	龍ケ崎市		龍ケ崎市法定外公共物管理条例施行規則	第3条（使用の許可）、第4条（許可基準）

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
栃木県	足利市	追加	足利市法定外公共物の管理に関する条例	第5条　次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 （６）水路に汚水その他これに類するものを放流すること
	那須烏山市	追加	那須烏山市浄化槽指導規程	第３条　浄化槽を設置等する場合の基準は、次のとおりとする。 （４）　放流先 　ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
	那須町	追加	那須町公共物管理条例	第４条　公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 （１）敷地又は水面を利用すること
	野木町	追加	野木町浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の設置等に関する基準 ４　放流先 （１）　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
	野木町	追加	野木町公共物管理条例	（許可） 第４条　公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 （２）流水水面又は敷地を占用すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 （５）竹木を流送すること。 （６）生産物を採取すること。 （７）前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	野木町	追加	野木町うるおいのあるまちづくり条例 開発事業等の適正化に関する施行規則	（開発基準） 第４条　野木町うるおいのあるまちづくり条例第５４条第１項の規定により、規則で定める基準は次の表の左側に掲げる公共施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表に定めることによる。 別表４　排水施設 ２汚水排水施設 　（２）公共下水道計画区域 　　ア供用開始されていない区域において、汚水を公共用水域に放流する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置すること。 　（３）公共下水道計画区域 　　ア合併処理浄化槽を設置すること。 　（４）（２）及び（３）の区域で合併処理浄化槽を設置する場合は、放流先管理者と協議するものとし、汚水排水施設の維持管理は、事業者又は施設管理者が行うこと。
	益子町	追加	益子町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　敷地又はその上空若しくは地下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 （２）　流水面又は敷地を使用すること （３）　流水を使用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。 （５）　土地の堀削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前各号に掲げる行為について許可を受けた場合において、当該行為のためにするものを除く。）又は竹木の植栽若しくは伐採すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	下野市		下野市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新築し、改築し、又は除却すること。 (2)　特定の目的のために占用又は使用(以下「占用」という。)をすること。 (3)　前2号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事をし又は本来の目的以外に使用すること。
	佐野市		佐野市公共物管理条例	第４条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 （２）　流水水面又は敷地を使用すること。 （３）　流水を使用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 （５）　竹木を流送すること。 （６）　生産物を採取すること。 （７）　河川、水路等に下水その他これに類する物を放流すること。 （８）　前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	真岡市		真岡市法定外公共物管理条例	(占用等の許可) 第4条　法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (3)　流水水面を占用すること。
	真岡市		真岡市浄化槽指導要綱	第3　浄化槽の設置等に関する基準 　4放流先 ①水路等放流においては、管理者が環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当であると認めた水路等であること。
	大田原市	修正	大田原市法定外公共物管理条例	第4条第2項　市長は、前項の許可をするに当たり、公共の利益に寄与するため管理上必要な条件を付することができる。
	栃木市		栃木市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)　法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。 (2)　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (3)　法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 (4)　法定外公共物の敷地内において、土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 (5)　河川及び水路の流水を占用すること。 (6)　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為をすること。
	芳賀町		芳賀町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。
群馬県	みなかみ町		みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第５条　条例第４条第５号の規定に基づき、排出物を公共物に流入させようとする者は、工場等排出水流入許可申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。
	甘楽町	削除	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア　生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上
	桐生市		桐生市公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。（6）工場又は事業場等の排出水等を公共物に流入させること。
	高山村	追加	公共物使用等に関する条例施行規則	第7条　排出水を公共物に流入させようとする者は、申請書を村長に提出しなければならない。
	昭和村	追加	昭和村公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。(6)　工場、又は事業場等の排出水を公共物に流入させること。
	上野村		上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg／リットル以下及びSS10mg／リットル以下、T—N10mg／リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。
	千代田町		千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第6条　住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
	藤岡市	追加	藤岡市公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。(6)　工場、又は事業場等の排出水を公共物に流入させること。
	明和町		明和町土地開発事業指導要綱	同要綱第7条別表　４排水施設　③放流同意 開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可を得ること
	邑楽町		邑楽町公共物使用等に関する条例	第４条　公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 （１）公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	埼玉県	修正	埼玉県浄化槽設置指導要綱	第4　設置基準等　４　放流先の確保　浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 （1）　浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 （2）　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 （3）　私有の下水溝、 水路等に放流する場合は、 当該所有者又は管理者と協議すること。 （4）　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	さいたま市	追加	さいたま市浄化槽取扱指導要綱	第4-1-(2)-2) 性能基準　設置しようとする浄化槽の放流水の水質は、処理対象人員に関わらず、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上並びに放流水のBOD20mg/ℓ以下並びに大腸菌群数3,000個／㎤以下とする。ただし、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条第１項又は第３項の規定により、同法第２条第１項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して、より厳しい排水規準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。 第4-2 放流先のない浄化槽の設置　周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。 第4-3 放流先等の確保　浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 (1) 浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 (2) 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 (3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 (4) 合併処理浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	ときがわ町	追加	ときがわ町浄化槽設置及び管理指導要綱	第11条　浄化槽を設置しようとする者が、その排水を公共用水域に放流しようとする場合は、当該公共用水域の管理者と協議し、占用許可等必要な手続きを執らなければならない。
	伊奈町	修正	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	(設置等の基準) 第7条　浄化槽の設置等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (3)　放流先の水路等の管理者等から同意を得られる場所であること。
	羽生市	追加	羽生市開発指導要綱	第14条　4　事業者は、公共下水道処理区域外において開発区域から汚水・雑排水を排水する場合は、羽生市合併処理浄化槽設置指導要綱(平成10年告示第1号)の規定を遵守し、汚水処理施設(合併処理浄化槽等をいう。)を設置し、放流先管理者の同意を得るものとする。
	越生町		越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	（許可等）合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者（以下「合併処理浄化槽の設置者」という。）は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
	桶川市		桶川市浄化槽設置指導要綱	第6条第１項　合併処理浄化槽等の設置者は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。
	加須市		加須市浄化槽設置指導要綱	第7条　浄化槽の設置者は、公共用水域に放流する際、法令に基づく許可等が必要な場合においては、文書等により当該管理者と協議し、その許可等を得るものとする。
	滑川町		滑川町合併処理浄化槽設置指導要綱	（放流先の確保）第４条（１）　合併処理浄化槽等からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 （放流先の確保）第４条（２）　公共用水路、河川、道路側溝等に放流する場合には、許可又は協議が必要か否か確認し、必要な場合には、当該管理者に許可申請若しくは協議すること。 （放流先の確保）第４条（３）　私有の下水溝、水路等に放流する場合には、当該所有者又は管理者と協議すること。 （放流先の確保）第４条（４）　合併処理浄化槽等の設置に関し道路等を占有する場合には、当該管理者と協議すること。
	熊谷市	追加	熊谷市浄化槽設置指導要綱	第６条　浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。 ２　浄化槽等の処理水の放流に起因して生ずる第三者との紛争は、すべて設置者の責任において解決しなければならない。
	坂戸市		坂戸市環境保全条例	第23条　市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。
	所沢市	追加	所沢市浄化槽設置指導要綱	第6条第１項　浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に浄化槽等の処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
	小鹿野町		小鹿野町環境保全条例	第30条1項　事業者は、事業所排出水が公共用水域に与える影響を認識し、清流の保全のため有効な浄水処理施設の設置に努めなければならない。 第30条2項　特定施設及び指定排水施設を設置している工場又は事業所の事業者は、規則で定める排出水の排水基準を遵守しなければならない。 第30条第3項　前項に規定する特定事業場等に指定されていない小規模事業所及び汚水等を排出する土木建設作業を行う事業者は、規則で定める排出水の排水基準を遵守するとともに、水質の汚濁防止に努めなければならない。
	小鹿野町		小鹿野町環境保全条例施工規則	第19条1項　条例第30条第2項及び第3項の規則で定める当該施設の排出水の排水基準は、別表第１から別表第3までのとおりとする。
	小川町	修正	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第5条第4号　水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第3条第１項又は第３項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して第1号及び第2号に規定する水質基準より厳しい排水基準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。
	上尾市		上尾市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）工作物その他の施設を新築し、改築し、又は除却すること。 （２）流水水面又は敷地を使用すること。 （３）前２号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	深谷市	追加	深谷市浄化槽設置指導要綱	第6条第1項　浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に浄化槽等の処理水を放流する場合は、公共水域の管理者の許可を受けなければならない。
	神川町		神川町普通河川管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、別に定めるところにより町長の許可を受けなければならない。 （５）工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液又は抗水を普通河川に排出すること。
	川越市		川越市浄化槽設置指導要綱	第4-4-(2)公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。
	川口市		川口市浄化槽設置指導要領	別表１（第３関係）　２放流先の基準 イ　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要か確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。
	川口市		河川・水路の施工承認に伴う審査基準	４　承認条件として下記事項を遵守すること。 (16)放流水質はBODが20ppm以下とする。
	川島町		川島町環境保全条例	第３５条　町民は生活排水が水環境に与える影響を認識し、生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、汚濁の負荷を低減するために必要な浄化施設の設置等水質保全に必要な措置を講じなければならない。
	鶴ヶ島市		鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第５項　浄化槽の放流水は道路雨水管又は水路に放流するものとする。
	鶴ヶ島市		鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第６項　前項の規定に関わらず、自治会等が建設する集会施設に設置する浄化槽及び１０人槽以下の浄化槽からの放流水については、Ｕ字側溝への放流を認めるものとする。
	鶴ヶ島市		鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第７項　道路管理者は、道路雨水管が敷設されていない道路においてＵ字側溝が整備されている場合で、１１人槽以上５０人槽以下の浄化槽の放流水をＵ字側溝に放流することにより、水害等が発生しないと認めるときは、Ｕ字側溝へ放流を認めることができる。この場合において、放流水は排水ポンプを併設した貯留槽を経由し、内径が５０ミリメートル以下の管をＵ字側溝に接続して放流するものとする。
	東松山市		東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第６条　浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者は、公共用水域に浄化槽による処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。
	日高市	修正	日高市公共物管理条例	第５条　公共物に関し、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　公共物を本来の目的以外に使用すること（公共物に工作物、物件又は施設を設置すること及びこれらの行為に伴う工事を含む。）
	入間市	追加	入間市浄化槽指導要綱	第５条第１項　浄化槽処理水の放流先は、下水管又は水路（水利権等の存するものは、権利者の同意を必要とする。）とし、かつ、放流することについては、市長の許可（流末使用許可）を得たものでなければならない。

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	毛呂山町	修正	毛呂山町公共物管理条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （1）　工作物その他施設を新築し、改築し、又は除去すること。 （2）　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （3）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 （4）　公共物へ排水すること。 （5）　前各号に掲げるもののほか、公共物を本来の目的以外に使用すること。 2　町長は、前項の許可をする場合において、公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
	毛呂山町	追加	毛呂山町浄化槽設置指導要綱	第4条　住民は、第1条の目的達成のため、家庭等から排出される生活排水によつて、公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに、放流先の清掃及び補修点検に努めなければならない。
千葉県	いすみ市	削除	いすみ市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　省略 （２）　特定の目的のために占用又は使用（以下「占用等」という。）すること。
	浦安市		千葉県環境保全条例	第二十条　２　前項の排水基準（以下この節において「排水基準」という。）は、前条第一号イに規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）による汚染状態であっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
	君津市	追加	君津市法定外公共物の管理に関する条例	第4条　特に市長が命じた場合を除き、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。 (1) 省略 (2) 法定外公共物の敷地、流水又は水面を占用すること。
	御宿町		御宿町水源水質保全条例	（生活排水対策） 第９条　生活排水を排出する者は、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、次の各号に掲げる設備の設置に努めなければならない。 （１）　合併処理浄化槽 （２）　沈殿槽 （３）　水切袋 （４）　前各号に掲げるもののほか、水質浄化に有効と町長が認める汚水処理装置 ２　前各号に掲げるもののほか、生活排水を排出する者は、汚濁負荷を増加する行為を抑制するように努めなければならない。
	山武市	追加	山武市法定外公共物管理条例	（行為の許可） 第４条　法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し用とするときも同様とする。（1）省略（2）省略（3）特定の目的のために使用すること。
	酒々井町	修正	酒々井町法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 （1）工作物、物件又は施設を設け、継続して使用すること
	大多喜町	追加	大多喜町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　建物、その他の工作物を新築、改築又は除却すること。 （２）　特定の目的のために占用又は使用（以下「占用等」という。）すること。 （３）　前２号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事し、又は本来の目的以外に使用すること。
	東金市	追加	東金市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　省略 （２）　特定の目的のために占用又は使用（以下「占用」という。）すること。
	柏市		柏市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物に関する工事又は維持(以下「工事等」という。)を行おうとするものは，市長の承認を受けなければならない。ただし，法定外公共物の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的な補充その他当該法定外公共物の構造に影響を与えない維持については，この限りでない。
	木更津市	追加	木更津市法定外公共物の管理に関する条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下において、工作物、物件又は施設を新築し、改築し、または除去するため使用すること。
	野田市	追加	野田市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を得なければならない。 （１）法定外公共物の土地（私人が権限に基づき管理する土地を除く。）、流水を占用すること。 （３）工作物を新築、改築又は除去すること。
東京都	稲城市	削除	稲城市公共物管理条例施行規則	第2条2項　前項の申請書は、1件につき2部を提出するものとする。ただし、大丸用水土地改良区が所管する水路を排水流末とするものにあたっては３部とする。
	稲城市	削除	稲城市公共物管理条例の運用について	別表第1　（一部抜粋） 幹線水路等で流水の方向、清潔、流量、幅員若しくは深浅又は土地の状況に管理上支障を及ぼす行為
	青梅市		青梅市普通河川管理条例	第８条　普通河川において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　流水を占用すること。 （２）　敷地を占用すること。 （３）　工作物を新築し、改築し、または除却すること。 （４）　敷地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為（前号の許可にかかる行為のためにするものを除く。）をすること。
	青梅市		普通河川および準用河川への雨水および合併浄化槽処理水の放流に関する許可基準	２　合併浄化槽処理水の放流許可基準 合併浄化槽処理水については、次の要件を満たす場合に限り許可するものとする。 （１）　次の許可対象区域内であること。 ア　青梅市公共下水道（汚水）の認可区域外 イ　青梅市公共下水道（汚水）の認可区域内で供用開始が行われていない区域。ただし、供用開始の時期が確定し、公共下水道に放流が可能となる時期と調整ができる場合を除く。 ウ　前２号の区域については、供用開始区域図により判断する。 （２）　国土交通大臣が認定した合併浄化槽であること。 （３）　合併浄化槽の適正な管理が行われることを確認できること。
	町田市		町田市特定公共物管理条例	第5条　特定公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、町田市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。(6)　生活排水、雨水又は汚水を放流すること。
	町田市		町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第3　設置基準　(3)　放流先　ア生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水量及び水流が適当である水路等であること。この場合において、道路や河川等を使用するときは、管理者の許可を得ること。
	東京都	修正	東京都生活排水対策指導要綱	「東京都生活排水対策指導要綱」第5(1)別表第1に掲げる設置構造指針に基づく合併処理浄化槽を設置すること。
	日野市		日野市普通河川等管理条例	第５条　普通河川等において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 …中略 ２　普通河川等に、生活廃水及び雨水等を放流しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
	日野市		日野市普通河川等管理条例施行規則	第3条　…中略 ２　条例第５条第２項の規定により承認を受けようとする者は、普通河川等放流承認申請書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。 ３　前２項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合にはその一部を省略することができる。 (1)　印鑑証明書（法人の場合は、資格証明書）及び利害関係者同意書 (2)　案内図及び位置図 (3)　平面図、縦断面図、構造図及び設計仕様書 (4)　占用求積図、公図の写し、公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 ４　市長は、第１項及び第２項の規定により申請した者に対し占用等の許可をするときは、普通河川等占用許可書（第３号様式）及び普通河川等放流承認書（第４号様式）により行うものとする。 ５　許可及び承認を受けた事項の変更申請については、前各項の規定を準用する。この場合において、第３項ただし書中「一部」とあるのは、「全部又は一部」と読み替えるものとする。
	八王子市		八王子市公共物管理条例	第5条第3項　第2条第1項第2号又は第3号に掲げる公共物に1日につき５０立方メートル（河川の流量、利用状況等により市長がこれと異なる量を指定したときは、当該量）以上の汚水（生活又は事業（耕作又は養魚の事業を除く。）に起因し、又は付随する排水をいう。）を排出しようとする者は、あらかじめ市規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
神奈川県	寒　川　町		寒川町下水道条例	寒川町下水道条例第１８条第１項（行為の許可）放流に伴って雨水幹線施設の構造を変更する場合は、物件設置等許可申請が必要。
	秦　野　市		秦野市水路の管理に関する条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （4）汚水等を水路に流入させること。
	川　崎　市		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
	川　崎　市		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	平　塚　市		平塚市水路に関する条例　第４条	第4条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占用すること。 (2)　水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 (3)　水路に流水させるために工作物を設置すること。 (4)　汚水等を水路に流入させること。 (5)　前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの 2　市長は、水路管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
新潟県	南魚沼市		南魚沼市浄化槽条例	第15条　特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第8条第1項第1号から第4号まで及び第2項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
	南魚沼市	削　除	南魚沼市下水道条例	第8条　特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第9条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1)　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　1リットルにつき380ミリグラム未満 (2)　水素イオン濃度　水素指数5を超え9未満 (3)　生物化学的酸素要求量　1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4)　浮遊物質量　1リットルにつき600ミリグラム未満 (5)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量　1リットルにつき5ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量　1リットルにつき30ミリグラム以下 (6)　窒素含有量　1リットルにつき240ミリグラム未満 (7)　燐含有量　1リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	石　川　県		ふるさと石川の環境を守り育てる条例	第４７条　水質汚濁防止法第三条第三項の規定により、別表第一の上欄に掲げる区域に排出水を排出する同表の中欄に掲げる工場又は事業場に係る排出水の汚染状態について、同条第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準をそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
	宝達志水町		宝達志水町個別排水処理施設条例第３条２項	放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が９０％以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が１リットル当たり２０ミリグラム以下
福井県	勝　山　市		勝山市公害防止条例	第48条　し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
	勝　山　市		勝山市公害防止条例施行規則	第18条　条例第48条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　し尿浄化施設の位置 ア　し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができるところ イ　公衆衛生上良好な環境を保持することができるところ ウ　近隣住民に不快感を覚えさせないところ (2)　放流水の放流先 ア　放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めたところ イ　放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	甲　府　市	追　加	甲府市浄化槽指導要綱	第5条　新たに設置する浄化槽は、次に掲げる設置基準に適合するものとする。 （1）保守点検及び清掃が容易に行うことができる場所に設置すること。 （2）雨水等による冠水のおそれのない場所に設置すること。 （3）飲料用井戸から5メートル以上離れた場所に設置すること。 （4）浄化槽の放流水の放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 （5）放流先の選定に当たっては、放流先の水路等の管理者と十分に協議を行い、同意を得ること。
	南　部　町		南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条　住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
長野県	塩　尻　市		塩尻市家庭雑排水等処理施設設置等指導要綱　第８条（１）	放流先が用水路又は側溝である場合は、当該用水路又は側溝が、処理水により環境衛生上の支障を生じない流水量を有し、かつ、河川へ直接流入していること。 家庭雑排水を合併処理浄化槽及びこれと同等以上の処理能力を有する処理施設で処理したもの以外の処理水を放流する場合は、放流先の河川が流入する放流水量の１００倍以上の希釈水量を有し、かつ、滞留していないこと。 河川、用水路又は側溝の管理者が、放流口の設置について承諾していること。
	岡　谷　市		岡谷市浄化槽の設置に関する指導規準	第２　６　（１）河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	下諏訪町		下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第２　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （１）放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	茅　野　市	追　加	茅野市公害防止条例施行規則	第３条　規制基準　別表第6 排出水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素を日最大値20mg／l以下とすること。(別荘に設置する場合は、当該別荘地管理会社に浄化槽管理士が常駐していること又は当該別荘地管理会社が浄化槽管理士を置く会社と浄化槽の保守点検業務の委託契約を締結していることとし、その他必要な事項は、別に定める。)
	高　山　村		高山村公害防止条例施行規則	第10条　雑排水、有害物を含む汚水、し尿浄化槽から排出する処理水を放流できる公共用水域は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）　放流先は、常時相当量の流水量があってかつ河川又は水路（以下「河川等」という。）へ直接流入していること。 （２）　放流先が接続している河川等は、流入しようとする放水量のおおむね100倍以上の希釈水量を有し、かつ滞留していないこと。 （３）　河川等の管理者が放流について承諾していること。
	佐久穂町	追　加	佐久穂町浄化槽の設置に関する指導基準	第２条第６項　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （１）　河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	松　川　村		浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。
	松　本　市		松本市浄化槽法施行規則	第4条第4号　放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと 第7号　他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	諏　訪　市	追　加	諏訪市浄化槽の設置に関する指導基準	第2条　6　(1)　河川、側溝等は、放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	須　坂　市		須坂市公害防止条例	第27条　浄化槽を設置しようとする者は、規則で定める公共用水域のほかは、浄化槽からの排水を放流してはならない。
	須　坂　市		須坂市公害防止条例施行規則	第11条(1)常時相当量の流水量がありかつ河川等へ直接流入(2)河川等は放水量の100倍以上の希釈水量を有し滞留していない(3)河川等の管理者が承諾している
	池　田　町		池田町汚水処理指導要綱	第２（1）合併処理浄化槽の放流先は水路とする。又、単独し尿浄化槽の放流水の放流先は町が指定する水路とする。尚、水路使用については必ず土地改良区の承諾を得ること。 第２（２）水路が上水道の水源等、環境衛生上特に水質保全を必要とする場合は放流しないこと。 第２（４）放流先の水路の清掃は、関係利用者が共同の責任で常に清潔に管理すること。
	中　野　市		中野市公共物管理条例	第13条第１項　市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付すことができる。
	朝　日　村	修　正	し尿浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	令和４年３月29日告示第13号 し尿浄化槽の放流水は、河川等への放流を原則としているが、近年、地下浸透処理が増加していることから、これによる地下水の汚染及び災害の発生等の防止を図るため、地下浸透処理か可能な土地の条件等必要な事項を定めるものとする。
	長　野　市		長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例　（一部抜粋） （保全地域における行為の許可等） 第12条　保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。（略） （7）　排水を放流し、又は地下浸透させること。

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
長野県	長和町	追加	長和町浄化槽事務処理要領	第４条　管理者は、次に掲げる事項に留意して設置届出等の審査を行うものとする。 （３）　放流先の河川等が、水量が十分であり、かつ、滞留していないこと。
	東御市		東御市浄化槽法施行細則	第４条第３項　放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分であり、かつ、滞留していないこと。
	売木村		売木村浄化槽法事務処理要領	第３号　放流先の河川等が、水量が十分でありかつ、滞留していないこと。
	白馬村		白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条　放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあっては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	飯綱町		飯綱町自然環境保全条例施行規則	第３条　別表第2　自然環境の保全指導基準 第３　（４）　処理水のＢＯＤ値は営業の用に供するものにあっては浄化槽による処理水の後処理を行い、ＢＯＤ値を10mg／以下、その他の用に供するものにあっては20mg／以下とし、処理水は原則として放流によるものとすること。
	豊丘村	修正	浄化槽法事務処理規則	第２条第３項　放流先の河川等は、水量が十分でありかつ滞留していないこと。
	木島平村		木島平村環境保全条例施行規則	第2条　条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね５０％以上及びSS除去率がおおむね８０％以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	立科町	追加	立科町浄化槽の設置に関する指導基準	第２条第６項（１）河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
静岡県	静岡県		静岡県浄化槽取扱指導要綱	第３　浄化槽の設置等に関する基準　３ 放流先 （１）放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。
	伊豆市	追加	伊豆市普通河川条例	（許可事項） 第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長以外の者が、その権原に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 （２）　普通河川の敷地を占用すること。
	湖西市	追加	湖西市普通河川条例	第４条　市長の許可を受けなければならない
	御殿場市		御殿場市河川管理条例	第４条　市長の許可を受けなければならない
	三島市		三島市普通河川条例	第4条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、専ら農業用に供する通行橋及び慣行水利に属するものについては、この限りでない。 (2) 普通河川の敷地を占用すること。
	裾野市	修正	裾野市普通河川条例	第4条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長以外の者が、その権原に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 (2)　普通河川の敷地を占用すること。 (4)　普通河川の敷地において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
	清水町	修正	清水町普通河川条例	（許可事項） 第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 （２）　普通河川の敷地を占用すること。
	函南町		函南町普通河川条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 (1)　普通河川の流水を占用すること。
	浜松市		浜松市普通河川条例	市長の許可を受けなければならない
	富士宮市	追加	富士宮市普通河川条例	（許可事項） 第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長以外の者が、その権原に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 普通河川の敷地を占用すること
愛知県	岩倉市	修正	岩倉市公共用物の管理に関する条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長に申請をし、許可を受けなければならない。 （１）　公共用物の敷地又はその上空若しくは地下において、規則で定める行為により公共用物を使用すること。 （２）　前号のほか、公衆の利便に供するため必要があると認められる行為により公共用物を使用すること。
	岩倉市		岩倉市公共用物の管理に関する条例施行規則	第４条（５）雑排水、雨水等を放流する管類は必要最小限度の口径のもの１箇所とし、かつ、放流箇所の直近の私有地側に集水桝を設けること。
	江南市	修正	江南市公共用物の管理に関する条例、及び施行令	条例第4条第1項 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　工作物の設置その他規則で定める行為により公共用物を使用すること。 (2)　前号のほか、公衆の利便に供するため特に必要やむを得ないと認められる行為により公共用物を使用すること。
	江南市		江南市準用河川管理規則	管理者の許可又は管理者との協議が必要である。
	小牧市		小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第４条　前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共用物等の届出書(様式第1。以下「使用届出書」という。)を市長に提出しなければならない。 第５条　使用届出書には、当該汚水の放流に関係する区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第2)を添付するものとする。 第６条　汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続していなければならない。 第７条　建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿桝を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。
	設楽町		設楽町環境保全取扱要綱	第５条　(2)　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
	大口町		大口町公共用物の管理に関する条例	(使用の許可)　第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可をうけなければならない。 (1)　工作物の設置その他の規則で定める行為により公共用物を使用すること。
	豊橋市	追加	豊橋市河川等使用許可基準	２（１）河川等の用地以外に適当な場所がなく、必要やむを得ないものであること。 ３（２）排水管は、１敷地につき１箇所とする。 河川等に接続する場合は、泥溜めが150mm上ある最終桝を設けること。
三重県	四日市市		四日市市浄化槽指導要綱	第５条第７号　放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	志摩市		志摩市浄化槽指導要綱	第3条３項 処理対象人員11人以上の浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽からの排出水が英虞湾(三重県志摩市の深谷大橋、同市御座岬と度会郡南伊勢町田曽埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)又は伊勢湾(愛知県伊良子岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)に流入するときは、別表の基準に適合するよう努めるものとする。
	志摩市		志摩市の自然と環境の保全に関する条例	第28条 土砂の流失により水産生物に影響を及ぼすおそれのある行為又は河川、海洋等に直接、し尿処理水、生活汚水、産業汚水及びその他の汚水を排出する施設を設置しようとするものは、関係漁業協同組合又はその他の関係者と事前に協議しなければならない。
	度会町		浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
滋賀県	滋賀県、県内19市町	修正	滋賀県浄化槽取扱要綱	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
	県内19市町	削除	市法定外公共物管理条例	第５条第１項および第２項 次に掲げる行為（以下「占有等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りではない。 (1)法定外公共物の敷地を占有すること。 (2)法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、または除去すること。

２１．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
京都府	綾部市	追加	綾部市浄化槽の設置等に関する規則　第４条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。
	井手町		井手町内河川の水質保全条例	（町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外） 第5条　前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 第6条　第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
	京都府		京都府浄化槽の設置等に関する要綱　他（各市町村も同様の運用）	・同要綱第８条第１号：浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。 ・同要綱第５条：放流先が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所 ・ＢＯＤ２０ｐｐｍ以下
	福知山市		福知山市浄化槽の設置に関する要綱　第４条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。
大阪府	摂津市	追加	摂津市環境の保全及び創造に関する条例	第54条 浄化槽管理者(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ。)は、公共用水域を汚濁しないよう、浄化槽(同法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)の適正な維持管理に努めなければならない
	東大阪市	削除	東大阪市生活環境保全等に関する条例	第23条（規制基準の順守） ※日間平均20㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する工場等に浄化槽を設置する場合のみ適用
	大阪府	削除	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	削除	枚方市公害防止条例	第３条　工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(法律又は大阪府の条例に規定する工場又は事業場であって規則で定めるものから排出される水を除く。以下「排出水」という。)を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において規則で定める排水基準(排出水に含まれる有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度をいう。以下同じ。)に適合しない排出水を排出してはならない。
	箕面市	削除	し尿（希釈水）処理に関する覚書	第３条１及び２
兵庫県	兵庫県		兵庫県浄化槽指導要綱	第１章総則４設置（１）設置基準ア放流水質基準 新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	削除	神戸市浄化槽指導要綱	第４条　浄化槽設置者は、浄化槽からの放流水を当該敷地の衛生及び安全上有効かつ適切な方法で排出しなければならない。また、浄化槽からの放流水を、原則として地下に浸透させてはならない。
	姫路市		姫路市浄化槽指導要綱	第3条第1項　新たに浄化槽を設置する者は、原則として放流水のＢＯＤが１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第5条第1項　浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならない。
奈良県	奈良県	削除	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	大型浄化槽の場合に、処理対象人員別、水域別に排水基準がある。
	御杖村		御杖村浄化槽取り扱い要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
	曽爾村	追加	曽爾村浄化槽取扱要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
	大和高田市	追加	大和高田市開発指導要綱	河川又は水路に接続する雨水及び雑排水（前号の排水施設により処理されるものを除く。以下この号において同じ。）の排水施設は、原則として、雨水排水と雑排水に分流する。この場合において、雑排水の排水施設は、暗渠きょとし、河川の管理者又は一次放流先の水利組合等の同意を得て設置すること。※開発指導要綱の適用範囲において、同意を求める場合がある
鳥取県	境港市	削除	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	第2条　上乗せ排水基準 昭和48年10月16日　鳥取県条例第40号
	境港市	削除	湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準	3　規制基準 平成25年2月1日　鳥取県告示第55号
島根県	島根県		島根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	安来市	追加	安来市普通河川道路等管理条例	第4条　普通河川道路に関し次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
	出雲市		出雲市普通河川道路等管理条例	第5条　普通河川道路について、次に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
	松江市		松江市普通河川道路管理条例	第4条(行為の制限)　普通河川道路に関し次に掲げる行為を使用とする者は、市長の許可を受けなければならない。
岡山県	岡山県		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市		岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３－１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市		倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３の１「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広島県	江田島市	追加	江田島市浄化槽取扱指導要綱	第６条第７項　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	竹原市	追加	竹原市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	廿日市市	追加	廿日市市浄化槽取扱指導要綱	第６条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	海田町		海田町浄化槽取扱指導要綱	（設置場所及び放流先） 第６条　浄化槽の設置場所及び放流先の要件は，原則として，次のとおりとする。 （1）～（6）　略　（7）　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	大竹市		大竹市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	東広島市		東広島市浄化槽取扱指導要綱	第6条　浄化槽から公共用水域等に放流される水の放流先の要件は、原則として環境衛生上又は利水上支障がない場所であることとする。
	府中市	削除	府中市浄化槽取扱指導要綱	第6条7項　放流先は、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
山口県	下関市		下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第８条　浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。 ２　水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。
徳島県	石井町	追加	石井町法定外公共物の管理条例施行規則	「第2条　条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、占用許可申請書(様式第1号)に次の図書を添えて町長に提出しなければならない。」 と規定されている様式の添付物として，法定外公共物の占用許可申請の際に、排水を流すことによる誓約書を提出をお願いしている。
	松茂町	削除	松茂町道路占用規定	第２条　法第32条第１項の規定により道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。(12)　占用が隣接の土地、建物その他の物件の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その関係者の同意書(13)　その他
	松茂町		松茂町法定外公共物管理条例施行規則	第３条　前条の許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が理由があると認める場合は、その一部を省略することができる。(7)　利害関係者の同意書　(8)　その他町長が必要と認める書類

２１．放流水域に対する規制について
（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
愛媛県	愛南町	修正	愛南町法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。 （８）河川又は水路の流水を占有すること。
	伊方町	追加	伊方町公共物管理条例	第4条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　公共物の敷地又は水面を使用すること。 (2)　公共物の敷地内において工作物を新築し、増改築し、又は除却すること。 (3)　公共物の敷地内において掘さく、盛土その他土地の形状の変更をすること。 (4)　公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 (5)　河川及び水路の流水を占用すること。
福岡県	芦屋町		芦屋町河川管理条例施行規則	第3条　町長は、前条第1号の排水が次の条件をすべて備えているときは、原則として当該排水を許可しなければならない。 （１）当該河川の流水そのものの水質を次の基準に適合させることを困難にするおそれがないこと。 ア　水素イオン濃度（PH)水素指数5.8以上　8.6以下 イ　生物化学的酸素要求量（BOD）１リットルに付5日間4ミリグラム以下
	遠賀町		遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成2年条例第7号）第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅田町	修正	苅田町有水面及び道路の占用条例	第２条　道路水面及びこれに附属する土地を占用しようとする者は、道路（水面）占用許可申請書（様式第１号）に次の書類を添え町長に提出して許可を受けなければならない　（１）～（５）
	古賀市	修正	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第４条　浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	中間市	修正	中間市浄化槽指導要綱	（放流水の水質基準） 第６条　浄化槽から放流される水の水質については、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号の基準を満たさなければならない。 （１）　水素イオン濃度指数　5.8から8.6まで （２）　生物化学的酸素要求量　10ミリグラム毎リットル以下
	八女市	追加	八女市道路占用規則	・第２条　法（道路法）第３２条第１項又は第３項の許可を受けようとする者は、市長に道路占用許可（変更）申請書（様式第１号）を提出しなければならない。 ・第１２条　法第２４条の規定により工事を行う場合の承認及び受けた承認の変更の申請は、工事（変更）承認申請書（様式第９号）弐より行うものとする。
佐賀県	伊万里市	修正	伊万里市法定外公共物管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。（３）法定外公共物の流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現状等に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。
	神埼市		神埼市法定外公共物の管理に関する条例施行規則	神埼市「法定外公共物（道路法及び河川法が適用されない土地）占用等の許可等」汚水放流許可申請書
	唐津市	追加	唐津市法定外公共物管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
長崎県	松浦市		松浦市環境保全条例	第14条第1項　河川等公共用水域に家庭排水を放流する者は、衛生的に浄化の上放流するよう、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設ける等、努めなければならない。 同条第2項　し尿浄化槽を設置している者は、常に適正な維持管理を行わなければならない。
熊本県	熊本県		熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	荒尾市	追加	荒尾市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	球磨村	追加	球磨村浄化槽取扱要項	（放流先及び放流方法） 第１８条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	熊本市	追加	熊本市浄化槽取扱要綱	第４条（４）放流先に所有者や管理者がいる場合、事前に協議し、その承諾を得ること。
	合志市	追加	合志市浄化槽取扱要綱	（放流先及び放流方法） 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。ただし、市長が特別に認める場合を除く。
	西原村	追加	西原村浄化槽取扱要項	第15条（１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること
	氷川町	追加	氷川町浄化槽取扱要項	（放流先及び放流方法） 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	益城町	追加	益城町浄化槽取扱要項	第５条 （４）浄化槽の排水を放流するときは、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （５）浄化槽の排水の放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	錦町		錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	上天草市		上天草市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	人吉市		人吉市浄化槽取扱要項第１７条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	天草市		天草市浄化槽取扱要綱	第18条（１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること
	天草市		天草市浄化槽取扱要綱	第18条（３）　放流水は、地下浸透させないこと
大分県	津久見市	追加	津久見市浄化槽指導要綱	第5条　1日当たりの平均的な排水量（以下「日平均排水量」という。）が５０立方メートル以上である場合は、水質汚濁防止法の規定により、次に定める排水基準（排水の水質の許容限度）を遵守するものとする。 （１）放流先が瀬戸内海水域であって処理対象人員が２０１人以上５００人以下の浄化槽については、別表第５の１のとおりとする。 （２）処理対象人員が５０１人以上の浄化槽については、別表第５の４のとおりとする。
宮崎県	宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領	第４条第2項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
	宮崎市		宮崎市浄化槽指導要領	第４条第2項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。

２１．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
鹿児島県	鹿児島県		鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第３章　第３節　設置場所等 　浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （1）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	指宿市	追加	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	３ 市町村の経由 浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては，市町村は， 次の事項について指導し，留意すべき事項があるときは，浄化槽設置者に意見を付する ものとする。 (4) 放流先等その他
	鹿児島市		浄化槽指導要綱	第12条　浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 （１）放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。 （２）放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 （３）環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	瀬戸内町	追加	瀬戸内町合併処理浄化槽設置推進要綱	第3条　生活排水を公共の水域等に排出する者は、合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第4条　町民は、公共用水域の水質の保全を図るため、生活排水によって水質汚濁を生じさせないよう心がける。
	曽於市	追加	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第３章　第３節　設置場所等 　浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （1）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	日置市		日置市環境保全条例	第88条(浄化槽の適正な維持管理義務）浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。
沖縄県	うるま市	追加	うるま市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。占用等の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (4)　法定外公共物へ汚水等を放流すること。
	南城市	追加	南城市公共物管理条例	第4条　公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (2)　敷地、流水又は水面を占用すること。
	名護市		名護市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （４）　法定外公共物の敷地、流水又は水面を使用すること。

注1）自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

注2）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正、削除：前回の同設問から回答を削除

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	美瑛町	追加	美瑛町道路管理規則	第7条　法第３２条第１項の規定により道路の占用の許可を受けようとする者は、別記様式第4号の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
	砂川市	削除	砂川市個別排水処理施設条例施行規則第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
	札幌市		札幌市浄化槽指導要綱	3　設置基準 (2)　放流先及び設置場所等 ア　放流先の条件 （ア）　放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。
	仁木町		余市川土地改良区財産の使用に関する規程	第2条　理事長は、財産を使用しようとする者から、あらかじめ財産使用承認申請書により、その申請をさせるものとする。　第3条　前条の申請書の提出があった場合は、理事会において使用承認の適否を決定するものとする。ただし、別表に掲げるものについては、理事長の先決によるものとする。　2　前項により使用の決定、不承認をした場合は文書をもって申請者に通知するものとする。　別記第2号様式　財産使用承認書の2　条件の項目（使用上の制限）（7）アの【備考】用排路に排水するときは、次の事項を追加すること。また、水質は、次の基準値を常に満たしていなければなりません。「水質汚濁に係る環境基準②生活環境にかかるもの（河川）類型Dの基準値」
	北見市		北海道有土地改良財産の譲与に関する条例	第３条の２　前項の規定により道有土地改良財産の譲与を受けた土地改良区等は、当該譲与を受けた日から知事が指定する期間を経過するまでの間に当該財産について目的外の使用、用途の廃止その他知事の指定する行為をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
青森県	十和田市		稲生川土地改良区多目的使用規程	第10条　施設の使用者はすべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯してその一切の責任を負うものとする。
	十和田市		十和田土地改良区多目的使用規程	第9条　施設の使用者はすべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯してその一切の責任を負うものとする。
岩手県	紫波町		紫波町下水道条例施行規則	第２条第２項　放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を１リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
	住田町		浄化槽放流水許可基準規則	第2条第2項第1号　浄化槽よりの放流先は、常に流水又は流水可能である河川、用排水路並びに町道、農林道の側溝等（土側溝は除く。）であること。
	西和賀町		西和賀町道路管理規則	第10条　浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することが出来る。
宮城県	女川町	追加	女川町開発指導要綱	（公共施設） 第９条　開発事業者は、事業の施工に伴い新設又は改良を必要とする公共施設については、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める基準により、開発事業者の負担において整備しなければならない。 （６）　排水施設 ア　開発事業者は、あらかじめ町長と協議のうえ、地形、地質、開発区域の規模、放流先の排水能力、利水の状況及びその他周辺の状況を勘案し、かつ、開発事業の施工中又は完了後における雨水若しくは汚水の排出量を十分考慮し、これらを有効かつ適切に排出できるように設計した排水施設を、下水道、排水路、その他の公共用排水施設又は河川その他の公共水域に接続させなければならない。 イ　開発事業者は、雨水以外の汚水等については、町の指示する方法により浄化槽又は終末処理施設を設け、その排水が排水地先の公共用水域の利用目的に影響を及ぼすことのないよう処理しなければならない。この場合において、放流によって生じる第三者との紛争は、自己の責任において解決しなければならない。
	松島町	追加	松島町し尿浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６ 放流水の放流先、清掃等については法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 ３ 最終放流先が用水路、沼等については水利権者、管理者等の同意を得ること。
	美里町	追加	美里町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条　(3) 放流先について 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	角田市		角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４（２）放流先について　ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	山元町		山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4（2）ア　生物化学的酸素要求量は20ｍｇ／ℓ以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 第4（3）ア　放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流地点については水利権者等の承諾を得ること。
	柴田町	修正	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第四条第２号　第4条　町長は、事前協議書を受理したときは、次の基準によりその適否について審査するものとする。 (2)　放流先 ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流地点に水利権等があり、必要と認められる場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得ていること。
	川崎町		川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第6条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 (2) 河川、農用水路に放流しようとする場合 ア　放流水量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ　河川水等の滞流している部分でないこと。
	蔵王町		蔵王町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第３条（２）放流先について ア放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ放流水の流末が河川や用水等の水域に滞留せずに流下しているものであること。
	村田町	修正	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条（３）ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流先は原則として耐水材料で造られ、放流水量を収容するに十分なものであること。 ウ　放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 エ　設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は２０PPm以下、除去率９０パーセント以上とすること。
	多賀城市		多賀城市開発指導要綱（下水道、河川、水路）	・第１３条第２項　開発事業者は、下水道法に規定する処理区域外の区域において浄化施設を設置するときは、整備基準により設置しなければならない。 ・第１３条第３項　開発事業者は、開発事業によりその周辺及び下流の農地等に影響を及ぼすときは、必要に応じ、用水確保に必要な施設を整備基準により設置しなければならない。
	多賀城市		多賀城市公共物管理条例（行為の許可）	・第４条第１項５号　河川及び水路に下水その他これに類するものを放流すること。
	大河原町		大河原町浄化槽設置に関する事前協議要綱	第3条　浄化槽を設置し、又は変更しようとする者は、あらかじめ浄化槽設置(変更)事前協議書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し町長に協議するものとする。(4)　必要と認める場合は、放流水の放流地点に係る水利権者等の同意書の写し
	大河原町		黒沢尻用水路土地改良区他目的使用並びに使用料徴収規定	第6条　浄化槽等設置により処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は契約条項並びに水質基準を厳守するとともに、別表2に揚げる基準により使用料を納付しなければならない。
	大河原町		黒沢尻用水路土地改良区手数料徴収規定	第2条　手数料は下記のとおりとする。　浄化槽設置放流同意書の交付（１）雑排水放流（２）浄化槽設置放流
	白石市		白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条　第一項（２）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
秋田県	大仙市		大仙市大曲土地改良区管理施設使用規定	第４条　この土地改良区の管理する水路には農耕用以外の水、又は汚水を放流してはならない。但し住宅の使用水、営業による排水及び浄化水にしてやむを得ない事由により、水路に放流しなければならない場合には、排水放流申請書を理事長に提出し承認を受けた場合に限り放流することができる。
	大仙市		大仙市西仙北土地改良区施設使用規定	第１２条　排水放流による使用として、住宅の生活廃水、工場の廃水等にして止むを得ない事由により、かんがい用水路に放流しなければならない場合は、廃水水質基準を遵守することを条件に様式１号に定める申請書を理事長に提出し、様式第３号に定める許可書交付後放流すること。
	大仙市		秋田県仙北平野土地改良区用排水路管理規定	第１７条土地改良区が管理する用排水路等に、上作物の設置等によらず予定外廃水の流入等不可避的に使用する者は、理事長の許可を受けなければならない。
	大仙市		秋田県仙北平野土地改良区用排水路等使用規則	第３条　用排水路管理規定第１６条及び１７条の許可を受けようとする者は申請書を理事長に提出しなければならない。
	由利本荘市	追加	由利本荘市浄化槽の設置に関する指導要綱	第5条　設置に当たって、次の条件を満たした場合認めるものとする。 （２）　浄化槽の廃水の放流先が市で管理する道路側溝又は下水路等以外の場合は、それぞれの管理者の承諾を得た場合。
福島県	いわき市	追加	いわき市浄化槽事務処理要綱	５条１項２号　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、常時流水のある水路等であること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合であって、当該浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。 第６条第１項第11号　放流先に水利権等がある場合は、あらかじめ、当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
	郡山市		郡山市浄化槽事務処理要領	第２－４－（１１） 放流先に水利権等がる場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
	国見町		伊達西根堰土地改良区土地改良施設使用規程	第１２条　住宅の生活排水、工場排水等にしてやむを得ない事由により、用水路に放流しなければならない場合は、排水水質基準を厳守することを条件に様式第１号に定める申請書を理事長に提出し、様式第３号に定める許可書交付後放流することができる。
	大熊町	修正	大熊町浄化槽事務処理要領	第３（２）　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水がある水路等にすること。
	大熊町	削除	大熊町土地改良区施設取扱規定第８条	大熊町土地改良区施設取扱規定第８条
	田村市	修正	田村市浄化槽事務処理要領	2条2項2号 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
福島県	楢葉町	修正	楢葉町改良区土地改良施設他目的使用規定	第6条（行為の許可） 次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、公共物管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)公共物を占用すること。 (2)公共物の産出物を採取すること。 (3)普通河川の流水を占用すること。 (4)工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (5)土地の掘削、盛土若しくは切土その他公共物の形状を変更すること。 (6)普通河川の流水の方向、清潔、流量等について、普通河川管理上支障をきたすおそれがある行為をすること。 (7)前各号に掲げるもののほか、公共物に係る工事を行うこと。ただし、軽易なものについては、この限りではない。
	南相馬市		南相馬市浄化槽事務処理要領	第２ ３（２） 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。
	白河市	追加	白河市浄化槽事務処理要領	第2-3-(2) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
	飯舘村		飯舘村農業集落排水処理施設設置条例	第5条　排水設備を新設又は改造若しくは撤去しようとするものは，あらかじめ村長に申請し，その承認を受けなければならない。
	福島市	追加	福島市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。【第2　浄化槽の設置（変更）届出、３．審査基準（２）に規定】
茨城県	茨城県		茨城県浄化槽指導要綱第３	浄化槽の放流水は，原則として環境衛生上支障がなく，かつ，水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	かすみがうら市	削除	土地改良区協力費及び占用料金徴収規定	第３条　前条の施設を使用するときは，下記事項を記載した申請書を理事長に提出し，その承認を受けなければならない。 （１）使用の目的（２）使用の場所（３）使用期間（４）工期（５）使用方法に関する計画書及び図面（６）その他必要な事項 第5条　浄化槽等設置により処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに、別表第2号表により使用料を納付しなければならない。
	つくば市		つくば市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。(1)　法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。(2)　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。(3)　法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。(4)　流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。(5)　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	ひたちなか市	追加	ひたちなか市生活排水等の流入に関する条例　第４条	流入許可基準は，別表のとおりとする。（別表抜粋）3　生活排水又は雨水を道路側溝又は普通河川等に流入させる場合は，次の要件を満たしていること。(1)　取付けは，流末の確保が可能であって，かつ，施設断面に余裕があると認められること。(2)　道路側溝への取付管は，口径100㎜以下であること。
	ひたちなか市	追加	ひたちなか市生活排水の処理の適正化に関する要綱　第４条（１）	第4条　(1)　放流処理を行うときは，公共用水域の水質保全に留意し，別表第1に定める浄化槽を設置すること。別表１（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であって，生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上及び放流水のBODが20mg／l(日間平均値)以下である性能を有するとともに，平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの）
	稲敷市	修正	稲敷市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。(1)　法定外公共物の敷地を使用すること。(2)　法定外公共物の敷地内に，施設，構造物等を新設し，又は改築し，使用すること。(3)　法定外公共物の施設，構造物等を改築し，又は除去すること。(4)　法定外公共物から砂利，砂，土砂その他これらに類するものを採取すること。
	下妻市	追加	①土地改良法に基づく農業用用排水路管理者の同意 ②下妻市道路管理及び道路占用に関する規則	①【土地改良法】 （土地改良区の協議請求） 第五十六条　土地改良区は、農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行なう者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。 ２　土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設（土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む。）が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設（以下この項及び次項において「他用途施設」という。）の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意（その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあつては、その承認）を得なければならない。 ３　前二項の規定による協議（前項の規定による協議にあつては、農業用用排水施設を他用途施設（政令で定めるものを除く。）の用に兼ねて供すること並びにその兼ねて供する場合における当該農業用用排水施設の管理の方法及びその管理に要する費用の分担についての協議に限る。以下この項及び次項において同じ。）をすることができない場合、又は協議が調わない場合には、当該土地改良区は、都道府県知事に裁定を申請することができる。この場合において、前項後段の規定は、同項の規定による協議に係る裁定の申請について準用する。 ②放流水が道路側溝等を経由して農業用排水路へ流入する場合などは、【〇下妻市道路管理及び道路占用に関する規則】にて利害関係者（農業用水路管理者）の同意を得ることとしている。 〇下妻市道路管理及び道路占用に関する規則 (承認工事の申請) 第3条　承認工事の承認を受けようとする者は、工事着手前予定日の30日前までに道路工事施行承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2　前項の申請書は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたものは、この限りではない。 (1)　申請の位置図、平面図及び実測求積図 (2)　申請箇所及び埋設工作物の位置関係を明記した縦横断図 (3)　工作物の構造図 (4)　工事の設計書及び仕様書 (5)　工事施行に当たり隣接の土地及び建物の所有者又は当該道路の他の占用者、その他の者の利害関係があるときは、これらの者の同意書、官公署の許可書その他の書類
	下妻市	追加	下妻市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が実施する事業のための行為又は非常災害のため、必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (1)　法定外公共物の敷地を占用すること。
	笠間市		土地改良施設他目的使用並びに使用料徴収規程	第2章施設の使用 第5条　浄化槽等施設により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を遵守するとともに。別表第1号により使用料を納付しなければならない。 別表第1号　雑排水　１０，０００円（浄化槽１人槽当り一時金）
	古河市		古河市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第10条、第11条（条文は省略）
	行方市		行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第３条　条例第２条第１項第１号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量 10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びりん１mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	坂東市	修正	坂東市公共物管理条例第４条	坂東市公共物管理条例第４条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
	桜川市	追加	桜川市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (2)　流水水面又は敷地を占用し、又は使用すること。
	鹿嶋市		鹿嶋市公共物管理条例	(使用等の許可) 第4条　公共物において，次の各号に掲げる行為(以下「使用等」という。)をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。 (1)　工作物を新築し，改築し，又は除却すること。 (2)　流水水面又は敷地を使用すること。 (3)　流水を利用するため，これを停滞し，又は引用すること。 (4)　流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)　生産物を採取すること。 (6)　土地の掘削，盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。 (7)　前各号に掲げるもののほか，公共物を本来の目的以外に使用すること。
	取手市	追加	取手市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。
	守谷市	追加	守谷市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし，非常災害のため必要な応急措置として行う行為については，この限りでない。 (1)　工作物を新築し，改築し，又は除去すること。 (2)　流水水面又は敷地を占用すること。 (3)　流水を利用するためこれを停滞し，又は引用すること。 (4)　流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)　土地の掘削，盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為をするために必要なものを除く。)をすること。 (6)　前各号に掲げるもののほか，法定外公共物に関し工事をし，又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	城里町	追加	農業用水路管理者の同意による	土地改良法第５６条　農業用水路管理者の同意による
	常総市		常総市法定外公共物管理条例	管理者の許可
	常陸大宮市		常陸大宮市法定外公共物の管理に関する条例	第４条第２項　流水水面又は敷地を占用し，又は使用する者は，市長の許可を受けなければならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
茨城県	神栖市		神栖市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において，本来の目的を損なわない範囲において，次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1)　工作物を新築し，改築し，又は除去すること。(2)　流水，水面又は敷地を使用すること。(3)　流水を利用するため，これを停滞し，又は引用すること。(4)　流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。(5)　生産物(前条第3号に該当するものを除く。)を採取すること。(6)　土地の掘削，盛土，切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。(7)　前各号に掲げるもののほか，本来の目的以外に使用すること。
	大子町		大子町公共物管理条例	(許可)第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は，町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1)　工作物を新築し，改築し，又は除却すること。
	筑西市		筑西市法定外公共物管理条例　第4条	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1)道路法第32条第1項及び道路施工令第7条に規程する工作物、物件又は施設の新築、改築又は除去等により法定外公共物を使用すること。(2)掘削、盛土、切土その他法定外公共物の形状を変更すること。(3)流水を利用するため、これを引用すること。(4)前3号に掲げるもののほか法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	土浦市		土浦市公共物管理条例	第4条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	東海村		管理する水利組合による	管理する水利組合による
	那珂市	追加	那珂市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)　施設等の新設、改築、除却等により土地を使用すること。
	八千代町		八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条（7）	（7）浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
	美浦村	追加	美浦村法定外公共物取扱要領	第2条　内規第4条第1項の規定による行為の許可を受けようとする者は、それぞれ次の各号に定める様式により村長に申請しなければならない。 (1)使用　様式第1号 ※内規第4条第1項の概要：法定外公共物の使用、構造物の新設や改築を行う者は村長の許可を受けなければならない。
	北茨城市		北茨城市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）敷地又は流水水面を使用すること。 （２）工作物、物件又は施設（以下「工作物」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞させ、または引用すること。 （４）敷地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 （５）前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	利根町		土地改良施設他目的使用並びに手数料徴収規程	第３条　前条の施設を使用するときは，下記事項を記載した申請書を理事長に提出し，その承認を受けなければならない。 （１）使用の目的 （２）使用の場所及び面積並びに図面 （３）使用期間 （４）工期 （５）使用方法に関する計画書及び図面（構造，規模，排水計画等） （６）地元理事の同意書 （７）その他必要な項目
	龍ケ崎市		牛久沼土地改良区施設使用並びに手数料徴収規程	第1条～第5条
栃木県	那須烏山市	追加	那須烏山市浄化槽指導規程	第３条　浄化槽を設置等する場合の基準は、次のとおりとする。 （４）　放流先 　ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
	那須町	追加	那須町公共物管理条例	第４条　公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 （１）敷地又は水面を利用すること
	野木町	追加	野木町うるおいのあるまちづくり条例 開発事業等の適正化に関する施行規則	（開発基準） 第４条　野木町うるおいのあるまちづくり条例第５４条第１項の規定により、規則で定める基準は次の表の左側に掲げる公共施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表に定めることによる。 別表４　排水施設 ２汚水排水施設 　（２）公共下水道計画区域 　　ア供用開始されていない区域において、汚水を公共用水域に放流する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置すること。 　（３）公共下水道計画区域 　　ア合併処理浄化槽を設置すること。 　（４）（２）及び（３）の区域で合併処理浄化槽を設置する場合は、放流先管理者と協議するものとし、汚水排水施設の維持管理は、事業者又は施設管理者が行うこと。
	野木町	追加	野木町浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の設置等に関する基準 ４　放流先 　（１）放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ水量疎通が適当である水路等とすること。
	下野市		下野市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新築し、改築し、又は除却すること。 (2)　特定の目的のために占用又は使用(以下「占用」という。)をすること。 (3)　前2号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事をし又は本来の目的以外に使用すること。
	上三川町		上三川町土地改良区施設多目的使用規程	適当な放流先が農業用水路しかない場合に、土地改良区施設他目的使用契約書を提出することで放流を認める。（東部地区のみ該当。他は町の管轄外。）
	真岡市		真岡市法定外公共物管理条例施行規則	(占用等の許可) 第3条　条例第4条第1項に規定する許可又は変更の許可若しくは第12条に規定する協議は、真岡市法定外公共物占用等許可・協議申請書(様式第1号)に、次の書類を添付し申請するものとする。 (6)　利害関係人の同意書(様式第2号)
	足利市	修正	足利市法定外公共物の管理に関する条例	第5条　次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 （６）水路に汚水その他これに類するものを放流すること
	栃木市		栃木市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)　法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。 (2)　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (3)　法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 (4)　法定外公共物の敷地内において、土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 (5)　河川及び水路の流水を占用すること。 (6)　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為をすること。
	芳賀町		芳賀町土地改良区農業用用排水施設使用規定	第3条　理事長は前条の規程による申請があったときは、その応否及び条件を理事会の決議を経て決定しなければならない。
	茂木町		茂木町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長に許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　敷地又は上空若しくは地下において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 （２）　流水面又は敷地を使用すること。 （３）　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。 （５）　土地の掘削、盛土若しくは切土その他の形状を変更する行為（前各号に掲げる行為について許可を受けた場合において、当該行為のためにするものを除く。）又は竹木の植栽若しくは伐採すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の用途以外に利用すること。
群馬県	群馬県		群馬県浄化槽指導要綱	第２の４放流先の条件 （３）放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
	沼田市	追加	沼田市公共物使用等に関する条例施行規則	第2条　条例第4条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、公共物に工作物を新築し、改築し、若しくは除去し、又は流水・水面を占用し、若しくは使用し、又は流水を停滞し、若しくは引用しようとする者は、公共物使用工作物設置・流水引用許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。 （申請書内注記に「隣接地主及び占用者の承諾書並びに地元区長の意見書を添えること」の記載あり）
	みなかみ町		みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第５条　条例第４条第５号の規定に基づき、排出物を公共物に流入させようとする者は、工場等排出水流入許可申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。
	甘楽町	削除	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア　生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上
	桐生市		桐生市公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （6）工場又は事業場等の排出水等を公共物に流入させること。
	高崎市		高崎市浄化槽指導要綱	第2条第3項(2)　放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
	高山村	追加	公共物使用等に関する条例施行規則	第7条　排出水を公共物に流入させようとする者は、申請書を村長に提出しなければならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
群馬県	昭和村	追加	昭和村公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。(6)　工場、又は事業場等の排出水を公共物に流入させること。
	上野村		上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg／リットル以下及びSS10mg／リットル以下、T―N10mg／リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。
	千代田町		千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第6条　住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
	前橋市		前橋市浄化槽指導要綱	第２条第３項 (2) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
	明和町		明和町土地開発事業指導要綱	同要綱第7条別表　４排水施設　③放流同意 開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可を得ること
	邑楽町		邑楽町公共物使用等に関する条例	第４条　公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 （１）公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
埼玉県	埼玉県	修正	埼玉県浄化槽設置指導要綱	４ 放流先等の確保 浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 （1）　浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 （2）　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 （3）　私有の下水溝、 水路等に放流する場合は、 当該所有者又は管理者と協議すること。 （4）　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	さいたま市	追加	さいたま市浄化槽取扱指導要綱	第4-1-(2)-2) 性能基準　設置しようとする浄化槽の放流水の水質は、処理対象人員に関わらず、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上並びに放流水のBOD20mg/ℓ以下並びに大腸菌群数3,000個／㎤以下とする。ただし、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条第１項又は第３項の規定により、同法第２条第１項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して、より厳しい排水規準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。 第4-2 放流先のない浄化槽の設置　周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。 第4-3 放流先等の確保　浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 (1) 浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 (2) 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 (3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 (4) 合併処理浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	ときがわ町	追加	ときがわ町浄化槽設置及び管理指導要綱	第11条　浄化槽を設置しようとする者が、その排水を公共用水域に放流しようとする場合は、当該公共用水域の管理者と協議し、専用許可等必要な手続きを執らなければならない。
	伊奈町	修正	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	(設置等の基準) 第7条　浄化槽の設置等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (3)　放流先の水路等の管理者等から同意を得られる場所であること。
	羽生市	追加	羽生市開発指導要綱	第14条　4　事業者は、公共下水道処理区域外において開発区域から汚水・雑排水を排水する場合は、羽生市合併処理浄化槽設置指導要綱(平成10年告示第1号)の規定を遵守し、汚水処理施設(合併処理浄化槽等をいう。)を設置し、放流先管理者の同意を得るものとする。
	越生町		越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	（許可等）合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者（以下「合併処理浄化槽の設置者」という。）は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
	越生町		越生町普通河川条例	（流水占用等の許可）次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければ成らない。 普通河川の区域内の土地を占用すること。
	滑川町		滑川町合併処理浄化槽設置指導要綱	（放流先の確保）第４条(１)　合併処理浄化槽等からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 （放流先の確保）第４条(２)　公共用水路、河川、道路側溝等に放流する場合には、許可又は協議が必要か否か確認し、必要な場合には、当該管理者に許可申請若しくは協議すること。 （放流先の確保）第４条(３)　私有の下水溝、水路等に放流する場合には、当該所有者又は管理者と協議すること。 （放流先の確保）第４条(４)　合併処理浄化槽等の設置に関し道路等を占有する場合には、当該管理者と協議すること。
	吉川市		吉川市水路等の整備に関する規則	第5条第1項(10)　排水の放流先は、原則として排水路又は用排水兼用水路とすること。ただし、やむを得ず用水路へ放流する場合は、当該開発区域を含む区域を管轄する農事組合（吉川市農事組合長規則（昭和54年吉川町規則第９号）第２条に規定する農事組合をいう。）の代表者から同意書（別記様式）を得ること。
	狭山市	修正	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱	第１条　道路側溝は路面の雨水排水を目的として設置した施設であり、一般家庭等の生活排水を市管理道路側溝（以下「側溝という。）へ放流することは原則として認めていないが、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る観点から、浄化槽の処理水を放流させることを例外として認めることとし、この取扱いについて必要な事項を定めるものである。　第３条　放流が可能な浄化槽は、市が管理する道路側溝に接した住宅等敷地に設置され、処理対象人員10人以下の小型合併処理浄化槽とする。　２　放流が可能な道路側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。 第４条　浄化槽の処理水を側溝へ放流することができる区域は、下水道法第４条第１項に規定する事業計画の認可を受けた区域以外の区域であって、側溝以外に排水することが困難な区域に限るものとする。
	狭山市	修正	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱運用規程	第２条　要綱の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　（１）　小型合併処理浄化槽とは、10人槽以下のし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下、BODという。）除去率90%以上、法流水のBODが20mg／ℓ（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。　（２）　住宅等とは、専ら居住を目的とした住宅、併用住宅、自治会が管理する集会施設及び消防施設をいう。（併用住宅を含む）　第３条　接続方法については、次の各号に定めるものとする。　（１）　接続可能な側溝（流末が確保されており、降雨時に異常冠水する恐れのない、浸透式側溝でないもの）に接続すること。　ア　U字溝は240mm×240mm以上のものとする。　イ　スリット側溝及びLU側溝は、清掃用の桝等を設置するものとし、その間隔は20mを基本とし、設置箇所については道路管理者と協議するものとする。また、大きさについてはU字溝の基準と同等以上とする。　（２）　取り付け管は、VP100mmとする。　（３）　民地の最終桝は、官民境界から30cm以上離すこと。　（４）　側溝（1製品あたり）への接続可能な取り付け管数は1とする。（（５）の場合を除く。）　（５）　長尺U型側溝等については、複数の取り付け管の接続を可能とする。ただし、取り付け管の間隔は施工性、側溝の強度、維持管理上から、1m以上離した位置に設けること。
	熊谷市	追加	熊谷市浄化槽設置指導要綱	第６条　浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。 ２　浄化槽等の処理水の放流に起因して生ずる第三者との紛争は、すべて設置者の責任において解決しなければならない。
	熊谷市	追加	熊谷市公共物管理条例施行規則	第２条　条例第４条第１項前段の許可を受けようとする者は、公共物使用等許可申請書（新規・更新）（様式第１号）を市長に提出しなければならない。
	幸手市		幸手市法定外公共物管理条例	第４条第2項　市長は、前項の許可をする場合において、法定外公共物の管理のために必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。
	行田市		行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への報酬に関する要綱	第6条　合併処理浄化槽の処理水を放流しようとする側溝の流末が、農業用用排水路に接続されているものについては、事前に、合併処理浄化槽を設置しようとする者と農業用用排水路管理者との間で承認又は協議が行われているものでなければならない。
	坂戸市		坂戸市環境保全条例	第23条　市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。
	春日部市	削除	根拠条例等無し	排水先の土地改良区、区長等の管理者の同意を得るよう依頼をしている。
	小川町	修正	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第6条第2号　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議する。 第6条第3号　私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 第6条第４号　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	上尾市	追加	上尾市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき も、同様とする。 （１）工作物その他の施設を新築し、改築し、又は除却すること。 （２）流水水面又は敷地を使用すること。 （３）前２号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	上里町		上里土地改良区定款	第４条　２　この土地改良区は、前項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
	上里町		上里西部土地改良区定款	第４条　２　この土地改良区は、前項第１条及び第２条の事業に附帯しその事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
	深谷市	追加	深谷市浄化槽設置指導要綱	第6条第1項　浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に浄化槽等の処理水を放流する場合は、公共水域の管理者の許可を受けなければならない。
	神川町		神川町公共物管理条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき も同様とする。 （２）流水水面又は敷地を使用すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
	川越市		川越市浄化槽設置指導要綱	第4-4-(2)公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	川口市		川口市浄化槽設置指導要領	別表１（第３関係）　２放流先の基準 イ　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要か確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 ウ　私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。
	東松山市		東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第６条　浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者は、公共用水域に浄化槽による処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。
	日高市	修正	日高市公共物管理条例	第５条　公共物に関し、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　公共物を本来の目的以外に使用すること（公共物に工作物、物件又は施設を設置すること及びこれらの行為に伴う工事を含む。）
	入間市	追加	入間市浄化槽指導要綱	第５条第３項　放流先が前各項以外の排水施設でその施設に管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前に協議するものとする。
	鳩山町		鳩山町公共物管理条例	第4条　町長に許可を受けなければならない。
	本庄市	削除	根拠条例等無し	農業用水路に放流する場合、浄化槽の放流水の基準を満たした上で用排水組合の同意が必要となる。
	毛呂山町	追加	毛呂山町公共物管理条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （1）　工作物その他施設を新築し、改築し、又は除去すること。 （2）　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （3）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 （4）　公共物へ排水すること。 （5）　前各号に掲げるもののほか、公共物を本来の目的以外に使用すること。 2　町長は、前項の許可をする場合において、公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
	毛呂山町	追加	毛呂山町浄化槽設置指導要綱	第4条　住民は、第1条の目的達成のため、家庭等から排出される生活排水によつて、公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに、放流先の清掃及び補修点検に努めなければならない。
千葉県	いすみ市	削除	いすみ市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　省略 （２）　特定の目的のために占用又は使用（以下「占用等」という。）すること。
	君津市	追加	君津市法定外公共物の管理に関する条例	第4条　特に市長が命じた場合を除き、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。 (1) 省略 (2)法定外公共物の敷地、流水又は水面を占用すること。
	勝浦市		勝浦市土地改良施設他目的使用規定	第３条　前条の施設を使用しようとする者は、左記事項を記載した申請書（様式一号）を理事長に提出し、承認をうけなければならない。
	匝瑳市		匝瑳市法定外公共物の占有等に関する条例	法定外公共物が存する土地又は流水水面を占用及び使用すること
	多古町	修正	多古町法定外公共物管理条例	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (1)　工作物を新築、改築又は除却すること。 (2)　掘削、盛土、切土等により土地の形状を変更すること。 (3)　継続して使用すること。
	大多喜町	追加	大多喜町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　建物、その他の工作物を新築、改築又は除却すること。 （２）　特定の目的のために占用又は使用（以下「占用等」という。）すること。 （３）　前２号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事し、又は本来の目的以外に使用すること。
	東金市	追加	東金市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　省略 （２）　特定の目的のために占用又は使用（以下「占用」という。）すること。
	木更津市	追加	木更津市法定外公共物の管理に関する条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下において、工作物、物件又は施設を新築し、改築し、または除去するため使用すること。
	野田市	追加	野田市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を得なければならない。 （１）法定外公共物の土地（私人が権限に基づき管理する土地を除く。）、流水を占用すること。 （３）工作物を新築、改築又は除去すること。
東京都	稲城市		稲城市公共物管理条例施行規則	第2条2項　前項の申請書は、1件につき2部を提出するものとする。ただし、大丸用水土地改良区が所管する水路を排水流末とするものにあたっては３部とする。
	稲城市		稲城市公共物管理条例の運用について	別表第1　（一部抜粋） 幹線水路等で流水の方向、清潔、流量、幅員若しくは深浅又は土地の状況に管理上支障を及ぼす行為 ↓ 出水期（5月1日から10月31日まで）に工事をおこなわないこと。
	稲城市	削除	稲城市公共物管理条例の運用について	別表第1　（一部抜粋） 流水の方向、清潔、流量、幅員若しくは深浅又は土地の状況に管理上支障を及ぼす行為 ↓ 稲城市農業委員会事務局の指示を仰ぎ必要に応じて農業用水としての利害関係者と協議すること。
	日野市		日野市普通河川等管理条例	第５条　普通河川等において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 …中略 ２　普通河川等に、生活廃水及び雨水等を放流しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
	日野市		日野市普通河川等管理条例施行規則	第3条 …中略 ２　条例第５条第２項の規定により承認を受けようとする者は、普通河川等放流承認申請書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。 ３　前２項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合にはその一部を省略することができる。 (1)　印鑑証明書（法人の場合は、資格証明書）及び利害関係者同意書 (2)　案内図及び位置図 (3)　平面図、縦断面図、構造図及び設計仕様書 (4)　占用求積図、公図の写し、公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 ４　市長は、第１項及び第２項の規定により申請した者に対し占用等の許可をするときは、普通河川等占用許可書（第３号様式）及び普通河川等放流承認書（第４号様式）により行うものとする。 ５　許可及び承認を受けた事項の変更申請については、前各項の規定を準用する。この場合において、第３項ただし書中「一部」とあるのは、「全部又は一部」と読み替えるものとする。
神奈川県	神奈川県	修正	浄化槽指導要綱	別表（事務取扱要領　２（３）関係） ２　放流先 ⑴　側溝 ア　原則として耐水材料で造られ、浄化槽放流水その他当該施設から排出される全ての排水を収容できる規模であること。 イ　側溝は、河川等に流下するまでの間滞留していないこと。 ⑵　河川 ア　河川水が滞留していない場所であること。 イ　原則として直下に飲料水の取水がない場所であること。 ウ　浄化槽の位置と放流先河川の位置に高低差があるような場合、放流水が近隣に飛散しないよう水面に近い位置で放流を行えるような構造であること。 ⑶　地下浸透処理 浄化槽放流水を地下浸透処理する場合は、次によること。 ア　吸水性の良い土質であり、地下水等の浸出しない場所であること。 イ　処理装置は、浄化槽放流水その他地下浸透処理する全ての排水を処理できる規模であること。 ウ　飲用に用いる井戸との距離が５ｍ以上あること。 エ　地下浸透に関して市町村の規制がある場合、関係行政機関の指示に従うこと。 ⑷　その他 必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること。
	寒川町	追加	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	公共下水道処理区域外であること。（条例第105条） 道路管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。
	秦野市		秦野市水路の管理に関する条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （4）汚水等を水路に流入させること。
	川崎市		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
	川崎市		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	中井町		条例等なし	水利組合に要相談

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
神奈川県	平　塚　市		平塚市水路に関する条例　第４条	第4条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占用すること。 (2)　水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 (3)　水路に流水させるために工作物を設置すること。 (4)　汚水等を水路に流入させること。 (5)　前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの 2　市長は、水路管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
新潟県	阿賀野市		阿賀野川土地改良区土地改良施設使用規程	第1条 定款第4条第3項の規程により、本土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲内で土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。
	南魚沼市		南魚沼市浄化槽条例	第15条　特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第8条第1項第1号から第4号まで及び第2項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
	南魚沼市	削　除	南魚沼市下水道条例	第8条　特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第9条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1)　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　1リットルにつき380ミリグラム未満 (2)　水素イオン濃度　水素指数5を超え9未満 (3)　生物化学的酸素要求量　1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4)　浮遊物質量　1リットルにつき600ミリグラム未満 (5)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量　1リットルにつき5ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量　1リットルにつき30ミリグラム以下 (6)　窒素含有量　1リットルにつき240ミリグラム未満 (7)　燐含有量　1リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	宝達志水町	修　正	宝達志水町個別排水処理施設条例	第３条２号 排水処理施設　排水設備以外の施設及び浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、各戸ごと(集合住宅にあっては、各集合住宅ごと)に汚水を処理し、放流するもので、町が設置及び管理をするものをいう。この場合において、浄化槽とは、個別排水処理施設整備事業により設置するし尿及び生活雑排水等を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上を有し、かつ、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
福井県	勝　山　市		勝山市公害防止条例	第48条　し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
	勝　山　市		勝山市公害防止条例施行規則	第18条　条例第48条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　し尿浄化施設の位置 ア　し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができるところ イ　公衆衛生上良好な環境を保持することができるところ ウ　近隣住民に不快感を覚えさせないところ (2)　放流水の放流先 ア　放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めたところ イ　放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	甲　府　市	追　加	甲府市浄化槽指導要綱	第5条　新たに設置する浄化槽は、次に掲げる設置基準に適合するものとする。 （1）保守点検及び清掃が容易に行うことができる場所に設置すること。 （2）雨水等による冠水のおそれのない場所に設置すること。 （3）飲料用井戸から5メートル以上離れた場所に設置すること。 （4）浄化槽の放流水の放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 （5）放流先の選定に当たっては、放流先の水路等の管理者と十分に協議を行い、同意を得ること。
	南　部　町		南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条　住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
長野県	塩　尻　市		塩尻市家庭雑排水等処理施設設置等指導要綱　第８条（１）	放流先が用水路又は側溝である場合は、当該用水路又は側溝が、処理水により環境衛生上の支障を生じない流水量を有し、かつ、河川へ直接流入していること。 家庭雑排水を合併処理浄化槽及びこれと同等以上の処理能力を有する処理施設で処理したもの以外の処理水を放流する場合は、放流先の河川が流入する放流水量の１００倍以上の希釈水量を有し、かつ、滞留していないこと。 河川、用水路又は側溝の管理者が、放流口の設置について承諾していること。
	茅　野　市	追　加	茅野市公害防止条例施行規則	第３条　規制基準　別表第6 排出水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素を日最大値20mg／l以下とすること。(別荘に設置する場合は、当該別荘地管理会社に浄化槽管理士が常駐していること又は当該別荘地管理会社が浄化槽管理士を置く会社と浄化槽の保守点検業務の委託契約を締結していることとし、その他必要な事項は、別に定める。)
	松　川　村		浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。
	松　本　市		松本市浄化槽法施行規則	第4条第4号　放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと 第7号　他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	諏　訪　市	追　加	諏訪市浄化槽の設置に関する指導基準	第2条　6　(1)　河川、側溝等は、放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	須　坂　市		須坂市公害防止条例	第27条　浄化槽を設置しようとする者は、規則で定める公共用水域のほかは、浄化槽からの排水を放流してはならない。
	須　坂　市		須坂市公害防止条例施行規則	第11条(1)常時相当量の流水量がありかつ河川等へ直接流入(2)河川等は放水量の100倍以上の希釈水量を有し滞留していない(3)河川等の管理者が承諾している
	池　田　町		池田町汚水処理指導要綱	第２（1）合併処理浄化槽の放流先は水路とする。又、単独し尿浄化槽の放流水の放流先は町が指定する水路とする。尚、水路使用については必ず土地改良区の承諾を得ること。 第２（４）放流先の水路の清掃は、関係利用者が共同の責任で常に清潔に管理すること。
	中　野　市		中野市公共物管理条例	第13条第１項　市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付すことができる。
	長　野　市		長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例　（一部抜粋） （保全地域における行為の許可等） 第12条　保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。（略） （７）　排水を放流し、又は地下浸透させること。
	東　御　市		東御市浄化槽法施行細則	第４条第３項　放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分であり、かつ、滞留していないこと。
	白　馬　村		白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条　放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあっては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	飯　綱　町		飯綱町自然環境保全条例施行規則	第３条　別表第2　自然環境の保全指導基準 第３　（４）　処理水のＢＯＤ値は営業の用に供するものにあっては浄化槽による処理水の後処理を行い、ＢＯＤ値を10mg／以下、その他の用に供するものにあっては20mg／以下とし、処理水は原則として放流によるものとすること。
	豊　丘　村	修　正	浄化槽法事務処理規則	第２条第３項　放流先の河川等は、水量が十分でありかつ滞留していないこと。
	木島平村		木島平村環境保全条例施行規則	第2条　条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね５０％以上及びSS除去率がおおむね８０％以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	立　科　町	追　加	立科町浄化槽の設置に関する指導基準	第２条第６項（１）河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
岐阜県	可　児　市		可児市開発協議要綱	第４４条第３項　事業者は、浄化槽放流水の放流先関係者と事前に協議を行い、当該管理者及び水利権者等の了解を得るものとする
	川　辺　町		川辺町木曽川右岸用水土地改良区維持管理規定	（第１４条第１項第１号）　用水路への生活雑排水等の放流は原則として認めない。（※排水路への放流は規制無し）
	美濃加茂市	追　加	美濃加茂市法定外公共物の管理に関する条例	第4条　何人も普通河川等に関し、市長の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、許可を受ける必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1)　竹木を流送すること。 (2)　普通河川等の流水の清潔、方向、分量、幅員、深浅その他敷地の現況に著しい影響を及ぼすおそれのある行為をすること。 （浄化槽の処理水を放流する場合は、「法定外公共物制限行為許可申請書」の提出が必要）
	美　濃　市		なし	根拠法令はないが、水利権があるため原則放流を認めない。
	揖斐川町		土地改良区施設利用規程	第２章　施設の利用　第３条　家庭用雑排水、浄化槽設置による処理水の落口工並びに出入に利用する橋梁等を、前条施設に構築し、利用しようとする者は、下記事項を記載した申請書を作成し、総代及び役員等の同意書を添えて理事長に提出し、許可を受けなければならない。 １．利用場所　２．利用目的及び職業　３．数量　４．利用方法に関する計画書及び図面　５．利用期間　６．工事期間　７．その他必要事項
	養　老　町	追　加	なし	根拠法令はないが、土地改良エリアの場合、土地改良に了解を得るものとする
	輪之内町	追　加	福東輪中土地改良区他目的使用料徴収規程	第３条　前条の施設を使用しようとするときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。 第５条　浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守しなければならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
静岡県	伊豆市	追加	伊豆市普通河川条例	（許可事項） 第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長以外の者が、その権原に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 （２）　普通河川の敷地を占用すること。
	御殿場市		御殿場市河川管理条例	第４条　市長の許可を受けなければならない
	裾野市	修正	裾野市普通河川条例	第4条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長以外の者が、その権原に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 (2)　普通河川の敷地を占用すること。 (4)　普通河川の敷地において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
	函南町		函南町普通河川条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 (1)　普通河川の流水を占用すること。
愛知県	刈谷市		なし	法令等の根拠はないが、刈谷土地改良区域において、改良区及び改良区の地元理事の協議が必要
	岩倉市	修正	岩倉市公共用物の管理に関する条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長に申請をし、許可を受けなければならない。 （１）　公共用物の敷地又はその上空若しくは地下において、規則で定める行為により公共用物を使用すること。 （２）　前号のほか、公衆の利便に供するため必要があると認められる行為により公共用物を使用すること。
	岩倉市		岩倉市公共用物の管理に関する条例施行規則	第４条（５）雑排水、雨水等を放流する管類は必要最小限度の口径のもの１箇所とし、かつ、放流箇所の直近の私有地側に集水桝を設けること。
	江南市		江南市土地改良区定款	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
	江南市		江南市土地改良区規約	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
	江南市		江南市土地改良区管理施設多目的使用規程	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
	小牧市		小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第４条　前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共用物等の届出書(様式第1。以下「使用届出書」という。)を市長に提出しなければならない。 第５条　使用届出書には、当該汚水の放流に関係する区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第2)を添付するものとする。 第６条　汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続していなければならない。 第７条　建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿桝を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。
	設楽町		設楽町環境保全取扱要綱	第5条　(2)　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
	碧南市		碧南市土地改良区多目的使用並びに手数料徴収規定	放流承諾願を理事長に提出し、その承諾を受けなければならない。
三重県	熊野市		熊野市浄化槽取扱内規	市が管理していない農業用排水路に放流する場合は、その施設の管理者または権利者と事前に協議し、同意書を添付することが望ましい。
	四日市市		四日市市浄化槽指導要綱	第５条第７号　放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	度会町		浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
滋賀県	滋賀県、県内19市町	修正	滋賀県浄化槽取扱要綱第	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
京都府	綾部市	追加	綾部市浄化槽の設置等に関する規則　第４条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。
	井手町		井手町内河川の水質保全条例	（町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外） 第5条　前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 第6条　第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
	福知山市		福知山市浄化槽の設置に関する要綱　第４条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。
大阪府	東大阪市	削除	東大阪市生活環境保全等に関する条例	第23条（規制基準の順守） ※日間平均20㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する工場等に浄化槽を設置する場合のみ適用
	阪南市		阪南市開発指導要綱	その他の協議事項(用排水)　第５５条 開発者は、周辺農地への湛水の疎通及び開発区域内の用排水施設を設置し、又は改修しなければならない。 ２　開発者は、用排水施設の設置及び既存の用排水施設の改廃については、その施設の管理者、水利関係団体及び市長と協議しなければならない。 ３　開発者は、開発区域の排水について、放流先の河川等の管理者及び水利関係団体と協議しなければならない。 ４　開発者は、第２項に規定する協議が完了するまで造成工事に着手してはならない。ただし、市長が支障がないと認めた場合は、この限りでない。
	大阪府	削除	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	削除	枚方市公害防止条例	第３条　工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(法律又は大阪府の条例に規定する工場又は事業場であって規則で定めるものから排出される水を除く。以下「排出水」という。)を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において規則で定める排水基準(排出水に含まれる有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度をいう。以下同じ。)に適合しない排出水を排出してはならない。
兵庫県	兵庫県		兵庫県浄化槽指導要綱	第１章総則４設置（１）設置基準ア放流水質基準 　新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	削除	神戸市浄化槽指導要綱	第5条　浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理人数の区分に応じ，同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第３章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	姫路市		姫路市浄化槽指導要綱	第3条第1項　新たに浄化槽を設置する者は、原則として放流水のＢＯＤが１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第5条第1項　浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならない。
奈良県	御杖村		御杖村浄化槽取り扱い要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
	曽爾村	追加	曽爾村浄化槽取扱要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
	大和高田市	追加	大和高田市開発指導要綱	河川又は水路に接続する雨水及び雑排水（前号の排水施設により処理されるものを除く。以下この号において同じ。）の排水施設は、原則として、雨水排水と雑排水に分流する。この場合において、雑排水の排水施設は、暗渠きょとし、河川の管理者又は一次放流先の水利組合等の同意を得て設置すること。※開発指導要綱の適用範囲において、同意を求める場合がある
鳥取県	大山町		多目的使用ならびに手数料徴収規定	第15条　住宅の使用水、営業、公共施設による排水、その他やむを得ない事由により水路に放流する場合は第3条に定める様式により理事長の承認を求めるものとし、別表第2号表に定める水路使用料を払わなければならない。 第16条　浄化槽、工業用処理槽等を設置してその排水を水路に放流する者は、第15条の規定を準用する。
島根県	島根県		島根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	安来市	追加	安来市普通河川道路等管理条例	第4条　普通河川道路に関し次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
	出雲市		出雲市普通河川道路等管理条例	第5条　普通河川道路について、次に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
	松江市		松江市普通河川道路管理条例	第4条(行為の制限)　普通河川道路に関し次に掲げる行為を使用とする者は、市長の許可を受けなければならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
岡山県	岡山県		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市		岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３ー１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市		倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３の１「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広島県	江田島市	追加	江田島市浄化槽取扱指導要綱	第６条第７項　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	竹原市	追加	竹原市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	大竹市		大竹市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	府中市	削除	府中市浄化槽取扱指導要綱	第6条7項　放流先は、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
山口県	下関市		下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第８条　浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。 ２　水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。
徳島県	石井町	追加	石井町法定外公共物の管理条例施行規則	石井町が管理する水路の場合は、排水管を設置する際に、占用申請、行政財産の使用申請の提出をする必要があり、その際に排水に対する誓約書を提出してもらうようにしている。（排水に対する苦情等については、責任を負います等の内容） 土地改良区等の所有・管理する水路への排水については、そこからの放流同意を提出してもらっている。（占用申請の添付書類として） 排水の放流についての規制等はない。
	北島町	追加	土地改良区施設他目的使用規程	第５ 条理事長は前項の決定をしたときは、申込者に通知し施設の使用につき別記様式の契約をしなければならない。 ２ 前項の契約書には次の条件をつけなければならない。 １． 施設使用の限度、使用の範囲及び用途、目的、使用方法等 ２． 使用の期間及び使用料金 ３． 料金の納入方法及び納入時期 ４． 使用方法の変更 ５． 施設の破損等の設置方法 ６． 契約期間満了時の設置方法 ７． 汚水を施設に流入するときの設置方法 ８． 施設を修理するときの設置方法 ９． 契約違反時の措置方法 １０． その他必要な事項
	阿波市	修正	・水質汚濁防止法 ・浄化槽法	施設や合併浄化槽や農業集落排水施設からの処理水を再利用して、水質汚濁防止法や浄化槽法に基づいて流しています。
	東みよし町	削除	管理者の管理権限（条例等無し）	慣例により，農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意が行われている。
	牟岐町	削除	管理者の管理権限（条例等無し）	同意条例による規制はなく、農業用水路管理者の判断による。
	鳴門市	削除	管理者の管理権限(条例等無し)	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意により，判断も水利組合等に委ねられている。
	藍住町	削除	管理者の管理権限（条例等無し）	放流の同意・協議は水利組合が浄化槽管理者側と任意に行っている。
高知県	宿毛市	削除	慣習（地元・水利組合の取り決め）	水田に入る水路には放流できない。
福岡県	遠賀町		遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成2年条例第7号）第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅田町		苅田町法定外公共物管理条例	第４条（１）法定外公共物の敷地、流水又は水面を占用すること
	古賀市	修正	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第４条　浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	大牟田市		大牟田市法定外公共物の管理に関する条例	第４条　法定外公共物に関し行為（占用等）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 第５条　国の行う事業のための占用等については、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。 第７条　占用者は、占用等によって生じる権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、使用の承認を受けた時は、この限りではない。
	中間市	修正	中間市浄化槽指導要綱	（放流水の水質基準） 第６条　浄化槽から放流される水の水質については、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号の基準を満たさなければならない。 （１）　水素イオン濃度指数　5.8から8.6まで （２）　生物化学的酸素要求量　10ミリグラム毎リットル以下
佐賀県	神埼市	修正	神埼市法定外公共物の管理に関する条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。（5）法定外公共物に汚水を放流すること。 神埼市「法定外公共物（道路法及び河川法が適用されない土地）占用等の許可等」汚水放流許可申請書
長崎県	佐世保市	削除	佐世保市法定外公共物管理条例	第５条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「占用等の許可」という。）を受けなければならない。占用等の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　敷地又は水面を占用すること。 （２）　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （３）　土石、砂れき、竹木その他産出物を採取すること。 （４）　敷地又はその上空若しくは地下に工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 （５）　敷地の掘削、盛土、切土、その他敷地の形状を変更する行為（第１号から第４号までに掲げる行為のために必要なものを除く。）又は竹木を植栽し、若しくは伐採すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
熊本県	熊本県		熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	荒尾市	追加	荒尾市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	球磨村	追加	球磨村浄化槽取扱要項	（放流先及び放流方法） 第１８条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	熊本市	追加	熊本市浄化槽取扱要綱	第４条（４）放流先に所有者や管理者がいる場合、事前に協議し、その承諾を得ること。
	合志市	追加	合志市浄化槽取扱要綱	（放流先及び放流方法） 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。ただし、市長が特別に認める場合を除く。
	氷川町	追加	氷川町浄化槽取扱要項	（放流先及び放流方法） 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	益城町	追加	益城町浄化槽取扱要項	第５条 （４）浄化槽の排水を放流するときは、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （５）浄化槽の排水の放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	錦町		錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	上天草市		上天草市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	人吉市		人吉市浄化槽取扱要項第１７条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	天草市		天草市浄化槽取扱要綱	第１８条（２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること
宮崎県	宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領	第４条第2項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
	宮崎市		宮崎市浄化槽指導要領	第４条第2項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。

２１．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
鹿児島県	指宿市	追加	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	３ 市町村の経由 浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては，市町村は，次の事項について指導し，留意すべき事項があるときは，浄化槽設置者に意見を付するものとする。 (4) 放流先等その他
	鹿児島県		鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第３章　第３節　設置場所等 　浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （1）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	鹿児島市		浄化槽指導要綱	第12条　浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 （１）放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。 （２）放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 （３）環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	瀬戸内町	追加	瀬戸内町合併処理浄化槽設置推進要綱	第3条　生活排水を公共の水域等に排出する者は、合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第4条　町民は、公共用水域の水質の保全を図るため、生活排水によって水質汚濁を生じさせないよう心がける。
	日置市		日置市環境保全条例	第88条(浄化槽の適正な維持管理義務) 浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。
沖縄県	南城市	追加	南城市公共物管理条例	第4条　公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (2)　敷地、流水又は水面を占用すること。

注1) 自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

注2) 追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正、削除：前回の同設問から回答を削除

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細 （令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	月形町		月形町道路管理規則	（申請の手続） 第18条　生活雑排水及びし尿浄化水の放流については、様式第13号の生活雑排水・し尿浄化水放流承認申請書を町長に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に挙げる書類を添付しなければならない。 ア　占用の場所の位置図（縮尺５万分の１以上） イ　実測平面図（縮尺1,000分の１以上） ウ　物件の構造図及び配管図 エ　し尿の浄化水を放流する場合は、その浄化水の水質を証明する書類 オ　その他町長が必要と認める書類
	砂川市	削除	砂川市個別排水処理施設条例施行規則第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
	札幌市		札幌市浄化槽指導要綱	3　設置基準 (2)　放流先及び設置場所等 （ウ）　放流先が道路側溝の場合は、次の条件を満足すること。 a　道路側溝が地下埋設管、コンクリート溝等であるか又は常に流水が確保できる素掘り側溝であること。ただし、皿型、L型等浅い側溝は除く。 ｂ　取付管の口径はΦ100mm以下とすること。
	洞爺湖町		洞爺湖町し尿浄化槽指導指針	第４　設　置 し尿浄化槽の設置場所等については、次の各号による。 １　放流先は、町が管理する河川・暗渠側溝、あるいは常時流水のある、町が管理する有蓋のＵ字側溝等（蓋が無い場合は、設置場所より３０ｍ蓋をかけること）とする。
	白老町	削除	なし	但し、基本宅内処理とし流末処理先に応じて条件等協議となる。
	美瑛町	追加	美瑛町道路管理規則	第7条　法第３２条第１項の規定により道路の占用の許可を受けようとする者は、別記様式第4号の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
	別海町		別海町道路管理規則	第7条第1項　道路占用の許可を受けること。
青森県	横浜町	修正	合併浄化槽処理水の町管理道路側溝への放流許可基準	１　合併浄化槽処理水の町管理道路及び町道路側溝への放流の許可を受ける前提条件 （１）対象地域 下水道法第４条第１項の認可を受けた地域以外であって、道路側溝以外に普通河川等の流末を形成する施設がない地域であること。
	十和田市		十和田市道路側溝等への浄化槽処理水の放流に関する要綱	第3条　浄化槽処理水を側溝等に放流するために必要な浄化槽処理水の放流の条件は、次に掲げるとおりとする。(1)排水管の口径は100ミリメートル以下とすること。(2)側溝等の排水機能に支障を来たさないように排水管を取り付けること。
	八戸市		雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準	第３　管路等の接続基準
	八戸市		雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準	第４　放流の条件
岩手県	紫波町		紫波町下水道条例施行規則	第２条第２項　放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を１リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
	住田町		浄化槽放流水許可基準規則	第2条第2項第1号　浄化槽よりの放流先は、常に流水又は流水可能である河川、用排水路並びに町道、農林道の側溝等（土側溝は除く。）であること。
	西和賀町		西和賀町道路管理規則	第10条　浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することが出来る。
	滝沢市		排水管の道路側溝占有許可に関する事務取扱要領	第２条　し尿と雑排水を合わせて処理する合併浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上及び放流水の水質BODの１日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
宮城県	女川町	追加	女川町開発指導要綱	（公共施設） 第９条　開発事業者は、事業の施工に伴い新設又は改良を必要とする公共施設については、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める基準により、開発事業者の負担において整備しなければならない。 （６）　排水施設 ア　開発事業者は、あらかじめ町長と協議のうえ、地形、地質、開発区域の規模、放流先の排水能力、利水の状況及びその他周辺の状況を勘案し、かつ、開発事業の施工中又は完了後における雨水若しくは汚水の排出量を十分考慮し、これらを有効かつ適切に排出できるように設計した排水施設を、下水道、排水路、その他の公共用排水施設又は河川その他の公共水域に接続させなければならない。 イ　開発事業者は、雨水以外の汚水等については、町の指示する方法により浄化槽又は終末処理施設を設け、その排水が排水地先の公共用水域の利用目的に影響を及ぼすことのないよう処理しなければならない。この場合において、放流によって生じる第三者との紛争は、自己の責任において解決しなければならない。
	松島町	追加	松島町し尿浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６ 放流水の放流先、清掃等については法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 ２ 側溝、下水溝等に放流する場合 （イ） 放流先は原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するに十分であること （ロ） 側溝等の流末は河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 （ハ） 道路等の側溝を利用し、蓋掛け等を必要とする場合、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること （ニ） 放流先が道路側溝の場合については道路管理者から同意を得られる場所であること
	美里町	追加	美里町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条　(3) 放流先について 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	角田市		角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４（２）放流先について　ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	山元町		山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4（2）ア　生物化学的酸素要求量は20ｍｇ／ℓ以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 第4（3）ア　放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流地点については水利権者等の承諾を得ること。
	柴田町	修正	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条（３）ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流先は原則として耐水材料で造られ、放流っ水量を収容するに十分なものであること。 ウ　放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 エ　設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は２０PPm以下、除去率９０パーセント以上とすること。
	川崎町		川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第6条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 （1）側溝、下水溝等に放流する場合 ア　放流先は、原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するのに十分なものであること。 イ　側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ　道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること。
	蔵王町		蔵王町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第３条（２）放流先について ア放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ放流水の流末が河川や用水等の水域に滞留せずに流下しているものであること。
	村田町	修正	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条（３）ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流先は原則として耐水材料で造られ、放流水量を収容するに十分なものであること。 ウ　放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 エ　設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は２０PPm以下、除去率９０パーセント以上とすること。
	白石市		白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条　第一項（２）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
秋田県	由利本荘市	追加	由利本荘市浄化槽の設置に関する指導要綱	第5条　設置に当たって、次の条件を満たした場合認めるものとする。 （２）　浄化槽の廃水の放流先が市で管理する道路側溝又は下水路等以外の場合は、それぞれの管理者の承諾を得た場合。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細 （令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
福島県	いわき市	追加	いわき市浄化槽事務処理要綱	５条１項２号　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、常時流水のある水路等であること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合であって、当該浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。
	郡山市		郡山市浄化槽事務処理要領	第２－４－（１１） 放流先に水利権等がる場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
	広野町	追加	広野町浄化槽事務処理要領	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
	双葉町	修正	双葉町浄化槽事務処理要領	3.審査基準　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等にすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りではない。
	大熊町	修正	大熊町浄化槽事務処理要領	第３（２）　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水がある水路等にすること。
	田村市	修正	田村市浄化槽事務処理要領	2条2項2号 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。
	楢葉町	修正	楢葉町道路管理規則	第９条（許可の基準） 道路占用の許可基準を、別に定める。
	南相馬市		南相馬市浄化槽事務処理要領	第２ ３（２）　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。
	白河市	追加	白河市浄化槽事務処理要領	第2-3-(2) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
	福島市	追加	福島市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。【第2　浄化槽の設置（変更）届出、３．審査基準（２）に規定】
	矢吹町	追加	矢吹町浄化槽事務処理要領	第２－３－（２） 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
茨城県	茨城県		茨城県道路占用許可基準	個人住宅に設置される浄化槽のうち，し尿と生活雑排水（工場排水及びその他特殊な排水を除く。）を併せて処理する浄化槽であって生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上，放流水水質がBOD20mg/l以下の機能を有するものであること。
	茨城県		茨城県浄化槽指導要綱第３	浄化槽の放流水は，原則として環境衛生上支障がなく，かつ，水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	かすみがうら市	追加	かすみがうら市道路占用許可及び道路占用料徴収規則	第2条　法第32条第1項の規定により占用（以下「占用」という。）の許可を受けようとする者若しくは同条第3項の規定により占用の変更の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により協議しようとする者は、占用しようとする日の1月前までに道路占用許可申請・協議書を市長に提出しなければならない。
	つくば市		つくば市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。(1)　法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。(2)　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。(3)　法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。(4)　流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。(5)　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	ひたちなか市	追加	ひたちなか市生活排水等の流入に関する条例　第４条	流入許可基準は，別表のとおりとする。（別表抜粋）3　生活排水又は雨水を道路側溝又は普通河川等に流入させる場合は，次の要件を満たしていること。(1)　取付けは，流末の確保が可能であって，かつ，施設断面に余裕があると認められること。(2)　道路側溝への取付管は，口径100mm以下であること。
	ひたちなか市	追加	ひたちなか市生活排水の処理の適正化に関する要綱　第４条（１）	第4条　(1)　放流処理を行うときは，公共用水域の水質保全に留意し，別表第1に定める浄化槽を設置すること。別表１（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であって，生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上及び放流水のBODが20mg／l（日間平均値）以下である性能を有するとともに，平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの）
	稲敷市	追加	稲敷市道路占用許可及び道路占用料徴収規則	第2条　法第32条第1項の規定に基づき市道の占用の許可を受けようとする者は，占用を開始する前道路占用許可申請書(様式第1号)により市長の許可を受けなければならない。
	茨城町		茨城町合併処理浄化槽から道路側溝への放流に関する要綱第３条	(5)　占用物の構造及び浄化槽の排水量が側溝の構造，機能及び管理に支障をきたさないこと。
	下妻市		下妻市道路管理及び道路占用に関する規則	第10条　法第32条第1項及び法第35条の規定に基づき、道路の占用(以下「占用」という。)の許可を受けようとする者は、工事着手の予定日の30日前までに道路占用許可申請・協議書(様式第10号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
	牛久市	追加	牛久市道路占用許可及び道路占用料徴収規則	第2条　法第32条第1項の許可を受けようとする者は、占用を開始する1月前までに道路占用許可申請・協議書(様式第1号)により市長の許可を受けなければならない。
	境町	追加	なし	町の許可が必要。排水放流同意願を提出しなければならない。
	古河市	修正	古河市管理道路側溝への浄化槽設置に伴う放流に関する取扱基準	①第1項　公共下水道等が整備されてない地域であり他に流末がないこと、②第2項（1）処理対象人員が30人以下であること、（2）設置された浄化槽が廃止されるまで適正に維持管理すること、（3）国土交通大臣の認定を受けた浄化槽であること、③第3項（1）放流できる側溝は流水が地中に浸透することなく流末に流れること、（2）原則的に道路を縦断または横断して接続しないこと、（3）将来道路整備等の計画のある箇所においては、計画と調整して手戻りのないような位置とすること、（4）放流管の口径は100mm以下であること、（5）放流管と側溝との接続部は補強すること、（6）雨水処理をしないこと、（7）既設管へ接続する場合は他の占用者の同意を得ること、この基準の制定前の既設管に接続する場合は土被り等について検討すること、④第4項　放流期間は、道路管理上支障がないと認められる期間または公共下水道等が整備されるまでの期間とする
	行方市		行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第３条　条例第２条第１項第１号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量 10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びりん１mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	桜川市	追加	桜川市道路占用規則	第3条　法第32条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、道路占用許可申請書(様式第1号)正副2通に次に掲げる図面及び書類を添付して占用を開始しようとする日前15日までに市長に提出しなければならない。
	取手市	追加	取手市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。
	守谷市		なし	①管理者の許可 ②浄化槽の放流水は，原則として環境衛生上支障がなく，かつ，水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	守谷市	追加	守谷市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし，非常災害のため必要な応急措置として行う行為については，この限りでない。 (1)　工作物を新築し，改築し，又は除去すること。 (2)　流水水面又は敷地を占用すること。 (3)　流水を利用するためこれを停滞し，又は引用すること。 (4)　流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)　土地の掘削，盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為をするために必要なものを除く。)をすること。 (6)　前各号に掲げるもののほか，法定外公共物に関し工事をし，又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	小美玉市		小美玉市公共物管理条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　工作物を新築し，改築し，又は除却すること。 (2)　流水水面又は敷地を占用すること。 (3)　流水を利用するため，これを停滞し，又は引用すること。 (4)　流水の方向，分量，幅員，深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5)　竹木を流送すること。 (6)　生産物を採取すること。 (7)　前各号に掲げるもののほか，公共物に関し工事をし，又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	小美玉市		小美玉市合併処理浄化槽から道路側溝への放流に関する要綱	第5条　放流できる側溝は，内寸法300ミリメートル以上で流末が整備され，かつ，関係団体から同意が得られているものとする。ただし，道路管理者が認めたものについては，この限りではない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細 （令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
茨城県	城里町	追加	城里町道路占用規則	条例施行規則 (占用の許可) 第2条　条例第3条の規定により道路の占用許可を受けようとする者は，占用を開始しようとする日前15日までに道路占用許可申請(協議)書(様式第1号)により町長の許可を受けなければならない。 条例 (占用の許可) 第3条　道路を占用しようとする者は，町長の許可を受けなければならない。ただし，法第33条に規定する道路の占用の許可基準に適合したものに限る。
	常総市	修正	常総市道路占用規則	第３条　占用の許可を受けようとする者は，道路占用許可申請書・道路占用協議書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。
	常陸大宮市		常陸大宮市道路占用規則	第２条　占用を開始しようとする日の20日前までに道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。
	大子町		大子町道路占用規則	(許可の申請)第3条　法第32条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は道路占用許可申請書(様式第1号)正副2通に，次の各号に掲げる図面及び書類を添付して占用を開始しようとする日前1月までに町長に提出しなければならない。
	土浦市		土浦市公共物管理条例	第4条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	那珂市	追加	那珂市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)　施設等の新設、改築、除却等により土地を使用すること。
	八千代町		八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条（7）	（7）浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
	美浦村	追加	美浦村道路占用許可及び道路占用料徴収規則	第2条　法第32条第1項の規定に基づき村道の占用の許可を受けようとする者は，占用を開始する前に道路占用許可申請書(様式第1号)(村道の占用を受けようとする者が，美浦村若しくは美浦村が設置する団体である場合は道路占用協議書(様式第1号))により村長の許可を受けなければならない。
	北茨城市		北茨城市道路占用規則	第２条　占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請協議書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）正副2通を市長に提出しなければならない。
	利根町		利根町道路占用規則	第2条　道路法第32条第1項の規定による許可を受けようとする者は，道路占用/許可申請/協議/書（様式第1号）正副2通に次条各号に掲げる図面及び書類を添付して占用を開始しようとする１ヶ月前に管理者に申請しなければならない。
栃木県	小山市	追加	小山市法定外公共物管理条例	第4条　法定外公共物の管理者以外のものは、次に掲げる行為をしようとする場合は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 (1)　法定外公共物を占用すること。 (2)　法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下に構造物、工作物、施設等を設置すること。 (3)　水路に流水し、又は水路から取水するため構造物、工作物、施設等を設置すること。 (4)　法定外公共物の敷地を掘削し、盛土し、又はこれらに類する行為をすること。 (5)　法定外公共物の構造物、工作物、施設等を改築し、付け替え、又はこれらに類する行為をすること。
	那須烏山市	追加	那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 （2）　流水水面又は敷地を占用すること。
	那須烏山市	追加	那須烏山市浄化槽指導規程	第３条　浄化槽を設置等する場合の基準は、次のとおりとする。 （4）　放流先 　ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
	那須町	追加	合併浄化槽処理水の町道側溝への放流に係る道路占用の取り扱いについて	公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されていない地域で、町道側溝以外に放流先（河川・水路等）がない場合であって、かつ、道路側溝の雨水排水機能に支障を来さない場合に限り、道路側溝への放流を認めるものとする。
	野木町	追加	野木町うるおいのあるまちづくり条例開発事業等の適正化に関する施行規則	（開発基準） 第４条　野木町うるおいのあるまちづくり条例第５４条第１項の規定により、規則で定める基準は次の表の左側に掲げる公共施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表に定めることによる。 別表４　排水施設 ２汚水排水施設 　（２）公共下水道計画区域 　　ア供用開始されていない区域において、汚水を公共用水域に放流する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置すること。 　（３）公共下水道計画区域 　　ア合併処理浄化槽を設置すること。 　（４）（２）及び（３）の区域で合併処理浄化槽を設置する場合は、放流先管理者と協議するものとし、汚水排水施設の維持管理は、事業者又は施設管理者が行うこと。
	野木町	追加	野木町浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の設置等に関する基準 ４　放流先 　（１）放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ水量疎通が適当である水路等とすること。
	鹿沼市		浄化槽処理水の市道側溝放流許可基準	第2条　この基準の対象となる浄化槽は、10人槽以下のものとする。ただし、兼用住宅で10人槽を超える場合は、この限りではない。
	鹿沼市		同上	第３条　この基準の対象地域は、公共下水道、農業集落排水処理施設等（以下「公共下水道等」という。）が整備（供用開始）されていない地域であって、かつ、市道側溝以外に河川、水路等の処理水の放流先がない場合とする。
	鹿沼市		同上	第４条　この基準の対象となる市道側溝は、雨水排水機能に支障を来たさないため、矩形　断面では断面が３００mm×３００mm以上、円形断面では直径が４００mm以上であるものとする。ただし、その要件を満たす市道側溝であっても、流末がつながっていない浸透式であるもの、又は雨天時に溢水したことがあるものへの放流は認めないものとする。
	鹿沼市		同上	第５条　浄化槽処理水を放流するために市道側溝に取り付ける排水管（以下「対　象排水管」という。）は、原則として口径１００mm以下のものとする。
	上三川町		合併処理浄化槽処理水の町管理町道及び町道側溝への放流に係わる道路占用の取り扱いについて	公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されていない地域で、町管理町道及び町道側溝以外に放流先（河川・水路等）がない場合であって、かつ、道路側溝の雨水排水機能に支障を来さない場合に限り、道路側溝への放流を認める。
	真岡市		真岡市浄化槽指導要綱	第3　浄化槽の設置等に関する基準 　4放流先 ②　道路側溝放流においては、管理者が雨水排水に支障がないと認めた場所であること。
	大田原市	修正	大田原市道路占用管理規則	第2条第1項　法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項及び法第35条の規定により占用の許可又は同意を受けようとする者は、道路占用（許可申請・協議）書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 （4）占用に利害関係者があるときは、その者の同意書
	芳賀町	削除	芳賀町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。
群馬県	群馬県		平成１３年３月１２日付け土木部長通知（道維第２１９号）	１０人槽以下の合併処理浄化槽であること。 道路側溝が農業用水路と併用である場合は、用水管理者の承諾があること。
	みどり市	修正	みどり市土地開発事業指導要綱	第１４条第1項第４号　※1,000㎡未満（一般住宅等）にも準用 （４）排水施設 エ　浄化槽 浄化槽を設置する場合には、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条の規定に基づく、合併処理浄化槽の構造(昭和55年建設省告示第1292号)に適合するものであること。なお、放流の場合には、法令等に定める水質基準はもとより、河川等管理者との協議に基づく水質基準を確保でき得る施設を設置すること。
	みなかみ町		みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第５条　条例第４条第５号の規定に基づき、排出物を公共物に流入させようとする者は、工場等排出水流入許可申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。
	甘楽町	削除	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア　生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上
	桐生市		桐生市公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。（6）工場又は事業場等の排出水等を公共物に流入させること。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細 （令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
群馬県	高山村	追加	公共物使用等に関する条例施行規則	第7条　排出水を公共物に流入させようとする者は、申請書を村長に提出しなければならない。
	昭和村	追加	昭和村公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。(6)　工場、又は事業場等の排出水を公共物に流入させること。
	上野村		上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg／リットル以下及びSS10mg／リットル以下、T—N10mg／リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。
	千代田町		千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第6条　住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
	藤岡市	追加	藤岡市公共物使用等に関する条例	第4条　公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。(6)　工場、又は事業場等の排出水を公共物に流入させること。
	明和町		明和町土地開発事業指導要綱	同要綱第7条別表　４排水施設　③放流同意 開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可を得ること
	邑楽町		邑楽町道路占用規則	第２条　法第32条第１項又は３項の規定による許可を受けようとする者は、道路占用／許可申請／協議／書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。
埼玉県	埼玉県	修正	埼玉県浄化槽設置指導要綱	４ 放流先等の確保 浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を 生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 （1）　浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 （2）　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 （3）　私有の下水溝、 水路等に放流する場合は、 当該所有者又は管理者と協議すること。 （4）　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	さいたま市	削除	さいたま市道路設計マニュアル	第７章　道路排水工
	さいたま市	修正	さいたま市浄化槽取扱指導要綱	第4-1-(2)-2) 性能基準　設置しようとする浄化槽の放流水の水質は、処理対象人員に関わらず、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上並びに放流水のBOD20mg/ℓ以下並びに大腸菌群数3,000個／㎤以下とする。ただし、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条第１項又は第３項の規定により、同法第２条第１項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して、より厳しい排水規準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。 第4-2 放流先のない浄化槽の設置　周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。 第4-3 放流先等の確保　浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 (1) 浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 (2) 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 (3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 (4) 合併処理浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	ときがわ町	追加	ときがわ町浄化槽設置及び管理指導要綱	第11条　浄化槽を設置しようとする者が、その排水を公共用水域に放流しようとする場合は、当該公共用水域の管理者と協議し、専用許可等必要な手続きを執らなければならない。
	伊奈町	修正	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	(設置等の基準) 第7条　浄化槽の設置等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (3)　放流先の水路等の管理者等から同意を得られる場所であること。
	羽生市	追加	羽生市開発指導要綱	第14条　4　事業者は、公共下水道処理区域外において開発区域から汚水・雑排水を排水する場合は、羽生市合併処理浄化槽設置指導要綱(平成10年告示第1号)の規定を遵守し、汚水処理施設(合併処理浄化槽等をいう。)を設置し、放流先管理者の同意を得るものとする。
	越生町		越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	（許可等）合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者（以下「合併処理浄化槽の設置者」という。）は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
	越生町	修正	越生町道路占用規則	（許可の申請書）（道路）法第３２条第２項の申請書の様式は、様式第１号とする
	滑川町		滑川町合併処理浄化槽設置指導要綱	（放流先の確保）第４条（１）　合併処理浄化槽等からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 （放流先の確保）第４条（２）　公共用水路、河川、道路側溝等に放流する場合には、許可又は協議が必要か否か確認し、必要な場合には、当該管理者に許可申請若しくは協議すること。 （放流先の確保）第４条（３）　私有の下水溝、水路等に放流する場合には、当該所有者又は管理者と協議すること。 （放流先の確保）第４条（４）　合併処理浄化槽等の設置に関し道路等を占有する場合には、当該管理者と協議すること。
	宮代町		宮代町生活雑排水放流処理指導要綱	第6条 (1) 最終桝を必ず設置し、流入する管と町管理施設に接続する管については勾配を設けること。また、最終桝の泥だめは最低15ｃｍ以上ためられるようにすること。(2) 町管理施設に接続する管の口径は100ｍｍ以下とすること。
	狭山市	修正	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱	第１条　道路側溝は路面の雨水排水を目的として設置した施設であり、一般家庭等の生活排水を市管理道路側溝（以下「側溝という。）へ放流することは原則として認めていないが、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る観点から、浄化槽の処理水を放流させることを例外として認めることとし、この取扱いについて必要な事項を定めるものである。　第３条　放流が可能な浄化槽は、市が管理する道路側溝に接した住宅等敷地に設置され、処理対象人員10人以下の小型合併処理浄化槽とする。　２　放流が可能な道路側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。　第４条　浄化槽の処理水を側溝へ放流することができる区域は、下水道法第４条第１項に規定する事業計画の認可を受けた区域以外の区域であって、側溝以外に排水することが困難な区域に限るものとする。
	狭山市	修正	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱運用規程	第２条　要綱の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　（１）　小型合併処理浄化槽とは、10人槽以下のし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下、BODという。）除去率90%以上、法流水のBODが20mg／ℓ（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。　（２）　住宅等とは、専ら居住を目的とした住宅、併用住宅、自治会が管理する集会施設及び消防施設をいう。（併用住宅を含む）　第３条　接続方法については、次の各号に定めるものとする。　（１）　接続可能な側溝（流末が確保されており、降雨時に異常冠水する恐れのない、浸透式側溝でないもの）に接続すること。　ア　U字溝は240ｍｍ×240ｍｍ以上のものとする。　イ　スリット側溝及びLU側溝は、清掃用の桝等を設置するものとし、その間隔は20ｍを基本とし、設置箇所については道路管理者と協議するものとする。また、大きさについてはU字溝の基準と同等以上とする。　（２）　取り付け管は、VP100ｍｍとする。　（３）　民地の最終桝は、官民境界から30cm以上離すこと。　（４）　側溝（1製品あたり）への接続可能な取り付け管数は1とする。（（５）の場合を除く。）　（５）　長尺U型側溝等については、複数の取り付け管の接続を可能とする。ただし、取り付け管の間隔は施工性、側溝の強度、維持管理上から、1m以上離した位置に設けること。
	熊谷市		熊谷市道路占用規則	第１条　道路法第32条第１項又は第３項の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により国が道路の占用について協議しようとするときは、道路法施行規則第４条の３第１項に規定する様式の申請書又は協議書を市長に提出しなければならない。
	熊谷市	追加	熊谷市浄化槽設置指導要綱	第６条　浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。 ２ 浄化槽等の処理水の放流に起因して生ずる第三者との紛争は、すべて設置者の責任において解決しなければならない。
	行田市		行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第5条　合併処理浄化槽の処理水が放流可能な側溝は、合併処理浄化槽の処理水を受け入れても正常な路面排水を妨げない規模であると市長が認めたものとする。
	坂戸市		坂戸市環境保全条例	第23条　市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。
	所沢市		浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱要綱	第３条　放流が可能な浄化槽は、放流可能な側溝を敷設した市管理道路に面した住宅敷地に設置される処理対象人員10人以下のものとする。 ２　放流が可能な側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。
	小鹿野町	追加	小鹿野町道路占用規則	第２条　法第３２条第１項（法第９１条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、町長の管理する町道の占用の許可を受けようとする者及び法第３５条の規定により協議を行うとする者は、道路占用許可申請・協議書（新規、更新）（様式第１号の１）を町長に提出しなければならない。
	小川町	修正	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第6条第2号　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議する。 第6条第４号　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	小川町		小川町道路及び準用河川占用規則	第2条　道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項又は、第3項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の3第1項に規定する様式第1号の申請書を町長に提出しなければならない。 2　町長は、必要があると認めた場合は、前項の許可について必要な図書を提出させることができる。
	上尾市	追加	上尾市道路占用規則	第２条　道路の占用許可を受けようとする者は、速やかに道路占用許可申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。
	深谷市	追加	深谷市浄化槽設置指導要綱	第6条第1項　浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に浄化槽等の処理水を放流する場合は、公共水域の管理者の許可を受けなければならない。
	神川町		神川町道路占用規則	第２条　第３２条第１項（法第９１条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により町長が管理する町道（以下「道路」という。）の占用の許可を受けようとする者又は法第３５条（法第９１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による協議をし、同意を得ようとする者は、道理占用許可申請書（様式第１号）正副２通を町長に提出しなければならない。
	川越市		川越市浄化槽設置指導要綱	第4-4-(2)公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。
	川口市		川口市浄化槽設置指導要領	別表１（第３関係）　２放流先の基準 イ　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要か確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 ウ　私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。
	鶴ヶ島市		鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第５項　浄化槽の放流水は道路雨水管又は水路に放流するものとする。 第６項　前項の規定に関わらず、自治会等が建設する集会施設に設置する浄化槽及び１０人槽以下の浄化槽からの放流水については、Ｕ字側溝への放流を認めるものとする。 第７項　道路管理者は、道路雨水管が敷設されていない道路においてＵ字側溝が整備されている場合で、１１人槽以上５０人槽以下の浄化槽の放流水をＵ字側溝に放流することにより、水害等が発生しないと認めるときは、Ｕ字側溝へ放流を認めることができる。この場合において、放流水は排水ポンプを併設した貯留槽を経由し、内径が５０ミリメートル以下の管をＵ字側溝に接続して放流するものとする。
	東松山市		東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第６条　２　道路側溝は、原則として放流先に認めないものとする。ただし、道路管理者の許可を得たものはこの限りではない。
	東秩父村		東秩父村開発指導要綱	第８条　排水施設の計画に当たっては、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の関係法令に準拠するものとする。 ２　汚水の処理は、合併式浄化槽によるものとする。ただし、合併式浄化槽が設置できない場合は、し尿についてはくみ取りとし、家庭雑排水については、沈でん分離槽等により上澄を処理するものとする。 ３　合併浄化槽による処理施設の維持管理は、起業者又は施設利用者が行うものとする。 ４　第２項の処理水は、道路側溝に放流してはならない。 ５　処理水を河川又は水路等に放流する場合は、事前に河川管理者及び水利関係者等の承認を得るとともに、水質については担当部門と協議するものとする。この場合において、放流に起因して紛争が生じたときは、起業者の責任において速やかに解決するものとする。
	入間市	追加	入間市浄化槽指導要綱	第5条第２項　道路側溝は、原則として放流先に認めないものとする。ただし、排水する流量に応じた規格側溝で、流末まで完備されている等の条件を備えているものであって、市長の許可（流末使用許可）を得たものはこの限りではない。
	飯能市		飯能市道路占用規則	第2条　法第32条第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により 道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
	毛呂山町	削除	毛呂山町道路占用規則	道路管理者の条件付き許可
	毛呂山町	追加	毛呂山町公共物管理条例	第4条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)　工作物その他施設を新築し、改築し、又は除去すること。 (2)　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (3)　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (4)　公共物へ排水すること。 (5)　前各号に掲げるもののほか、公共物を本来の目的以外に使用すること。 2　町長は、前項の許可をする場合において、公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
	毛呂山町	追加	毛呂山町浄化槽設置指導要綱	第4条　住民は、第1条の目的達成のため、家庭等から排出される生活排水によつて、公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに、放流先の清掃及び補修点検に努めなければならない。
千葉県	印西市	追加	印西市法定外公共物管理条例	第６条　法定外公共物を特定の目的のために占用し、又は使用しようとする者は、市長の許可（以下「占用許可」という。）を受けなければならない。
	浦安市		千葉県環境保全条例	第二十条　２　前項の排水基準（以下この節において「排水基準」という。）は、前条第一号イに規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）による汚染状態であっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
	君津市	追加	君津市道路占用規則	第2条　道路法第32条第1項の規定により道路を占用の許可を受けようとするものは、同条第2項の申請書に次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。
	御宿町		御宿町道路占用規則	第3条　道路法第32条第2項の規定により道路を占用しようとするものは、道路占用許可申請書(様式第1号) 正副を町長に提出してその許可を受けなければならない。
	山武市	追加	山武市道路占用規則	（占用許可の申請） 第３条　法第32条第1項の木手により道路の占用の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、道路占用許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）にて、正副2部を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、添付書類の一部を省略することができる。
	四街道市		四街道市浄化槽取扱指導要綱	第２条（３）側溝に放流する場合は、内径２４センチメートル以上の側溝とする。 第２条（４）ふたのない側溝に放流する場合は、下流の住民に迷惑を及ぼさないよう下流２０メートル以上ふたをすること。ふたの維持管理は設置者において行うものとする。なお、アパート及び建売り住宅等については、その都度協議する。
	酒々井町	追加	酒々井町道路占用規則	第3条　道路法第32条第2項の規定により道路を占用しようとする者は、同条2項の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、正副を2通を町長に提出しなければならない。
	勝浦市		勝浦市道路占用料徴収条例	第３２条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
	勝浦市	追加	勝浦市法定外公共物管理条例	（許可） 第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （２）特定の目的のため占用又は使用すること。
	多古町	修正	多古町法定外公共物管理条例	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (1)　工作物を新築、改築又は除却すること。 (2)　掘削、盛土、切土等により土地の形状を変更すること。 (3)　継続して使用すること。
	大多喜町	追加	大多喜町道路占用規則	第２条　法第32条第１項の規定により道路占用の許可を受けようとする者は、同条第２項の申請書（以下「申請書」という。）に別に指示する書類を添付して、正副２通を町長に提出しなければいけない。 2　法第３２条第１項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）が占用の期間満了後引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の１月前までに申請書を町長に提出しなければならない。
	東金市	追加	東金市道路占用規則	第３条　法３２条第１項の規定により占用の許可を受けようとする者若しくは同条第３項の規定により占用の変更の許可を受けようとする者又は法第３５条の規定により協議しようとする者は、道路占用／許可申請／協議／書を市長に提出しなければならない。
	富里市		富里市法定外公共物管理条例	（占用の許可） 第４条　法定外公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）法定外公共物の敷地内の土地（その上部又は下部を含む。）において、道路法第32条第1項第1号に掲げる 工作物、物件、又は施設を設け、継続して法定外公共物を使用すること。 （２）法定外公共物の敷地を掘削、盛土、切土等により土地の形状を変更すること。 （３）許可を受けた者が、許可の期間満了後引き続いて使用すること。 ２　市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。
	木更津市	追加	木更津市道路占用規則	第４条　法第32条第１項の規定により道路占用許可を受けようとする者、継続して道路を占用しようとする者又は道路を掘さくしようとする者は、道路占用許可申請書(別記第２号様式）を市長に提出しなければならない。
	野田市	追加	野田市道路占用料条例	第３条　道路法第３２条の規定により道路を占用しようとするものは市長の許可を受けなければならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
東京都	青梅市	追加	道路構造物としての側溝等に対する放流許可事務取扱要領	4 放流許可基準 （2）合併浄化槽処理水の放流許可基準 合併処理浄化槽処理水については、次の条件を満たす場合に限り許可するものとする。 ア　次の許可対象区域内であること。 （ア）青梅市公共下水道（汚水）の認可区域外 （イ）青梅市公共下水道（汚水）の認可区域内で供用開始が行われていない区域。ただし、供用開始の時期が確定し、公共下水道に放流が可能となる時期と調整ができる場合を除く。 （ウ）前記（ア）または（イ）の区域については、供用開始区域図により判断する。 イ　国土交通大臣が認定した合併浄化槽であること。 ウ　合併浄化槽の適正な管理が行われることを確認できること。
神奈川県	神奈川県	修正	浄化槽指導要綱	別表（事務取扱要領　２（３）関係） ２　放流先 ⑴　側溝 ア　原則として耐水材料で造られ、浄化槽放流水その他当該施設から排出される全ての排水を収容できる規模であること。 イ　側溝は、河川等に流下するまでの間滞留していないこと。 ⑵　河川 ア　河川水が滞留していない場所であること。 イ　原則として直下に飲料水の取水がない場所であること。 ウ　浄化槽の位置と放流先河川の位置に高低差があるような場合、放流水が近隣に飛散しないよう水面に近い位置で放流を行えるような構造であること。 ⑶　地下浸透処理 浄化槽放流水を地下浸透処理する場合は、次によること。 ア　吸水性の良い土質であり、地下水等の浸出しない場所であること。 イ　処理装置は、浄化槽放流水その他地下浸透処理する全ての排水を処理できる規模であること。 ウ　飲用に用いる井戸との距離が５ｍ以上あること。 エ　地下浸透に関して市町村の規制がある場合、関係行政機関の指示に従うこと。 ⑷　その他 必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること。
	寒川町	追加	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	公共下水道処理区域外であること。(条例第105条) 道路管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。
	厚木市		厚木市生活系排水の道路側溝接続取扱要綱	第１条　この要綱は、厚木市が管理する道路排水施設である道路側溝に合併浄化槽からの排水を接続する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 第３条　道路側溝に接続する場合には、合併浄化槽から接続する道路側溝までの間に内径300ミリメートルの浸透桝を設置し接続管をコアカッター等で開けた側溝の穴に接続し接着剤又はモルタルで固定すること。 第４条　道路側溝に接続しようとする者は、道路側溝接続届出書に誓約書及び必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。
	秦野市		秦野市水路の管理に関する条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （4）汚水等を水路に流入させること。
	川崎市		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
	川崎市		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	相模原市		相模原市道路占用許可基準要綱	第２１条 １　方針 近い将来、公共下水道が整備される見込みがなく、かつ、他に放流先がない場合で、編入前の津久井町、相模湖町及び藤野町の区域内(以下「旧町区域内」という。)に設置する場合に限り認めることができる。 ２　対象 （１）原則として一戸建て住宅の合併処理浄化槽とする。 （２）浄化槽法(昭和５８年法律第４３号)第４条第１項の規定に適合しているもの。 （３）生物化学的酸素要求量(以下「ＢＯＤ」という。)除去率９０％以上、放流水のＢＯＤ２０ｍｇ／ℓ(日間平均)以下の処理能力を有しているもの。 （４）通知「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(厚生省・平成４年１０月３０日衛浄第３４号)」に基づき全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている合併処理浄化槽であること。 ３　基準 （１）接続可能な既設排水施設の構造は、側溝では２４０×２４０mm以上、管渠ではφ２５０mm 以上の断面形状を有し流末が整備されていること。 （２）接続管は道路を横断しないこと。 （３）道路冠水が過去に発生していないこと。 ４　構造 取付管は、内径１００mm 以下の硬質塩化ビニール管とする。 ５　その他 旧町区域内ごとに規定する設置基準によること。
	中井町	修正	条例等なし（文章化した内規もなし）	まち整備課による指導 ・雨水と同じで、浸透桝により浸透、オーバーフローを放流 ・既設排水路への放流も可 ・排水に支障がないこと
	平塚市		平塚市水路に関する条例　第４条	第4条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占用すること。 (2)　水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 (3)　水路に流水させるために工作物を設置すること。 (4)　汚水等を水路に流入させること。 (5)　前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの 2　市長は、水路管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
	平塚市		平塚市道路側溝接続基準書　第２条　第４条	第２条　側溝は道路の雨水排水のために整備されたものであり、宅内雨水や浄化槽排水（以下「宅内排水」という。）を受け入れることを想定して設計されていないため、道路維持管理上の支障をきたすおそれがあることから宅内排水を側溝に流すことは認められないものである。 しかし、公共下水道又は農業集落排水などの排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）が整備されるまでの間、他に処理方法がなく、真にやむを得ないと判断される場合に限り、一定の条件の下に側溝への排水施設の接続を認めることができるものとする。 第４条　次の各号に掲げる要件をすべてみたす場合に限り許可の対象となるものとする。 （１）　敷地周辺に排水処理施設が整備されてないこと。 （２）　側溝の雨水排水機能に支障をきたさないこと。 （３）　用水等、水利権の生ずるところにあっては、その団体の承諾を得たもの。 （４）　浄化槽や合併処理浄化槽からの排水を接続するのであれば、浄化槽法第４条の基準を満たし、同法第５条第１項に基づく設置の届出に係る受理書の交付又は建築基準法（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）第６条第１項又は第６条の２第１項に基づく確認を受けたもの。 （５）　前各号に掲げるもののほか、道路の維持管理のため市長が特に必要と認めたもの。
新潟県	南魚沼市		南魚沼市浄化槽条例	第15条　特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第8条第1項第1号から第4号まで及び第2項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
	南魚沼市	削除	南魚沼市下水道条例	第8条　特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第9条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1)　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　1リットルにつき380ミリグラム未満 (2)　水素イオン濃度　水素指数5を超え9未満 (3)　生物化学的酸素要求量　1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4)　浮遊物質量　1リットルにつき600ミリグラム未満 (5)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量　1リットルにつき5ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量　1リットルにつき30ミリグラム以下 (6)　窒素含有量　1リットルにつき240ミリグラム未満 (7)　燐含有量　1リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	宝達志水町		宝達志水町個別排水処理施設条例第３条２項	放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が９０％以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が１リットル当たり２０ミリグラム以下

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細 （令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
福井県	勝山市		勝山市公害防止条例	第48条　し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
	勝山市		勝山市公害防止条例施行規則	第18条　条例第48条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　し尿浄化施設の位置 ア　し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができるところ イ　公衆衛生上良好な環境を保持することができるところ ウ　近隣住民に不快感を覚えさせないところ (2)　放流水の放流先 ア　放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めたところ イ　放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	甲府市	追加	甲府市浄化槽指導要綱	第5条　新たに設置する浄化槽は、次に掲げる設置基準に適合するものとする。 （1）保守点検及び清掃が容易に行うことができる場所に設置すること。 （2）雨水等による冠水のおそれのない場所に設置すること。 （3）飲料用井戸から5メートル以上離れた場所に設置すること。 （4）浄化槽の放流水の放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 （5）放流先の選定に当たっては、放流先の水路等の管理者と十分に協議を行い、同意を得ること。
	南部町		南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条　住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
長野県	岡谷市		岡谷市浄化槽の設置に関する指導規準	第２　６　（１）河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	下諏訪町		下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第２　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （１）放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	茅野市	追加	茅野市公害防止条例施行規則	第３条　規制基準　別表第6 排出水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素を日最大値20mg／l以下とすること。(別荘に設置する場合は、当該別荘地管理会社に浄化槽管理士が常駐していること又は当該別荘地管理会社が浄化槽管理士を置く会社と浄化槽の保守点検業務の委託契約を締結していることとし、その他必要な事項は、別に定める。)
	松川村		浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。
	松本市		松本市浄化槽法施行規則	第4条第4号　放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと 第7号　他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	上田市		「道路占用許可基準」第27	市道であれば市管理課、県道であれば所管の建設事務所へ、事前相談
	諏訪市	追加	諏訪市浄化槽の設置に関する指導基準	第2条　6　(1)　河川、側溝等は、放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	須坂市		須坂市公害防止条例	第27条　浄化槽を設置しようとする者は、規則で定める公共用水域のほかは、浄化槽からの排水を放流してはならない。
	須坂市		須坂市公害防止条例施行規則	第11条(1)常時相当量の流水量がありかつ河川等へ直接流入(2)河川等は放水量の100倍以上の希釈水量を有し滞留していない(3)河川等の管理者が承諾している
	池田町		池田町汚水処理指導要綱	第２（３）側溝等へは、原則として放流しないこと。
	中野市		中野市公共物管理条例	第13条第１項　市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付すことができる。
	長野市		長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例　（一部抜粋） （保全地域における行為の許可等） 第12条　保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。（略） （7）　排水を放流し、又は地下浸透させること。
	東御市		東御市浄化槽法施行細則	第４条第３項　放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分であり、かつ、滞留していないこと。
	白馬村		白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条　放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあっては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	飯綱町		飯綱町自然環境保全条例施行規則	第３条　別表第2　自然環境の保全指導基準 第３（４）　処理水のＢＯＤ値は営業の用に供するものにあっては浄化槽による処理水の後処理を行い、ＢＯＤ値を10mg／以下、その他の用に供するものにあっては20mg／以下とし、処理水は原則として放流によるものとすること。
	豊丘村	修正	浄化槽法事務処理規則	第２条第３項　放流先の河川等は、水量が十分でありかつ滞留していないこと。
	木島平村		木島平村環境保全条例施行規則	第2条　条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね５０％以上及びSS除去率がおおむね８０％以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	立科町	追加	立科町浄化槽の設置に関する指導基準	第２条第６項（１）河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
岐阜県	岐阜県		＜県道＞ 道路管理事務担当者会議質疑応答集（監修　建設省道理局路政課）	＜県道＞ ・道路側溝へは目的外の排水の流入は原則認めていない （道路側溝は元来、雨水排除が目的で設置排水の流入は流量算定対象外）
静岡県	湖西市	追加	湖西市道路管理規則	第2条　市長の承認を受けなければならない
愛知県	刈谷市	削除	なし	法令等の根拠はないが、刈谷土地改良区域において、改良区及び改良区の地元理事の協議が必要
	江南市	削除	江南市道路管理規則	管理者の許可又は管理者との協議が必要である。
	小牧市		小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第４条　前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共用物等の届出書(様式第1。以下「使用届出書」という。)を市長に提出しなければならない。 第５条　使用届出書には、当該汚水の放流に関係する区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第2)を添付するものとする。 第６条　汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続していなければならない。 第７条　建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿桝を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。
	設楽町		設楽町環境保全取扱要綱	第5条　(2)　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
	大口町		大口町道路管理規則	(道路の占用の許可申請・協議)第3条　法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により道路の占用の協議をし、その同意を得ようとする者は、道路占用／許可申請／協議／書(様式第3。以下「許可申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
三重県	熊野市		熊野市浄化槽取扱内規	市が管理していない道路側溝に放流する場合は、その施設の管理者または権利者と事前に協議し、同意書を添付することが望ましい。
	四日市市		四日市市浄化槽指導要綱	第５条第７号　放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	度会町		浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
滋賀県	滋賀県、県内19市町	修正	滋賀県浄化槽取扱要綱	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
	県内19市町	削除	市法定外公共物管理条例	第６条第１項および第２項 次に掲げる行為（以下「占有等」という。）をしようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「占有者等」という。）が許可に係る事項を変更しようとするとき、及び許可の期間満了後も引き続き占有等をしようとするときも、同様とする。 (1)法定外公共物の敷地を占有すること。 (2)法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
京都府	綾部市	追加	綾部市浄化槽の設置等に関する規則　第４条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。
	井手町		井手町内河川の水質保全条例	（町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外） 第5条　前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 第6条　第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
	福知山市		福知山市浄化槽の設置に関する要綱　第４条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。
大阪府	東大阪市	削除	東大阪市生活環境保全等に関する条例	第23条（規制基準の順守） ※日間平均20㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する工場等に浄化槽を設置する場合のみ適用
	大阪府	削除	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	削除	枚方市公害防止条例	第３条　工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(法律又は大阪府の条例に規定する工場又は事業場であって規則で定めるものから排出される水を除く。以下「排出水」という。)を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において規則で定める排水基準(排出水に含まれる有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度をいう。以下同じ。)に適合しない排出水を排出してはならない。
兵庫県	兵庫県		兵庫県浄化槽指導要綱	第１章総則４設置（１）設置基準ア放流水質基準 新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	削除	神戸市浄化槽指導要綱	第5条　浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理人数の区分に応じ，同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第３章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	姫路市		姫路市浄化槽指導要綱	第3条第1項　新たに浄化槽を設置する者は、原則として放流水のＢＯＤが１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第5条第1項　浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならない。
奈良県	御杖村		御杖村浄化槽取り扱い要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
	曽爾村	追加	曽爾村浄化槽取扱要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
	大和高田市	追加	大和高田市開発指導要綱	河川又は水路に接続する雨水及び雑排水（前号の排水施設により処理されるものを除く。以下この号において同じ。）の排水施設は、原則として、雨水排水と雑排水に分流する。この場合において、雑排水の排水施設は、暗渠きょとし、河川の管理者又は一次放流先の水利組合等の同意を得て設置すること。※開発指導要綱の適用範囲において、同意を求める場合がある
和歌山県	田辺市		田辺市道路占用規則	この規則は、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）の規定に基づき、市が管理する道路（「市道」）の占用に関し必要な事項を定めるものとする。
島根県	島根県		島根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	出雲市	追加	出雲市普通河川道路等管理条例	第5条　普通河川道路について、次に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
岡山県	岡山県		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市		岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３－１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市		倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３の１「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
	津山市		津山市道路占用条例	第3条　市道を占用しようとする者は，申請書を市長に提出し，その許可を受けなければならない。
	津山市		津山市法定外公共物管理条例	第5条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする
広島県	江田島市	追加	江田島市浄化槽取扱指導要綱	第６条第７項　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	竹原市	追加	竹原市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	大竹市		大竹市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	府中市	削除	府中市浄化槽取扱指導要綱	第6条7項　放流先は、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
山口県	下関市		下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第８条　浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。 ２　水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。
徳島県	石井町	追加	道路法	道路法３２条に基づき道路占用の許可申請を提出してもらう。 この場合の占用許可申請については、物件に対する許可となるため、排水先の所有地が土地改良区の場合は改良区の排水同意を添付してもらい、町道区域に含まれている、町管理の土地のへの排水については、誓約書を添付してもらっている。
	松茂町	追加	松茂町道路占用規定	第２条　法第32条第１項の規定により道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。(12)　占用が隣接の土地、建物その他の物件の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その関係者の同意書(13)　その他
	阿波市	修正	道路法	道路法32条「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」に基づき道路占用の許可申請書を提出してもらっている。 この場合の占用許可申請については、物件（構造物）に対する許可であり、事前に申請者と排水協議が完了したうえで占用許可を出している。
	東みよし町	修正	管理者の管理権限 （条例等なし,農業用水路に係る規制と並びの規制）	基本的には条例等での規制はない。ただし、農業用水路と兼用されている場合は、改良区等と相談の上、許可を得ている。 下水排水設備等が整備されていない地域で、側溝以外に放流先がなく、側溝の雨水排水機能に支障をきたさない場合に限る。
愛媛県	伊方町	追加	伊方町道路占用規則	法第32条第1項の規定による道路占用の許可を受けようとする者は、省令第4条の3第1項の規定による道路占用許可申請書(様式第1号)(以下「許可申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
福岡県	遠賀町		遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成2年条例第7号）第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅田町	修正	苅田町有水面及び道路の占用条例	第２条　道路水面及びこれに附属する土地を占用しようとする者は、道路（水面）占用許可申請書（様式第１号）に次の書類を添え町長に提出して許可を受けなければならない　（１）～（５）
	古賀市	修正	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第４条　浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	大牟田市		大牟田市法定外公共物の管理に関する条例	第４条　法定外公共物に関し行為（占用等）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 第５条　国の行う事業のための占用等については、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。 第７条　占用者は、占用等によって生じる権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、使用の承認を受けた時は、この限りではない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
福岡県	中間市	修正	中間市浄化槽指導要綱	（放流水の水質基準） 第６条　浄化槽から放流される水の水質については、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号の基準を満たさなければならない。 （１）　水素イオン濃度指数　5.8から8.6まで （２）　生物化学的酸素要求量　10ミリグラム毎リットル以下
	八女市	追加	八女市道路占用規則	・第２条　法（道路法）第３２条第１項又は第３項の許可を受けようとする者は、市長に道路占用許可（変更）申請書（様式第１号）を提出しなければならない。 ・第１２条　法第２４条の規定により工事を行う場合の承認及び受けた承認の変更の申請は、工事（変更）承認申請書（様式第９号）弐より行うものとする。
	福智町	追加	福智町道路占用規則	第2条　この規則において「道路」とは、町道及び町長の管理する道路並びにその付属物をいう。第3条　法第32条第2項の規定により道路を占用しようとする者は、道路占用許可申請書(様式第1号)を町長に提出してその許可を受けなければならない。法第32条第3項の規定により道路占用変更の許可を受けようとする場合においても、また同様とする。
佐賀県	伊万里市	修正	市道側溝汚水放流の取り扱いに関する内規	３、次に掲げる事項に該当する場合は、承認の申請が必要である。 （１）初めてその土地に家屋等を建設し、汚水を指導側溝に直接又は間接的に放流する場合。 （２）これまでも指導側溝に汚水を放流していたが、汚水の種類の変更（雑排水から合併浄化槽処理水に変更する等） 又は放流先の変更、流量の大幅な増加（アパート、２世帯住宅棟）がある場合。
	神埼市		神埼市道路法施行条例、神埼市道路占用規則	占用に関し利害関係者がある場合は、当該利害関係者と協議を行うこと
	唐津市	追加	唐津市道路占用条例	第１条　道路法第３２条の規定に基づき、市長の管理に属する道路及びその付属物の一部を占用しようとする者は、この条例により市長の許可を受けなければならない。
長崎県	佐世保市	削除	佐世保市法定外公共物管理条例	第５条　法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「占用等の許可」という。）を受けなければならない。占用等の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　敷地又は水面を占用すること。 （２）　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （３）　土石、砂れき、竹木その他産出物を採取すること。 （４）　敷地又はその上空若しくは地下に工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 （５）　敷地の掘削、盛土、切土、その他敷地の形状を変更する行為（第１号から第４号までに掲げる行為のために必要なものを除く。）又は竹木を植栽し、若しくは伐採すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
熊本県	熊本県		熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	熊本県		熊本県道路占用許可基準要綱	第８ ・通常の使用状態において放流水質をBOD20PPM以下に処理することが可能な性能を有する浄化槽で処理したうえで、外に適当な放流先がなく真にやむを得ない場合に限ること。 ・側溝への放流水量が側溝の設計流水量の許容範囲内であること。 ・開発等に係る大規模な放流にあっては、必要に応じため桝又は阻集器を設置させること。
	荒尾市	追加	荒尾市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	球磨村	追加	球磨村浄化槽取扱要項	（放流先及び放流方法） 第１８条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	熊本市	追加	熊本市浄化槽取扱要綱	第４条（４）放流先に所有者や管理者がいる場合、事前に協議し、その承諾を得ること。
	合志市	追加	合志市浄化槽取扱要綱	（放流先及び放流方法） 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。ただし、市長が特別に認める場合を除く。
	西原村	追加	西原村浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること (3) 放流水は地下浸透させないこと。ただし、知事が特別に認める場合を除く。
	氷川町	追加	氷川町浄化槽取扱要項	（放流先及び放流方法） 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	益城町	追加	益城町浄化槽取扱要項	第５条 （４）浄化槽の排水を放流するときは、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （５）浄化槽の排水の放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	錦町		錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	山鹿市		山鹿市道路占用料基準要綱	第８条（４）ア：通常の使用状態においてし尿浄化槽からの放流水質をBOD（生物化学的酸素要求量）20PPM以下に処理することが可能な性能を有するし尿浄化槽であること。
	小国町		小国町道路占用規則	（占用許可の申請等） 第３条　法第32条第１項の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により協議をしようとする者（以下「申請者」という。）は、道路占用許可申請（協議）書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。ただし、占用の期間が満了する場合において、これを更新しようとするときは、道路占用更新許可申請（協議）書（様式第１号）を提出しなければならない。 ２　前項の道路占用許可申請（協議）書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。（略） ３　第１項の許可又は協議に対する回答は、道路占用許可（回答）書（様式第２号）を申請者に交付することにより行う。
	上天草市		上天草市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	人吉市		人吉市浄化槽取扱要項第１７条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	天草市		天草市浄化槽取扱要綱	第１８条（２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること
宮崎県	宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領	第４条第2項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
	宮崎市		宮崎市浄化槽指導要領	第４条第2項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。

２１．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	根拠条例等の名称	根拠条文
鹿児島県	鹿児島県		鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第３章　第３節　設置場所等 　浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （1）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	伊佐市	修正	伊佐市道路占用に係る規則	第1条　この規則は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)及び伊佐市道路占用料等徴収条例(平成20年伊佐市条例第179号。以下「条例」という。)に基づき、市が管理する道路の占用に関し、必要な事項を定めるものとする。
	指宿市	追加	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	３ 市町村の経由 浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては，市町村は，次の事項について指導し，留意すべき事項があるときは，浄化槽設置者に意見を付する ものとする。 (4) 放流先等その他
	鹿児島市		浄化槽指導要綱	第12条　浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 （１）放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。 （２）放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 （３）環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	瀬戸内町	追加	瀬戸内町合併処理浄化槽設置推進要綱	第3条　生活排水を公共の水域等に排出する者は、合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第4条　町民は、公共用水域の水質の保全を図るため、生活排水によって水質汚濁を生じさせないよう心がける。
	曽於市	追加	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第３章　第３節　設置場所等 　浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （1）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	日置市		日置市環境保全条例	第88条(浄化槽の適正な維持管理義務）浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。
沖縄県	うるま市	追加	うるま市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。占用等の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (4)　法定外公共物へ汚水等を放流すること。
	南城市	追加	南城市公共物管理条例	第4条　公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)　敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (2)　敷地、流水又は水面を占用すること。
	名護市		名護市法定外公共物管理条例	第4条　次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （４）　法定外公共物の敷地、流水又は水面を使用すること。

注1）自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

注2）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正、削除：前回の同設問から回答を削除

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市		地下浸透	札幌市浄化槽指導要綱	3　設置基準 (2)　放流先及び設置場所等 （イ）　放流先がない場合は、浄化槽を設置しないこと。ただし、地下浸透放流方式であって、構造等が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。
	幌延町		個別排水処理施設	幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例　幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例施行規則	条例第７条　使用者は、個別排水処理施設の機能を正常に維持するために、規則で定める事項を遵守しなければならない。 ２　町長は、前項の事項を遵守されていない場合、個別排水処理施設への排水等の流入を停止又は制限することができる。 規則第６条　条例第７条第１項に規定する規則で定める遵守事項は、厚生労働省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第１条に掲げる事項とする。
岩手県	岩手県		地下浸透	「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要領」（県が届出等を受理する場合）	５　事前協議 保健所長は、浄化槽放流水を地下浸透しようとする者に対して、あらかじめ浄化槽放流水地下浸透事前協議書を提出するよう指導するとともに、地下浸透に係る安全性について事前に確認するものとする。
	盛岡市	追加	地下浸透	「盛岡市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要領」	５　事前協議（事務所管上下水道部） 上下水道事業管理者は、浄化槽放流水を地下浸透しようとする者に対して、あらかじめ浄化槽放流水地下浸透事前協議書を正副２部提出するよう指導するとともに、地下浸透に係る安全性について現地踏査により確認するものとする。
宮城県	女川町	追加	その他の公共用水域	女川町開発指導要綱	（公共施設） 第９条　開発事業者は、事業の施工に伴い新設又は改良を必要とする公共施設については、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める基準により、開発事業者の負担において整備しなければならない。 （６）　排水施設 ア　開発事業者は、あらかじめ町長と協議のうえ、地形、地質、開発区域の規模、放流先の排水能力、利水の状況及びその他周辺の状況を勘案し、かつ、開発事業の施工中又は完了後における雨水若しくは汚水の排出量を十分考慮し、これらを有効かつ適切に排出できるように設計した排水施設を、下水道、排水路、その他の公共用排水施設又は河川その他の公共水域に接続させなければならない。 イ　開発事業者は、雨水以外の汚水等については、町の指示する方法により浄化槽又は終末処理施設を設け、その排水が排水地先の公共用水域の利用目的に影響を及ぼすことのないよう処理しなければならない。この場合において、放流によって生じる第三者との紛争は、自己の責任において解決しなければならない。
	松島町	追加	沼等	松島町し尿浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６　放流水の放流先、清掃等については法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 ３　最終放流先が用水路、沼等については水利権者、管理者等の同意を得ること。
	美里町	追加	その他の水域	美里町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条　（3）放流先について 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	川崎町		湖沼等	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第6条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 (3) 湖沼等に放流する場合 ア　小水域でないこと。
	村田町		湖沼	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条　（３）カ 湖沼等に放流する場合は、小水域でないこと。
	登米市		敷地内処理	登米市浄化槽放流水の敷地内処理に係る装置の設置等に関する指導基準を定める要綱	第2条　放流水を公共用水域(これに流入する水路等を含む。)に放流することが著しく困難な場合は、浄化槽を設置しようとする敷地内において蒸発拡散方式による処理装置(以下「蒸発拡散装置」という。)により、適切に処理するものとする。
	登米市		全て	登米市浄化槽整備推進事業実施要項	第2条　市が登米市浄化槽施設設置計画区域内において高度処理型浄化槽を設置するのは、次に掲げる区域とする。 （１）排水基準を定める省令別表第２の備考６及び７の規定に基づく窒素含有量又は燐（リン）含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年環境省告示27号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域であり、かつ、長沼集水域及び長沼川流域生活排水対策重点区域に指定された区域 （２）全号に挙げるもののほか、市長が必要と認める区域
	南三陸町	追加	その他の水域	南三陸町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条 (3) 放流水について 放流水のBOD(生物化学的酸素要求量)は、20mg／l以下(日間平均値)であること。 (4) 放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ 放流地点に水利権等がある場合においては、必要に応じ当該水利権者等の同意を得ていること。
	白石市		その他の水域	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条　第一項（２）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
山形県	山形市		地下浸透	山形市生活排水処理対策指導要綱	浄化槽からの排水は地下浸透を行わないこと
福島県	福島県	修正	その他	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	第二十二条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における下水道整備計画区域以外の区域(農業集落排水施設(農業集落から排出されるし尿及び雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を集合して処理するために市町村が設置した施設をいう。以下同じ。)が整備されている区域として規則で定める区域を除く。第二十四条において同じ。)において、小規模事業場に処理対象人員が五十人以下のし尿浄化槽を設置しようとする者は、窒素及びりんを除去することができるし尿浄化槽で規則で定めるもの(以下「窒素りん除去型浄化槽」という。)を設置しなければならない。ただし、敷地の状況その他特別な事情により窒素りん除去型浄化槽を設置することができないと知事が認める場合は、この限りでない。 第二十四条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における下水道整備計画区域以外の区域において、一戸建ての住宅にし尿浄化槽を設置しようとする者は、窒素りん除去型浄化槽を設置しなければならない。ただし、敷地の状況その他特別な事情により窒素りん除去型浄化槽を設置することができないと知事が認める場合は、この限りでない。
	福島県	修正	その他	福島県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	第３ この指導基準の対象とする浄化槽の規模は、処理対象人員10人以下のものとし、対象とする地域は、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない地域とする。 第５ 土壌浸透装置又は浸透ますを設置し、浄化槽の放流水等を地下へ浸透させることのできる土地は、次の条件を備えていること。 (1) 盛土地盤においては、盛土後１年以上経過していること。 (2) 土地の傾斜は、16°以下で、かつ地滑りのおそれがないこと。 (3) 土壌浸透装置又は浸透ますの端から水平距離30m以内に飲用井戸等がないこと。 (4) 土壌浸透装置を用いた方法による場合は、前各号によるほか土壌浸透基準に定める。
茨城県	行方市	追加	その他	行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第３条　条例第２条第１項第１号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びりん１mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	桜川市	追加	その他	桜川市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第５条（８）（９）	(8)　放流先の管理者等の同意書 (9)　敷地内処理を行う者は、敷地内処理の概要書、維持管理誓約書及び敷地内処理構造図
	八千代町		その他	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条（7）	（7）浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
栃木県	小山市	追加	敷地内処理	小山市浄化槽指導要綱	第3　浄化槽を設置等する場合は、次の各基準を満たすこと。 4　放流先 (2)　付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む。)は浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。
	小山市	追加	敷地内処理	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	第２　処理装置の設置に関する基準 １　設置場所 （1）原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 （2）地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から１．５m以上の場所で、湿潤でない場所であること。 （3）処理装置と他の施設等の外周間の距離は次のとおりとすること。 ア　隣地境界まで１m以上 イ　建築物まで１m以上 ウ　井戸その他の水源まで水平距離５m以上（ただし、３０m未満に設置するときは、水源の水質検査を年１回以上行い、常に水源の衛生管理を行うこと。） ２　構造 （1）処理装置はトレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。 （2）重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとすること。 （3）処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる枡等を設ける構造であること。 （4）処理装置は浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。 （5）保守点検及び清掃作業が容易にできる構造であること。 ３　浄化槽放流水の水質基準 浄化槽からの放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。 単独処理浄化槽　ＢＯＤ日間平均値６０mg／ℓ以下 合併処理浄化槽　ＢＯＤ日間平均値２０mg／ℓ以下 ４　その他の留意事項 処理装置の設置者（管理者）は、次の事項に留意すること。 （1）処理装置の機能が十分に発揮されるよう常に点検を行うこと。 （2）処理装置を設置した区域の地表には、建築物を設けたり、舗装をしたりしてはならないこと。
	さくら市	追加	敷地内処理	さくら市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	３　浄化槽放流水の水質基準 浄化槽からの放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。 単独処理浄化槽　　日間平均値60mg/ℓℓ以下 合併処理浄化槽　　日間平均値20mg/ℓℓ以下

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
栃木県	高根沢町	追加	水路等	高根沢町浄化槽指導要綱	第6条　浄化槽を設置しようとする者は、次に掲げる基準により放流先を確保するものとする。 (1)　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 (2)　付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む。)は、浄化槽を設置しないこととし、くみ取便所等とすること。 ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りでない。
	那須烏山市	追加	敷地内処理	那須烏山市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導規程	第２条　処理装置を設置する場合は、次に適合していること。 （１）　設置場所 ア　原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 イ　地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から1.5メートル以上の場所で、湿潤でない場所であること。 ウ　処理装置と他の施設等の外周間との距離は、次のとおりとすること。 （ア）　隣地境界まで1メートル以上 （イ）　建築物まで1メートル以上 （ウ）　井戸その他の水源まで水平距離30メートル以上 （２）　構造 ア　処理装置は、トレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。 イ　重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとすること。 ウ　処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できるます等を設ける構造であること。 エ　処理装置は、浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。 オ　保守点検及び清掃作業が容易にできる構造であること。 （３）　浄化槽放流水の水質基準　浄化槽からの放流水は、BODが日間平均値１リットルにつき20ミリグラム以下の基準を満たさなければならない。 （４）　その他の留意事項　処理装置の設置者（管理者）は、次の事項に留意すること。 ア　処理装置の機能が十分に発揮されるよう常に点検を行うこと。 イ　処理装置を設置した区域の地表には、建築物を設けたり、舗装をしないこと。
	那須塩原市	追加	敷地内処理	浄化槽放流水の敷地内処理に関する基準	第２　処理装置の設置に関する基準 処理装置を設置する場合は、次の各号に適合していること。 １　設置場所 （１）　原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入の恐れがない場所であること。 （２）　地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から１．５ｍ以上の場所で、湿潤でない場所であること。 （３）　処理装置と他の施設等の外周間の距離は次のとおりとすること。 ア　隣地境界まで１ｍ以上。 イ　建築物まで１ｍ以上。 ウ　井戸その他の水源まで水平距離３０ｍ以上。 ２　構造 （１）　処理装置はトレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。 （２）　重力浸透を防止するシート、受け皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとすること。 （３）　処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる枡等を設ける構造であること。 （４）　処理装置は浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。 （５）　保守点検及び清掃作業が容易に出来る構造であること。
	那須町	追加	敷地内処理	那須浄化槽指導要綱	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 浄化槽からの放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。 単独処理浄化槽　ＢＯＤ日間平均値６０mg／ℓ以下 合併処理浄化槽　ＢＯＤ日間平均値２０mg／ℓ以下
	日光市	追加	敷地内処理	日光市浄化槽指導要綱	（放流先に関する基準） 第6条　浄化槽を設置しようとするものは、次に掲げる基準により放流先を確保するものとする。 (1) 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 (2) 設置しようとする場所の近くに放流先がない場合（放流できない場合を含む。）は、浄化槽を設置してはならないものとし、くみ取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流先を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。
	日光市	追加	敷地内処理	日光市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準を定める要綱	（処理装置の設置場所に関する基準） 第2条　処理装置を設置しようとする者は、次の各号に掲げるすべての基準に適合する場所に当該処理装置を設置しなければならない。 (1) 原則として日照及び通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 (2) 地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から1.5メートル以上の深さの場所で、湿潤でない場所であること。 (3) 処理装置と他の施設等の外周との距離は、次のとおりとすること。 ア　隣地境界までの距離は、1メートル以上とする。 イ　建築物までの距離は、1メートル以上とする。 ウ　井戸その他の水源までの水平距離は、30メートル以上とする。 （処理装置の構造に関する基準） 第3条　処理装置の構造は、次の各号に掲げるすべての基準に適合しているものでなければならない。 (1) 処理装置は、トレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。 (2) 重力浸透を防止するシート、受皿等を設け、材料は、耐久性のあるものとすること。 (3) 処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる桝等を設ける構造であること。 (4) 処理装置は、浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。 (5) 保守点検及び清掃作業が容易にできる構造であること。
	壬生町	追加	敷地内処理	壬生町浄化槽指導要綱	(4)　放流先 ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 イ　付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む。)は浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。
	下野市	修正	敷地内処理	下野市浄化槽放流水の敷地内処理装置に関する指導基準	第2　処理装置の設置に関する基準 処理装置を設置する場合は、次の各号に適合していること。 １　設置場所 （１）原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 （２）地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から1.5m以上の場所で、湿潤でない場所であること。 （３）処理装置と他の施設等の外周間の距離は次のとおりとする。 ア　隣地境界まで1m以上 イ　建築物まで1m以上 ウ　井戸その他の水源まで水平距離10m以上 ２　構造 （１）処理装置はトレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。 （２）重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとすること。 （３）処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる枡等を設ける構造であること。 （４）処理装置は浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。 （５）保守点検及び清掃作業が容易に出来る構造であること。
	高根沢町	修正	敷地内処理	高根沢町浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準を定める要綱	第２条　処理装置を設置しようとする者は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する場所に当該処理装置を設置しなければならない。 (1)　原則として日照及び通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 (2)　地下水位が地盤面下(処理装置の底面)から1.5メートル以上の深さの場所で、湿潤でない場所であること。 (3)　処理装置と他の施設等の外周間との距離は、次のとおりとすること。 ア　隣地境界までの距離は、1メートル以上とする。 イ　建築物までの距離は、1メートル以上とする。 ウ　井戸その他の水源までの水平距離は、30メートル以上とする
	佐野市		地下浸透	佐野市浄化槽指導要綱	第３条第１項　（４）　放流先 ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 イ　付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む。）は浄化槽を設置しないこととし、くみ取便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別表１に定める浄化槽放流水の敷地内処理装置設置等基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りでない。
	上三川町		地下浸透	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	町基準による設置場所・構造・水質を満たす場合に、必要書類の提出を以て認める。
	真岡市		地下浸透	真岡市浄化槽指導要綱	第3　浄化槽の設置等に関する基準 4　放流先 ①　水路等放流においては、管理者が環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当であると認めた水路等であること。 ②　道路側溝放流においては、管理者が雨水排水に支障がないと認めた場所であること。 ③　付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合を含む。）は、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理すること。
	真岡市		蒸発散	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	条件付き許可　1設置場所　2構造　3水質基準　4その他
	足利市		地下浸透	足利市浄化槽指導要綱	（１）放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。（２）付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む）は浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。
	足利市		地下浸透	足利市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	３　浄化槽放流水の水質基準 浄化槽からの放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。 単独処理浄化槽　ＢＯＤ日間平均値６０mg／ℓ以下 合併処理浄化槽　ＢＯＤ日間平均値２０mg／ℓ以下

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
栃木県	大田原市	修正	蒸発散	大田原市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	第２条　処理装置を設置しようとする者は、次の各号に掲げるすべての基準に適合する場所に当該処理装置を設置しなければならない。 （１）日照及び通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 （２）地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から１．５ｍ以上の深さの場所で、湿潤でない場所であること。 （３）処理装置と他の施設等の外周間との距離は、次のとおりとすること。 ア 隣接境界までの距離は、１ｍ以上とする。 イ 建築物までの距離は、１ｍ以上とする。 ウ 井戸その他の水源までの水平距離は、３０ｍ以上とする。
	栃木市		地下浸透	栃木市浄化槽指導要綱	第3条　浄化槽を設置等する場合は、次の基準を満たすものとしなければならない。 (4)　放流先 ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 イ　付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む。)は、浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りでない。
	栃木市		地下浸透	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準（内規）	第１　趣旨 この内規は、栃木市浄化槽指導要綱（平成２２年３月２９日。以下「要綱」という。）第３条第４項のイのただし書の規定により、浄化槽から放流水を敷地内で処理するための装置（以下「処理装置」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
	那珂川町		地下浸透	那珂川町浄化槽指導要綱	第3条第4項第2号　原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合
	芳賀町		地下浸透	芳賀町浄化槽指導要綱	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。
	茂木町		地下浸透	茂木町浄化槽指導要綱	第３条　浄化槽を設置等する場合は、次の各基準を満足させること。 ４　放流先 （１）放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とする。 （２）付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む。）は浄化槽を設置しないこととし、汲み取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人数５０人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流先を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。
	野木町	修正	地下浸透	野木町浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	第２　処理装置の設置に関する基準 処理装置を設置する場合は、次の各号に適合していること。 １　設置場所 (1) 原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 (2) 地下水位が地盤面下(処理装置の底面)から１．５ｍ以上の場所で、湿潤でない場所であること。 (3) 処理装置と他の施設等の外周間の距離は次のとおりとすること。 ア　隣地境界まで１ｍ以上。 イ　建築物まで１ｍ以上。 ウ　井戸その他の水源まで水平距離３０ｍ以上。 ２　構造 (1) 処理装置はトレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。 (2) 重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとすること。 (3) 処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる枡等を設ける構造であること。 (4) 処理装置は浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。 (5) 保守点検及び清掃作業が容易にできる構造であること。 ３　浄化槽放流水の水質基準 浄化槽からの放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。 区　分口　　ＢＯＤ 単独処理浄化槽日間平均値６０mg／l以下 合併処理浄化槽日間平均値２０mg／l以下 ４　その他の留意事項 処理装置の設置者(管理者)は、次の事項に留意すること。 (1) 処理装置の機能が十分に発揮されるよう常に点検を行うこと。 (2) 処理装置を設置した区域の地表には、建築物を設けたり、舗装をしたりしてはならないこと。
群馬県	群馬県		地下浸透	群馬県浄化槽指導要綱	第２の４放流先の条件 (4) 付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければ、浄化槽の放流水を地下浸透させることはできない。ただし、道路側溝に放流口を接続する際、道路管理者から放流量調整の目的で流出側に設置するますの一部を浸透構造とするよう指導を受けた場合であって、かつ、周辺の生活環境に支障がないと判断される場合はこの限りでない。 ア　原則として処理対象人員が１００人以下の浄化槽であること。 イ　地下浸透処理装置の構造は、昭和５５年建設省告示第１２９２号第５の構造に準ずること。 ウ　地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね３メートル以上離れていること。 エ　付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で３０メートル以上離れていること。 オ　地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から１．５メートル以上の深さにあること。
	甘楽町	削除	宅内浸透	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア　生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上
	高崎市		地下浸透	高崎市浄化槽指導要綱	100人槽以下であること。地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示1292号第５号の構想 に準ずること。地下浸透処理装置は、隣地境界線から３ｍ以上離れていること。また、付近に飲 料用井戸があるときは、水平距離で30m以上離れていること。地下水位は年間の一番高いとき で、地表面から1.5m以上の深さにあること。
	上野村		①～③以外	上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg／リットル以下及びSS10mg／リットル以下、T—N10mg／リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。
	前橋市	修正	地下浸透	前橋市浄化槽指導要綱	第２条第３項 (4) 浄化槽の放流水の地下浸透は、付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければならない。ただし、道路側溝に放流口を接続する際、道路管理者から放流量調整の目的で放出側に設置するますの一部を浸透構造とするよう指導を受けた場合であって、かつ、周辺の生活環境に支障がないと判断される場合はこの限りでない。 ア　原則として処理対象人員が１００人以下の浄化槽であること。 イ　地下浸透処理装置の構造は、建設省告示第５の構造に準ずること。 ウ　地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね３メートル以上離れていること。 エ　付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で３０メートル以上離れていること。 オ　地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から１．５メートル以上の深さにあること。
埼玉県	埼玉県		地下浸透	埼玉県浄化槽設置指導要綱・埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	４ 放流先等の確保 浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 （1）　浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 （2）　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 （3）　私有の下水溝、 水路等に放流する場合は、 当該所有者又は管理者と協議すること。 （4）　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	さいたま市	追加	①～③以外	さいたま市浄化槽取扱指導要綱	第4-1-(2)-2) 性能基準　設置しようとする浄化槽の放流水の水質は、処理対象人員に関わらず、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上並びに放流水のBOD20mg/ℓ以下並びに大腸菌群数3,000個／㎤以下とする。ただし、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条第１項又は第３項の規定により、同法第２条第１項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して、より厳しい排水規準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。 第4-2 放流先のない浄化槽の設置　周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。 第4-3 放流先等の確保　浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないよう、次の事項を遵守するものとする。 (1) 浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 (2) 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 (3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 (4) 合併処理浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	行田市	削除	下水道処理開始区域	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第4条　合併処理浄化槽の処理水が放流可能な地域は、次の区域を除いた地域であって、側溝以外に放流先を確保することが困難な地域とする。 （１）下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道事業計画区域のうち、同法第9条の規定に基づき下水の処理開始を告示した区域
	行田市	削除	見沼土地改良区管理水路接続区域	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第4条　合併処理浄化槽の処理水が放流可能な地域は、次の区域を除いた地域であって、側溝以外に放流先を確保することが困難な地域とする。 （２）側溝の流末が見沼代用水土地改良区の管理水路に接続されている区域
	坂戸市		配水管	坂戸市環境保全条例	第23条　市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	小川町	修正	地下浸透	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第4条　周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。ただし、放流水を埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準（平成１６年４月１日施行）に定める処理方法により処理する場合であって、当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。
	神川町		①～③以外	神川町公共物管理条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （２）流水水面又は敷地を使用すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
	川口市		①～③以外	川口市浄化槽設置指導要領	別表１（第３関係）２　放流先の基準 (2) 放流水が停滞することなく流れる又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は原則として浄化槽を設置しないこと。
	東松山市		蒸発散	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第５条　２　対象地域において、生活排水を公共用水域に排出することのできない者は、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準（平成１６年４月１日施行）に基づき、処理施設を設置し、処理するものとする。ただし、処理対象人員が１０人以下の建築物から排出される生活排水に限り、敷地内に小型浄化槽及び土壌蒸発散処理施設を設置（敷地内に小型浄化槽を設置することができない場合にあっては、し尿についてはくみ取りにより、生活雑排水については土壌蒸発散処理施設を設置）することにより、処理できるものとする。
	入間市	追加	①～③以外	入間市浄化槽指導要綱	第５条第３項　放流先が前各項以外の排水施設でその施設に管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前に協議するものとする。
	飯能市		地下浸透方式	飯能市高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	第４　地下浸透可能な地域、及び土地 １　盛土地盤においては、盛土後１年以上経過していること。 ２　土地の傾斜は16°以下で、斜地崩壊等の災害の生ずる危険がないこと。 ３　地下浸透装置の端から水平距離３０m以内に飲用井戸等の水源がないこと。 ４　地下水位は、年間平均で地表面下約２．５m以深にあること。 ５　隣地境界及び建築物までの距離は、散水管からそれぞれ２m以上を確保すること。 ６　日照、通風が良好であり、周囲から雨水等が流入するおそれがない場所であること。
千葉県	勝浦市	削除	蒸発散	千葉県浄化槽取扱指導要綱	第５条３（２）（１）にかかわらず、適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
東京都	町田市		地下浸透	町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第3　設置基準　(3)　放流先　イ　周辺に水路等がなく、放流水を地下浸透させるときは、東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱の定めるところによること。
	東京都		地下浸透	東京都合併処理浄化槽放流の地下浸透に関する指導要綱	第３・処理対象人員50人以下の合併浄化槽を対象とする。 第４・BOD10mg/L・全窒素10mg/L以下の処理能力を有する浄化槽で、大腸菌対策として都の指定基準に合致するもの 第５・浸透箇所から水平距離で30m以内に飲用井戸がないこと等
神奈川県	神奈川県	修正	地下浸透	浄化槽指導要綱	別表（事務取扱要領　２（３）関係） ２　放流先 (1)　側溝 ア　原則として耐水材料で造られ、浄化槽放流水その他当該施設から排出される全ての排水を収容できる規模であること。 イ　側溝は、河川等に流下するまでの間滞留していないこと。 (2)　河川 ア　河川水が滞留していない場所であること。 イ　原則として直下に飲料水の取水がない場所であること。 ウ　浄化槽の位置と放流先河川の位置に高低差があるような場合、放流水が近隣に飛散しないよう水面に近い位置で放流を行えるような構造であること。 (3)　地下浸透処理 浄化槽放流水を地下浸透処理する場合は、次によること。 ア　吸水性の良い土質であり、地下水等の浸出しない場所であること。 イ　処理装置は、浄化槽放流水その他地下浸透処理する全ての排水を処理できる規模であること。 ウ　飲用に用いる井戸との距離が５m以上あること。 エ　地下浸透に関して市町村の規制がある場合、関係行政機関の指示に従うこと。 (4)　その他 必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること。
	川崎市		①～③以外	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
	川崎市		①～③以外	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	中井町	修正	地下浸透	条例等なし（文章化した内規もなし）	まち整備課による指導 ・雨水と同じで、浸透桝により浸透、オーバーフローを放流 ・既設排水路への放流も可 ・排水に支障がないこと
石川県	宝達志水町		①～③以外	宝達志水町個別排水処理施設条例第３条２項	放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が９０%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が１リットル当たり２０ミリグラム以下
福井県	福井県		地下浸透	建築基準法施行細則第１２条の３	建築基準法施行細則第１２条の３に規定する「特に知事が定めるもの」を定めておらず、全面禁止としている。 【建築基準法施行細則第１２条の３】 建築基準法施行令第３２条第１項第１号の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、建築基準法第２条第３５号の特定行政庁である市町長の統轄する区域、下水道法第２条第８号に規定する処理区域および同法第４条第１項の事業計画の認可を受けたを定めた区域で特に知事が定めるものを除く県内全域とする。
	池田町	削除	河川等	池田町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	第3条
山梨県	山梨県		地下浸透	山梨県浄化槽指導要綱	第５条第２項　付近に適当な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 （１）トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。 （２）浸透速度が速い場所に設置する場合にあっては、重力浸透を防止するシート等を設けること。 （３）日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。 （４）隣地境界線からおおむね１メートル以上離れた場所に設置すること。 （５）地下水位が地表面から１．５メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で３０メートル以上離れた場所に設置すること。
	甲府市	追加	地下浸透	甲府市浄化槽指導要綱	第5条2　付近に適当な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 (1) トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。 (2) 浸透速度が速い場所に設置する場合にあたっては、重力浸透を防止するシート等を設けること。 (3) 日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。 (4) 隣地境界線からおおむね1メートル以上離れた場所に設置すること。 (5) 地下水位が地表面から1.5メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で30メートル以上離れた場所に設置すること。
	山中湖村		敷地内	山中湖村浄化槽等汚水終末処理適正指導要綱	第５条　浄化槽等汚水終末処理の放流先は、地下浸透とする。次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 （１）　終末処理放流先は、環境衛生上支障がなく、常に適正な管理を行われるものとする。 （２）　トレンチ等を基本とし、敷地内浸透とする。ただし、井戸その他の水源から地形地質等を十分考慮するものとする。 （３）　その他設置に関しては山梨県浄化槽指導要綱によるものとする。
	南部町	修正	その他放流先	南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条　住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
	富士河口湖町		敷地内浸透	富士河口湖町浄化槽設置指導要領	（設置基準）１．(4)浄化槽により浄化された排水は、敷地内に地下浸透させること。
長野県	安曇野市		地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・地下浸透処理が可能な土地　・ 適正な地下浸透速度　・地下浸透装置及び検水井の構造・十分な地下浸透面積の確保　・ 地下浸透装置の維持管理　・所定の処理水質の満足　・事前協議
	岡谷市		地下浸透	岡谷市浄化槽の設置に関する指導規準	第２　６　（２）地下浸透 やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準（昭和６２年４月1日付６２環第4号長野県生活環境部長通知）によること。
	下諏訪町		地下浸透	下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第２　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （２）やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽法流水の地下浸透に関する指導基準（昭和６２年４月１日付６２環第４号長野県生活環境部長通知）によること。
	茅野市	追加	全て	茅野市公害防止条例施行規則	第３条　規制基準　別表第6 排出水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素を日最大値20mg／l以下とすること。(別荘に設置する場合は、当該別荘地管理会社に浄化槽管理士が常駐していること又は当該別荘地管理会社が浄化槽管理士を置く会社と浄化槽の保守点検業務の委託契約を締結していることとし、その他必要な事項は、別に定める。)
	上田市		地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・ 適正な地下浸透速度　・地下浸透装置の構造　・十分な地下浸透面積の確保 ・ 地下浸透装置の維持管理　・所定の処理水質の満足　・事前協議
	諏訪市		地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・地下浸透処理可能な土地　・地下浸透に要する面積　・地下浸透処理に係る水質の基準 ・地下浸透装置及び検水位の構造　・地下浸透装置の維持管理　・地下浸透装置設置予定者の事前協議

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
長野県	須坂市		地下浸透	須坂市公害防止条例	第19条　浄化槽の処理水を地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。
	池田町		地下浸透	池田町汚水処理指導要綱	第１（２）当町としては、上水道水源、地下水確保の見地から、地下浸透は認めない。尚放流水路がない場合は強制蒸発散装置とすること。
	朝日村	修正	地下浸透	し尿浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	令和４年３月29日告示第13号 し尿浄化槽の放流水は、河川等への放流を原則としているが、近年、地下浸透処理が増加していることから、これによる地下水の汚染及び災害の発生等の防止を図るため、地下浸透処理か可能な土地の条件等必要な事項を定めるものとする。
	長野市		保全地域	長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例　（一部抜粋） （保全地域における行為の許可等） 第12条　保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。（略） （７）　排水を放流し、又は地下浸透させること。
	長和町	追加	全て	長和町自然環境保全条例施行規則	第８条　条例第19条第１項に規定する開発基準は、次のとおりとする。ただし、第10号の規定は、美ヶ原高原郷別荘地には、適用しない。 （９）　し尿及び雑排水の処理に当たっては、次のとおりとする。 ア　開発区域が公共下水道及び農業集落排水処理区域内であるときは、当該施設を利用すること。 イ　開発区域がア以外であるときは、合併処理により、ＢＯＤ除去率90パーセント以上であって放流水のＢＯＤが20ｍｇ／ｌ以下に処理すること。
	東御市		地下浸透	東御市浄化槽の設置に関する指導基準	第２条第６項第２号　地下浸透　やむを得ず放流水を地下浸透にする場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準によること。
	白馬村		地下浸透	白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条　放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあっては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	飯綱町		地下浸透	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第３条　別表第２　自然環境の保全基準 ２（４）エ　集合住宅等及びスキー場、ゴルフ場等におけるし尿及び雑排水の処理は、原則として浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽（以下「浄化槽」という。）によること。処理水は原則として放流によるものとし、やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準（昭和62年長野県生活環境部長通知）によること。処理水は後処理を行い、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）を10mg／以下とすること。 ２（４）オ　前記エに規定する以外の個々の施設においては、し尿はくみ取りとし、他の雑排水は町長が認める処理槽により処理のうえ、他に影響を及ぼさない方法により処理すること。
	豊丘村	削除	地下浸透	水質基準	保守点検記録用紙の検査項目の基準値内の水質での放流
	木島平村		全て	木島平村環境保全条例施行規則	第2条　条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね５０％以上及びSS除去率がおおむね８０％以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	立科町	追加	地下浸透	立科町浄化槽の設置に関する指導基準	第２条第６項(2)地下浸透 やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準(昭和62年4月1日付62環第4号長野県生活環境部長通知)によること。
岐阜県	可児市		全水共通	可児市開発協議要綱	第４４条第３項　事業者は、浄化槽放流水の放流先関係者と事前に協議を行い、当該管理者及び水利権者等の了解を得るものとする
静岡県	下田市		水源保護地域	水道水源保護条例	第９条　市長は、水源保護地域における対象事業場の設置に関する事業計画の基準（以下「計画基準」という。）を規程で定める。
	函南町		地下浸透	函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	第５条　事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。ただし、別表の基準に定めのない事項は「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）の基準を準用する。
	函南町		地下浸透	函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	別表(第５条関係)　５（４）　施行区域内の生活排水(し尿、雑排水)及び工場等の事業系排水は、浸透処理を行わないこと。ただし、合併処理浄化槽で処理した生活系排水で、別記１の浸透処理排水の基準に適合し、周囲に河川及び水路がなく、排水施設を接続することが困難で近隣の状況によりやむを得ないと認められ、かつ、有効な浸透処理施設を設置する場合は、この限りでない。
愛知県	春日井市	削除	一部地域	なし	明文化された根拠は無いが、春日井市内一部地域（明知町、坂下町、玉野町、町屋町、大泉寺町、上条町）において、浄化槽を設置する際に各区長等と事前協議を行うこととしている。
	設楽町		①～③以外	設楽町環境保全取扱要綱	第5条　(2)　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
	碧南市		衣浦港	碧南市公害防止指導基準	指導基準適用対象工場等のうち、臨海部の工業専用地域に工場等を新築、増築、改築等をする場合は指導基準に基づき公害防止計画書を作成し、碧南市と公害防止に関する協定を締結するものとする。
	豊橋市	追加	一部地域	豊橋市公害防止条例	第11条　市長は、公害防止のため必要があると認めたときは、ばい煙等（※汚水を含む）を発生し、又は排出する施設を設置している者又は設置しようとする者との間に公害防止協定を締結することができる。
	名古屋市	削除	私設の水路等	名古屋市浄化槽指導要綱	第3条　浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽からの放流水を私設の水路その他これに類する場所に放流しようとする場合にあっては、当該水路等の所有者又は管理者の同意を得るものとする。
三重県	三重県		地下浸透	三重県浄化槽指導要綱	原則、地下浸透を禁止。
	四日市市		都市下水路以外	四日市市浄化槽指導要綱	第５条第７号　放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	度会町		地下浸透	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
	明和町		祓川	明和町開発指導要綱	第23条第6項　祓川に排出される排水の汚水処理の水質は、BOD１０mg/１以下とすること。
滋賀県	滋賀県、県内19市町	修正	地下浸透	滋賀県浄化槽取扱要綱	第４条第３号 浄化槽の放流水は、原則として地下浸透しないこと。
	滋賀県、県内19市町	修正	蒸発散	滋賀県浄化槽取扱要綱	第４条第４号 浄化槽の放流水を蒸発方式で処理する場合における蒸発面積は、汚水量50リットル当たり２㎡以上とすること。
	滋賀県、県内19市町	修正	その他	滋賀県浄化槽取扱要綱	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
京都府	井手町		町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外	井手町内河川の水質保全条例	第5条　前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 第6条　第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
	京都府		地下浸透	・京都府浄化槽の設置等に関する要綱 他（各市町村も同様の運用）	・同要綱第８条第１号：浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。
大阪府	大阪府	削除	公共用水域に接続される放流先	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	東大阪市	削除	地下浸透	東大阪市生活環境保全等に関する条例	第27条（地下浸透の禁止） 工場等を設置している者は、カドミウムその他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、規則で定めるものを含む汚水又は廃液（これらを処理したものを含む。以下同じ。）を地下に浸透させてはならない。
	枚方市	削除	地下浸透	枚方市公害防止条例	第５条　工場又は事業場を設置している者は、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する水(規則で定める法律又は大阪府の条例に規定する水を除く。以下「有害物質を含む水」という。)を地下に浸透させてはならない。

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
兵庫県	兵庫県		蒸発散方式	兵庫県浄化槽指導要綱	浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。 ア 蒸発散方式 土質、降雨量及び表面積の関係から、放流水を蒸発散する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第２章第１節の 29（１）に定める構造とするものとする。
	兵庫県		地下浸透方式	兵庫県浄化槽指導要綱	浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。 イ 地下浸透方式 土質等の関係から、放流水を地下浸透する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第２章第１節の29（２）に定める構造とするものとする。
	神戸市	修正	地下浸透	神戸市浄化槽指導要綱	第４条４項　浄化槽設置者は、浄化槽からの放流水を当該敷地の衛生及び安全上有効かつ適切な方法で排出しなければならない。また、浄化槽の放流水を、原則として地下に浸透させてはならない。
	姫路市		蒸発散方式	姫路市浄化槽指導要綱	第５条第２項　放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式による処理は、原則として、行ってはならない。
	姫路市		地下浸透方式	姫路市浄化槽指導要綱	第５条第２項　放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式による処理は、原則として、行ってはならない。
奈良県	奈良県		地下浸透	奈良県浄化槽取扱いの手引き	浄化槽（昭和55年建設省告示第1292号第５号の構造以外）の処理水を地下浸透により放流する場合は、建築基準法に違反するものではないが、衛生上の観点から、保健所等衛生部局と協議を行い、承認を得ること。なお、当然のことながら、地下浸透施設が排出される処理水に対し、十分な能力を有している必要がある。
和歌山県	和歌山県		地下浸透	和歌山県浄化槽取扱要綱	第２６条　浄化槽の構造基準 ８　特殊な構造の取扱い （１）地下浸透方式による浄化槽 建築基準法施行令第３２条第２項の規定は、特定行政庁が汚水を地下浸透方式によって処理しても衛生上支障がないと規則で指定する地域に限って適用できる基準である。和歌山県下においては、規則で指定した地域がないので、地下浸透方式の浄化槽は使用できない。
	和歌山県		蒸発散	和歌山県浄化槽取扱要綱	第２６条　浄化槽の構造基準 ８　特殊な構造の取扱い （３）浄化槽の放流水を全く敷地外に放流しない場合などの取扱い 浄化槽の放流水を全く敷地外に放流しない循環方式は、特定行政庁との協議を要する。また、浄化槽の放流水を蒸発散させる方式、地下浸透させる方式、及び敷地内散布する方式は、禁止する。
島根県	島根県		その他	島根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
岡山県	岡山県		地下	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　２　浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
	岡山市		地下浸透	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３－２　浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
	倉敷市	修正	地下	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３の２「浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。」
広島県	江田島市	追加	その他	江田島市浄化槽取扱指導要綱	第６条第７項　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	竹原市	追加	その他全て	竹原市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	大竹市		その他全て	大竹市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は，環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
山口県	山口県		地下浸透	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第５　放流水は、原則として地下に浸透させてはならないものとする。ただし、生活環境　の保 全及び公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
	山口県		その他	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第４　浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならないものとする。 ２　水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者に協議し、了解を得るものとする。
徳島県	徳島県		地下浸透	徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領	第６条　浄化槽設置者は、浄化槽の放流水の放流先について、次にかかげる事項に留意するものとする。 （１）　終末放流に適する下水溝、排水路、河川等があること。ただし、適する放流先を確保することが著しく困難で、かつ、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理を行うことで、し尿及び生活雑排水の適正な処理が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すると各総合県民局長又は東部保健福祉局長が認める場合であって、ガイドラインに適合するものはこの限りではない。
香川県	香川県	修正	地下浸透	・浄化槽の構造に関する要領 ・設置場所等の基準に関する要領	・浄化槽の構造に関する要領 ２　設置区域及び構造 （１）浄化槽は、通常の使用状態において次表に定める性能を有し、かつ、衛生上支障がない構造でなければならない。 ～表～　略 地下浸透方式の浄化槽の設置は、できない。 ・設置場所等の基準に関する要領 ２　設置場所の基準 （１）下水路、河川等の適当な放流先があること。
	高松市		地下浸透	高松市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第6条（1）下水路、河川その他適当な放流先があること。 （6）前各号に掲げるもののほか、環境衛生上支障のない位置であること。
	善通寺市		地下浸透	善通寺市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第５条（１）下水路、河川その他適当な放流先があること。 （６）前号に掲げるもののほか、環境衛生上支障のない位置であること。
高知県	高知県（28市町村）、宿毛市		地下浸透	高知県浄化槽指導要綱	（対象地域） 第27条　浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合において、この章に定める処理方法等が環境衛生上支障のない地域であるときは、浄化槽の放流水を地下浸透させることができる。 （地下浸透可能な浄化槽等の条件） 第28条　浄化槽の放流水を地下浸透させることができる浄化槽は、次の要件を満たすものとする。 （１）　浄化槽の規模は、処理対象人員50人以下のものとする。 （２）　浄化槽は、建築基準法第31条第２項の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽で、放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）を10mg/Ｌ以下、全窒素10mg/Ｌ以下にする処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。 （３）　浄化槽の放流水を土壌に浸透させるために十分な能力を有する土壌浸透装置（導水管（浄化槽の放流水を配水槽に導く管をいう。以下同じ）、散水管（浄化槽の放流水を均等に土壌中に分散、浸透させるための管をいう。以下同じ）、配水槽（浄化槽の放流水を散水管に均等に配水させる水槽をいう。以下同じ）、トレンチ（散水管を埋め、浄化槽の放流水を均等に浸透させるために掘られた溝をいう。以下同じ）及び土壌層等からなり、浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、均等に地下浸透させるための装置をいう。以下同じ）又は浸透設備（浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、地下浸透させるための土壌に埋設するます等の設備で、有効な吸込能力及び吸込容量を有するものをいう。以下同じ）を付加するものであること。
	安芸市		地下浸透	安芸市浄化槽指導要綱、 安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	第３（対象地域） 浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この指導基準に定める処理方法等が環境衛生上支障のない地域とする。 第４（放流水の地下浸透が可能な浄化槽等の条件） 浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　浄化槽の規模は、処理対象人員５０人以下のものとする。 （２）　浄化槽は、第２の（１）に定める処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。 （３）　浄化槽の放流水を土壌に浸透させるために十分な能力を有する土壌浸透装置又は浸透設備を付加するものとする。
福岡県	遠賀町		用悪水路	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成2年条例第7号）第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	中間市	修正	工業専用地域	中間市浄化槽指導要綱	（放流水の水質基準） 第６条　浄化槽から放流される水の水質については、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号の基準を満たさなければならない。 （１）　水素イオン濃度指数　5.8から8.6まで （２）　生物化学的酸素要求量　10ミリグラム毎リットル以下
佐賀県	神埼市		①～③以外	神埼市開発行為指導要綱（19条）	放流先の利害関係者の同意を得、市長と協議し、措置の万全を期すること。（下水溝の施設設置）
	白石町		①～③以外	白石町法定外公共物の管理に関する条例	第４条　次に揚げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。第５項　法定外公共物に汚水を放流すること。

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
長崎県	長崎県		長崎市、佐世保市を除く長崎県内	長崎県浄化槽事務取扱要領	第３　放流先 放流先は、次によること。 (1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 (2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。 (3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (4) 都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。
	長崎県		長崎湾、大村湾、本明川流域	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	第２条　前条の排水基準及びこれを適用する区域並びに適用の日は、別表第１、別表第２、別表第３及び別表第４のとおりとする。
	長崎県		大村湾	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則	第２条 ３　条例第２条第８号の規則で定めるものは、騒音に係る施設にあっては別表第１、汚水または廃液に係る施設にあっては別表第２に掲げる施設とする。
	壱岐市	削除	地下浸透	壱岐市(浄化槽放流の地下浸透規定について)Ｈ１４年４月１９日１４廃対第４４号、１４建第２１４号	壱岐市(放流水の浸透地点から水平距離30M以内に、飲用に供する井戸が無いこと等)
	佐世保市			佐世保市浄化槽取扱要領	第４　放流先 放流先は、次によること。 ⑴原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 ⑵下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。 ⑶環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ⑷放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。
	長崎市		地下浸透	長崎市浄化槽指導要綱	第2条第3項　地下浸透による処理水の放流は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ、衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流を行うことができるものとする。
	長崎市		都市下水路、河川、私設水路等	長崎市浄化槽指導要綱	第2条第2項　処理水の放流先（以下「放流先」という。）が都市下水路、河川、私設水路等（以下「都市下水路等」という。）である場合は、その管理者又は所有者の許可又は承諾を得た上で放流するものとする。
熊本県	熊本県		①～③以外の放流先	熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	荒尾市	追加	①～③以外の放流先	荒尾市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	球磨村	追加	地下浸透	球磨村浄化槽取扱要項	（設置場所） 第１７条　浄化槽の設置に当たっては、周知の生活環境を十分配慮し、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　野外で維持管理に支障のない場所に設置すること。 （２）　やむを得ず屋内（食品等を取り扱う店舗内を除く。）に設置する場合は、有効な換気、照明設備等を設け、かつ、維持管理に支障のない空間を設けること。 （３）　飲料に供される井戸及び底部が地下に埋設された受水槽から５メートル以上離れた場所に設置すること。 （４）　雨水の流入や排水管からの逆流のおそれがなく、雨水等により冠水しない場所に設置すること。 （５）　公共下水道又は流域下水道の処理区域外に設置すること。 ３　浄化槽からの放流水を河川、公共用排水路等に放流することが困難であり、かつ、地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合において、その放流水を地下浸透処理方式により処理するものは、第１項各号の規定のほか、球磨村浄化槽放流水地下浸透技術基準に定める事項に適合するようにしなければならない。
	球磨村	追加	地下浸透	球磨村浄化槽放流水地下浸透技術基準	（対象地域） 第３条　浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この技術基準に定める処理方法などが環境衛生上支障のない地域とする。
	合志市	追加	①～③以外の放流先	合志市浄化槽取扱要綱	（放流先及び放流方法） 第15条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。ただし、市長が特別に認める場合を除く。
	益城町	追加	①～③以外の放流先	益城町浄化槽取扱要項	第５条 （４）浄化槽の排水を放流するときは、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （５）浄化槽の排水の放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	錦町		地下浸透	錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 2　浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
	錦町		地下浸透	錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準	(対象地域) 第3条　浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この技術基準に定める処理方法などが環境衛生上支障のない地域とする。
	上天草市		用悪水路	上天草市浄化槽取扱要綱	第17条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （３）　放流水は、地下浸透させないこと。
	人吉市		①～③以外の放流先	人吉市浄化槽取扱要項第１７条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにしなければならない。 (1)　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
大分県	大分県	修正	地下浸透	大分県浄化槽指導要綱	第4条　別表第一 2　放流先の基準 (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流水が停滞することなく流れる排水設備又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は原則として浄化槽を設置しないこと。
宮崎県	宮崎県	修正	地下浸透	宮崎県浄化槽指導要領	第4条第1項第2号イ（イ）　放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
	宮崎県	修正	蒸発散	宮崎県浄化槽指導要領	第4条第1項第2号イ（イ）　放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
	宮崎県	修正	その他	宮崎県浄化槽指導要領	第4条第1項第2号イ（ア）　環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該 水利権者と事前に協議を行うこと。 同号イ（イ）　放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
	宮崎市	追加	地下浸透	宮崎市浄化槽指導要領	第４条第2項　放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
	宮崎市	追加	蒸発散	宮崎市浄化槽指導要領	第４条第2項　放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
	宮崎市	追加	その他	宮崎市浄化槽指導要領	第４条第2項　環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該 水利権者と事前に協議を行うこと。 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。

２１．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
鹿児島県	鹿児島県		地下浸透	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(ｱ)　都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (ｲ)　浄化槽からの排水であること。 (ｳ)　処理対象人員10人以下であること。 (ｴ)　浸透性土壌であること。 (ｵ)　飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこと。 (ｶ)　隣地から３m以上離れていること。 (ｷ) 地域の実状に即した構造とすること。
	鹿児島県		蒸発散	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(ｱ)　都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (ｲ)　浄化槽からの排水であること。 (ｳ)　隣地から３m以上離れていること。 (ｴ)　地域の実状に即した構造とすること。
	指宿市		池田湖集水域	指宿市浄化槽設置推進要綱	第３条　２　池田湖集水域及び鰻池集水域におけるし尿及び雑排水は，高度処理型浄化槽による処理に努めなければならない。
	指宿市		鰻池集水域	指宿市浄化槽設置推進要綱	第３条　２　池田湖集水域及び鰻池集水域におけるし尿及び雑排水は，高度処理型浄化槽による処理に努めなければならない。
沖縄県	沖縄県		通常	沖縄県浄化槽取扱要綱	第５条第４項 浄化槽からの放流水の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。
	沖縄県		蒸発散	沖縄県浄化槽取扱要綱	第５条第４項 ただし、適当な放流先がない場合で、放流水を別に定める＜放流先のない場合の放流水の処理方法＞の「蒸発散方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。
	沖縄県		地下浸透	沖縄県浄化槽取扱要綱	第５条第４項 浄化槽放流水の地下浸透処理は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上支障を生じる恐れがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合（道路占用の不許可を理由とする場合を除く）で、放流水を＜放流先のない場合の放流水の処理方法＞の「地下浸透方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。その場合は、第３条に規定する設置等の届出にあたって、保健所長と協議しなければならない。
	那覇市		通常	那覇市浄化槽取扱要綱	第５条第1項第4号 浄化槽からの放流水の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。
	那覇市		蒸発散	那覇市浄化槽取扱要綱	第５条第1項第4号 適当な放流先がない場合は、市長と協議の上、別紙〈放流先のない場合の放流水の処理方法〉の蒸発散方式により処理するものとする。
	那覇市		地下浸透	那覇市浄化槽取扱要綱	第５条第1項第4号 地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合は、別紙〈放流先のない場合の放流水の処理方法〉の地下浸透処理方式によるものとし、この場合も市長と協議するものとする。

注1）自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

注2）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正、削除：前回の同設問から回答を削除

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（１）浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体

（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
北海道	46	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、留萌市、江別市、士別市、千歳市、深川市、石狩市、乙部町、島牧村、蘭越町、奈井江町、鷹栖町、剣淵町、音威子府村、幌加内町、増毛町、苫前町、初山別村、猿払村、中頓別町、枝幸町、幌延町、置戸町、豊浦町、新冠町、音更町、鹿追町、更別村、豊頃町、本別町、鶴居村、別海町、羅臼町、苫小牧市、北斗市、上砂川町、雨竜町、比布町、上富良野町、美幌町、滝上町、厚真町
青森県	4	十和田市、平内町、大鰐町、五戸町
岩手県	0	
宮城県	8	仙台市、角田市、登米市、柴田町、丸森町、大和町、大郷町、加美町
秋田県	4	能代市、東成瀬村、小坂町、五城目町
山形県	20	鶴岡市、上山市、長井市、尾花沢市、南陽市、中山町、河北町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、大蔵村、高畠町、小国町、白鷹町、酒田市、東根市、西川町、大石田町、真室川町
福島県	30	須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、伊達市、川俣町、大玉村、南会津町、猪苗代町、金山町、矢吹町、矢祭町、浅川町、三春町、会津若松市、白河市、田村市、下郷町、西郷村、小野町、福島市、郡山市、相馬市、天栄村、檜枝岐村、只見町、会津美里町、棚倉町、玉川村、新地町
茨城県	8	**茨城県**、日立市、高萩市、水戸市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、美浦村
栃木県	21	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	5	前橋市、高崎市、下仁田町、東吾妻町、高山村
埼玉県	18	川越市、川口市、越谷市、滑川町、嵐山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村、秩父市、さいたま市、行田市、飯能市、東松山市、上尾市、小川町、鳩山町、寄居町
千葉県	3	千葉市、船橋市、柏市
東京都	6	八王子市、世田谷区、江戸川区、青梅市、町田市、八丈町
神奈川県	3	横浜市、川崎市、横須賀市
新潟県	10	新潟市、長岡市、十日町市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、柏崎市、新発田市、南魚沼市、出雲崎町
富山県	0	**富山県**
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	2	**福井県**、福井市、若狭町
山梨県	4	甲斐市、甲州市、道志村、甲府市
長野県	35	松本市、上田市、飯田市、須坂市、大町市、佐久市、南牧村、富士見町、箕輪町、飯島町、高森町、阿智村、豊丘村、南木曽町、大桑村、生坂村、高山村、飯綱町、川上村、小諸市、千曲市、泰阜村、松川町、伊那市、長野市、諏訪市、茅野市、塩尻市、下條村、木曽町、山形村、朝日村、筑北村、山ノ内町、栄村
岐阜県	4	飛騨市、中津川市、各務原市、揖斐川町
静岡県	2	掛川市、沼津市
愛知県	4	名古屋市、岡崎市、一宮市、豊田市
三重県	8	津市、松阪市、伊賀市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀宝町、多気町
滋賀県	19	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	14	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、向日市、京丹後市、南丹市、木津川市、久御山町、笠置町、京丹波町、与謝野町、長岡京市
大阪府	2	**大阪府**、柏原市、四條畷市
兵庫県	8	相生市、宝塚市、朝来市、丹波市、多可町、佐用町、川西市、伊丹市
奈良県	4	**奈良県**、奈良市、生駒市、曽爾村、御杖村
和歌山県	14	和歌山市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、高野町、印南町、白浜町、串本町、海南市、由良町、みなべ町、上富田町、古座川町
鳥取県	7	**鳥取県**、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、三朝町、琴浦町、日野町
島根県	10	松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、飯南町、美郷町、邑南町、海士町
岡山県	5	**岡山県**、倉敷市、新見市、真庭市、美作市、奈義町
広島県	15	呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、安芸太田町、北広島町、世羅町
山口県	5	**山口県**、下関市、山口市、萩市、長門市、周南市
徳島県	0	**徳島県**
香川県	2	**香川県**、高松市、善通寺市
愛媛県	9	久万高原町、砥部町、伊方町、愛南町、鬼北町、上島町、八幡浜市、伊予市、西予市
高知県	32	**高知県**（28市町村）、高知市、宿毛市、津野町、安芸市
福岡県	7	北九州市、朝倉市、みやま市、小竹町、香春町、大木町、久留米市
佐賀県	4	唐津市、みやき町、江北町、小城市
長崎県	1	**長崎県**、佐世保市
熊本県	15	熊本市、人吉市、荒尾市、玉名市、菊池市、宇土市、上天草市、合志市、美里町、長洲町、南小国町、南阿蘇村、錦町、水上村、苓北町
大分県	8	**大分県**、大分市、中津市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村
宮崎県	3	**宮崎県**、宮崎市、日南市、綾町
鹿児島県	9	**鹿児島県**、日置市、曽於市、中種子町、龍郷町、三島村、徳之島町、鹿児島市、伊仙町、長島町
沖縄県	1	**沖縄県**、那覇市
合計	446	

注）取り扱いを定めている都道府県数は15である。

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	休止届が出された件数（令和3年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等（休止時）届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	（再開時）届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
北海道	札幌市	修正	2	特に定めていない	○				○		○					規定なし	規定なし
	函館市	修正	4	特に定めていない	○						○						維持管理については，特に指導していない
	旭川市	修正	22	１年以上	○						○						浄化槽管理者が行う。
	室蘭市	修正	14	１年以上	○						○						取扱等は定めていない
	釧路市	修正	2	特に定めていない	○				○		○						浄化槽管理者が浄化槽法で定める清掃をして、その使用の休止を届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除
	留萌市	修正	3	１年以上	○						○						特に規制なし
	江別市	修正	4	特に定めていない	○				○		○						法定検査、保守点検、清掃といった維持管理については、休止中は行っていない。再開時は必要があれば清掃を行う。
	士別市	修正	1	特に定めていない	○					巡視点検	○		○	○	○		巡視点検として、使用の有無や外観の確認を行う。
	千歳市	修正	0	特に定めていない	○						○						すべて免除、保守点検は実施、特に独自の規制等はない
	深川市	修正	12	特に定めていない	○			○	○		○		○	○	○		特に指導等はしていない
	石狩市	修正	2	特に定めていない	○	○					○	○					維持管理基準を実施している。
	乙部町		0	１年以上	○						○		○	○	○		休止中は法定検査、保守点検、清掃等の実施無し
	島牧村		2	特に定めていない	○						○						保守点検を継続して実施
	蘭越町	修正	2	特に定めていない	○						○						特に規制等はない
	奈井江町	修正	3	特に定めていない	○	○					○						特に規則等はない
	鷹栖町	修正	13	特に定めていない	○						○						清掃後槽内水張りの状態で維持管理
	剣淵町		2	特に定めていない	○	○					○	○	○	○	○		次の使用者が来るまで維持管理は行わない。
	音威子府村	修正	0	特に定めていない	○						○						すべて免除
	幌加内町		0	特に定めていない	○						○						法定検査、保守点検、清掃といった維持管理について積極的に指導等は行っていない
	増毛町	修正	1	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	苫前町	修正	0	特に定めていない	○						○		○	○	○		関係機関等と協議し判断を仰いでいる。
	初山別村	修正	0	特に定めていない	○						○						保守点検を継続して実施
	猿払村		0	特に定めていない	○						○		○	○	○		休止中の検査や点検、清掃は行っていない
	中頓別町	修正	0	特に定めていない	○						○		○	○	○		法定・保守点検・清掃といった維持管理は、休止中は未実施。再開時は必要があれば清掃を行う。
	枝幸町		0	特に定めていない	○		○	○	○		○		○	○	○		汚泥の引抜、ブロワの停止等
	幌延町		0	特に定めていない	○						○						特に対応していない。
	置戸町		0	特に定めていない	○						○		○	○	○		保守点検事業者による点検及び清掃を実施
	豊浦町	修正	0	特に定めていない		○	○	○	○			○	○	○	○		直近の浄化槽の状況を考慮の上、再開時までの維持管理は休止
	新冠町		4	特に定めていない	○						○						法定点検・保守点検等は受けていない
	音更町		4	特に定めていない	○						○						個別排水処理施設管理業者による巡回点検の実施
	鹿追町	修正	0	特に定めていない	○			○	○		○						法定検査・保守点検・清掃
	更別村		0	特に定めていない	○						○						再開時に点検の実施
	豊頃町		1	特に定めていない	○						○						依頼がない限り維持管理を行っていない。
	本別町		1	特に定めていない	○						○						休止届を受けた時点から保守点検を行わない
	鶴居村		4	特に定めていない	○						○						要清掃
	別海町	修正	5	特に定めていない	○						○						浄化槽管理者が維持管理
	羅臼町		7	特に定めていない	○						○		○	○	○		自己の管理による
	苫小牧市	追加	2	特に定めていない	○						○						管理者が維持管理
	北斗市	追加	4	特に定めていない	○						○						すべて免除
	上砂川町	追加	1	特に定めていない	○						○						特に規制等はない
	雨竜町	追加	0	特に定めていない	○						○						特に規制等はない
	比布町	追加	5	特に定めていない	○						○						維持管理については，特に指導していない
	上富良野町	追加	4	特に定めていない	○						○						特に対応していない。
	美幌町	追加	3	特に定めていない	○						○						再開時に点検の実施
	滝上町	追加	1	特に定めていない		○						○					特に規制等はない
	厚真町	追加	0	特に定めていない	○				○		○						法定検査・保守点検等は受けていない
青森県	十和田市	修正	27	特に定めていない	○			○	○		○			○			浄化槽清掃を行い水張り以降、保守点検のみ
	平内町	修正	0	特に定めていない	○	○			○		○	○					清掃を実施し、水張りする。
	大鰐町	修正	1	１年以上	○				○		○						清掃後、常に満水とし電源を落とした状態で適正に管理するよう指導。
	五戸町	追加	0	１年以上	○				○		○						清掃を実施し、水張りする。
岩手県	岩手県	削除	109	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	宮古市	削除	0	特に定めていない	○				○	消毒剤の撤去	○			○			免除
宮城県	仙台市	修正	6	特に定めていない	○					水質検査等は槽内の状況による	○						維持管理は原則として休止とする。
	角田市	修正	0	特に定めていない	○						○						すべて再開までは実施しない
	柴田町		0	特に定めていない	○						○						浄化槽内の汚泥を抜き取るなどの適切な処置を行ってもらう
	丸森町		0	特に定めていない	○						○						今まで休止の実績はない
	大和町		3	特に定めていない	○				○		○			○			維持管理は休止している。
	大郷町		2	特に定めていない	○						○						清掃を行った後、維持管理も休止
	加美町		0	特に定めていない	○	○			○		○	○	○	○	○		維持管理も休止とする。
	登米市	追加	10	特に定めていない	○				○		○			○			維持管理も休止とする。
秋田県	能代市	修正	33	特に定めていない	○				○		○			○			休止前に浄化槽の清掃をするため、休止状態の時は維持管理なし。
	東成瀬村	修正	4	特に定めていない	○						○			○			清掃後に水張りを行う
	小坂町	追加	1	特に定めていない	○						○						休止状態の時は維持管理なし
	五城目町	追加	2	特に定めていない	○						○						特段の定めはないが、清掃後に水張りを行う。
山形県	鶴岡市		1	特に定めていない	○											規定なし、事務処理上の運用なし	特になし
	上山市	修正	13	特に定めていない	○				○		○			○			H30から職員による外観検査
	長井市	修正	3	特に定めていない	○	○			○		○	○					清掃及び水張りを実施
	尾花沢市	修正	2	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		休止する際には汚泥引抜や清掃。使用再開の際に使用再開届出の提出、法定検査と保守点検を行うよう口頭指導。
	南陽市		4	特に定めていない	○				○		○		○	○			管理者自身に管理を任せている。
	中山町		2	特に定めていない	○						○						特に定めていない。
	河北町	修正	14	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		特に指導していない
	朝日町	修正	10	特に定めていない	○				○		○			○			休止前に維持管理を行い、使用再開時に水質検査の実施をお願いしている

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	休止届が出された件数（令和3年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等（休止時）届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	（再開時）届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
山形県	大江町		9	特に定めていない	○						○						休止届が提出された時点で口頭で適切な維持管理の実施を指導
	最上町		0	特に定めていない	○	○			○		○	○					点検・清掃を行っている業者へ連絡し、対処している。
	舟形町		0	特に定めていない		○						○					長期休止の前例はなく、老人の冬季施設入所等による短期休止だけなため、特に休止による指導はしていない。
	大蔵村		1	特に定めていない	○				○		○			○			特に行っていない。
	高畠町		0	特に定めていない	○				○		○			○	○		休止時に清掃を実施する
	小国町		1	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		法定検査については、検査機関への情報提供。清掃、保守は届出人から契約業者へ連絡。
	白鷹町		8	特に定めていない	○				○		○						清掃を実施し、保守点検、11条検査は実施していない。保守業者と指定検査機関へ情報提供している。
	酒田市	追加	2	特に定めていない	○				○		○			○			特になし
	東根市	追加	4	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない。
	西川町	追加	4	特に定めていない	○				○		○			○			休止届が提出された時点で口頭で適切な維持管理の実施を指導
	大石田町	追加	2	特に定めていない	○				○		○						休止の際に清掃の実施を指導 （休止届に確認できる書類添付）
	真室川町	追加	0	特に定めていない	○	○					○	○					指定検査機関および保守点検業者へ情報提供。
福島県	須賀川市	修正	3	特に定めていない	○				○		○						維持管理は不要
	喜多方市		5	特に定めていない	○		○	○	○		○		○	○	○		槽内清掃後、水を張り、ブロアーの電源を切った状態にしてもらう。また、維持管理契約等については、管理者より委託先業者へ連絡をするよう促している。
	二本松市	修正	8	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		清掃を実施し、規定水位まで水張りを行う。消毒薬は薬剤筒から取り除く。ブロアの電源は切る。定期的に水張りを行い、水位の低下に伴う土圧のによる槽の変形、破損を防ぐ。定期的にマンホール蓋等の状況などを確認することなどを指導。
	南相馬市		2	特に定めていない	○			○	○		○	○					契約解除となり実施しない。
	伊達市	修正	2	特に定めていない	○				○	消毒剤の撤去	○						休止届の添付書類として、清掃記録票の写しは必須。休止中の浄化槽の法定検査等は建物の利用も無いことから、指導等も難しいと考えている。
	川俣町		0	特に定めていない	○						○						法定検査等なし
	大玉村		0	特に定めていない	○				○		○		○	○			特にない
	南会津町	修正	28	特に定めていない	○	○					○	○					休止前に清掃の案内を行い、休止中は維持管理は不要としている。
	猪苗代町		6	特に定めていない	○						○						再開の際は、保守点検業者等に浄化槽の機能に問題がないか事前に確認するよう依頼し、不具合があれば修繕等をするよう口頭で指導する（業者一覧を渡す）。
	金山町		1	特に定めていない	○	○			○		○	○					槽内の汚泥を汲み取り、その後に水張りを行うよう指導。再開までは維持管理は停止。
	矢吹町	修正	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	矢祭町	修正	0	特に定めていない	○			○	○		○		○	○			休止の際に保守点検及び清掃を行い、再開時に保守点検、法定検査を行うよう指導する。
	浅川町		0	特に定めていない	○			○			○			○	○		休止前に清掃を実施し、清掃後は水張りをし適正な管理をするよう説明している。
	三春町	修正	6	特に定めていない	○				○		○		○	○			保守点検業者及び法定検査機関へ異動届の写しを送付し、報告している。 また、長期間休止となる場合、原則清掃を実施している。
	会津若松市	修正	0	１年以上	○				○		○						清掃を行い、水を張る。
	白河市	修正	3	特に定めていない	○				○	消毒剤の撤去	○						清掃を行い、消毒剤を撤去、水を張ることで維持管理は不要となる
	田村市	修正	3	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		汲み取り、清掃後に水張り
	下郷町		3	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		休止前に清掃し、維持管理は特に実施しない
	西郷村	修正	1	特に定めていない	○						○						休止の際は、清掃をしてもらい、法定検査、保守点検等は免除
	小野町	修正	2	１年以上	○				○		○			○			特になし
	福島市	追加	6	標準的な目安は「1年以上」だが使用様態に応じる	○				○		○						休止届に清掃の記録表を添付。維持管理はなし。再開届には浄化槽保守点検業者及び清掃業者名がわかる書類を添付いただく。
	郡山市	追加	7	特に定めていない	○						○						休止の際は、清掃をしてもらい、法定検査、保守点検等は免除
	相馬市	追加	5	１年以上	○				○		○						トイレ等の排水施設に使用休止の看板を立てる等、休止中の誤使用の防止策を講じるよう指導している。
	天栄村	追加	1	特に定めていない	○				○		○						特になし
	檜枝岐村	追加	0	特に定めていない	○				○	消毒剤の撤去	○						特になし
	只見町	追加	6	特に定めていない	○				○		○			○			特になし
	会津美里町	追加	1	特に定めていない	○			○	○		○						維持管理は不要
	棚倉町	追加	4	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
	玉川村	追加	2	特に定めていない	○						○						特になし
	新地町	追加	3	特に定めていない	○				○		○			○			特になし
茨城県	茨城県	修正	297	特に定めていない	○						○						特に定めなし
	日立市	修正	3	特に定めていない	○				○		○						清掃を実施し水張する
	高萩市	修正	4	特に定めていない	○						○		○	○	○		浄化槽休止後、報告書に休止後の措置を記入。
	水戸市	追加	64	特に定めていない	○				○		○						清掃を実施し水張した後，ブロワーの電源を切る
	石岡市	追加	6	特に定めていない	○						○						清掃を実施する
	稲敷市	追加	14	特に定めていない	○						○						特に定めなし
	かすみがうら市	追加	7	特に定めていない	○						○						特に定めなし
	桜川市	追加	4	特に定めていない	○						○				○		特に定めなし
	美浦村	修正	1	特に定めていない	○						○						特に定めなし
栃木県	宇都宮市	修正	12	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
	栃木市	修正	1	特に定めていない	○				○		○			○			休止する際は浄化槽内の清掃を行い、また再開に当たっては保守点検を励行するよう指導を行っている。
	佐野市	修正	9	特に定めていない	○				○		○						休止中の維持管理については特に指導等は行っていない。
	鹿沼市	修正	12	特に定めていない	○						○						休止台帳で管理 清掃実施後、水張り
	日光市	修正	2	特に定めていない	○						○					維持管理に関する委託契約書の写し	特に定めていない
	小山市	修正	1	特に定めていない	○						○						要綱に記載なし
	真岡市		0	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
	大田原市	修正	9	特に定めていない	○				○		○			○			公設型浄化槽について長期休止となった場合は、清掃後、水張りをする。
	那須塩原市		1	特に定めていない	○											特に定めていない	休止期間中は中断し、使用開始後に再開するよう指導
	さくら市		0	特に定めていない	○											特に定まっていない。	特に定まっていない。
	那須烏山市		0	特に定めていない	○						○						特に定めていない

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	休止届が出された件数（令和3年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等（休止時）届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	（再開時）届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
栃木県	上三川町		0	特に定めていない	○						○			○			保守点検及び清掃業者に相談することを呼びかける。
	茂木町	修正	33	１年以上	○				○		○		○	○			清掃後、水を張っておくこと以外特に指導等はしていない。
	市貝町	修正	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	芳賀町	修正	0	特に定めていない	○				○		○		○	○			特に定めていない
	高根沢町	修正	0	特に定めていない	○				○		○						要綱に規定なし。
	那須町		0	特に定めていない	○						○						保守点検業者と相談するよう指導する
	那珂川町		0	特に定めていない	○						○						事例なし
	足利市	追加	0	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
	下野市	追加	0	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
	塩谷町	追加	0	特に定めていない	○											特に定めていない	事例なし
群馬県	群馬県	削除	592	特に定めていない	○						○						保守点検、清掃の実施、及び法定検査受検は不要としている。
	前橋市	修正	18	特に定めていない	○						○						保守点検、清掃の実施、及び法定検査受検は不要としている。
	高崎市	修正	173	特に定めていない	○				○		○						保守点検、清掃、法定検査の免除（ただし、生活環境保全上の問題が発生したときはこの限りではない）
	下仁田町	修正	1	特に定めていない	○				○		○						清掃後水張り作業実施
	東吾妻町	修正	18	特に定めていない	○				○		○						休止中は維持管理はしない。使用再開したら維持管理も再開
	高山村	追加	7	特に定めていない	○				○		○						清掃後水張り作業実施
埼玉県	川越市	修正	4	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		指導対象浄化槽から除外。
	川口市	修正	6	特に定めていない	○				○		○			○			維持管理の必要なし
	越谷市	修正	3	特に定めていない	○				○		○			○	○		指導対象から除外
	滑川町		0	特に定めていない	○				○		○					使用開始届の提出	免除
	嵐山町		5	特に定めていない	○						○						状況により判断。
	ときがわ町	修正	4	特に定めていない	○				○		○						休止中は維持管理無し
	横瀬町	修正	1	特に定めていない	○				○		○			○			使用休止期間内の法定検査（11条検査）・保守点検・清掃は実施無し
	小鹿野町	修正	4	特に定めていない	○				○		○			○			特に維持管理は実施していない
	東秩父村		0	特に定めていない	○				○		○						休止届受理後清掃を実施。 保守点検、清掃委託業者へ連絡し、使用再開されるまでの間は点検等は行わない。
	秩父市	修正	17	特に定めていない	○				○		○	○	○	○			保守点検・法定検査・清掃の実施を休止する
	さいたま市	追加	8	特に定めていない	○				○		○			○			維持管理義務の免除
	行田市	追加	4	特に定めていない	○				○		○						休止中の維持管理は免除
	飯能市	追加	2	特に定めていない	○						○						保守点検・法定検査・清掃の実施を休止する
	東松山市	追加	1	特に定めていない	○				○		○						使用休止期間中、法定検査・保守点検・清掃は行わない。
	上尾市	追加	5	特に定めていない	○				○		○						維持管理の必要なし
	小川町	追加	3	特に定めていない	○				○		○						特に維持管理は実施していない
	鳩山町	追加	0	特に定めていない	○				○		○						保守点検・法定検査・清掃の実施を休止する
	寄居町	追加	3	特に定めていない	○						○						休止中は維持管理なし
千葉県	千葉市	修正	6	特に定めていない	○				○		○			○			休止時に清掃していれば維持管理不要と扱っている
	船橋市	修正	0	特に定めていない	○											定めていない	特に定めていないが、休止時に清掃及び水はりを行うよう指導
	柏市		1	特に定めていない	○												特段の指導は実施していない。
東京都	八王子市	修正	3	特に定めていない	○				○		○						市設置型において、清掃後清水を満たした状態で保全する。維持管理は行っていない。
	世田谷区	追加	0	特に定めていない	○				○		○						特に行っていない。
	江戸川区	追加	0	特に定めていない	○						○						維持管理は行わない。
	青梅市	追加	0	特に定めていない	○						○						市設置型において、清掃後清水を満たした状態で保全する。維持管理は行っていない。
	町田市	追加	2	特に定めていない	○						○						休止中の維持管理は実施しなくてよいとしている。
	八丈町	追加	1	特に定めていない	○				○		○			○			公共浄化槽整備事業においては、清掃後清水を満たした状態で休止状態にする。維持管理は行っていない。個人設置事業については、東京都に届出を提出するよう指導している。
神奈川県	横浜市	修正	10	１年以上	○				○		○						特になし
	川崎市		0	特に定めていない	○	○					○	○					休止に際して清掃を行うこと、ばっ気型の浄化槽についてはモーターの電源を切っておくことなどを指導している。
	横須賀市	追加	7	特に定めていない	○	○			○		○						休止の際は清掃を行い、消毒剤の撤去を指導している。
新潟県	新潟県	削除	82	なし													
	新潟市	修正	11	１年以上	○				○		○			○			不要
	長岡市	修正	9	１年以上	○				○		○						休止前に清掃を行うなど、休止中における環境保全上の措置が講じられた浄化槽については、休止状態の維持管理は特段の理由がない限り要しない。
	十日町市	修正	10	１年以上	○				○					○			市管理。休止時、委託業者による清掃。再開時委託業者による点検。
	阿賀野市	修正	12	特に定めていない	○				○		○			○	○		休止とする前に清掃を実施し、臭気などの苦情が生じないよう指導する。 再開する際は保守点検等の契約や法定検査の受検について指導する
	佐渡市	修正	32	１年以上	○				○		○			○			休止する前に完全清掃（汚泥全量引抜き）を実施、休止中に異臭・病害虫の発生等の問題が起こった場合は管理者において直ちに対処
	胎内市	修正	9	特に定めていない	○						○						原則不要
	柏崎市	追加	11	特に定めていない	○				○		○			○	○		原則不要
	新発田市	追加	2	特に定めていない					○		○						原則不要だが、休止前に清掃を行うよう指導。
	南魚沼市	追加	2	特に定めていない	○						○						不要
	出雲崎町	追加	6	特に定めていない	○						○						休止中は委託業者による法定検査、保守点検、清掃を行うが、今後一切使用しないことが明らかな場合はその年度を目安に維持管理を終了する。
富山県	富山県	追加	70	特に定めていない	○				○	使用できなくするための措置	○			○			休止中は、法定検査、保守点検、清掃は不要としている。
石川県	七尾市	修正	8	特に定めていない	○				○		○						清掃し、再開時まで状態保持
	輪島市	修正	3	特に定めていない	○				○		○						届出後に清掃を行い、それ以後は行わない。
	珠洲市	修正	2	特に定めていない	○						○						休止届受理後、浄化槽の清掃を行い、再開まで点検等維持管理は行っていない。
	羽咋市		0	特に定めていない	○						○						取り決め無し（休止届の実績なし）
	志賀町	修正	2	特に定めていない	○						○						取り決め無し（休止届の実績なし）
	宝達志水町		0	特に定めていない	○						○						休止届受理後、浄化槽の清掃を行い、再開まで点検等維持管理は行っていない。
	能登町	修正	2	特に定めていない	○						○						再開まで点検等の維持管理は行っていない。

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	休止届が出された件数（令和3年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等（休止時）届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	（再開時）届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
福井県	福井県	追加	3	特に定めていない	○				○		○						免除される
	福井市	修正	13	特に定めていない	○				○		○						免除される
	若狭町	追加	0	特に定めていない	○				○		○						免除される
山梨県	甲斐市		0	特に定めていない	○						○		○	○	○		関係業者に連絡を取り、直近で一度メンテナンスを行ない、以降は行なわない。再開後は、引き続き行なっていく。
	甲州市		0	特に定めていない	○			○	○		○			○			維持管理の実施は求めていない。
	道志村		0	特に定めていない	○	○			○		○	○					汲取りを行い、水を張った状態で管理。
	甲府市	追加	3	特に定めていない	○				○		○						清掃を行い、水を張った状態で管理。
長野県	松本市	修正	3	特に定めていない	○						○						市町村設置型のため、休止が出された場合は維持管理も休止します。
	上田市	修正	5	特に定めていない	○						○						休止する前に清掃を行うよう指導
	飯田市	修正	22	特に定めていない	○			○	○		○			○			保守点検、清掃を一時休止。（要綱上記載はない）
	須坂市	修正	0	特に定めていない	○						○						特に規制等はない
	大町市	修正	10	１年以上	○	○			○		○	○		○			清掃及び水張りを条件に特に維持管理をしなくても指導しない
	佐久市	修正	14	特に定めていない	○						○						浄化槽の使用再開届が提出されるまでは特に管理については指導していない。
	南牧村	修正	1	特に定めていない	○						○						委託業者と協議
	富士見町		0	１年以上	○				○		○						指導は特になし
	箕輪町	修正	1	特に定めていない	○						○						特に規制等はない。
	飯島町	修正	1	特に定めていない	○				○		○	○		○			ブロワの停止と清掃の指導
	高森町	修正	1	特に定めていない	○				○		○			○			特に規則等は無い
	阿智村	修正	5	特に定めていない	○							○					清掃業者に相談するように伝える
	豊丘村		1	特に定めていない	○	○					○	○	○	○	○		休止前の保守点検にて適正な状態にし再開まではその状態を維持いていく
	南木曽町		0	特に定めていない		○						○					維持管理はしないが、維持管理業者に年1回確認を行ってもらう。法定検査も受検対象としないようにする
	大桑村		2	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			管理者責任による管理
	生坂村	修正	5	特に定めていない	○						○		○	○	○		法定検査、保守点検の対象から外している。清掃の実施は求めていない。
	高山村		0	特に定めていない	○						○						休止中は設置者が管理する。
	飯綱町		0	特に定めていない	○						○						法定検査、保守点検及び清掃が義務付けられている旨を伝えている
	川上村	修正	0	特に定めていない	○						○						特に規制等なし。
	小諸市	修正	2	特に定めていない	○						○						休止前の清掃を指導
	千曲市	修正	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	泰阜村		0	特に定めていない	○				○		○			○	○		全槽の全量の清掃を実施し、水張りを行っていただく
	松川町	修正	1	特に定めていない	○						○						特に規制等なし。
	伊那市	修正	3	特に定めていない	○						○						ブロアを停止するときは、汚泥全量引き抜き、水を張り、周辺住民から苦情が来ないようにしてもらう。 ブロアが稼働しているところは、管理業者に見てもらう。
	長野市	追加	16	１年以上	○				○		○						休止前に水張りを含めた清掃作業の実施を指導
	諏訪市	追加	0	特に定めていない	○				○		○						休止時の清掃および水張りの実施によって維持管理の免除とする。（長野県による運用上の留意事項に基づく）
	茅野市	追加	6	特に定めていない	○						○						清掃を実施し、水張りを行っていただく
	塩尻市	追加	2	特に定めていない	○				○		○						休止する前に清掃を行うよう指導
	下條村	追加	7	特に定めていない	○				○		○			○			保守点検等の維持管理が免除されることを伝える。
	木曽町	追加	1	特に定めていない	○				○		○						法定検査休止、保守点検休止、休止前に清掃を行い水張を依頼
	山形村	追加	0	特に定めていない	○						○						休止する前に清掃を行うよう指導
	朝日村	追加	0	特に定めていない	○				○		○						休止中の維持管理は特に行うよう指導はなし。 再開するときには、使用できるかどうか確認(点検)するように指導。
	筑北村	追加	8	特に定めていない	○				○		○						市町村設置型のため、休止が出された場合は維持管理も休止する。清掃の判断は維持管理業者に依頼している。
	山ノ内町	追加	0	特に定めていない	○						○						特に規制等はない
	栄村	追加	11	特に定めていない	○				○		○						ブロワの停止と清掃の指導
岐阜県	飛騨市	修正	7	特に定めていない	○						○						法定検査等は実施しない。
	海津市	削除	20	特に定めていない	○				○			○	○	○			休止前に最終清掃を行うよう指導している。
	中津川市	追加	20	特に定めていない	○				○		○				○		休止前に最終清掃を行うよう指導している。
	揖斐川町	追加	48	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		休止前に最終清掃を行うよう指導している。
	各務原市	追加	2	特に定めていない	○				○		○				○		休止前に汚泥の抜き取り清掃を行うよう指導している。休止の場合は、水がはってある状態。
静岡県	掛川市	修正	5	特に定めていない	○	○			○		○	○					最終清掃を行い、以降は法定検査、保守点検、清掃等は実施していない。
	沼津市	追加	7	１年以上	○				○		○						最終清掃を行い、以降は法定検査、保守点検、清掃等は実施していない。
愛知県	豊橋市	削除	本取扱での受理は令和2年度で終了	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
	名古屋市	追加	16	特に定めていない	○				○		○			○			特に定めていない
	岡崎市	追加	17	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
	一宮市	追加	26	特に定めていない	○				○		○			○			維持管理の義務を免除
	豊田市	追加	3	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
三重県	津市	修正	14	特に定めていない	○						○						市管理型の届出について、休止の事由等により管理区分が異なるが、特別な場合でなければ市管理としている。
	松阪市	修正	20	特に定めていない	○				○		○			○			休止中は維持管理を停止、再開の届出により維持管理を再開としている。
	伊賀市	修正	3	特に定めていない	○				○		○		○	○			市町村型浄化槽の休止時には、浄化槽の清掃を実施したうえで、水を張っておくこととしている。
	大台町	修正	7	特に定めていない	○				○		○						休止中は、使用再開まで保守点検等の維持管理は実施していない。再開の届出により維持管理を再開としている。
	大紀町	修正	10	特に定めていない	○				○		○			○			法定検査・保守点検・清掃はしなくてよいものとしている。
	南伊勢町	修正	1	特に定めていない	○						○						休止前に清掃を行い、法定 検査・保守点検・清掃は再 開まで行わない
	紀宝町	修正	21	特に定めていない	○				○		○						法定検査、保守点検、清掃の維持管理について、休止届が提出された場合、その後は実施しない。
	多気町	修正	5	特に定めていない	○						○						休止中は維持管理も休止。
滋賀県	大津市	追加	6	１年以上	○				○		○			○			なし
	彦根市	追加	0	１年以上	○				○		○			○			なし
	長浜市	追加	0	１年以上	○				○		○			○			なし
	近江八幡市	追加	0	１年以上	○				○		○			○			なし
	草津市	追加	0	１年以上	○				○		○			○			なし

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	休止届が出された件数（令和3年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等（休止時）届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	（再開時）届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
滋賀県	守山市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	栗東市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	甲賀市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	野洲市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	湖南市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	高島市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	東近江市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	米原市	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	日野町	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	竜王町	修正	1	1年以上	○				○		○			○			なし
	愛荘町	追加	1	1年以上	○				○		○			○			なし
	豊郷町	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	甲良町	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
	多賀町	追加	0	1年以上	○				○		○			○			なし
京都府	京都市	修正	3	特に定めていない	○				○		○			○			特に定めていない。
	福知山市		0	特に定めていない	○				○		○				○		最終清掃を行い、槽内の水張を行う。
	綾部市	修正	17	特に定めていない	○				○		○			○			行っていない
	宇治市		11	特に定めていない	○						○		○	○	○		休止前の清掃及び、休止中の水張りをお願いしている。また、休止中の浄化槽の運用については、浄化槽維持管理業者と相談していただいている。 届出は廃止届の備考欄を利用して提出していただいている。 再開時は、使用開始届を提出していただく。その際、通常の使用開始届提出時と同じく清掃・保守点検・水質検査の説明を行う。
	宮津市	修正	3	特に定めていない	○						○						再開するまでは、維持管理に係る指導はしていない。
	向日市	修正	0	特に定めていない	○	○					○	○					維持管理等の指導の対象外とする。
	京丹後市	修正	11	１年以上	○				○		○	○		○	○		維持管理義務を免除
	南丹市	修正	13	特に定めていない	○				○		○						維持管理は必要としない。（休止には、最終清掃及び水道の閉栓を条件としている）
	木津川市	修正	0	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		維持管理に関する指導の対象外。
	久御山町		0	特に定めていない	○	○					○						休止前に清掃業者等に依頼して槽の洗浄、消毒等の処置を行い、指定検査機関に休止の連絡をしてもらう。
	笠置町		0	特に定めていない	○						○			○	○		維持管理の指導を行わない。
	京丹波町	修正	5	特に定めていない	○				○		○						維持管理指導の対象外とする。
	与謝野町		0	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		維持管理に関する指導は実施しない。
	長岡京市	追加	0	特に定めていない	○				○		○	○	○	○	○		維持管理等の指導の対象外とする。
大阪府	大阪府	追加	0	特に定めていない	○				○		○						維持管理の指導対象としない
	高槻市	削除	14	なし													
	柏原市	追加	0	特に定めていない	○						○						維持管理の指導対象としない
	四條畷市	追加	1	特に定めていない	○						○						維持管理の指導対象としない
兵庫県	相生市		0	特に定めていない	○						○						特に指導等ありません
	加古川市	削除	5	特に定めていない	○						○						年１回以上の保守点検及び清掃
	宝塚市		0	特に定めていない	○	○	○	○	○		○	○	○	○			休止する際の最終汲み取り、及び水張は、所有者が清掃業者に依頼して個々でしてもらいます。休止後の維持管理は、特にしていないと思われます。
	朝来市		14	特に定めていない	○	○			○		○	○					休止期間を確認し、長期休止となる場合には、休止前に必ず清掃を実施し、きれいな水を張った状態でブロワーの電源を切るようにし、短期の場合は、施主と相談し、ブロワーの電源を切らないよう指導を行っている。
	丹波市		0	特に定めていない	○				○			○					①休止時には、必ず清掃を実施する。 ②ブロワーの電源を切る。 ③定期的にマンホール等の確認をする。 ④その他、浄化槽の保全のための必要と思われる措置を行う。
	多可町		5	１年以上	○	○					○	○	○	○	○		休止時に水を張る
	佐用町		52	特に定めていない	○				○		○					微生物の活性剤及び塩素の設置	休止時に汚泥の全量引抜き、水道水を張り、再開までの間は維持管理を停止する。
	川西市	追加	5	特に定めていない	○	○				消毒剤の撤去	○	○					特になし
	伊丹市	追加	2	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			特に指導等なし
奈良県	奈良県	修正	124	１年以上	○				○		○						特に規制等はない
	生駒市	修正	6	１年以上	○				○		○			○			維持管理の指導は行っていない。
	曽爾村	修正	1	特に定めていない	○				○		○						すべて免除
	御杖村	修正	0	特に定めていない	○	○		○	○		○	○					休止の把握はしているが、その後の規制等はない
	奈良市	修正	18	１年以上	○				○		○			○			休止期間中は、法定検査、保守点検、清掃を行わなくてもよい。
和歌山県	和歌山市	修正	85	３ヶ月以上	○				○		○			○			休止の届出等が提出され休止状態となった場合は、その間の維持管理を免除
	橋本市	修正	15	３ヶ月以上	○				○		○						特に定めていないが、休止時に清掃及び水はりを行う。
	有田市	修正	34	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		清掃・保守点検・水質検査は免除となるが、再開時には先に保守点検を受けるよう説明。
	田辺市	修正	34	３ヶ月以上	○				○		○			○			点検業者へ休止の旨伝達するよう指導している。
	紀の川市	修正	25	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		休止中であっても、ブロワは稼動させておくように指導している。
	高野町		2	特に定めていない	○				○		○						清掃連合会及び水質保全センターに連絡し、清掃業者が休止の処置を行う
	印南町	修正	20	特に定めていない	○				○		○			○			休止中であっても、ブロワは稼働させておくように指導している。
	白浜町		4	３ヶ月以上	○				○		○						３ヶ月以上に渡り休止する際、廃止時と同様に、最終清掃報告書を清掃業者に記入してもらうよう伝え、休止届とともに提出するよう指導している。
	串本町	修正	23	３ヶ月以上	○						○						特に規制等はない
	海南市	追加	13	特に定めていない	○						○						休止の届出等が提出され休止状態となった場合は、その間の維持管理を免除
	由良町	追加	2	特に定めていない	○				○		○			○			特に規制等はない
	みなべ町	追加	1	３ヶ月以上	○				○		○						休止中の維持管理を免除
	上富田町	追加	2	３ヶ月以上	○				○		○						特に規制等はない
	古座川町	追加	7	特に定めていない	○				○		○						休止時に清掃及び水はりを行うよう指導している。
鳥取県	鳥取県	修正	88	１年以上	○						○			○			規定なし
	鳥取市	修正	24	１年以上	○						○						保守点検・法定検査免除 休止時清掃必須
	米子市	修正	30	１年以上	○				○		○			○			休止届出中は保守・清掃・法定検査の実施は不要

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	休止届が出された件数（令和3年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等（休止時）届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	（再開時）届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
鳥取県	倉吉市	修正	7	特に定めていない	○				○		○			○			休止時の清掃の実施及び再開時における届出、保守点検、法定点検の実施を指導する通知
	境港市	修正	7	１年以上	○				○		○		○	○	○		浄化槽が使用されない限り通常の維持管理を行わない。
	三朝町	修正	1	１年以上	○				○		○			○			規定なし
	琴浦町	修正	0	特に定めていない	○				○		○						11条検査、保守点検、清掃について休止
	日野町	修正	0	１年以上	○						○						個人が対応
島根県	島根県	削除	168	特に定めていない	○	○			○			○		○			休止にする場合は、維持管理業者に相談のうえ、清掃後、水張等の措置を行うよう指導している。法定検査については休止の期間中は受検対象外となる。
	松江市	修正	5	特に定めていない	○	○			○		○	○					法定検査は休止の間は実施しない。休止の際には浄化槽の清掃を実施、清浄な水を入れている。
	浜田市		0	１年以上		○			○			○		○			休止連絡後、槽内の抜取・清掃を行い、水を張り休止している。再開までは点検は実施しない。
	安来市	修正	2	特に定めていない	○				○		○	○		○			清掃後、水張を行い、法定検査は休止期間中は実施しない。
	雲南市	修正	15	特に定めていない	○	○			○		○	○					休止状態となった浄化槽は法定検査、保守点検及び清掃を行わない。
	大田市	修正	8	特に定めていない		○			○		○	○		○			休止状態となった浄化槽は法定検査、保守点検及び清掃を行わない。
	飯南町		0	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			清掃を実施し、満水状態にして管理する。
	美郷町		0	特に定めていない	○						○						休止の際には浄化槽の汲取、清掃を行い、清浄な水を入れて置く。
	海士町		0	長期不在若しくは使用時期不明の場合		○			○			○		○			未実施 年に１回程度、張水の確認
	出雲市	追加	3	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			休止状態となった浄化槽は法定検査、保守点検及び清掃を行わない。
	邑南町	追加	2	特に定めていない	○				○		○						休止状態となった浄化槽は法定検査、保守点検及び清掃を行わない。
岡山県	岡山県	修正	256	特に定めていない	○						○						再開にあたっては届出の提出、使用前の保守点検の実施、使用後11条検査の受検を指導している。 委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	岡山市	削除	3	特に定めていない	○						○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	倉敷市	修正	49	特に定めていない	○				○		○						管理者と保守点検業者との間の個別契約内容による
	真庭市	修正	5	特に定めていない	○				○		○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	奈義町		0	特に定めていない	○						○						通常と同様の維持管理を行う。2年度より、休止状態時の維持管理は検討する。
	新見市	追加	5	特に定めていない	○				○		○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	美作市	追加	3	特に定めていない	○						○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
広島県	広島市	削除	44	特に定めていない	○						○						維持管理を休止してもよい。
	呉市	修正	37	特に定めていない	○				○		○			○		届出書に１１条検査依頼書を添付	特に指導していない
	竹原市	追加	22	特に定めていない	○				○		○						免除
	尾道市	修正	125	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			免除
	福山市	修正	94	特に定めていない	○						○						法定検査，保守点検，清掃といった維持管理については免除する。
	府中市	修正	40	特に定めていない	○				○		○			○			休止・再開の届は、管理者及び保守点検清掃業者を通じて提出させている。提出後、浄化槽台帳で休止浄化槽の把握をしている。法定検査については、市から検査機関へ休止・再開届の写しを送付している。
	三次市	追加	43	１年以上	○				○		○						免除
	庄原市	削除	8	１年以上	○				○		○						翌年度以降の法定検査、維持管理契約は行わない。（市設置型浄化槽の場合であり、個人設置型浄化槽についての取り決めはない。）
	大竹市		0	特に定めていない	○						○			○			規定なし
	東広島市	追加	37	特に定めていない	○				○		○						維持管理の必要なし
	廿日市市	追加	42	１年以上	○						○						（届出者へ浄化槽維持管理業者等へその旨を連絡するよう指示）
	安芸高田市	追加	0	特に定めていない	○				○		○						免除
	江田島市	追加	13	特に定めていない	○				○		○						休止期間は免除
	府中町	修正	8	特に定めていない	○						○						休止期間は免除
	安芸太田町	修正	2	特に定めていない	○				○		○						維持管理の必要なし
	北広島町	修正	16	特に定めていない	○				○		○					維持管理業者への連絡	契約の凍結状態（台帳データのみ保存）
	世羅町	修正	15	特に定めていない	○				○		○						すべて免除
山口県	山口県	修正	330	特に定めていない	○				○		○						法定検査受検の免除
	下関市	修正	119	特に定めていない	○				○	電気・水道の停止	○						法定検査受検の免除
	山口市	修正	61	特に定めていない	○				○		○			○			水張り
	萩市	修正	49	１年以上	○	○			○		○	○		○	○		管理者に任せている。
	長門市	修正	13	特に定めていない	○						○		○	○	○		休止にする場合は、維持管理業者に相談のうえ、浄化槽内に水を張る等の措置を行うように指示している。法定検査については休止の期間中は受検対象外となる。
	周南市	修正	42	１年以上	○				○		○			○			すべて免除
徳島県	徳島県	修正	74	特に定めていない	○	○	○	○	○		○	○	○	○			指定検査機関により定期的に休止状態を確認する。
	三好市	削除	8	１年以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○			休止届の連絡後、休止前保守点検と清掃を行った後に休止状態（何時でも再開ができる状態で休止）とするため、休止後は、特に維持場合は行っていない、
香川県	香川県	修正	56	特に定めていない	○	○			○		○	○					休止する前に清掃し、水張りをするよう指導している。 休止中は、維持管理は不要。
	高松市	修正	28	特に定めていない	○	○			○		○	○					休止する前に清掃し、水張りをするよう指導している。 休止中は、維持管理は不要。
	善通寺市	修正	2	特に定めていない	○	○			○		○	○					必要に応じて浄化槽の清掃の実施を指導している。
愛媛県	久万高原町	修正	3	１年以上	○						○					休止中に使用が認められた場合、清掃をしていただく。	最終清掃を行い、休止とする。
	砥部町	修正	726	特に定めていない	○	○		○	○		○			○	○		口頭により、休止前の清掃の指導及び、再開時の保守点検について指導を行っている。
	伊方町	修正	3	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			最終清掃を行い、休止とする。
	愛南町	修正	3	特に定めていない	○				○		○						休止前に清掃し、水を張った状態で休止する。清掃を除き、検査等は通常通り行う。
	鬼北町	修正	1	特に定めていない	○				○		○				○		休止前に清掃し、水を張った状態で休止する。清掃を除き、検査等は通常通り行う。

２２．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（令和3年度末現在）

都道府県名	自治体名	修正等	休止届が出された件数（令和3年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等（休止時）届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	（再開時）届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
愛媛県	上島町		0	特に定めていない	○						○						保守点検等も休止している
	八幡浜市	追加	2	特に定めていない	○				○		○						最終清掃を行い、休止とする。
	伊予市	追加	1	特に定めていない	○				○		○				○		休止前に清掃し、水を張った状態で休止する。その後は清掃及び保守点検等もしない。
	西予市	追加	40	特に定めていない	○				○		○			○			保守点検等も休止している
高知県	高知県		91	１年以上	○						○						清掃（全量抜取り）後、水張りし、使用できないようにして、休止する。
	高知市	修正	6	６ヶ月以上	○				○		○			○			使用を再開しようとするときは，あらかじめ浄化槽保守点検業者に連絡のうえ使用再開に係る保守点検を実施するとともに，浄化槽使用再開届を提出するよう指導。
	宿毛市	修正	4	特に定めていない	○						○						清掃（全量抜取り）後、水張りし、使用できないようにして休止する。
	津野町		5	１年以上	○	○					○	○					休止期間中は、保守点検、法定検査、清掃は実施しない。
	安芸市	修正	2	特に定めていない	○				○		○			○			槽内の清掃を行い、消毒後に張水する。
福岡県	北九州市	修正	11	特に定めていない	○						○						保守点検等は、しなくてもよい
	大牟田市	削除		なし													
	朝倉市	修正	21	特に定めていない	○						○						特に維持管理はおこなっていない
	みやま市	修正	15	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			汚泥引抜き、水張りをし再開するまでは維持管理もしていない。
	小竹町		0	特に定めていない	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		維持管理はしない
	香春町	修正	18	特に定めていない	○				○		○						特に維持管理はおこなっていない
	大木町	修正	13	１年以上	○				○		○						維持管理はしない
	久留米市	追加	16	特に定めていない	○				○		○						特に維持管理はおこなっていない
佐賀県	唐津市	修正	10	特に定めていない	○				○		○			○			汚泥の抜き取り、水張りを指導。 使用再開時は、使用できるか槽の状態を確認するよう指導。 休止届が提出されたことを月締めで把握している。法定検査、保守点検及び清掃については、特に指導等はしていない。
	みやき町	修正	3	特に定めていない	○				○		○						休止時汚泥引き抜き、清掃を行い、水張りをし、休止時には維持管理はしない
	江北町		0	特に定めていない	○						○						届け出のみで、その後の維持管理等は行っていない。
	小城市	追加	0	特に定めていない	○						○						休止時に清掃を行い、休止の間は維持管理はしない。
長崎県	長崎県	修正	166	１年以上	○				○		○			○		指定検査機関への法定検査依頼	法定検査、保守点検、清掃は免除
	佐世保市	追加	15	１年以上	○						○			○	○	法定検査機関への再開の連絡	法定検査、保守点検、清掃は免除
熊本県	人吉市		1	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		浄化槽内部の清掃を行い、清水を満水の状態で静置。ブロワーも停止。維持管理は無し。
	菊池市		2	特に定めていない	○	○			○		○	○					特に行っていない。
	宇土市	修正	5	特に定めていない	○				○		○	○	○	○	○		休止前に清掃を実施してもらい，休止中は検査・保守点検・清掃を中断。
	美里町	修正	25	特に定めていない	○				○		○					再開後、保守点検(2ヶ月/1回)・清掃(年/1回)で管理を行う。	休止中の維持管理は行わない。
	長洲町		0	特に定めていない	○						○						保守点検を免除している。
	南小国町		1	特に定めていない	○						○						休止後一度清掃をする、以後再開始するまで法定検査、保守点検、清掃は行わない
	南阿蘇村		2	特に定めていない	○	○			○		○	○					保守点検を免除している。
	玉名市		0	１年以上	○	○					○	○					保守点検を免除している。
	苓北町	修正	2	特に定めていない	○				○		○						清掃後、浄化槽へ水を張った状態での保管
	熊本市	追加	4	特に定めていない	○				○		○						浄化槽清掃、消毒剤撤去の状態で休止。休止中の維持管理は行わない。
	荒尾市	追加	2	特に定めていない	○						○						保守点検を免除している。
	上天草市	追加	15	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		休止前に清掃を実施し、休止中は検査・保守点検・清掃を中断。
	合志市	追加	0	特に定めていない	○						○						保守点検を免除している。
	錦町	追加	6	特に定めていない	○				○		○						保守点検を免除している。
	水上村	追加	1	特に定めていない	○	○			○		○	○					清掃後、浄化槽へ水を張った状態での保管
大分県	大分県	修正	130	特に定めていない	○				○		○						法第10条第1項ただし書及び第11条第1項ただし書のとおり運用
	大分市	修正	46	特に定めていない	○						○						休止
	中津市	修正	18	１年以上	○				○		○		○	○	○		免除
	佐伯市		0	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		維持管理を委託している業者に年1回の点検実施を依頼（市町村設置浄化槽）。
	豊後高田市		8	１年以上	○						○						維持管理不要
	宇佐市	修正	14	特に定めていない	○				○		○						免除で運用しているが、規定はない。
	豊後大野市	修正	22	特に定めていない	○							○					免除で運用しているが、規定はない。
	由布市	修正	9	特に定めていない	○						○						免除で運用しているが、規定はない。
	姫島村		0	特に定めていない	○						○						すべて免除
宮崎県	宮崎県	修正	404	１年以上	○				○		○						休止扱いとなった浄化槽については、維持管理に対する指導対象から除外している。
	宮崎市	修正	43	特に定めていない	○	○			○		○		○	○	○		全量清掃後、満水状態で維持。（清掃、保守点検なし）
	綾町	修正	2	特に定めていない	○						○						特に規則等はない
	日南市	追加	3	特に定めていない	○				○		○			○			特に規則等はない
鹿児島県	鹿児島県		1,754（再開届を含む）	１年以上	○				○		○						清掃後，清水にて維持
	日置市		79	１年以上	○						○						基本的に浄化槽の清掃を実施後に休止届を提出していただく。
	曽於市		38	特に定めていない	○	○					○	○					実施無
	長島町		14	特に定めていない	○				○		○						清掃後，清水にて維持
	中種子町	修正	19	特に定めていない	○						○						浄化槽管理者による管理
	龍郷町	修正	33	特に定めていない	○	○					○	○					実施無
	三島村		2	特に定めていない	○						○						保守点検実施
	徳之島町		0	特に定めていない	○						○						清掃後清水にて維持
	鹿児島市	修正	0	特に定めていない	○	○			○		○	○					休止期間が長くなる予定であれば清掃を行うよう指導をしている。休止の期間は保守点検、清掃、法定検査は行っていない。
	伊仙町	追加	3	特に定めていない	○						○						清掃後清水にて維持
沖縄県	沖縄県	修正	18	特に定めていない	○				○		○						特に規定はないが、休止期間中の維持管理は不要。
	那覇市	追加	0	特に定めていない	○						○						定めていない。

注）追加：今回調査で新規に回答、修正：前回の同設問から内容を一部修正、削除：前回の同設問から回答を削除

２３．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

（1）地方公共団体が所有する浄化槽の基数

（令和3年度末現在）

都道府県名	全浄化槽（基）		合併処理浄化槽（基）		単独処理浄化槽（基）	
		うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
北海道	13,703	1,014	12,384	686	1,319	328
青森県	2,924	474	1,921	240	1,003	234
岩手県	10,865	388	10,701	340	164	48
宮城県	13,518	347	13,295	286	223	61
秋田県	7,487	174	7,084	110	403	64
山形県	5,711	310	5,221	183	490	127
福島県	7,765	881	6,774	600	991	281
茨城県	6,501	944	5,777	623	724	321
栃木県	2,254	625	1,280	316	974	309
群馬県	10,943	1,008	9,376	542	1,567	466
埼玉県	3,316	1,097	2,405	839	911	258
千葉県	4,803	1,109	3,595	783	1,208	326
東京都	2,044	123	1,906	76	138	47
神奈川県	2,550	346	1,896	159	654	187
新潟県	5,249	224	4,296	127	953	97
富山県	864	130	600	77	264	53
石川県	3,227	175	2,836	113	391	62
福井県	1,301	96	1,118	64	183	32
山梨県	2,673	363	2,115	172	558	191
長野県	5,490	245	5,320	213	170	32
岐阜県	4,618	710	3,951	494	667	216
静岡県	6,306	599	4,542	338	1,764	261
愛知県	4,496	1,341	2,207	635	2,289	706
三重県	9,382	612	8,614	423	768	189
滋賀県	508	81	401	61	107	20
京都府	7,106	166	6,996	125	110	41
大阪府	2,285	199	1,919	142	366	57
兵庫県	1,128	123	927	81	201	42
奈良県	2,968	327	1,480	179	1,488	148
和歌山県	4,153	626	2,919	359	1,234	267
鳥取県	2,272	103	2,100	45	172	58
島根県	12,725	626	12,339	487	386	139
岡山県	5,012	590	4,412	344	600	246
広島県	8,777	809	7,822	504	955	305
山口県	2,278	509	1,444	257	834	252
徳島県	6,221	957	3,098	409	3,123	548
香川県	3,945	444	3,219	290	726	154
愛媛県	7,828	1,034	6,083	596	1,745	438
高知県	4,181	680	3,390	485	791	195
福岡県	10,638	617	10,161	424	477	193
佐賀県	16,174	231	15,911	175	263	56
長崎県	3,448	638	2,874	457	574	181
熊本県	7,246	426	6,362	258	884	168
大分県	3,645	417	2,766	238	879	179
宮崎県	6,402	501	5,498	306	904	195
鹿児島県	11,047	1,039	7,931	527	3,116	512
沖縄県	2,056	358	1,487	258	569	100
合計	270,033	24,836	230,753	15,446	39,280	9,390

２３．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

（令和3年度末現在）

都道府県名	基数	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	1,319	311	225	233	74	1	16	93	11	57	164	129	5
青森県	1,003	85	210	162	72	2	8	69	22	67	158	109	39
岩手県	164	17	53	24	10	1	3	9	4	8	12	23	0
宮城県	223	13	66	20	16	0	0	1	1	20	63	19	4
秋田県	403	10	72	75	15	0	2	41	5	12	106	39	26
山形県	490	26	103	61	34	13	0	30	10	5	127	81	0
福島県	991	203	277	224	61	0	0	23	12	18	103	69	1
茨城県	724	29	227	150	34	0	3	30	26	33	131	61	0
栃木県	974	18	360	81	29	2	8	25	79	30	301	38	3
群馬県	1,567	56	330	326	83	1	2	51	132	44	470	72	0
埼玉県	911	73	192	133	61	1	2	20	34	69	283	43	0
千葉県	1,208	60	305	177	138	11	2	9	165	51	206	84	0
東京都	138	7	21	29	3	0	6	6	8	1	44	8	5
神奈川県	654	25	134	72	27	0	2	18	81	35	156	89	15
新潟県	953	72	199	100	41	1	5	40	49	45	306	94	1
富山県	264	5	22	25	1	0	0	9	19	7	121	55	0
石川県	391	25	62	71	20	0	0	17	38	14	116	26	2
福井県	183	10	20	19	22	0	0	31	0	9	51	13	8
山梨県	558	53	157	123	38	0	1	24	29	4	107	15	7
長野県	170	33	15	18	3	0	0	12	0	6	65	16	2
岐阜県	667	42	148	96	46	1	8	33	27	24	213	29	0
静岡県	1,764	140	427	200	151	0	0	6	0	0	604	236	0
愛知県	2,289	296	735	221	85	2	9	43	110	112	473	195	8
三重県	768	72	179	168	57	2	11	15	23	56	173	10	2
滋賀県	107	4	27	8	12	0	6	3	5	16	14	10	2
京都府	110	2	23	25	16	0	1	6	3	6	22	5	1
大阪府	366	38	69	68	27	0	5	11	24	31	26	59	8
兵庫県	201	15	39	24	13	0	5	14	12	22	42	15	0
奈良県	1,488	755	139	140	50	2	9	17	107	19	116	30	104
和歌山県	1,234	277	321	274	67	0	16	31	26	34	120	67	1
鳥取県	172	16	35	38	3	0	0	13	2	4	47	14	0
島根県	386	68	94	71	22	0	3	1	16	10	77	24	0
岡山県	600	53	191	190	26	0	5	24	6	23	58	24	0
広島県	955	155	292	227	32	0	11	26	25	14	51	117	5
山口県	834	117	234	147	55	0	6	19	34	18	144	58	2
徳島県	3,123	1,505	478	537	48	0	12	55	108	31	217	96	36
香川県	726	134	170	154	55	1	12	29	22	13	95	33	8
愛媛県	1,745	355	340	559	94	0	71	22	0	0	204	100	0
高知県	791	224	200	105	48	0	10	6	13	27	132	23	3
福岡県	477	38	138	91	15	0	3	11	7	19	127	28	0
佐賀県	263	31	64	40	22	0	0	8	21	8	43	26	0
長崎県	574	36	147	78	32	0	10	13	1	10	204	43	0
熊本県	884	109	175	171	17	4	4	24	11	18	288	63	0
大分県	879	62	230	142	31	0	5	49	20	22	222	92	4
宮崎県	904	161	156	126	20	0	5	49	41	22	252	72	0
鹿児島県	3,116	1,123	651	381	114	3	20	72	85	19	458	187	3
沖縄県	569	145	95	35	39	0	5	7	13	5	51	57	117
合計	39,280	7,104	8,847	6,439	1,979	48	312	1,165	1,487	1,118	7,563	2,796	422

都道府県名	うち防災拠点	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	328	7	129	123	15	0	0	17	2	7	16	11	1
青森県	234	2	89	66	6	0	2	15	1	0	32	21	0
岩手県	48	0	28	7	5	0	0	0	4	0	1	3	0
宮城県	61	0	41	15	0	0	0	0	0	0	5	0	0
秋田県	64	1	32	19	1	0	0	1	1	1	7	1	0
山形県	127	1	52	23	2	0	0	11	9	0	20	9	0
福島県	281	0	136	115	3	0	0	3	0	0	19	5	0
茨城県	321	8	163	85	10	0	1	7	11	5	23	8	0
栃木県	309	0	213	26	1	0	0	3	1	3	59	3	0
群馬県	466	0	233	78	7	0	0	2	5	1	135	5	0
埼玉県	258	3	104	44	9	0	0	2	1	6	82	7	0
千葉県	326	5	175	51	15	11	0	2	10	0	36	21	0
東京都	47	0	17	21	1	0	1	0	0	0	7	0	0
神奈川県	187	1	104	29	7	0	1	3	16	3	21	2	0
新潟県	97	1	55	21	0	2	0	1	0	0	15	2	0
富山県	53	1	21	17	0	0	0	5	0	0	9	0	0
石川県	62	0	11	23	5	0	0	3	1	0	18	1	0
福井県	32	0	12	7	4	0	0	2	0	0	6	1	0
山梨県	191	1	76	65	15	0	0	7	2	0	25	0	0
長野県	32	3	7	9	2	0	0	0	0	0	10	1	0
岐阜県	216	0	104	49	12	0	1	1	1	0	48	0	0
静岡県	261	0	223	8	1	0	0	1	0	0	26	2	0
愛知県	706	2	436	75	8	0	0	2	10	3	160	8	2
三重県	189	3	82	64	7	0	1	1	6	3	18	4	0
滋賀県	20	0	11	1	3	0	0	0	3	0	2	0	0
京都府	41	0	19	10	3	0	1	0	1	0	7	0	0
大阪府	57	0	23	28	0	0	1	0	1	0	3	1	0
兵庫県	42	0	15	11	5	0	0	1	1	0	7	2	0
奈良県	148	2	46	54	12	0	1	0	5	7	17	4	0
和歌山県	267	4	155	73	14	0	0	2	1	0	17	1	0
鳥取県	58	3	24	24	0	0	0	0	0	0	7	0	0
島根県	139	0	72	66	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	246	13	120	101	5	0	0	2	1	0	3	1	0
広島県	305	0	141	144	12	0	1	0	0	1	5	1	0
山口県	252	2	134	67	21	0	0	4	3	0	20	1	0
徳島県	548	0	222	250	11	0	1	4	11	3	43	3	0
香川県	154	5	55	54	15	0	0	3	5	1	11	5	0
愛媛県	438	1	179	168	13	0	1	2	0	1	69	4	0
高知県	195	0	115	44	17	1	0	0	6	1	9	2	0
福岡県	193	3	97	56	5	0	0	3	3	0	25	1	0
佐賀県	56	1	23	21	1	0	0	2	0	0	8	0	0
長崎県	181	0	88	40	6	0	0	0	0	0	45	2	0
熊本県	168	0	66	52	1	0	0	2	0	0	45	2	0
大分県	179	0	79	63	5	0	0	4	1	1	21	5	0
宮崎県	195	2	80	57	5	0	0	1	0	0	47	3	0
鹿児島県	512	2	247	182	17	1	2	0	9	0	44	8	0
沖縄県	100	8	51	20	3	0	0	0	0	0	10	4	4
合計	9,390	85	4,605	2,626	311	15	15	119	132	47	1,263	165	7

２３．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分

（令和3年度末現在）

都道府県名	基数	人槽区分							都道府県名	うち防災拠点	人槽区分						
		5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明			5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明
北海道	1,319	588	544	120	47	19	1	0	北海道	328	99	173	28	19	9	0	0
青森県	1,003	312	282	211	109	74	15	0	青森県	234	54	82	42	29	26	1	0
岩手県	164	35	82	31	9	7	0	0	岩手県	48	5	22	11	5	5	0	0
宮城県	223	61	84	32	32	12	1	1	宮城県	61	5	21	13	11	10	1	0
秋田県	403	77	167	95	38	24	2	0	秋田県	64	2	23	20	6	12	1	0
山形県	490	164	195	93	29	9	0	0	山形県	127	25	60	23	15	4	0	0
福島県	991	395	434	89	48	20	5	0	福島県	281	47	158	38	29	9	0	0
茨城県	724	216	334	105	50	17	1	1	茨城県	321	65	145	55	32	10	0	14
栃木県	974	320	352	174	82	34	2	10	栃木県	309	54	115	71	39	29	1	0
群馬県	1,567	687	647	125	58	50	0	0	群馬県	466	110	211	68	39	38	0	0
埼玉県	911	369	372	108	40	21	0	1	埼玉県	258	53	130	40	18	17	0	0
千葉県	1,208	434	492	123	73	57	3	26	千葉県	326	42	123	67	51	38	3	2
東京都	138	49	62	18	7	1	0	1	東京都	47	8	28	5	5	1	0	0
神奈川県	654	233	229	102	49	33	0	8	神奈川県	187	46	73	24	19	25	0	0
新潟県	953	315	475	102	35	23	2	1	新潟県	97	14	51	15	10	7	0	0
富山県	264	94	104	49	10	7	0	0	富山県	53	5	28	11	3	6	0	0
石川県	391	139	167	61	17	6	0	1	石川県	62	10	34	14	2	2	0	0
福井県	183	71	86	12	12	2	0	0	福井県	32	11	17	2	2	0	0	0
山梨県	558	217	215	69	33	14	0	10	山梨県	191	68	87	25	4	7	0	0
長野県	170	34	47	57	21	10	1	0	長野県	32	3	9	11	5	4	0	0
岐阜県	667	211	353	80	12	11	0	0	岐阜県	216	28	130	39	10	9	0	0
静岡県	1,764	743	814	144	34	26	3	0	静岡県	261	49	137	47	13	13	2	0
愛知県	2,289	825	938	332	110	77	4	3	愛知県	706	87	337	174	63	45	0	0
三重県	768	268	348	109	26	16	0	1	三重県	189	46	90	36	11	6	0	0
滋賀県	107	35	50	14	5	3	0	0	滋賀県	20	4	11	4	0	1	0	0
京都府	110	24	59	20	5	2	0	0	京都府	41	4	23	11	3	0	0	0
大阪府	366	121	149	49	12	19	16	0	大阪府	57	10	29	10	2	5	1	0
兵庫県	201	69	89	32	3	4	0	4	兵庫県	42	10	21	9	1	0	0	1
奈良県	1,488	953	334	125	43	26	5	2	奈良県	148	30	82	24	9	3	0	0
和歌山県	1,234	427	347	224	128	98	8	2	和歌山県	267	28	53	74	41	55	0	16
鳥取県	172	64	75	20	5	8	0	0	鳥取県	58	12	29	9	3	5	0	0
島根県	386	153	186	37	3	7	0	0	島根県	139	21	85	26	3	4	0	0
岡山県	600	180	315	73	27	5	0	0	岡山県	246	55	142	28	12	4	0	5
広島県	955	238	485	149	50	26	0	7	広島県	305	32	151	71	29	15	0	7
山口県	834	232	374	139	49	28	3	9	山口県	252	39	93	66	24	23	3	4
徳島県	3,123	2,109	622	208	99	22	1	62	徳島県	548	189	190	84	67	14	1	3
香川県	726	270	361	85	9	1	0	0	香川県	154	33	89	30	2	0	0	0
愛媛県	1,745	697	816	183	43	6	0	0	愛媛県	438	88	249	76	22	3	0	0
高知県	791	306	281	127	47	30	0	0	高知県	195	49	66	44	21	15	0	0
福岡県	477	69	166	122	72	45	0	3	福岡県	193	10	68	47	39	27	0	2
佐賀県	263	82	84	42	36	19	0	0	佐賀県	56	2	14	11	20	9	0	0
長崎県	574	97	253	114	81	28	1	0	長崎県	181	9	80	34	38	19	1	0
熊本県	884	326	399	116	32	11	0	0	熊本県	168	21	82	45	13	7	0	0
大分県	879	406	381	60	25	7	0	0	大分県	179	54	86	27	8	4	0	0
宮崎県	904	417	358	83	37	8	0	1	宮崎県	195	35	99	37	21	3	0	0
鹿児島県	3,116	1,478	977	377	184	96	3	1	鹿児島県	512	94	234	92	50	41	1	0
沖縄県	569	252	160	25	3	4	3	122	沖縄県	100	42	40	2	0	3	1	12
合計	39,280	15,862	15,144	4,865	1,979	1,073	80	277	合計	9,390	1,807	4,300	1,740	868	592	17	66

２４．協議会等の整備状況

（令和4年7月1日現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	種別	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員	協議会の目的	活動内容	協議会等を活用するメリット・効果 ※具体的な内容を記載してください。 自治体にとってのメリット・効果	事業者にとってのメリット・効果	浄化槽を使う住民にとってのメリット・効果
北海道	北見市	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1997年11月	合併処理浄化槽設置者	合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進	組合員への法定検査費用の補助、浄化槽の適正な維持管理に関する啓発活動	組合にて法定検査費用を全額補助するため、法定検査の受検率が高い。	法定検査費用の請求先が１組合で済むことから法定検査機関の事務が軽減される。	組合が法定検査費用を負担することで、浄化槽管理者yの維持管理不要の負担が軽減される。
	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備促進協議会	法定協議会	1994年6月	住民・町職員	浄化槽の適正な保守管理を推進	契約・手続きの代行、助成申請の受付、年1回の代議員会開催	協議会の場があることで、合意形成が行いやすい。 法定検査受験率向上に向けた取組につなげることができる。	・使用者との維持管理契約に係る事務負担の軽減	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・各種助成制度による経済的負担の軽減
	鷹栖町	鷹栖町合併処理浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1993年2月	・合併処理浄化槽管理者 ・合併処理浄化槽保守点検業者	浄化槽の正しい使用方法並びに維持管理の啓発活動と水質浄化に取組み、地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。	・合併処理浄化槽の保守点検費の補助 ・合併処理浄化槽管理者への啓発	・住民への補助の円滑化	・保守点検基数の把握が明瞭化	補助制度による維持管理の費用負担の軽減
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	法定協議会	1997年1月	・比布町 ・合併処理浄化槽を設置し、協議会に加入した者 ・その他協議会の運営に必要な者	合併処理浄化槽の普及を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	○合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理推進に係る啓蒙。 ○合併処理浄化槽の保守点検、清掃業者との契約及び指定検査機関に対する法定検査の依頼。 ○町への合併処理浄化槽の維持管理補助金の請求及び受領事務。 ○町協議会費の徴収事務。 ○町に対する各種報告事務。 ○その他協議会の目的達成に必要な業務。	・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	・事業者の報告業務の効率化	・各種助成制度による経済的負担の軽減
	美瑛町	美瑛町浄化槽保守管理協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1993年4月	合併処理浄化槽設置者 ※事務局として市町村職員が参加	一般家庭における生活雑排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、合併浄化槽の設置普及を図るとともに、浄化槽の適正な保守管理を推進することを目的とする。	○契約等の手続きや助成申請事務 ・業者との維持管理契約を協会が一括して行っている。 ・町への補助申請業務 ○浄化槽管理者や住民への指導・啓発 ・浄化槽の適切な維持管理の指導等	・協会が維持管理に係る事務を担うことで、自治体職員の事務負担が削減 ・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	・保守点検・清掃事業者の集金事務負担、集金事務の削減	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減 ・各種助成制度による経済的負担の軽減
	浜頓別町	合併処理浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1999年4月	・町を代表する者 ・設置者を代表する者 ・維持管理業者 ・工事施工業者	家庭用合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の特質を把握し、浄化槽の正しい使用方法ならびに維持管理の啓蒙活動と水質浄化に取組み、地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。	1浄化槽の維持管理に関すること。 2浄化槽の正しい使用方法等の啓蒙。 3浄化槽の管理費用等の補助に関すること。	・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	・保守点検・清掃事業者の集金事務負担、集金事務の削減	・事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減 ・各種助成制度による経済的負担の軽減
宮城県	仙台市	宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1990年9月	宮城県内市町村	宮城県下における合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の徹底を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	○合併処理浄化槽に関する調査研究及び普及・啓発 ○国及び県に対する合併処理浄化槽整備事業に関する要望及び陳情 ○合併処理浄化槽整備事業に関する関係官庁及び諸団体との連絡調整	・講習会等の開催や参加を通じ、担当職員のスキルアップが図れる ・全国団体との連絡調整を密にしており、浄化槽関連の情報共有や国への要望が容易	担当職員のスキルがアップすることで、事業者に対して適切な指導を行うことができる。	
福島県	南会津町	南会津町浄化槽協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1997年4月	・事務局：南会津町環境水道課下水道係 ・会員：維持管理業者、設備業者、浄化槽設置者	浄化槽の適正な設置、維持管理等を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	○維持管理（保守点検、11条検査）の委託及び支払いの代行 ・業者への維持管理委託を代行して行う ・会員から会費（維持管理料金）を集金し、維持管理業者へ一括で支払う ○浄化槽設置者に対する適正な施工、維持管理の啓発 ・浄化槽設置時にチラシ等で浄化槽の説明を行う	・設置者が協会へ加入することで、維持管理の委託忘れ等による無管理が軽減され、安定的な環境保全へつなげることができる	・維持管理業者の集金事務負担の軽減	・協会で定期的な保守点検、11条検査を実施することにより、管理の負担を軽減 ・支払い窓口を一つにすることで、支払い時の負担を軽減
栃木県	栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	法定協議会	平成２年９月	県、県内全市町、指定検査機関	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること	１．浄化槽設置整備事業の推進に関すること ２．浄化槽の普及促進及び啓発に関すること ３．浄化槽の設置・維持管理の情報交換に関すること ４．浄化槽に関する調査研究と講演会等の開催に関すること ５．国又は県に対して浄化槽に関する陳情、請願等に関すること	担当者の育成や自治体間の情報交換が可能	県内の浄化槽行政に関する情報等の収集が容易になる。	
群馬県	太田市	特定非営利活動法人太田ＣＳセンター	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2006年6月	構成員：群馬県浄化槽協会太田支部を母体とする	市町村設置型浄化槽の維持管理全般 合併浄化槽の普及	維持管理については随時実施。 転換等の普及活動については不定期に行っている。	ＮＰＯが維持管理に係る事務を担うことにより、自治体職員の事務負担が削減	保守点検業者の維持管理等に係る徴収事務の軽減	保守点検・浄化槽清掃・法定検査等の各種手続きに係る事務負担の軽減
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	法定協議会	2020年7月	（１）学識経験者 （２）指定検査機関 （３）浄化槽関係団体を代表する者 （４）政令指定都市職員 （５）市町村職員 （６）県職員 （７）その他適当と認められる者	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う	（１）浄化槽の整備促進に関すること （２）浄化槽の適正な維持管理の促進に関すること （３）その他目的を達成するために必要な事業等	作業部会を設置し、浄化槽の維持管理情報の収集方法等の体制整備について、実務者の視点から、持続的に運用可能な仕組みの構築に向けた検討を行う。 台帳の整備における関係者との調整、合意形成が行いやすい。 台帳整備後の単独転換や法定検査受験率向上に向けた取組につなげることについても関係者との調整が行いやすい。	維持管理情報の報告等、事業者が関係する実務の効率化を目指している。	浄化槽の適正な維持管理・単独転換の促進。 河川水質の向上。
富山県	黒部市	黒部市合併処理浄化槽適正維持管理推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2014年6月	市 保守点検業者（個別）	維持管理の啓発	契約 手続等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 啓発	浄化槽の適正な維持管理の促進を目的とした啓発活動	協議会の場があることで、関係者間の情報共有ができる。	事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減
	入善町	新川地区浄化槽協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1975年4月	保守点検業者、工事業者、富山県、魚津市、黒部市、入善町、朝日町	・正しい知識の普及 ・施工及び維持管理の適正化	・講習会、研修会の開催 ・施工、維持管理技術及び水質検査など調査研究	生活環境の保全	施工及び維持管理の適正化につながる	特になし

２４．協議会等の整備状況

（令和4年7月1日現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	種別	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員	協議会の目的	活動内容	協議会等を活用するメリット・効果 ※具体的な内容を記載してください。 自治体にとってのメリット・効果	事業者にとってのメリット・効果	浄化槽を使う住民にとってのメリット・効果
福 井 県	大 野 市	福井県浄化槽普及促進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1990年11月	・市町村会員：坂井市、池田町を除く福井県内の市町村 ・賛助会員：福井県浄化槽協会、北陸公衆衛生研究所	浄化槽の普及促進及びその設置、維持管理の適正化等を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。	・浄化槽の普及及び啓発 ・国または県に対する浄化槽に関する陳情、請願等 ・浄化槽の設置・維持管理に関する情報交換 ・浄化槽に関する調査研究及び講演会等の開催	・協議会の場があることで、国または県に対する要望活動の合意形成が行いやすい。 ・全国浄化槽市町村協議会より浄化槽行政等に関する情報提供等をうけられる。	賛助会員事業者と行政との間の連携がとりやすい	
	越 前 市	一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2016年10月	・正会員40団体 ・一般会員3人	合併処理浄化槽の設置から維持管理まで、各種事業者と行政が連携し、市内の合併処理浄化槽に関し総合的な役割を担う。	○委託契約により、法定水質検査、保守点検、清掃の各業務を法令に基づいて実施。故障や修繕にも対応。 ○浄化槽の入替え、修繕の補助金制度を設け、適正な機能維持と環境保全に努める。	・協会が維持管理に係る事務を担うことで、自治体職員の事務負担が削減 ・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	・保守点検・清掃事業者の集金事務負担、集金事務の削減	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減 ・各種助成制度による経済的負担の軽減
山 梨 県	山 梨 県	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	法定協議会	2020年12月	県、保健所設置市、市町村、指定検査機関、保守点検業者（団体）、浄化槽工事業者（団体）、浄化槽清掃業者（団体）	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取する	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取する	浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成等について必要に応じて関係団体と協議することができる。	－	
長 野 県	飯 田 市	飯田市浄化槽設置管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1996年2月	・正組合員 浄化槽設置者 ・協賛組合員 組合の目的に賛同し、組合の事業を賛助しようとする者 ・事務局 市職員	浄化槽の適正な設置、維持管理等を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	○飯伊浄化槽組合の活動への参加・協力 　定期総会、研修会、水質検査等 ○浄化槽巡回点検 　市内浄化槽の点検・採水 ○維持管理に関するアンケート調査	・浄化槽に係る知識や適正な維持管理に関する情報の普及・啓発を組合を通して行うことができる。 ・アンケート調査を行い維持管理等に関する実態を把握することで、維持管理指導や補助事業の在り方の検討材料とすることができる。	住民や市と直接意見交換等できる機会となる。	・浄化槽やその維持管理に関する知識等を得ることができる。 ・市や事業者への要望を、個人ではなく組合として行うことができる。
	東 御 市	東御市浄化槽管理協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2010年4月	東御市内に浄化槽を設置している者および協力業者	浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する。	維持管理にかかる費用の一部を補助、啓発事業等	協会が維持管理に係る事務を担うことで、自治体職員の事務負担の削減	保守点検・清掃費の一律化	浄化槽に対する意識向上
	立 科 町	立科浄化槽維持管理協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2015年6月	・役員　水道、浄化槽関係事業者 ・会員　浄化槽設置者	浄化槽に関する知識の向上をはかり、施工、管理を適正に実施して、立科町住民の生活、文化、福祉の向上に寄与することを目的とする。	○浄化槽設置者への啓発 浄化槽の適正な維持管理を目的として、浄化槽の点検を実施。 ○「蓼科の水を考える会」への助成 水環境の保全活動を行っている本会へ活動費の助成を実施。	浄化槽の適正な維持・管理がされる。	保守点検・清掃件数の増加	自己の責任による周辺環境の汚染を防止できる。
	辰 野 町	辰野町浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1982年4月	・住民 ・市町村 ・保守点検業者	「浄化槽法」の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に行い、生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。	浄化槽の維持管理に関する適正な保守点検及び清掃の推進。 浄化槽の維持管理に関する調査、研究会及び講習会の開催。	・理事会、総会の場があることで、台帳の整備における関係者との調整、合意形成が行いやすい。 ・適正管理の周知（促進広報等）	・保守点検・清掃事業者の広報	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減
	箕 輪 町	箕輪町浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2006年4月	浄化槽設置者 維持管理業者 清掃業者	浄化槽の維持管理を適正に実施し生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。	・総会 ・役員会 ・町内浄化槽一斉点検 ・浄化槽講習会 ・広報啓発活動 ・研修視察事業	デメリット ・事業参加率の低迷 ・役員の担い手不足 ・事務局側での事業活動のみ ・組合員の組合に対しての関心がない	浄化槽の維持管理に関する適正な保守点検及び清掃ができる	浄化槽新規設置者講習会により適正に維持管理できる デメリット 組合費を徴収され、還元されない。
	豊 丘 村	豊丘村排水処理管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1999年4月	村内浄化槽設置者及び設置予定者	家庭用小型合併浄化槽の特徴を把握して、浄化槽の正しい使用法ならびに維持管理の啓発活動と水質浄化に取り組み、地域の生活環境を向上させることを目的とする。	・浄化槽の維持管理に関する活動 ・浄化槽の正しい仕様の啓発	浄化槽維持管理の適正化を促進することができる。	事業者は会員ではないため、なし。	・組織加入により、点検に伴う補助や維持管理に伴う補助を受けることができる。 ・事業者と汚泥汲取り・保守点検料についての協議を行うことができる。
	14 市 町 村	飯伊浄化槽組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1967年4月	長野県、飯伊14市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者	浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する	浄化槽現地研修会開催、各部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催	協議会の場があることで、課題の共有や関係者との調整、合意形成が行いやすい。	現地研修会等を通じ、施工から維持管理・清掃までの状況を共有することで、今後に活かす改善点等が確認できる	組合から保守点検業者へ助言がされることで、保守点検の向上等につながり浄化槽の適正な管理に結び付く
	高 山 村	高山村浄化槽衛生管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1972年4月	・運営組織：高山村浄化槽衛生管理組合 ・組合役員：浄化槽設置者 ・浄化槽清掃業者	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とする。	（1）浄化槽の適切な施工、維持管理及び清掃の推進（2）浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施（3）その他目的達成のための必要な事項	・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	・組合と合同で実施することにより、浄化槽の適正な維持管理の推進が図られる。	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減
	佐 久 市	佐久市浄化槽協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1994年4月	・浄化槽設置者 ・浄化槽施工業者 ・維持管理業者 ・清掃業者 ・市	生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置及び普及並びに適正な保守管理を推進することを目的とする。	・浄化槽の維持管理 ・浄化槽の清掃業務 ・法定検査の推進 ・研修会の開催 ・総代会、役員会、管理者部会、施工部会、維持管理部会、清掃部会等の開催	・浄化槽の適正な維持・管理がされる。 ・法定検査の受検率の向上	・法定検査結果を維持管理に反映しやすい ・維持管理費、清掃費等の徴収業務が軽減される	・維持管理や清掃に関する問い合わせ先の一元化 ・法定検査の申込、費用の支払いの軽減
	上 田 市	上田市浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2008年4月	・浄化槽設置者（上田・丸子地域） ・保守点検業者 ・市町村	浄化槽の適正な維持管理を推進することにより、良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・浄化槽の代行管理業務 ・浄化槽の維持管理に関する調査、研究及び講習会の実施 ・維持管理料金の適正化 ・その他目的を達成するために必要な事業	・浄化槽の適正な維持管理を推進することができる	・集金事務の軽減	・事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減

２４．協議会等の整備状況

（令和4年7月1日現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	種別	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員	協議会の目的	活動内容	協議会等を活用するメリット・効果 ※具体的な内容を記載してください。		
								自治体にとってのメリット・効果	事業者にとってのメリット・効果	浄化槽を使う住民にとってのメリット・効果
長野県	６市町村	諏訪浄化槽衛生管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2014年5月（諏訪湖周衛生管理組合と諏訪南浄化槽管理組合が統合設立）	浄化槽設置者、保守点検業者、清掃業者、浄化槽工事業者、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、長野県	浄化槽法等の趣旨に基づき、浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、もって諏訪地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	○浄化槽の正しい知識の普及啓発 会報の発行、浄化槽設置者研修会、優良施設等の視察研修会等を実施 ○浄化槽の適正な施工、維持管理の推進 浄化槽一斉点検、法定検査手数料の補助等を実施	浄化槽維持管理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上につなげることができる	浄化槽の維持管理に関する適正な施工、保守点検及び清掃ができる	浄化槽やその維持管理に関する知識を得ることができることや一斉点検、法定検査手数料の補助等があり、適正な管理につながる
	伊那市	伊那市浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1982年5月	・組合員 市内浄化槽設置者 ・協力組合員 保守点検、清掃業務を行う者で組合長の承認を受けたもの	浄化槽の適正な維持管理等を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	・保守点検業者と連携した、浄化槽の適正な維持管理に関する活動 ・浄化槽の維持管理に関する講習会等	浄化槽の適正な維持・管理がされる	保守点検・清掃件数の増加	自己の責任による周辺環境の汚染を防止できる
	駒ヶ根市	駒ヶ根市浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1985年4月	・浄化槽設置者　・維持管理業者 ・清掃業者　・施工業者	浄化槽の維持管理を適正に実施し、生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。	○保守点検及び清掃の完全実施の推進 ○維持管理に係る調査、研究、相互点検	・公共、農集の普及に伴い地域で構成されている組織の 形骸化が進み、休会している。 ・解散を検討中。	特になし ・活動自体は休会しているが、組織の解散に対して 団体がなくなることに異を唱える者もいない。	特になし ・一部の地域では、維持管理を一括して業者に委託 しているようだが、大半は個人での管理をしている。
	中川村	中川村浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1983年4月	正組合員：中川村において浄化槽を設置している者とする 賛助組合員：維持管理業者、清掃業者、施工業者	「浄化槽法」の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に実施し、生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。	・役員会 ・総会 ・浄化槽自主パトロール ・視察研修 ・広報活動 ・維持管理講習会	浄化槽維持管理の適正化を促進することができる。	浄化槽の維持管理に関する適正な保守点検及び清掃ができる。	浄化槽維持管理に関する知識増進、水環境保全への意識向上が期待できる。
	木曽６町村	木曽浄化槽衛生管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1972年10月	・木曽広域連合 ・保守点検業者 ・組合員 ・県職員	浄化槽の衛生管理を行うことにより、木曽地区の衛生環境の改善及び福祉の増進を図ることを目的とする。	・正組合員が設置又は保有する浄化槽の保守点検業務 ・浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会等の開催 ・薬剤の斡旋	・浄化槽に係る知識や適正な維持管理に関する情報の普及啓発を組合を通して行うことができる。 ・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの削減。	・薬剤等の共同購買によるコスト削減。 ・保守点検の集金事務の負担削減。	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・各種助成制度や維持管理に関する助言による経済的負担の軽減
	１６市町村	松本広域浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1959年4月	正組合員 ①浄化槽を設置、管理する者 ②組合功労者及び学識経験者 専門組合員 浄化槽工事業、清掃業、薬品機具業者 協力組合員 浄化槽に密接な関係があり、組合の目的に協力する者 役員　正副組合長、理事、監事 職員　事務局長、代行管理職員、書記	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の普及並びに適正な維持管理を推進し、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図る。	(1) 浄化槽の普及啓蒙及び維持管理に関する調査研究、講習等の実施 (2) 浄化槽の代行管理の実施 (3) 清掃の立会管理 (4) 浄化槽に関する資材等のあっせん (5) その他、目的を達成するために必要な事業	浄化槽の適正な維持・管理	異業種間の情報交換の場となっている	浄化槽の適正な維持・管理 自己の責任による周辺環境の汚染防止
	大町市	大町市浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1977年6月	・正組合員 浄化槽設置者 ・準組合員 組合の趣旨に賛同する者 ・事務局 市職員・直接雇用職員	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の適正な維持管理の推進により公衆衛生の向上と生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。	・総会 ・理事会 ・浄化槽講習会 ・広報啓発活動 ・研修視察事業 ・合併浄化槽保守点検補助事業	・浄化槽に係る知識や適正な維持管理に関する情報の普及、啓発を組合を通して行うことができる。 ・維持管理補助事業の事業主体となることで、市の事務負担が軽減できる。	・事業者は準組合員に加入している業者もあるが、直接的なメリットはない。	・浄化槽に何か問題が起きたときに、適時指導助言を受けることができる。 ・維持管理の補助事業の対象になる。 ・法定検査などの浄化槽行政情報提供。
	飯綱町	飯綱浄化槽維持管理協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1986年7月	・正組合員-浄化槽設置者 ・専門会員-点検管理業者 ・協力会員-協議会の趣旨に賛同し、その活動に協力する者	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に実施し、文化生活の向上と地域住民の環境保全に寄与することを目的とする。	○浄化槽の維持管理（清掃・保守点検）の実施の推進 ○浄化槽の維持管理に関する調査及び研究会・講習会の開催等 ○一般家庭用の小型合併浄化槽の設置推進事業に協力 ○その他目的達成のため必要な事項。	浄化槽維持管理の適正化を促進することができる。	浄化槽の維持管理に関する適正な保守点検及び清掃ができる。	浄化槽に対する意識向上。
	２市町	中高浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1973年11月	・正組合員 浄化槽設置者 ・賛助会員 組合の目的に協賛し、理事会で認めた者	浄化槽の適正な維持管理の啓発活動を主として行うこととし、文化生活の向上と地域住民の福祉に寄与することを目的とする。	浄化槽の適切な管理に万全を期すため、浄化槽だよりの発行並びに浄化槽パトロール等を実施する。	浄化槽維持管理の適正化を促進することができる。	組合と合同で実施することにより、浄化槽の適正な維持管理の推進が図られる。	浄化槽に対する意識の向上が図られる。
岐阜県	大野町	大野町生活排水処理事業推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1995年	・住民 ・区長代表 ・市町村職員	大野町生活排水処理事業の円滑な推進と当該事業計画の樹立を図ることを目的とする。	○補助事業開始後の汚水処理人口普及率についての周知 ○大野町高度処理型合併浄化槽設置整備事業の変更内容についての周知	・住民へ水質環境の周知ができる	・補助事業の施工指導基準に沿った工事を行うことで、一定の技術を保つことができる。	・生活排水の処理が進み、公共水域の水質が向上するため、住環境が整備される

２４．協議会等の整備状況

（令和4年7月1日現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	種別	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員	協議会の目的	活動内容	協議会等を活用するメリット・効果 ※具体的な内容を記載してください。 自治体にとってのメリット・効果	事業者にとってのメリット・効果	浄化槽を使う住民にとってのメリット・効果
静岡県	富士市	富士市浄化槽連絡協議会	法定協議会	2022年4月	・浄化槽関係団体を代表する者 ・指定検査機関 ・浄化槽清掃許可業者 ・市職員	浄化槽関係者が抱える課題について共通認識を持ち、連携、協力などによる課題解決を目指すことにより、「市民負担の軽減を図り、浄化槽の整備促進及び持続的な適正維持管理を推進する」ことを目的とする。	R4年度 〇浄化槽工事部会 転換促進チラシ作成。 浄化槽法第7条検査で不適正な工事事例の紹介や浄化槽工事業者が抱える課題について共通認識を持たせ、連携・協力などによる問題解決と適切な設置工事を推進する。 〇浄化槽維持管理部会 適正維持管理促進チラシ作成。 浄化槽清掃許可業者を通じ、市民にチラシの配布等で浄化槽設置者説明会の案内や単独処理浄化槽の使用者への転換の働きかけ、適正な維持管理と法定検査実施のお願いを行う。	浄化槽関係業者が連携・協力体制を整える「場」を提供することで、事務の効率化を図り、市職員の事務負担が軽減できる。また、DXへの対応、台帳整備、社会情勢の変化等様々な課題に柔軟に対応できる。	浄化槽関係事業者が情報提供・情報交換・連携協議を行う「場」ができることにより、効率的かつ持続的な経営につながる。	浄化槽関係事業者間の連携・協力による顧客満足の上昇・維持管理負担の軽減。
	御殿場市	印野地区公設浄化槽整備推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2013年4月	一般社団法人　印野郷土振興協会　外	御殿場市が行う公設浄化槽整備事業への参加を推進することにより、事業の早期普及及び地域の河川水質の保全等に寄与することを目的とする。	公設浄化槽整備事業の普及啓発、申請受付、宅内工事費への助成、連絡会議への参加等	・協議会が普及啓発、申請受付等の事務を担うことで、自治体職員の事務負担が削減 ・公設浄化槽整備の促進	・公設浄化槽の整備促進による地域振興や地域の生活環境の向上	各種助成制度による浄化槽の設置に係る経済的負担の軽減
		玉穂地区公設浄化槽整備促進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2013年4月	一般社団法人　玉穂報徳会　外	御殿場市が推進する公設浄化槽整備事業に協力し、玉穂地区内の河川浄化を図るため、御殿場市生活排水処理基本計画において個別設置が適当と判断された地区の合併処理浄化槽の整備を促進することを目的とする。	公設浄化槽整備事業の普及啓発、申請受付、宅内工事費への助成、連絡会議への参加等	・協議会が普及啓発、申請受付等の事務を担うことで、自治体職員の事務負担が削減 ・公設浄化槽整備の促進	・公設浄化槽の整備促進による地域振興や地域の生活環境の向上	各種助成制度による浄化槽の設置に係る経済的負担の軽減
愛知県	愛知県	愛知県浄化槽協議会	法定協議会	2021年3月	・工事業者（団体） ・保守点検業者（団体） ・清掃業者（団体） ・指定検査機関 ・愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市	浄化槽の整備促進及び汚水の適正な処理の促進により公共用水域の水質の更なる改善を目指す。	浄化槽の適正な維持管理の推進、（特定既存）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（公共浄化槽）への転換、浄化槽台帳システム情報の精査及び共有・活用	・自治体及び関係団体と議論することで、先行事例や現場での課題等も踏まえた上で施策の検討を行うことができる	関係団体としての意見を施策に反映させることができる 行政と一体となった取り組みを行うことで、適正維持管理の徹底に向けた浄化槽管理者への営業活動の円滑化につながる。	・浄化槽の整備推進や公共用水域の水質改善がされることで、美しい水環境の保全に繋がる
	一宮市	一宮市浄化槽協議会	法定協議会	令和2年4月	・一宮市職員 ・浄化槽工事業者 ・浄化槽清掃業者 ・浄化槽保守点検業者 ・指定検査機関 ・その他必要と認める者	市内における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うことを目的とする。	〇浄化槽管理者に対する支援についての協議 〇浄化槽管理者による浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の適正実施に関する事項についての協議 〇浄化槽台帳の作成についての協議 〇その他浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な事項についての協議	協議会の場があることで、台帳の整備における関係者との調整、合意形成が行いやすい。 台帳整備が進むことで、使用や維持管理の実態を正確に把握できるようになり、単独転換や法定検査受験率向上に向けた取組につなげることができる。	浄化槽にまつわる現況を共有しやすくなる。	住民が事業者に伝えた意見が市に届きやすくなる。
滋賀県	滋賀県	滋賀県浄化槽適正処理促進協議会	法定協議会	2021年5月	・県 ・全市町 ・指定検査機関 ・業界団体	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うこと。	（１）浄化槽台帳の整備に関すること。 （２）浄化槽管理者等に対する指導および啓発に関すること。 （３）浄化槽の維持管理および法定検査に関すること。 （４）その他協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること。	・浄化槽台帳整備ロードマップを定め、関係者が連携して浄化槽台帳の適正化を図るとともに、協議会として普及啓発を行うことにより、法定検査率の向上とはじめとする浄化槽の適正な維持管理を推進することができる。	・浄化槽台帳整備ロードマップを定め、関係者が連携して浄化槽台帳の適正化を図るとともに、協議会として普及啓発を行うことにより、法定検査率の向上とはじめとする浄化槽の適正な維持管理を推進することができる。	
兵庫県	宍粟市	宍粟市浄化槽維持管理協議会	法定協議会	2005年4月	・市職員 ・波賀町正副連合自治会長 ・一般会員：浄化槽設置者	浄化槽設置者の維持管理負担の軽減及び適正な処理の促進	・適切な維持管理や法定検査受験率の向上に向けた指導 ・法定検査結果を一括管理し、不具合・故障に早期対応する。	適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	・保守点検・清掃事業者の集金事務負担、集金事務の削減	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・各種助成制度による経済的負担の軽減
鳥取県	鳥取県	鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	法定協議会	2021年6月	・有識者 ・指定検査機関 ・民間団体（一般社団法人鳥取県浄化槽協会） ・浄化槽管理者（公募委員） ・権限移譲市町職員、保健所設置市職員、南部町職員 ・県職員	浄化槽の整備及び適正な維持管理に関して必要な協議を行い、浄化槽を含む生活排水処理施設の適正な処理促進を図ることによって鳥取県の豊かな自然や水環境を守る。	〇浄化槽管理者等への支援に関する協議 ・浄化槽整備に係る支援 ・浄化槽の維持管理に係る支援 〇浄化槽の適正な維持管理に関する協議 ・保守点検、清掃、法定検査の実施率向上の方策 ・浄化槽台帳の整備・更新と利活用 ・不適正管理の浄化槽に対する行政指導の実情と改善すべき事項 〇浄化槽の整備に関する協議 ・合併処理浄化槽への転換の促進 ・公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）を含めた様々な手法による整備 ・避難所等における単独処理浄化槽の転換 〇特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する協議 ・特定既存単独処理浄化槽に関する現状把握 ・特定既存単独処理浄化槽に対する統一的な認定、指導手順 ・特定既存単独処理浄化槽の判定に係る意見 ・判定部会を令和４年11月以降に設立予定 〇浄化槽関係者の技術力向上に関する協議 ・浄化槽管理士に対する研修のカリキュラム、実施方法 ・進歩する浄化槽技術についての知見の習得	協議会の場があることで、台帳の整備における関係者との調整、合意形成が行いやすい。 台帳整備が進むことで、使用や維持管理の実態を正確に把握できるようになり、単独転換や法定検査受験率向上に向けた取組につなげることができる。	保守点検、清掃記録を紙媒体から電子データで提出することで、データをより早く台帳に登録することが可能になるため、各事業者の作業効率が上がる効果が見込める。	災害時においてGISで登録された浄化槽の位置や状況等を把握することが可能になり、様々な事案に対してより早い行政の対応が期待される。

２４．協議会等の整備状況

（令和4年7月1日現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	種別	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員	協議会の目的	活動内容	協議会等を活用するメリット・効果 ※具体的な内容を記載してください。 自治体にとってのメリット・効果	事業者にとってのメリット・効果	浄化槽を使う住民にとってのメリット・効果
岡 山 県	倉 敷 市	倉敷市　浄化槽連絡会議	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2003年3月	行政、浄化槽指定検査機関、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者	浄化槽の設置及び維持管理にかかわる諸問題の解決を図り、より良い浄化槽施策の実現に資することを目的とする。	情報交換、諸問題の解決	・協会が維持管理に係る事務を担うことで、自治体職員の事務負担が削減 ・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	市民から市に寄せられた各種苦情や申し立て内容を共有することにより、同様のトラブルについて未然に対策がとることができる。	
広 島 県	広 島 県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	法定協議会	2014年4月（２０１３年５月）	広島県 県内全23市町 指定検査機関 浄化槽清掃業者団体 浄化槽保守点検業者団体 浄化槽工事業者団体 浄化槽製造業者団体	広島県域における浄化槽による汚水の適正な処理の測人に関し必要な協議を行う。	浄化槽の適正な維持管理を促進することを本旨とした，次の各号に掲げる事項の情報共有，意見交換の実施 （１）　行政，浄化槽関係者等の連携・協力の促進 （２）　浄化槽管理者の維持管理に対する意識向上 （３）　浄化槽工事業者，保守点検業者，清掃業者及び法定検査機関等関係業者の取組 （４）　県，市町等行政の取組 （５）　その他，課題抽出・解決方策・今後の取組方策等適正な維持管理の促進に関すること	・法定検査の受検率向上に向けた取組みについて，関係者で協調した取組みを進めることにより，浄化槽管理者への指導が円滑に実施できる。 ・研修や浄化槽台帳の整備について，浄化槽の適正な維持管理のための取組みとして，関係者で情報共有・意見交換を進めることができる。	・自治体や関係事業者と協調した取組みを進めることにより，浄化槽管理者からの信頼を高めることができる。 ・研修や浄化槽台帳の整備について，浄化槽の適正な維持管理のための取組みとして，関係者で情報共有・意見交換を進めることができる。	・行政・関係者業者が連携した広報・啓発が行われることで，浄化槽制度についての理解が深まりやすくなる。 ・関係業者への信頼を高めることができる。
	北 広 島 町	北広島町大朝地区小型合併処理浄化槽設置整備事業推進協議会	法定協議会	1993年4月	浄化槽使用者 市町村職員 区長	生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び衛生環境の向上に寄与するため、小型合併処理浄化槽の設置及び整備並びに適正な保守管理を推進すること。	・生活雑排水対策に関する調査・研究 ・河川や小川の美化運動の推進 ・無届浄化槽の撤廃運動 ・小型合併処理浄化槽の設置及び適正な保守管理の推進 ・小型合併処理浄化槽の設置整備事業の斡旋 ・小型合併処理浄化槽の保守管理の委託 ・その他本会の目的達成に必要な事項	維持管理補助金の申請の１本化による事務負担の削減 清掃、保守点検の取りこぼしの防止	使用料金の未納がなくなる。	維持管理補助金の申請などの手間の削減
		北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会	法定協議会	1993年6月	浄化槽使用者 市町村職員 区長代表 議員	生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び衛生環境の向上に寄与するため、各種生活排水対策事業の推進並びに適正な保守管理を期すること。	・生活雑排水対策に関する調査・研究 ・河川・用排水路その他の水路の美化運動の推進 ・水質保全、生活環境に関する関係機関への請願、陳情又は意見の具申 ・生活排水対策施設の整備及び適正な保守管理の推進 ・合併処理浄化槽の保守点検及び清掃業務に係る業務の委託の他本会の目的達成に必要な事項	維持管理補助金の申請の１本化による事務負担の削減 清掃、保守点検の取りこぼしの防止	使用料金の未納がなくなる。	維持管理補助金の申請などの手間の削減
徳 島 県	徳 島 県	とくしま浄化槽連絡協議会	法定協議会	2020年8月	（１）徳島県（水・環境課、総合県民局、東部保健福祉局、環境指導課、建築指導室） （２）市町村浄化槽及び環境担当部局 （３）指定検査機関 （４）浄化槽保守点検業登録業者及びこれらで組織する団体 （５）市町村の浄化槽清掃業許可業者及びこれらで組織する団体 （６）浄化槽工事業登録業者及びこれらで組織する団体 （７）市町村設置型浄化槽整備特別目的会社 （８）その他、協議会の目的達成のために必要と認めたもの	浄化槽行政担当者が，浄化槽による汚水の適正な処理の促進に必要な施策構築のため，指定検査機関や関係団体等の関係者からの意見徴収や情報共有を行う	1　転換への「有効な方策」の検討に関すること 2　「台帳作成」のため，設置情報の収集に関すること 3　適正な維持管理の推進に関すること 4　その他，協議会の目的を達成するために必要なこと	合併処理浄化槽への転換を促す有効な方策の検討、浄化槽台帳の整備検討、適正な維持管理の検討、災害時における浄化槽汚泥の収集運搬や処理のルールづくりなど	合併処理浄化槽への転換を促す有効な方策の検討、浄化槽台帳の整備検討、適正な維持管理の検討、災害時における浄化槽汚泥の収集運搬や処理のルールづくりなど	補助・助成金制度等による経済的負担の軽減等も検討課題となっている。
	美 馬 市 つ る ぎ 町	みま水環境保全協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2015年7月	【運営組織】 (事務局) ・徳島県環境技術センター (会　員) ・(保守点検、清掃業者、法廷検査)業者 (行政機関) ・美馬市環境下水道課 ・つるぎ町上下水道課 ・徳島県西部総合県民局水・環境課	浄化槽の適正な維持管理を確保するための組織として設立し、つるぎ町に営業所のある保守点検・清掃を実施する業者及び指定検査機関の連携を通じて保守点検、清掃、及び法廷検査の一括契約を推進することを目的とする。	(協議会事務局) ○契約内容をデータ更新する。 ○口座自動振替の準備を行う。 ○保守点検、清掃、法廷検査の業務完了報告書を受取り、契約履行状況を監督。 ○口座引落の状況に応じて各業者の口座へ業務委託料の振込をする。 (行政窓口) ○窓口にてパンフレット配布等	・維持管理の促進及び法定検査受検率の向上 ・受検率向上で住民間の不公平感の払拭	・保守点検・清掃事業者の集金事務負担、集金事務の削減 ・計画的に業務が実施でき業務の効率化	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減
	神 山 町	神山町きれいな水づくり推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2012年4月	・徳島県 県土整備部 水・環境課 ・神山町 ・(公社)徳島県環境技術センター ・㈲マルシンクリーン ・㈲井内清掃 ・㈲アズマ四国	神山町における生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	○　浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、神山町内における一括契約方式の推進する。 ○　単独槽から合併槽への転換を積極的に推進する。 上の2点を目的とした施策の検討を行う。	くみとり業者との情報交換や意思疎通が出来、浄化槽設置推進施策を進めやすくなる。	役場との情報交換や意思疎通が出来、現場担当者や町民からの意見を行政に反映しやすい。	合併処理浄化槽設置補助金の申請にあたっては一括契約をむすぶこと（もしくは適正な管理を行うことを確約）を申請要件としている。
	那 賀 町	那賀町浄化槽らくらく安心協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2010年4月	指定検査機関 保守点検業者 清掃業者	合併浄化槽の「法定検査」、「保守点検」、「清掃」の維持管理が適正に実施される。	○合併浄化槽への転換啓発 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進啓発 ○適正な維持管理や法定検査の受検率向上 未実施の浄化槽管理者に対して、検査案内等の候補活動を行い適正な維持管理ができる一括契約の案衰悼を行う	○協議会があることにより、維持管理が適切に行われ、法定検査受験率の向上が期待できる。 ○単独槽から合併浄化槽への転換等への更新が期待できる	○一括契約により法定検査回数の確実な実施 ○事務局があることで、顧客管理や集金の事務の負担軽減や安全性	○点検業者、清掃業者との個別契約の負担軽減 ○一括契約にすることにより、割引等での経費削減効果

２４．協議会等の整備状況

（令和4年7月1日現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	種別	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員	協議会の目的	活動内容	協議会等を活用するメリット・効果 ※具体的な内容を記載してください。 自治体にとってのメリット・効果	事業者にとってのメリット・効果	浄化槽を使う住民にとってのメリット・効果
徳島県	牟岐町 美波町 海陽町	海部郡浄化槽一括契約協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2014年10月	牟岐町・美波町・海陽町において、浄化槽の保守点検及び清掃を業とする個人または法人、若しくは団体、及び県知事指定検査機関で構成	住民が安心して託せる浄化槽メンテナンスシステムの確立を図り、もって住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	○維持管理一括契約の推進・啓発 保守点検契約を締結している施設に対し一括契約方式を推進する。また、浄化槽管理者に対してパンフレット・広報誌等で啓発を図り、契約加入者の増加を目指す。 ○合併処理浄化槽への転換促進事業 水質悪化施設等、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。また、町内行事開催に併せて、カットモデルの展示、転換に必要な費用等、相談に応じる。 ○浄化槽技術者研修への参加等 浄化槽管理士、清掃技術者等の資質・技術向上のための研修に参加。また、特別認定管理士の資格取得を奨励し、維持管理制度の向上に努める。	・住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上により、公共水域の水質保全が図れる。 ・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減。	・保守点検・清掃事業者の集金事務負担、集金事務の削減。 ・適切な維持管理推進による顧客層の安定化。	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・協議会の設置及び業者の技術向上等に伴う安心感。
愛媛県	松山市	松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	1998年5月	・指定検査機関 ・保守点検業者 ・浄化槽清掃業者 ・市職員 ・県職員	浄化槽の維持管理の推進及び合併処理浄化槽の普及拡大を図ることにより，生活排水の適正な処理を行い，生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	・浄化槽の調査，研究に関する事業 ・浄化槽管理者に対する適正な使用についての啓発に関する事業 ・浄化槽の法定検査の受検に関する事業 ・合併処理浄化槽の普及，啓発に関する事業 ・合併処理浄化槽設置整備事業の円滑な実施に関する事業 ・その他協議会の目的を達成するために必要な事業	・協議会の場があることで、浄化槽関連業務における関係者との調整、合意形成を行いやすい。 ・ワーキンググループを設置する等、単独転換や法定検査受験率向上に向けた取組につなげることができる。	同左	
	砥部町	砥部町衛生事業推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2014年6月	・松山衛生事業協同組合の代表 ・大洲喜多清掃共同体の代表 ・砥部町一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者の代表 ・砥部町の職員	し尿・浄化槽の清掃、合併浄化槽の普及拡大及び公共下水道への接続を推進することにより、生活排水の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・浄化槽管理者に対する適正な使用についての啓発に関すること ・し尿及び浄化槽の清掃料金に関すること ・合併浄化槽の普及及び啓発に関すること ・合併浄化槽の設置事業の円滑な実施に関すること ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の趣旨に沿った協議に関すること	・行政だけでは見えない部分（業界のルールや地域の実情、企画の専門的分野など）を深く協議し合うことができる。 ・災害時に、し尿処理について協力し合う組織づくりをすることができる。	・合併処理浄化槽の普及促進のため、事業者同士で連携し、事業内容の統一を図ることができる。	・生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために活動する協議会があることで、安心感が増す。 ・災害時など、緊急を要する清掃が必要となった場合、優先的なくみ取りを行うことができ、住民の生活環境の保全を図ることができる。
福岡県	福岡県	福岡県浄化槽台帳協議会	法定協議会	2021年1月	・県 ・市町村団体 ・保守点検及び清掃業者団体 ・指定検査機関	法第49条に基づく浄化槽台帳の整備その他浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うことを目的とする	○浄化槽台帳の記載項目、保守点検又は清掃業者からの情報の集約方法等に関する協議	協議会の場があることで、台帳の整備における関係者との合意形成が行いやすい。	制度設計から参画することで、事業者の業務効率化や浄化槽業界の信頼性向上につながる浄化槽台帳となる。	
	田川市	田川市浄化槽技術向上協議会	法定協議会	2018年11月（設置） 2022年4月（法定協議会に変更）	・市職員 ・工事業者（田川管工事組合） ・保守点検業者（田川地区環境整備事業協同組合） ・指定検査機関 ・浄化槽システム協会	浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること	浄化槽普及啓発、事業者の技術の向上（浄化槽技術講習会の開催）、市民からの相談	・工事や維持管理の現場の実情を把握できるため、浄化槽に関する様々な問題や課題を解決し、技術力の向上を図ることができる。	・現場での問題や課題を協議会で協力し解決することができる。	・浄化槽関係者すべての技術力が向上するため、工事や維持管理を安心して任せることができる。
	大木町	大木町合併処理浄化槽維持管理協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	2014年1月	・運営組織：一般社団法人 大木町合併処理浄化槽維持管理協会 ※社員は（大木町・議会・環境衛生協議会で構成） ・一般会員：合併処理浄化槽設置者	合併処理浄化槽の維持管理に関し、設置者の負担軽減及び適正な使用方法による堀への排水対策の強化を目的とする。	○契約等の手続き代行や助成申請業務 ・清掃業者との維持管理契約を協会が一括して行っている。 ・助成制度、減額制度の運用（少人数世帯減額制度、機能回復助成等） ○浄化槽管理者や住民への指導・啓発 浄化槽に関する知識の向上を目的とした設置者に対する講習会等の開催	・協会が維持管理に係る事務を担うことで、自治体職員の事務負担が削減 ・適切な維持管理による浄化槽のライフサイクルコストの低減	・保守点検・清掃事業者の集金事務負担、集金事務の削減	・業者との維持管理契約に係る事務負担の軽減 ・事業者のコスト負担の削減に伴う、住民側の経済的負担の軽減 ・各種助成制度による経済的負担の軽減
熊本県	熊本市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	法定協議会	1985年4月	・保守点検業者 ・清掃業者 ・熊本市（オブザーバー的役割）	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術向上を促進する。	○浄化槽の整備促進策の検討 単独処理浄化槽の使用者に対する転換の働きかけを共同して行う。 ○浄化槽維持管理従事者研修会の開催 浄化槽の適正な維持管理に関する研修会を開催する。	・維持管理に関する研修会の開催 ・事業者との情報共有や課題認識が可能 ・単独転換や法定検査受検率向上に向けた周知が可能	・維持管理に関する知識習得等が可能 ・事業者間の意思疎通を図ることが可能 ・行政情報の把握が可能	・浄化槽の適正な維持管理が実施 ・浄化槽補助制度の把握が可能

２５．浄化槽処理促進区域の指定状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	浄化槽処理促進区域の指定状況			浄化槽処理促進区域を「指定済み」と回答した市町村の浄化槽処理促進区域内整備事業		
	指定済み（市町村数）	未指定・検討中（市町村数）	未指定・未検討（市町村数）	浄化槽設置整備事業（市町村数）	公共浄化槽等整備推進事業（市町村数）	左記の事業両方（市町村数）
北海道	21	9	149	11	7	3
青森県	7	2	31	3	3	1
岩手県	9	4	20		7	2
宮城県	10	2	23	2	6	2
秋田県	3	2	20		2	1
山形県	13	8	14	5	8	
福島県	10	9	40	4	5	1
茨城県	15	5	24	12	2	1
栃木県	25			24		1
群馬県	27	3	5	18	7	2
埼玉県	50		13	37	9	4
千葉県	15	3	36	12	1	2
東京都	5	2	55		4	1
神奈川県	3	4	26	1	1	1
新潟県	7	5	18	2	4	1
富山県	2	2	11	1	1	
石川県	8	1	10	4	4	
福井県	2	1	14			2
山梨県	4	2	21		2	2
長野県	6	5	66		3	3
岐阜県	2	4	36			2
静岡県	15	2	18	14		1
愛知県	13	7	34	13		
三重県	7	3	19	1	4	2
滋賀県		1	18			
京都府	3		23		3	
大阪府	6	1	36	1	4	1
兵庫県	1	2	38	1		
奈良県	4	2	33	2	2	
和歌山県	1	2	27	1		
鳥取県	3	3	13		3	
島根県	10		9	1	8	1
岡山県	5	1	21	3	2	
広島県	6	2	15	2	2	2
山口県	2	1	16	1	1	
徳島県	9	2	13	7	2	
香川県	4		13	4		
愛媛県	7	2	11	1	5	1
高知県	8		26	7	1	
福岡県	10	3	47	4	4	2
佐賀県	9	1	10		9	
長崎県	3	1	17	2	1	
熊本県	15	4	26	5	9	1
大分県	15		3	13	1	1
宮崎県	15	2	9	12	2	1
鹿児島県	40	2	1	32	3	5
沖縄県			41			
合計	455	117	1169	263	142	50

２６．浄化槽管理士に対する研修機会の確保

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	条例の規定状況	研修の実施にあたっての他機関との連携		研修の内容						
			連携の有無	連携機関名	浄化槽行政動向	浄化槽の構造と機能	浄化槽の保守点検と清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容	研修頻度
北海道	修正	規定済み	有	公益社団法人北海道浄化槽協会	○	○	○		○	道内の浄化槽の情報に関する事項	回数については登録浄化槽管理士の受講の機会を確保するため、毎年度計画を作成している。
青森県		規定済み	有	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	○	○	○		○	地域の浄化槽に関する施策展開、普及状況、法定検査受検率等	次の更新登録（３年）までに１回
岩手県	修正	規定済み	有	公益社団法人岩手県浄化槽協会（指定検査機関）	○	○	○	○	○	地域における浄化槽情報	保守点検業登録の有効期間内に１回以上
宮城県	修正	規定済み	有	公益社団法人宮城県生活環境事業協会	○	○	○				令和２年度　１回 令和３年度　2回 令和４年度　４回
秋田県		規定済み	有	一般社団法人全国浄化槽連合会	○	○	○	○	○	地域の動向	年１～2回程度（必要に応じて）
山形県	修正	規定済み	有	一般社団法人山形県浄化槽工業協会、公益社団法人山形県水質保全協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	毎年
福島県		規定済み	有	公益社団法人福島県浄化槽協会、中核市（福島市、郡山市及びいわき市）	○	○	○		○	その他浄化槽の保守点検に必要な事項	有効期間（3年）ごとに1回以上
茨城県	修正	規定済み	有	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	○	○				少なくとも5年（保守点検業登録の有効期間）に1回
栃木県		規定済み	有	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	○	○				登録の有効期間（５年）に１回以上
群馬県		規定済み	有	群馬県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	年１回以上
埼玉県		規定済み	有	指定研修機関（一般社団法人埼玉県浄化槽協会・一般社団法人埼玉県環境検査研究協会）	○	○	○		○	埼玉県における浄化槽の課題と施策	各指定研修機関で年１回以上
千葉県	修正	規定済み	有	保健所設置市（千葉市、船橋市、柏市）	○	○	○		○	法定検査、県内の浄化槽に関する普及状況、他	年4回程度
東京都	修正	規定済み	有	東京都水環境システム協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	年１回程度 主催：東京都水環境システム協会 後援：東京都環境局
神奈川県	修正	規定済み	有	公益社団法人神奈川県生活水保全協会	○	○	○		○	県内の浄化槽に関する情報	登録の有効期間である５年間の間に１回以上
新潟県		規定済み	有	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会	○	○	○	○	○	県内における浄化槽に関する情報	年２回程度
富山県	修正	規定済み	有	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	１年に１回
石川県		規定済み	有	石川県浄化槽協会	○	○	○	○			年１回
福井県		規定済み	有	一般社団法人福井県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	登録の有効期間（５年）ごとに1回以上
山梨県		規定済み	無		○	○	○		○	地域における浄化槽情報	１回／年
長野県		規定済み	有	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	○	○	○			登録更新（５年）に１回
岐阜県	修正	規定済み	有	公益財団法人岐阜県浄化槽連合会	○	○	○	○	○	地域における浄化槽情報	８回前後／年
静岡県	修正	規定済み	有	一般社団法人静岡県浄化槽協会	○	○	○		○	浄化槽法定検査受検の取組	３回／年
愛知県		規定済み	有	一般社団法人愛知県浄化槽協会、一般社団法人愛知県薬剤師会、一般財団法人中部微生物研究所、愛知県浄化槽保全協会、愛知県衛生事業協同組合、愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会	○	○	○		○	接遇	９回（令和３年度実績）
三重県	修正	規定済み	有	四日市市	○	○	○	○	○	地域に応じて実施すべき内容	年２回実施
滋賀県	修正	規定済み	有	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	○	○	○	○	滋賀県における浄化槽情報	年１回
京都府		規定済み	有	京都市、公益社団法人京都保健衛生協会	○	○	○				年１～２回
大阪府	修正	規定済み	有	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	年1回
兵庫県		規定済み	有	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	○	○	○			２年に１回
奈良県		規定済み	有	奈良市、全浄連	○	○	○	○			条例に規定はしているが、初回の開催日は未定
和歌山県		規定済み	有	和歌山県浄化そう協会	○	○	○				年１回
鳥取県		規定済み	有	鳥取県浄化槽協会	○		○				年１回（秋頃）

２６．浄化槽管理士に対する研修機会の確保

（令和3年度末現在）

都道府県名	修正等	条例の規定状況	研修の実施にあたっての他機関との連携		研修の内容						
			連携の有無	連携機関名	浄化槽行政動向	浄化槽の構造と機能	浄化槽の保守点検と清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容	研修頻度
島 根 県		規 定 済 み	有	一般社団法人島根県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽状況	年１回程度
岡 山 県		規 定 済 み	有	一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	浄化槽保守点検業者の登録の有効期間（３年）内に１回以上
広 島 県	修　正	規 定 済 み	有	県内全23市町	○	○	○	○	○	浄化槽保守点検・同清掃記録票	年間3回（県内3会場・3日）
山 口 県		規 定 済 み	有	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	○	○		○	山口県における浄化槽情報	１回/年
徳 島 県	修　正	規 定 済 み	有	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	○	○	○	○	地域における浄化槽情報	１年に6回
香 川 県		規 定 済 み	有	日本環境整備教育センター		○	○				年に1回
愛 媛 県		規 定 済 み	有	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	○	○	○			年2回予定
高 知 県		規 定 済 み	有	一般社団法人高知県浄化槽協会	○	○	○	○			年に１回
福 岡 県		規 定 済 み	無		○	○	○		○	地域における浄化槽情報	年１回以上
佐 賀 県		規 定 済 み	有	一般財団法人佐賀県浄化槽協会	○	○	○	○			年に1回
長 崎 県	修　正	規 定 済 み	有	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	○	○				１回
熊 本 県		規 定 済 み	有	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	○	○	○			年１回
大 分 県		規 定 済 み	有	大分市、公益財団法人大分県環境管理協会	○	○	○	○	○	地域の実情	概ね１年に１回
宮 崎 県		規 定 済 み	有	一般社団法人宮崎県浄化槽協会	○	○	○				年1回
鹿 児 島 県		規 定 済 み	有	鹿児島県環境保全協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報に関する内容	毎年1回以上
沖 縄 県		規 定 済 み	有	公益社団法人沖縄県環境整備協会、 日本環境整備教育センター	○	○	○		○	沖縄県における浄化槽情報	毎年１回（本島、宮古島、石垣島）

注）修正：前回の同設問から内容を一部修正